基労補発第0514001号
平成１４年５月１４日

都道府県労働局
労働基準部労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公　印　省　略）

「労災保険特別加入関係事務の取扱い」の送付について

今般、労災保険特別加入関係事務に係る標記通達集を改訂し、下記部数を別途配付するので、業務の参考とされたい。

記

部

執 務 資 料

労災保険特別加入関係事務の取扱い

平成14年４月

厚生労働省労働基準局

目　　次

Ⅰ　特別加入制度の概要

1　特別加入制度の趣旨 …… 3

2　特別加入者の範囲 …… 3

(1)　中小事業主等 …… 3

(2)　一人親方等 …… 3

(3)　特定作業従事者 …… 4

(4)　海外派遣者 …… 7

Ⅱ　承認に係る事務処理

1　承認の意義 …… 11

2　申請の手続 …… 11

(1)　中小事業主等 …… 11

(2)　一人親方等及び特定作業従事者 …… 12

(3)　海外派遣者 …… 13

3　変更の手続 …… 15

(1)　中小事業主等 …… 15

(2)　一人親方等及び特定作業従事者 …… 15

(3)　海外派遣者 …… 15

4　審　　査 …… 15

(1)　中小事業主等 …… 15

(2)　一人親方等 …… 17

(3)　特定作業従事者 …… 18

(4)　海外派遣者 …… 19

5　特別加入時の健康診断 …… 20

(1)　加入時健診対象業務 …… 20

(2)　加入時健診対象者 …… 20

(3)　業務歴の記載 …… 21

(4)　健康診断証明書の提出等 …… 21

(5)　診断実施機関の指定等 …… 25

(6)　特別加入予定者の健康状態の確認等 …… 27

(7)　加入承認時における加入時健診結果の取扱い …… 28

(8)　保険給付の支給決定時における加入時健診の結果の取扱い …… 29

6　通　　知 …… 29

(1)　承認通知 …… 29

(2)　不承認通知 …… 29

(3)　変更通知 …… 29

(4)　変更内容の不承認 …… 29

7　地位の削減 …… 30

(1) 脱　　退 …… 30
(2) 取　　消 …… 30
(3) 自動消滅 …… 30
8 給付基礎日額 …… 30
Ⅲ 特別加入者の保険料
1 特別加入保険料 …… 35
(1) 特別加入保険料率 …… 35
(2) 賃金総額 …… 36
(3) 保険料の徴収 …… 36
(4) 増加概算保険料 …… 36
2 保険料算定基礎額の特例 …… 37
(1) 中小事業主等の特別加入者の保険料算定基礎額 …… 37
(2) 一人親方等の特別加入者の保険料算定基礎額 …… 37
Ⅳ 保険給付に係る事務処理
1 業務上外の認定 …… 41
2 通勤災害 …… 47
3 保険給付 …… 48
4 支給制限 …… 49
Ⅴ 付　　録
1 特別加入関係通達 …… 53
2 特別加入制度の推移 …… 341
3 第２種特別加入保険料率改定経緯 …… 345
4 特別加入関係事務様式 …… 347

〔略　称〕

労災法……労働者災害補償保険法

労災則……労働者災害補償保険法施行規則

徴収法……労働保険の保険料の徴収等に関する法律

徴収則……労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則

特別支給金規則……労働者災害補償保険特別支給金支給規則

Ⅰ　特別加入制度の概要

Ⅰ　特別加入制度の概要

1　特別加入制度の趣旨

労災保険は、労働者の災害に対する保護を本来の目的とする制度であるから、事業主、自営業者、家族従事者等労働者以外の者の災害は、本来ならば労災保険による保護の対象とならないところである。また、労災保険法の適用は法律の一般原則として属地主義がとられているので、国内の事業にのみ適用があり、海外の事業場に派遣され、その事業に使用されることとなる者の災害については労災保険の対象とならないものである。

しかしながら、中小事業主、自営業者、家族従事者等のなかには、その業務や通勤の実態、あるいは災害の発生状況からみて労働者に準じて労災保険による保護の対象とするにふさわしい者が存在し、また、海外の事業場に派遣された労働者についても、外国の労災補償制度の適用範囲や給付内容が十分でないために、わが国の労災保険による保護の対象とする必要がある者が存在する。

そこで、これらの人々に対しても労災保険本来の建前を損なわない範囲で、一定の要件の下に労災保険への加入を認め、その保護を及ぼそうというのが特別加入制度である。

2　特別加入者の範囲

特別加入することができる者は、労災法及び労災則において規定されており、これ以外の者が加入することはできない。

なお、特別加入することができる者は、労災法第33条第１号から第７号までに区分されるが、これらは加入手続、業務上外の認定等の観点から①中小事業主等、②一人親方等、③特定作業従事者、④海外派遣者の４種類に分類されるので、以下の記述はこの分類により行うこととする。

(1)　中小事業主等

イ　中小事業主（労災法第33条第１号）

中小事業主とは、その使用する労働者の総数が常時300人（金融業、保険業、不動産業又は小売業にあっては50人、卸売業又はサービス業にあっては100人）以下の労働者を使用する事業主（事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者）であって、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託する者をいう。

この場合、「常時300人、100人又は50人以下の労働者を使用する」とは常態として300人、100人又は50人以下の労働者を使用することをいう。ただし、臨時的に労働者が増加した結果、一時的に使用労働者が300人、100人又は50人以上となった場合及び労働者の通年雇用は行わない事業主が、年間において相当期間（100日以上と見込まれる場合）にわたり労働者を使用することを常態とする場合は中小事業主として取り扱う（昭40.11.15基災発18号）。

ロ　中小事業主が行う事業に従事する者（労災法第33条第２号）

中小事業主が行う事業に従事する者とは、労働者以外の者で事業に常態として従事する者をいい、通常家族従事者が該当する。また、事業主が法人である場合には、代表者以外の役員のうち労働者性の認められない者が該当する。

(2)　一人親方等

一人親方等とは、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする者及びその事業に従事する者であって労働者でないものをいい、このうち特別加入することのできるのは次の事業を行う者及びその事業に従事する者である（労災法第33条第３号及び第４号）。

この場合「労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする者」とは、労働者を年間を通じて一人も使用しな

い者はもとより、労働者を使用する日の合計が１年において100日未満となることが見込まれる者をいう。

また、「その事業に従事する者」とは、労働者以外の者で当該事業に常態として従事する者をいう。

イ　自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業（労災則第46条の17第１号）

個人タクシー業者であって、道路運送法第４条の一般旅客自動車運送業の免許を受けた者又は個人貨物運送業者等貨物自動車運送事業法第３条の一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者及び事業の実態が運送の事業に該当し、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の適用を受ける者のほか軽自動車を使用して、貨物軽自動車運送事業を行う者であって地方運輸局陸運支局長に届出をした者が該当する。

ロ　土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業（以下「建設の事業」という。）（労災則第46条の17第２号）

この対象者は、大工、左官、とび、石工等のもっぱら建設の事業を請け負って行う者のほか、通常、物の製造を行い、その他に建設工事を請け負って行うことがある者（畳工、建具師、鉄工等）も該当し、特に職種は限定していない。

なお、電気事業法に基づく電気主任技術者の免状の交付を受けている者であって自家用電気工作物の工事等の業務を行う者を含む（昭58.３.31基発第174号）。

ハ　漁船による水産動植物の採捕の事業（労災則第46条の17第３号）

この対象者は、水産動植物の採捕の事業を行う者のうち、漁船に乗り組んで行う者に限られる。

ニ　林業の事業（労災則第46条の17第４号）

林業の事業を行う者が該当する。

ホ　医薬品の配置販売の事業（労災則第46条の17第５号）

薬事法（昭和35年法律第145号）第30条の許可を受けて行う医薬品の配置販売業を行う者が該当する。

ヘ　再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業（労災則第46条の17第６号）

通常、廃品回収業又はくず鉄業と呼ばれる再生利用を目的とした古紙、古繊維、金属くず、ガラスくず、空容器等の回収、運搬、選別、解体、集荷等の事業を行う者が該当する。

(3)　特定作業従事者

特定作業従事者とは、次の作業に従事する者をいう。（労災法第33条第５号）

イ　厚生労働大臣が定める規模（平３.４.12労働省告示第37号。年間農業生産物総販売額300万円以上又は経営耕地面積２ヘクタール以上）の農業（畜産及び養蚕を含む。）の事業場における土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取、又は家畜（家きん及びみつばちを含む。）若しくは蚕の飼育の作業であって、次のいずれかに該当するもの（以下「特定農作業従事者」という。）（労災則第46条の18第１号イ）

(イ)　動力により駆動される機械を使用する作業

(ロ)　高さが２メートル以上の箇所における作業

(ハ)　労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第６第７号に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

(ニ)　農薬の散布の作業

(ホ)　牛、馬又は豚に接触し、又は接触するおそれのある作業

ロ　農業における土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業であって、厚生労働大臣が定める次の種類の機械（昭40.10.30労働省告示第46号）を使用するもの（以下「指定農作業機械作業従事者」という。）（労災則第46条の18第１号ロ）

(イ)　動力耕うん機その他の農業用トラクター（耕うん整地用機具、栽培管理用機具、防除用機具、収穫調整用機具又は運搬用機具が連結され、又は装着されたものを含む。）

(ロ)　前号に掲げる機械以外の自走式機械で、次に掲げるもの

a　動力溝堀機

b　自走式田植機

c　自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械

d　自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械

e　トラックその他の自走式運搬用機械

(ハ)　次に掲げる定置式機械又は携帯式機械

a　動力揚水機（排水機能を有するものを含む）

b　動力草刈機

c　動力カッター

d　動力摘採機

e　動力脱穀機

f　動力剪定機

g　動力剪枝機

h　チェーンソー

i　単軌条式運搬機

j　コンベヤー

(注)　指定農業機械を使用する農作業の範囲は、土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業に限られ、養蚕、養畜等の作業を含まない。

ハ　求職者を作業環境に適応させるための訓練として行われる作業（労災則第46条の18第２号イ）

この対象者は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第15条第１項第３号の訓練として行われる作業に従事する者（以下「職場適応訓練従事者」という。）

ニ　求職者の再就職を容易にするために必要な技能を習得させるための職業訓練であって事業主又は事業主の団体に委託されるものとして行われる作業（労災則第46条の18第２号ロ）

この対象者は、事業主団体等委託訓練実施要領に規定する事業主団体等委託訓練の対象者のうち、公共職業安定所に求職申込みを行っている者であって、公共職業安定所長から事業主団体等委託訓練の受講指示又は受講推薦を受けた者である（以下「事業主団体等委託訓練従事者」という。）。

また、①大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校又は専修学校の卒業者であって未就職の者又は②18歳以上25歳未満の早期離転職者等求職者であって、都道府県雇用促進センター所長から職業訓練の受講推薦を受けた者（以下「若年委託訓練生」という。）も対象である。

ホ　家内労働法（昭和45年法律第60号）第２条第２項の家内労働者又は同条第４項の補助者が行う作業であって次のいずれかに該当するもの

(イ)　プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業

(ロ)　研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの

(ハ)　労働安全衛生法施行令別表第６の２に掲げる有機溶剤又は有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第１条第１項第２号の有機溶剤含有物（以下「有機溶剤等」という。）を用いて行う作業であって、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、鞄、布物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの

(ニ)　じん肺法（昭和35年法律第30号）第２条第１項第３号の粉じん作業又は労働安全衛生法施行令別表第４第６

号の鉛化合物（以下「鉛化合物」という。）を含有する釉薬を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉若しくは絵付けを行ったものの焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの

(ホ) 動力により駆動される合糸機、撚糸機又は織機を使用して行う作業

(ヘ) 木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの（木工機械には動力ロクロを含む。）

(注) 家内労働者とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とするものであって、家内労働法第２条第３項に定める委託者から、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であって、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものである（家内労働法第２条第２項）。また、補助者とは、家内労働者の同居の親族であって、当該家内労働者の従事する業務を補助する者である（同条第４項）。

ヘ 労働組合等（常時労働者を使用するものを除く。）の常勤役員が行う作業であって、当該労働組合等の事務所、事業場若しくは集会場又は道路、公園その他の公共の用に供する施設においてなす以下のもの（当該作業に必要な移動を含む。）

(イ) 集会の運営の作業（総会、中央執行委員会、代議員大会、監査委員会等の労働組合等の機関における会議に限らず、労働組合等が主催若しくは共催する集会の運営の作業を含む。）

(ロ) 団体交渉の作業（労働組合法第６条、国家公務員法第108条の５又は地方公務員法第55条の交渉の作業をいう。）

(ハ) その他の当該労働組合等の活動に係る作業（集会への参加、デモ行進への参加・先導、労働組合員の勧誘、ビラ配布等の宣伝活動等の作業、争議行為を指導する作業、役員等の選挙のための作業、労働組合費の徴収その他労働組合会計処理に必要な作業等をいうほか、それぞれの作業に付随する作業をいう。

なお、国家公務員法第98条第２項等により争議行為そのものが禁止されている場合、当該争議行為を指導するための作業は「当該労働組合の活動に係る作業」とは認められないが、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項のような手続規定に違反する争議行為を指導するための作業は、この限りではない。

ト 介護労働者法第２条第１項に規定する介護関係業務（以下「介護関係業務」という。）に係る作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの

(イ) 介護関係業務とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理その他のその者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための福祉サービス又は保健医療サービスであって、介護労働者則第１条で定めるものを行う業務であるが、このうち加入対象作業は、介護関係業務に係る作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの（以下「介護作業」という。）のみである。

(ロ) 介護関係業務に係る作業であっても、以下のサービスに係るものは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活に支障がある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るものには含まれないので、加入対象作業とならない。

(a) 介護労働者則第１条第17号に規定する福祉用具の貸与

(b) 同条第18号に規定する福祉用具の販売

(c) 同条第19号に規定する移送

(d) 同条第20号に規定する食事の提供

(e) 同条第22号に規定する療養上の管理及び指導

(f) 同条第28号に規定する居宅サービス計画の作成、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整、介護保険施設への紹介その他の便宜の供与

(g) 同条第29号に基づく「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第１条第１号から第28号までに掲げる福祉サービス又は保健医療サービスに準ずるサービス」（厚生労働大臣定め）のうち、第16号に規定する地域療育等支援事業として行われる相談、健康診査、各種福祉サービスとの調整その他の援助

(ハ) 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活に支障がある者に対する、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除、買い物等の家事その他の当該者本人に必要な日常生活上の世話であり、直接本人の世話に該当しない行為（本人以外の者に係る調理、洗濯、掃除、買い物等）や日常生活上の世話に該当しない行為（草むしり、室内外家屋の修理及び植木の剪定等の園芸等）と判断される行為は含まれない。

(4) 海外派遣者

海外派遣者として特別加入することができるのは、次の者である（労災法第33条第６号及び第７号）。

イ 国際協力事業団等開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除く。）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する者

ロ 日本国内で行われる事業（有期事業を除く。）から派遣されて海外支店、工場、現場、現地法人、海外の提携先企業等海外で行われる事業に従事する労働者

ハ 日本国内で行われる事業（有期事業を除く。）から派遣されて海外支店、工場、現場、現地法人、海外の提携先企業等海外で行われる300人（金融業、保険業、不動産業又は小売業にあっては50人、卸売業又はサービス業にあっては100人）以下の労働者を使用する事業に従事する事業主その他労働者以外の者

Ⅱ　承認に係る事務処理

Ⅱ　承認に係る事務処理

1　承認の意義

特別加入においては、特別加入を希望する者の申請に対する承認により保険としての効力が開始されるものであることから、加入承認は保険会社等が行う保険契約の締結と類似の行為と見ることもできるが、加入承認の本質は、政府が個人に対し特別加入者たる特別の地位を付与する行為であり、これは、行政処分である。

したがって、加入承認は適正な審査が行わなければならないものである。

なお、特別加入者の行う業務内容の変更及び特別加入者の追加に係る変更のための届書については、申請の場合と同様、承認通知により効力が開始されるとしているので、その審査及び決定の通知については申請書と同様に取り扱うべきものであること。

また、特別加入申請を行う事業主、団体及び加入希望者並びに労働保険事務組合に対し、保険給付の対象となる範囲（業務遂行性の認められる範囲、通勤災害が保護の対象となっているか等）について、周知することは、災害発生後、無用のトラブルを除く観点からも必要なことである。

2　申請の手続

特別加入の申請は、各々、以下の手続により行うこととしているので、加入希望者等に対して適切な指導を行うこと。

(1)　中小事業主等

イ　中小事業主の特別加入は、当該事業主の行う事業の労働保険事務について労働保険事務組合に委託することが要件とされているので、従来、委託をしていない場合は、加入申請に当たり、まず、労働保険事務組合に委託（又は委託の予約）をしなければならないこと。

ロ　特別加入の申請は、事業主が所定事項を記載した「特別加入申請書（中小事業主等）」（告示様式第34号の７）を、当該事業主が委託する労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署を経由して都道府県労働局長に提出して行うこと。

したがって、事業主（法人その他の団体である場合には代表者）が、加入申請を行うこととされているため、たとえ名目上の事業主であっても、その者が従事者を包括して特別加入申請を行わなければならない。

ハ　「特別加入申請書（中小事業主等）別紙」には当該事業に従事する者全員を記載しなければならないこと（事業に従事する者のうち一部のみを記載することはできない。）。

なお、この「事業に従事する者」とは、事業に常態として従事する者であるため、例えば法人の名目上の役員等事業に従事することのない者については記載する必要がない。

ニ　同一の中小事業主が２以上の事業についてそれぞれ保険加入をし、労働保険事務組合に労災保険に係る労働保険事務の処理を委託しているときは、当該事業主及びその事業に従事する者は、１の事業のみについて特別加入することができるのはいうまでもないが、２以上の事業について重ねて特別加入をすることも妨げない。

ホ　中小事業主の行う事業に従事する者は、当該中小事業主とともに包括加入をすることになるが、その具体的範囲は、名簿（労災則第46条の19第１項第３号、告示様式第34号の７別紙）によって申請することとし、名簿に登載されていない者は、特別加入者として扱われない。もちろん、名簿に登載されていても特別加入者に該当しないものは、特別加入者として扱われない。

したがって、中小事業主及びその事業に従事する者に異動等があった場合には、「特別加入に関する変更届」（告示様式第34号の８）によってその旨を遅滞なく届出させること。

ヘ　特別加入申請書の別紙に記載する業務の内容は、中小事業主及びその事業に従事する者各人の業務の範囲を明確にし、業務上外の認定の適正を期するため、業務の内容を具体的に明記させること。

(2)　一人親方等及び特定作業従事者

イ　一人親方等又は特定作業従事者の特別加入は、当該特別加入希望者を構成員とする団体（団体の承認基準については15、16ページ参照）を適用事業とみなし、また、団体の構成員たる一人親方等又は特定作業従事者を労働者とみなして労災保険の適用を行うものであるから、加入申請に当たり、まず、団体を設立している必要があること。

ロ　特別加入の申請は、団体が所定事項を記載した「特別加入申請書（一人親方等）」（告示様式第34号の10）を、特別加入団体の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署を経由して都道府県労働局長に提出して行うこと。

ハ　「特別加入申請書（一人親方等）別紙」には、当該団体の構成員のうち、特別加入を希望する者を記載すれば足り、希望者のみの加入が可能であること。

ニ　「特別加入申請書（一人親方等）」には、次の書類を添付しなければならないこと。

(イ)　定款、規約等団体の目的、組織運営等を明らかにする書類

(ロ)　当該団体が定める業務災害の防止に関する措置及び事項の内容を記載した書類（家内労働者等の団体の場合にあっては、家内労働法規に基づく規制措置があるため、災害防止に関する書類の添付の必要はない。）

※　従来一人親方等の団体が特別加入の申請に当たり、業務災害の防止に関する当該団体が講ずべき措置及び当該団体の構成員が守るべき事項を記載した書類に代わるものとして誓約書を提出させることにより足りるものとして取り扱ってきたところであるが、この取扱いは、施行当初の暫定措置であるので、今後特別加入の申請を行おうとする団体については、できるだけ速やかに当該書類を整備し、構成員に対して周知を図り、その励行を期するよう加入承認に際して指導すること。

なお、既に特別加入の承認が認められている団体についても、当該団体の実情に配慮しつつ、できるかぎり速やかに上記書類の整備を図るよう指導すること。

ホ　加入申請書の送付書類に記載する業務又は作業の内容は、次の範囲内において各人の業務又は作業の具体的内容等を明らかとするものであること。

(イ)　自動車を使用して行う旅客の運送の事業を行う者及びその事業に従事する者にあっては、免許を受けた事業の範囲内において旅客を運送するために事業自動車を運転する業務

(ロ)　自動車を使用して行う貨物の運送の事業を行う者及びその事業に従事する者にあっては、許可を受けた事業又は事業の実態が運送の事業に該当し「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法」の適用を受ける事業又は軽自動車を使用して貨物軽自動車運送事業を行うことについて、地方運輸局陸運支局長に対して必要な書類の届出を行った事業の範囲内において貨物を運送するために事業用自動車を運転する業務（運転補助業務を含む。）及びこれに直接附帯する貨物取扱いの業務

(ハ)　建設の事業を行う者及びその事業に従事する者にあっては、その者の職種の範囲内において請負契約の目的たる仕事の完成のために行う業務

(ニ)　漁船による水産動植物の採捕の事業を行う者及びその事業に従事する者にあっては、水産動植物に採捕のために漁船に乗り組んで行う業務

(ホ)　林業の事業を行う者及びその事業に従事する者にあっては、主として従事している林業の種類及びこれに使用する機械の種類

(ヘ)　医薬品の配置販売の事業を行う者及びその事業に従事する者にあっては、「医薬品の配置販売業」の記載及び都道府県知事より受けている医薬品の配置販売業の許可番号

(ト) 再生資源取扱いの事業を行う者及びその事業に従事する者にあっては、作業の内容、年間の従事日数、通常の就業時間及び主として取扱う再生資源の種類

(チ) 指定農業機械作業従事者にあっては、その使用する農業機械の種類を記載させることとする。

(リ) 職場適応訓練従事者にあっては、昭41.12.26付基災発第29号によること。

(ヌ) 家内労働者等にあっては、当該団体の構成員である家内労働者等が、労災則第46条の18第３号に掲げる作業に従事している者かどうか、また、その者が当該作業に常態として、継続して従事している者であるかどうかを明らかにするため、特別加入者の作業内容、通常の労働時間及び年間作業従事日数（見込み）のほか、次の事項を記載させることとする。

a　プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤若しくはバフ盤を使用する作業及び合糸機、撚糸機若しくは織機を使用する作業及び木工機械を使用する作業にあっては、その機械名及び台数

b　溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ又は焼きもどしの作業にあっては、その作業の対象となる製品名

c　鉛化合物を使用する作業にあっては、鉛化合物の名称及び１日当たりの使用量又は使用する釉薬若しくは絵具に含有される量

d　有機溶剤等を使用する作業にあっては、有機溶剤等の名称、第一種、第二種等の区分及び１日当たりの使用量又は使用する接着剤等に含有される量

ヘ　旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業、建設の事業、漁船による事業、指定農作業機械作業及び職場適応訓練等の作業に従事する者については、同種の事業又は作業については、２以上の団体の構成員になっていても重ねて特別加入することができない。

なお、異種の事業又は作業に従事しており２以上の団体に属している者が、それぞれの事業又は作業について特別加入することは差し支えない。

ト　家内労働者等の団体にあっては、後述の保険料負担との関連から、保険料納付の確実性を期する必要がある。しかしながら、家内労働者の委託関係は極めて変動しやすいものであるので、保険料納付について問題が生ずるおそれがある。このため、特別加入の承認に当たっては、当該承認の日の属する保険年度の末日までの期限付き承認とし、継続して特別加入を希望する家内労働者等の団体にあっては、毎保険年度当初に承認申請を行わせるものとする。この場合、毎年４月21日以降に承認申請があったときは承認の日において保険関係が成立したものとして取り扱うこと。

チ　家内労働者等の承認申請に当たっては、団体から労災則第46条の23第３項に掲げる書類のほか次の書類を提出させることとする。

(イ) 保険料納付の確実性を期するため、委託者が保険料分を負担しないときは、特別加入した家内労働者等が自己負担する旨を記した念書。この念書には、団体が法人であるか否かを問わず、構成員である家内労働者全員の記名捺印を必要とする。

(ロ) 所定の保険料納付期限までに保険料を全く納付しない場合には、労災法第35条第３項の規定により当該団体についての保険関係を消滅させる旨を記した念書。この念書には、当該団体の代表者の記名押印を必要とする。

(3) 海外派遣者

イ　海外派遣者は、派遣元の団体又は事業主が、海外派遣者を特別加入させることについて政府の承認を申請し、政府の承認があった場合に特別加入することができる（労災法第36条第１項）。

ロ　海外派遣者の特別加入は、当該特別加入者を国内にある事業の労災保険関係に基づき、当該事業に使用される労働者とみなして労災保険の適用を行うものであるから、国内に保険関係（有期事業の保険関係を除く。）の成立する事業がなければならない。

政府の承認を申請する団体又は事業主は、「特別加入申請書（海外派遣者用）」（告示様式第34号の11）に所定の事項を記載の上、所轄労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出しなければならない（労災則第46条の25の２第１項）。

ハ　特別加入申請書に記載すべき事項のうち、留意すべき点は次のとおりである。

(イ)　申請書の①欄の「団体又は事業主」は、当該申請手続を行う派遣元の団体又は事業主であり、また、②欄の「申請に係る事業」は当該申請手続を行う派遣元の団体又は事業主の行う事業（以下「派遣元事業等」という。）であって、派遣先の事業ではないこと。

(ロ)　申請書の③欄の「特別加入予定者数」は、同申請書別紙に登載されている者の数の合計と一致するものであること。

(ハ)　派遣元事業等が労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託する事業（以下「委託事業」という。）である場合は、申請書の下部余白に労働保険事務組合の名称及び所在地並びに代表者の氏名を記入させ、当該労働保険事務組合を経由して申請させること。

(ニ)　申請書別紙に登載する者は、当該派遣元の団体又は事業主が海外に派遣する者（既に海外に派遣されている者を含む。）であって特別加入者とすることとしたものであること。

ニ　第３種特別加入の申請手続を行う者は、国内において継続事業を行っている団体又は事業主に限られ、有期事業（一括扱いをしている有期事業を含む。）のみを行っている事業主は含まないものであること。

ホ　下請事業の労働者であっても元請事業に事実上出向し、元請事業主の命で海外に派遣される場合は、下請事業主は派遣元の事業主とはならないこと。

なお、派遣元の事業が建設業であるか否かを問わず、子会社的企業の労働者が親会社的企業の要請により海外に派遣される場合、極力親会社的企業が派遣元となるよう指導することが望ましい。

ヘ　特別加入者の具体的な範囲は、派遣元の団体又は事業主が申請書に添付して提出する名簿（申請書別紙）によって確定する。海外派遣の特別加入制度では中小事業主等の特別加入制度の場合と異なり、名簿に登載する者の範囲は、派遣元の団体又は事業主が任意に選択することが可能であるが、制度の運用に当たっては、できる限り包括加入するよう指導すること。

また、承認を受けた団体又は事業主が特別加入者の範囲を変更しようとするとき（特定の者を脱退させるとき又は新規加入をさせようとするとき）は、変更届（告示様式第34号の12）を提出しなければならない（労災則第46条の25の２第２項）。

ト　海外派遣で従事する業務の内容

海外派遣者についても、業務上外の認定の適正を期するため、名簿に海外で従事する業務の内容を記載させることになっているが、この欄には、派遣先の事業における地位を付記させること。

なお、海外派遣される事業主等については、派遣先の事業における地位に加えて、当該派遣先の事業の種類及び当該事業に係る労働者数も記載させること。

ホ　第３種特別加入の申請につき、特別加入を承認することとしたときは、「特別加入承認通知書」（特様式第１号。以下「承認通知書」という。）により、その旨を当該事業主（派遣元事業等が委託事業である場合は、当該労働保険事務組合を経由して）に通知するが、同通知書を交付する際に、同通知書に「なお、海外派遣者に関する報告書（別添）を遅滞なく提出すること。」と付記し、これに「海外派遣に関する報告書」（特様式第５号）を添えること。

ヘ　「海外派遣に関する報告書」は、申請書別紙に記載されている事項を補完するものであって、第３種特別加入の申請時に派遣先事業において従事する具体的な業務又は作業の内容等が未確定であるために、申請書別紙にはそれらの事項が概括的に記載されているに過ぎないときには業務上外の認定等給付事務の迅速・適正な処理に当

たって支障があるので、派遣先の事業に従事するに至ったときは、遅滞なく同報告書を所轄労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出させることとし、その旨十分指導すること。

3　変更の手続

既に承認されている事項について変更が生じたときはその内容を届け出なければならないこととされており、その手続は以下のとおりであるので、申請と同様、加入者に対して適切な指導を行うこと。

なお、従事する業務内容の変更及び特別加入者の追加については、既になされている承認内容の変更決定によりその効果が生じるものであること。

(1)　中小事業主等（労災則46条の19）

以下の事実が発生したときは、事業主が遅滞なく、「特別加入に関する変更届（中小事業主等及び一人親方等）」（告示様式第34号の８）に必要事項を記載し、所轄労働基準監督署長を経由して所轄労働局長に提出しなければならない。

イ　既に特別加入している者が①氏名に変更があったとき、②従事する業務内容を変更したとき、③事業主（法人等の団体である場合は代表者。以下同じ。）との関係を変更（法人である場合の従業上の地位の変更等を含む。）したとき又は④当該業務に従事しなくなったとき

ロ　従来特別加入していない者が①新たに、当該事業の事業主又は従事する者となったとき又は②事業主との関係において労働者であった者が当該事業の事業主又は従事する者となったとき

(2)　一人親方等及び特定作業従事者（労災則第46条の23第５項）

以下の事実が発生したときは、当該団体が遅滞なく、「特別加入に関する変更届（中小事業主等及び一人親方等）」（告示様式第34号の８）に必要事項を記載し、所轄労働基準監督署長を経由して所轄労働局長に提出する。

イ　既に特別加入している者が①氏名に変更があったとき、②従事する業務内容又は作業内容を変更したとき、③一人親方との関係を変更したとき、④当該業務又は作業に従事しなくなったとき、⑤当該団体の構成員でなくなったとき

ロ　①当該団体の構成員又はその者の事業に従事する者であって従来特別加入を希望していないものを新たに特別加入させようとするとき、②新たに当該団体の構成員又はその者の事業に従事することとなった者のうち、特別加入を希望するものが現れたとき

ハ　当該団体の定款、規約等又は災害防止規程等を改めたとき

(3)　海外派遣者（労災則46条の25の２）

以下の事実が発生したときは、団体又は事業主が遅滞なく、「特別加入に関する変更届（海外派遣者）」（告示様式第34号の12）に必要事項を記載し、所轄労働基準監督署長を経由して所轄労働局長に提出する。

イ　既に特別加入している者の①氏名に変更があったとき、②派遣先事業又はその所在地が変更したとき（海外の派遣先の事業に従事する労働者であって特別加入している者が海外派遣される事業主等となり、引き続き特別加入させようとする場合又はその逆も含む。）、③派遣先事業において従事する業務の内容、地位が変更したとき、④派遣が終了したとき、又は⑤派遣先の事業に従事しなくなり、特別加入者たる地位が消滅したとき

ロ　当該団体又は事業主が既に派遣している者又は今後派遣する者を新たに特別加入させようとするとき

4　審　　査

特別加入の申請がなされた場合は以下の事項について審査を行った上、承認又は不承認を決定する。

(1)　中小事業主等

イ　中小事業主であること

使用する労働者の総数が常時300人（金融業、保険業、不動産業又は小売業にあっては50人、卸売業又はサー

ビス業にあっては100人）以下の事業の事業主でなければならない。

なお、臨時的に労働者数が増加する可能性があり、その結果、一時的に使用労働者が300人（又は100人若しくは50人）以上となる事業の事業主についても中小事業主として取り扱う。また、労働者の通年雇用を行わない事業主の場合は、年間において相当期間（100日以上と見込まれる場合）にわたり労働者を使用することを常態とするものは中小事業主として取り扱うが、この場合には、当該事業における過去の雇用実績、今後の労働者の具体的な雇用計画等について明らかにさせるべきものであること。

ロ　中小事業主の行う事業に従事する者であること

当該事業に従事する者であり、かつ労働者でない者でなければならない。

したがって、法人の役員となっている者であっても、実際に事業に従事しない者は該当しない。

なお、法人の役員の労働者性については次により判断すること。

(イ)　法人の重役（有限会社の取締役の取扱いについては次の(ロ)による。）

a　法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として労働者として取り扱う。

b　法令又は定款の規定によっては、業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役員会規則その他内部規定によって業務執行権を有する者と認められる者は、労働者として取り扱わない。

c　監査役及び監事は、法令上使用人を兼ねることを得ないものとされているが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合には、労働者として取り扱う（昭34.1.26基発第48号）。

(ロ)　有限会社の取締役

a　代表取締役が選任されていない場合

有限会社の取締役は、有限会社法第27条第２項の規定により各自会社を代表することとされていることから、同条第３項の規定に基づく代表者取締役が選任されていない場合には、代表権とともに業務執行権を有していると解されるので、労働者とは認められないこと。

b　代表取締役が選任されている場合

有限会社において代表取締役が選任されている場合であっても、代表取締役以外の取締役は、当然には業務執行権を失うものではないが、定款、社員総会の決議若しくは取締役の過半数の決定により業務執行権がはく奪されている場合、又は、実態として代表取締役若しくは一部の取締役に業務執行権が集約されている場合にあっては、業務執行権を有していないと認められることから、事実上、業務執行権を有する取締役の指揮、監督を受けて労働に従事し、その対償として労働基準法第11条の賃金を得ている取締役は、その限りにおいて労働者と認められること（昭61.3.14基発第141号）。

ハ　当該事業について労災保険に係る保険関係が成立していること

(イ)　労災保険に係る保険関係は労働者を使用することにより当然に成立するが、ここではその手続が行われていることを要する。

(ロ)　建設の事業を行う事業主であって建設の現場における業務に従事する者の場合には、原則として、当該事業に係る徴収法第７条に規定する一括有期事業の保険関係が成立していることを要する。

(ハ)　数次の請負による建設の事業の下請事業を行う事業主も、特別加入の事業主として、取り扱われるが、当該事業主が自ら行う建設工事について、あらかじめ徴収法第７条の規定による一括有期事業の保険関係が成立していることを要する。

この場合、もっぱら下請負の建設の事業を行うため、一般保険料の確定精算の結果、労働者の賃金が０円となる保険関係であっても止むを得ない。

(ニ) 前記(ハ)の事業について成立した保険関係に基づき特別加入をした事業主は、その行う事業が、元請事業であると下請事業であるとを問わず、また、一括有期事業の基準以上の事業を行った場合及び労働者に係る保険関係が成立しない事務所、作業場等において行われる業務についても、すべて前記(ハ)の事業について成立している保険関係に基づく特別加入者として取り扱われる。

(ホ) 事業の種類が異なる有期事業が２以上ある場合に一括された有期事業の事業主は、その主たる事業について成立している保険関係に基づく特別加入者として取り扱われる。

ニ 当該事業の労働保険事務を労働保険事務組合に委託していること

加入申請時において既に委託していることが要件であるが、特別加入が承認された場合には委託することを約して加入申請しているものは要件を満たすものとして取り扱う。

(2) 一人親方等

一人親方等の特別加入の申請に際しては、特別加入団体についての審査を各特別加入希望者についての審査が必要である。

イ 特別加入団体については提出された定款、規約等において次の要件を全て満たすものでなければならない。

(イ) 加入申請者たる団体は、一人親方その他の自営業者の相当数を構成員とする単一団体（連合団体は、これに該当しない。）であること。

なお、当該団体は特別加入することを目的に新たに結成された団体であることを要さない。

(ロ) 当該団体は、法人であることを要さないが、構成員の範囲、構成員たる地位の得喪の手続等が明確であること、その他団体の組織運営方法等が整備されていること。

(ハ) 当該団体の事業内容が労災保険事務の処理を可能とするものであること。

(ニ) 当該団体の事務体制、財務内容等からみて、労災保険事務を確実に処理する能力があると認められること。ただし、労災保険事務を社会保険労務士等当該団体の職員以外の者に委託して行う場合においては、その事務処理能力を当該団体の能力と評価して差し支えない。

(ホ) 当該団体の地区が、その主たる事務所の所在地を中心として徴収則第６条第２項第４号に定める区域に相当する区域を超えないものであること。

(ヘ) 当該団体等において業務災害の防止に関する規定が整備され、かつ、それを構成員に遵守させることが可能な体制であること。

(ト) 一人親方等の特別加入については、一人親方その他の自営業者の団体を適用事業主とみなし、一人親方等を労働者とみなして、適用事業の保険関係と同様に取り扱われる。

この場合、当該団体は、すべて継続事業として取り扱われる。

ロ 各特別加入希望者については次の(イ)及び(ロ)の要件を満たすものでなければならない。

(イ) その行う事業又は従事する事業が労災則第46条の17の各号のいずれかに該当するものであること。

(ロ) その行う事業又は従事する事業が労働者を使用しないで行うことを常態とするものであること。

ハ その他一人親方等の審査に当たり次のことに留意すること。

(イ) 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業に係る特別加入については、その対象者を①道路運送法第４条の規定に基づく一般旅客自動車運送事業の免許を受けた者又は貨物自動車運送事業法第３条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者、②土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の適用を受ける者（いわゆる「白ダンプ」）、③貨物自動車運送事業法第36条の軽自動車を使用して貨物軽自動車運送事業を行う者又は④自ら保有する二輪の自動車を、二輪の自動車を使用する貨物軽自動車運送事業を行う者（「バイク便事業者」という。）に持ち込んで、当該バイク便事業者に専属して貨物を運送する者であって、道路運送法80条第１項の有償運送許可を受けた者に限定しているので、関係書類によりこの事実を

確認すること（昭49.2.13基発第72号、昭56.3.31基発第191号及び平６.2.21事務連絡）。

(ﾛ) 建設の事業に係る特別加入については、職種による対象者の限定はなく、建築物、工作物等の新設、改造、修理等に係る業務であってその現場において行われるものに従事する場合は一般に特別加入者となり得るものであること。

なお、電気事業法に基づく電気主任技術者は特別加入対象者であること（昭58.3.31基発第174号）

(ﾊ) 医薬品の配置販売の事業に係る特別加入については、その対象者を薬事法第30条の許可を受けた者に限定していること（昭51.9.29基発第697号）。

(3) 特定作業従事者

特定作業従事者の特別加入の申請に際しては、一人親方等の場合と同様、特別加入団体についての審査と各特別加入希望者についての審査が必要である。

イ 特別加入団体についての審査は、次のことを除き一人親方等の団体の場合と同様である。

(ｲ) 職場適応訓練従事者（労災則第46条の18第２号イ）に係る特別加入団体については、都道府県職業適応訓練担当部局長を代表者とする特別加入団体が結成されたものとみなし、当該団体は特別加入団体たる要件を満たすものとして取り扱う（昭41.12.26基災発第29号）。

(ﾛ) 事業主団体等委託訓練従事者（労災則第46条の18第２号ロ）に係る特別加入団体については、都道府県職業能力開発主管課長又は職業能力開発施設の長を代表者とする特別加入団体が結成されたものとみなし、当該団体は特別加入団体たる要件を満たすものとして取り扱う（平元.3.23基発第135号）。

(ﾊ) 家内労働者等に係る特別加入団体については、業務災害の防止に関する措置の策定を要しない（労災則第46条の23第３項）。

(ﾆ) 家内労働者等の特別加入団体は、労災則第46条の18第３号に掲げる作業ごとに結成されなければならないが、同号のイ及びロの作業については、これらの双方の作業で一団体としても差し支えない。

ロ 各特別加入希望者についてはその従事する作業が労災則第46条の18の各号にいずれかに該当するものでなければならない。

ハ その他特定作業従事者の審査に当たり次のことに留意すること。

(ｲ) 特定農作業従事者（労災則第46条の18第１号イ）に係る特別加入については、その対象者を年間農業生産物総販売額300万円以上又は経営耕地面積２ヘクタール以上の規模の事業場において作業する者に限定していること。

この場合、事業場については、１農家単位を基本とする。ただし、農家の集団が共同で作業を行う場合（いわゆる地域営農集団（以下「営農集団」という。）又は農事組合法人をいう。）は、事業場の規模を判断するに当たっては、当該集団を１つの事業場として取り扱うこと。したがって、個々の農家の規模が小さくても、営農集団又は農事組合法人において農業生産物総販売額300万円以上又は経営耕地面積２ヘクタール以上であれば、各構成農家につき特別加入のための規模要件を満たすものとして取り扱うものである。

また、営農集団であるか否かの判断は、

① 代表者及び構成員の定めがあり、定款や規約等が整備されていること

② 共同作業の方法その他の集団内の作業に関する定めがあること

によるが、以下の集団については、上記の２要件が整備されているものとして取り扱って差し支えない。

水田農業確立対策実施要綱（昭和62年５月20日付け62農蚕第1820号農林水産事務次官通達別添）、別紙１の第２の３に基づく水田農業確立対策実施要領（昭和62年５月20日付け62農蚕第1821号農林水産省農蚕園芸局長通達別添）、別紙３の第３（加算額の交付要件等）の３（各加算ごとの交付要件）の(1)（高能率生産単位育成加算）又は(3)（精算組織加算）の交付要件を満たす「生産集団」（平成３年労働省告示第37号、平３.4.12基発

259号）

(ロ) 家内労働者等に係る特別加入については、労災則第46条の18第３号に掲げる作業を行う家内労働者等であっても、次に掲げる者にあっては、原則として特別加入を認めないものとする。

a　常態として労災則第46条の18第３号に掲げる作業に従事する家内労働者等でない者、この場合「常態として」とは、原則として１年間に200日以上当該作業に従事し、１歴日に就労時間が平均して４時間以上と見込まれないことを言う。

b　家内労働法施行規則（昭和45年労働省令第23号）第16条に定める就業制限の規定の適用のある家内労働者等。

家内労働法施行規則第16条に定める就業制限の規定の適用のある家内労働者等であって、労災則第46条の18第３号で定めた作業に係るものは次の者である。

①　有機溶剤等を用いる作業については18歳未満の者

②　鉛化合物を用いる作業については18歳未満の者及び女子

③　粉じん作業については18歳未満の者

④　木工機械を使用して行う作業のうち丸のこの直径が25センチメートル以上の木材加工用丸のこ盤（反ぱつにより作業者が危害を受けるおそれのないものを除く。）に木材を送給する作業及び手押しかんな盤又は単軸面取り盤の取り扱いの作業については18歳未満の者及び女子

c　特別加入の申請前１年以内に、次に掲げる項目について健康診断を行った家内労働者等であって、その健康診断の結果、粉じん作業に従事する者にあっては、管理３又は管理４（合併症のある者を含む。）に相当するもの、鉛又は鉛化合物若しくは有機溶剤等を用いる作業に従事する者にあってはこれらの有害物による中毒にり患していると認められるもの。

①　粉じん作業に従事する者

じん肺法第３条に定める健康診断の方法による下記の検査

(a)　エックス線写真撮影

(b)　胸部に関する臨床検査

(c)　肺機能検査（スパイロメトリー及びフローボリューム曲線による検査等）

(d)　結核精密検査（結核菌検査、エックス線特殊撮影による検査、赤血球沈降速度検査、ツベルクリン反応検査）

(e)　肺結核以外の合併症に関する検査（結核菌検査、たんに関する検査、エックス線特殊撮影による検査）

②　溶融した鉛を用いて行う作業又は鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉等の作業に従事する者

(a)　全血比重、血色素量、ヘマトクリット値又は赤血球数の検査

(b)　尿中のコプロポルフィリンの検査

③　有機溶剤等を使用して行う作業に従事する者

(a)　全血比重の検査及び血色素量、ヘマトクリット値又は赤血球数の検査

(b)　尿中の蛋白の有無及びウロビリノーゲンの検査

(ハ) 有料職業紹介事業者が、介護作業従事者の団体の代表者である場合は、承認申請に当たって、当該団体から新労災則第46条の23第３項に掲げる書類のほか、職業安定法第32条の４に規定する許可証の写しを提出させること。

(4) 海外派遣者

海外派遣者の特別加入の審査について留意すべき点は、次のとおりである。

イ　派遣元の事業との雇用関係は転勤、在籍出向、移籍出向等種々の形態で処理されることになろうが、それがど

のように処理されようとも、派遣元の事業主の命令で海外の事業に従事し、その事業との間に現実の労働関係をもつ限りは、特別加入の資格に影響を及ぼすものではない。

ロ　海外派遣者として特別加入できるのは、新たに派遣されるものに限らない。したがって、既に海外の事業に派遣されている者を特別加入させることも可能である。ただし、現地採用者は、海外派遣者特別加入制度の趣旨及びその加入の要件からみて、特別加入の資格がない。

ハ　単なる留学の目的で海外に派遣される者の場合には、海外において行われる事業に従事する者としての要件を満たさないので特別加入の対象とはならない。

ニ　海外出張との関係について

海外出張者として保護を与えられるのか、海外派遣者として特別加入しなければ保護が与えられないのかは、単に労働の提供の場が海外にあるにすぎず国内の事業場に所属し、当該事業場の使用者の指揮に従って勤務するのか、海外の事業場に所属して当該事業場の使用者の指揮に従って勤務することになるのかという点からその勤務の実態を総合的に勘案して判断されるべきものである。

5　特別加入時の健康診断

特別加入時の健康診断（以下「加入時健診」という。）は、労災保険の特別加入前の業務が原因となって発生した疾病について保険給付を行うという不合理が生じないよう、特別加入希望者のうち、一定の者について健康診断の受診を義務づけ、特別加入時の健康状態を確認し、保険給付を適正に行うことを目的とするものである。

したがって、加入時健診の対象者の判断、診断結果の取扱い等は慎重に行わなければならない。

また、職場適応訓練従事者、事業主団体等委託訓練従事者及び海外派遣者については、加入時健診の必要はない。

(1)　加入時健診対象業務

特別加入予定者の業務又は作業（以下、単に「業務」という。）のうち、加入時健診の対象となる業務（以下「加入時健診対象業務」という。）は、当該業務に内在する有害因子に相当期間にわたり反復ばく露することによって疾病が発症するおそれがある業務のうち、次に掲げる業務である（労災則第46条の19第３項）。

イ　じん肺法第２条第１項第３号の粉じん作業を行う業務

ロ　労働基準法施行規則別表第１の２第３号３の身体に振動を与える業務

ハ　労働安全衛生法施行令別表第４の鉛業務

ニ　有機溶剤中毒予防規則第１条第１項第６号の有機溶剤業務

(2)　加入時健診対象者

加入時健診を必要とする者（以下「加入時健診対象者」という。）は、特別加入者として次表に掲げる業務を行う予定の者であって、かつ、特別加入前に通算してそれぞれの業務に応ずる従事期間を超えて当該業務を行ったことがある者である。

特別加入予定の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間
粉じん作業を行う業務	3　年
身体に振動を与える業務	1　年
鉛　業　務	6　ヵ　月
有機溶剤業務	6　ヵ　月

(3) 業務歴の記載

中小事業主等、一人親方等及び特定作業従事者であって、特別加入者として加入時健診対象業務に従事する者については、事業主又は団体は、特別加入の申請又は特別加入に関する変更の届出を行うに当たり、特別加入申請者の別紙又は特別加入に関する変更届にその者の業務歴を記載しなければならない（労災則第46条の19第３項（労災則第46条の23第４項において準用する場合を含む。））。

(4) 健康診断証明書の提出等

イ 健康診断証明書の提出

所轄局長は、特別加入に係る申請書又は変更届を受理するに当たって、申請書又は変更届に記載された特別加入予定者の業務内容及び業務歴から判断して、当該特別加入予定者が加入時健診対象者に該当すると認められる場合は、次表の区分により、「健康診断証明書（特別加入用）」（特診様式第１～第４号。以下「健康診断証明書」という。）を申請書又は変更届に添付させることとする。

なお、「じん肺健康診断証明書」には、じん肺の所見がないと認められる者を除き、加入時健診時のエックス線写真を添付させること。

また、上記の健康診断証明書の作成は、所轄局長があらかじめ指定した医療機関又は健康診断機関（以下「診断実施機関」という。）において行わせることとする。

加入時健診対象者の区分	申請書又は変更届に添付する健康診断証明書
特別加入者として粉じん作業を行う業務に従事する者であって、特別加入前に通算して３年以上の期間にわたって当該業務に従事したことのあるもの	じん肺健康診断証明書（特別加入用）（特診様式第１号）
特別加入者として身体に振動を与える業務に従事する者であって、特別加入前に通算して１年以上の期間にわたって当該業務に従事したことがあるもの	振動障害健康診断証明書（特別加入用）（特診様式第２号）
特別加入者として鉛業務に従事する者であって、特別加入前に通算して６ヵ月以上の期間にわたって当該業務に従事したことがあるもの	鉛中毒健康診断証明書（特別加入用）（特診様式第３号）
特別加入者として有機溶剤業務に従事する者であって、特別加入前に通算して６ヵ月以上の期間にわたって当該業務に従事したことがあるもの	有機溶剤中毒健康診断証明書（特別加入用）（特診様式第４号）

ロ 加入時健診の実施

(イ) 健康診断証明書の提出の要否の判断は所轄局長が行うものであるが、事務の迅速処理のため、労働保険事務組合又は特別加入団体の主たる事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄署長」という。）が、申請書に記載された業務歴から加入時健診の要否を判断し、加入時健診の必要がある場合、受診の指示を行うこと。

なお、加入時健診は、原則として所轄局長があらかじめ指定した診断実施機関に依頼することとするが、加入時健診対象者である特別加入予定者の居住地が管内の診断実施機関の所在地から著しく遠隔地にある場合は、所轄局長以外の都道府県労働局長が指定した診断実施機関に依頼して差し支えない。

(ロ) 受診の指示は「特別加入健康診断指示書」（特診様式第５号）に診断実施期間及び実施機関等を記載し、特別加入団体又は事業主に交付し、併せて「特別加入時健康診断実施依頼書」（特診様式第６号）を加入時健診対象者ごとに各々１部を作成し交付することにより行うこと。

なお、受診の際には、「特別加入時健康診断実施依頼書」を健診実施機関に提出するよう指導すること。

(ハ) 特別加入の申請を行う場合及び特別加入の承認を得た後、新たに特別加入者に該当するに至った者が生じたため変更届を提出する場合、加入時健診対象者について、あらかじめ所轄署長に「加入時健診申出書」を提出し、加入時健診を実施し、健康診断証明書を申請書及び変更届に添付して提出するよう労働保険事務組合及び特別加入団体を指導すること。

なお、「加入時健診申出書」は、事前に加入時健診を実施し、特別加入者として適当であるか否かを判断するものであるので、加入時健診の結果、特別加入が認められないと判断される者については、申請書又は変更届の提出は必要ない。

(ニ) 雇用労働者であった者が、退職後引き続き特別加入する場合において、雇用労働者の時に実施した健康診断の結果により作成された証明書等を健康診断証明書に代えて提出することは原則として認めない。

ただし、特別加入の申請又は変更の届出を行った日前6ヶ月以内に実施した健康診断であって、診断の項目、内容が通達で定める健康診断証明書の診断項目を全て含む場合は、当該健康診断書を代用することを認める。

また、家内労働者について、厚生労働省労働基準局長が中央労働災害防止協会に委託して実施する家内労働者巡回特殊健康診断が行われた場合の取扱いも同様である。

(ホ) 「特別加入時健康診断実施依頼書」において、加入時健康診断を指示する期間は1ヵ月間とする。

(ヘ) 申請書及び変更届は、所轄署において整理保管し、加入時健診の受診指示を行ったもの全員の健康診断証明書の提出がなされたものから、当該証明書を添付して所轄局長に送付すること。

(ト) 所轄署長は、申請書又は変更届に記載された特別加入予定者であって加入時健康診断を必要とする者について、当該年度の末日までに健康診断証明書が提出されなかった場合は、当該年度終了後、速やかに当該申請書又は変更届に特別加入健康診断指示書及び特別加入時健康診断実施依頼書の写しを添付して所轄局長あて送付すること。

ただし、1月1日から3月末日までの間に提出された申請書又は変更届については、健康診断証明書の提出までに時間を要すること等を考慮して、同年6月末日まで整理保管すること。

(チ) 上記(ト)により所轄署長から送付された申請書又は変更届については、健康診断結果を証明する書類の提出がないものであるので、当該申請書に記載されているすべての特別加入予定者及び当該変更届に記載されている特別加入予定者のうち健康診断証明書の添付のない特別加入予定者について特別加入を承認しないこととし、当該事業主又は団体に対してその旨を通知すること。

(リ) 特別加入時健康診断申出書に併せて申請書又は変更届が提出された場合及び特別加入時健康診断申出書が提出された後、これら加入時健診対象者に係る申請書又は変更届が提出された場合には、健康診断証明書が添付されていないものであっても、これを受理すること。

(ヌ) そ の 他

a 身体に振動を与える業務に該当するか否かを判断する場合における振動工具とは、昭和52年5月28日付け基発第307号の記の2及び同日付け事務連絡第23号の記の2の(1)に掲げる工具をいうものであること。

b 加入時健康診断の要否を判断する場合における特定業務に従事した期間の計算に関する取扱いについては、昭和52年5月28日付け事務連絡第23号の記の2の(2)のイ及びロに準じて行うこと。

◦昭和52年5月28日付け基発第307号記の2

振動業務の範囲について

本認定基準の適用の対象となる「振動業務」とは、次に掲げる振動工具（圧搾空気を動力源とし、又は内燃機関、電動モーター等の動力により駆動される工具で身体局所に著しい振動を与えるものに限る。）を取り扱う業務をいう。

(1) さ　く　岩　機
(2) チッピングハンマー
(3) 鋲　打　機
(4) コーキングハンマー
(5) ハンドハンマー
(6) ベビーハンマー
(7) コンクリートブレーカー
(8) スケーリングハンマー
(9) サンドランマー
(10) チェンソー
(11) ブッシュクリーナー
(12) エンジンカッター
(13) 携帯用木材皮はぎ機
(14) 携帯用タイタンバー
(15) 携帯用研削盤
(16) スイング研削盤
(17) 卓上用研削盤
(18) 床上用研削盤
(19) (1)から(18)までに掲げる振動工具と類似の振動を身体局所に与えると認められる工具

◦昭和52年5月28日付け事務連絡第23号記の2の(1)

振動業務の範囲について

本認定基準の適用の対象となる振動業務の範囲が明らかにされており、取り扱う振動工具が例示されているが、これら以外の振動工具として解説2の(19)に該当するものには、例えば、次に掲げるものなどがある（商品名で示したものが含まれている。）。

ストーパー、シンカー、ジェットタガネ、オートケレン、スーパーチゼル、ペーピングブレーカー、フラックスチッパ、エアーチッパ、アングルグラインダー、コンクリートバイブレーター、インパクトレンチ（ナットランナ）、バイブレーションシャー（ハンドシャー又はニプラー）、バイブレーションドリル、電動ハンマー、オービタルサンダー。

◦昭和52年5月28日付け事務連絡第23号記の2の(2)のイ及びロ（抜粋）

(2) 振動業務への従事歴について

振動業務におおむね1年又はこれを超える期間従事していたことが認定要件の一つとされているが、この従事期間の取扱いについては、原則として次によられたい。なお、詳細な事項について把握が困難な場合には、把握した資料に基づき推定により判断して差し支えない。

イ　ほぼ毎日のように振動業務に従事し、振動業務に従事しない期間があってもその期間が連続して1ヵ月に満たない場合は、常時振動業務に従事したものとする（1日における振動業務従事時間数の長短は原則として問わない。以下同じ。）。

（例１）毎日のように振動業務に従事した例

（従事期間　約１年１ヵ月）

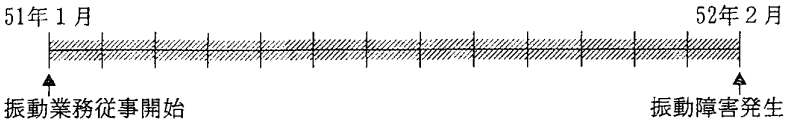

（斜線は、振動事業従事期間。以下同じ。）

（例２）間けつ的に振動業務に従事した例

（従事期間　約１年２ヵ月）

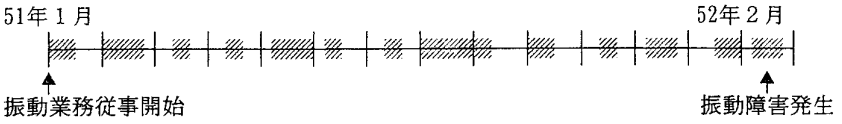

ロ　振動業務に従事しない期間が途中１ヵ月以上に及ぶことがある場合はその期間を除いた合計期間を振動業務に従事した期間とする。

（例１）一部の期間を除いて毎日のように振動業務に従事した例

（従事期間　約１年１ヵ月）

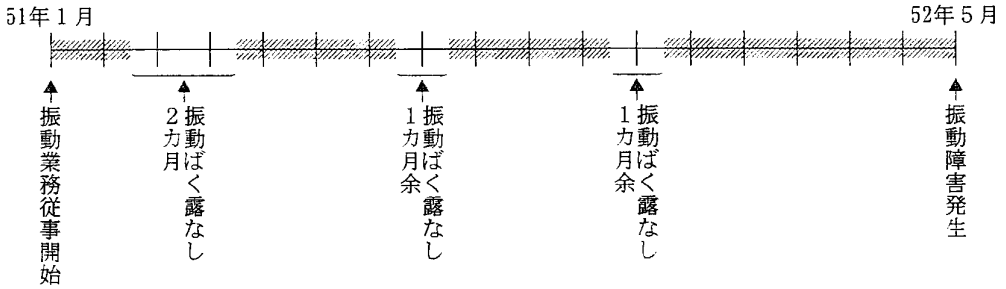

（例２）間けつ的に振動業務に従事し、１ヵ月以上にわたって振動業務に従事しない期間のある例

（従事期間　約１年）

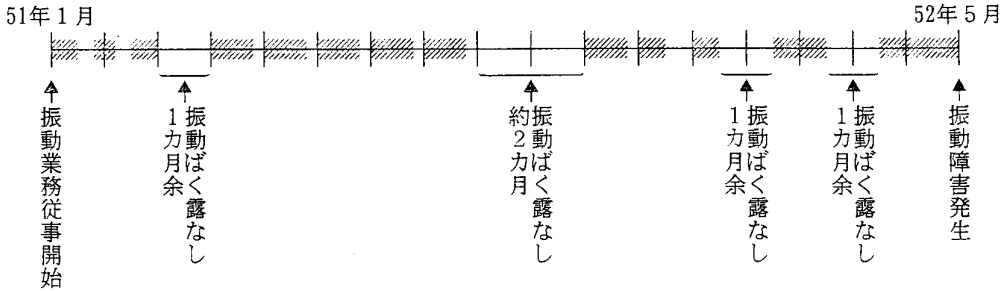

(5) 診断実施機関の指定等

イ 指定及び委託契約

(イ) 加入時健診は、特別加入予定者の健康状態を的確に把握し、保険給付の適正化を図ることを目的とするものであることから、所轄局長は、健康診断証明書に示された検査項目による検査の実施及び総合的な診断が可能な医療機関又は健康診断機関をあらかじめ指定しておくこと。

なお、診断実施機関の指定に当たっては、加入時健診の対象となるすべての検診が行える医療機関又は健康診断機関が望ましいが、特定の業務に係る健診のみを行う医療機関又は健康診断機関を指定しても差し支えない。

(ロ) 診断実施機関の指定は、健康診断の実施が的確かつ迅速に行われるよう、管内における加入時健診の実施可能な医療機関及び健康診断機関の状況等を把握して行うこと。

また、指定する数については、当該局における特別加入予定者数、地理的事情等を考慮して定めること。

(ハ) 所轄局長は、診断実施機関を指定したときは、委託契約を締結すること。

なお、所轄局長は、診断実施機関と委託契約を締結（解消を含む）した場合には、その都度管内労働基準監督署長に対して当該医療機関名簿を送付すると同時に、本省補償課に対しても報告すること。

労災保険特別加入健康診断委託契約書（例）

労災保険に特別加入する予定の者（以下、「特別加入予定者」という。）の特別加入時の健康状態を把握するための検査及び診断（以下、「加入時健診」という。）の実施に関して労働局長（以下、「甲」という。）と病院院長（又は健康診断機関の長）（以下、「乙」という。）は、次のとおり契約する。

第１条　甲は、乙の所属する病院（又は健康診断機関）を「診断実施機関」に指定する。

第２条　乙は労働基準監督署長が加入時健診を指示した特別加入予定者本人から「特別加入時健康診断実施依頼書」（特診様式第６号）が提出されたときは、次条の「健康診断証明書」（特診様式第１号～４号）に示された診断項目により検診及び診断を行うものとする。

第３条　この契約に基づいて実施する加入時健診の種類及びこれに用いる健康診断証明書の区分は次のとおりとする。

	健　診　の　種　類	健康診断証明書の区分
イ	じん肺及びじん肺合併症の検査	じん肺健康診断証明書（特別加入用）
ロ	振動障害の検査	振動障害健康診断証明書（特別加入用）
ハ	鉛又は鉛化合物による慢性中毒症の検査	鉛中毒健康診断証明書（特別加入用）
ニ	有機溶剤による慢性中毒症の検査	有機溶剤中毒健康診断証明書（特別加入用）

第４条　乙は、「健康診断証明書」に示された内容の検査のみでは受診者の疾病についての適確な診断が困難と認めたときは、必要な検査を追加し、又は変更することができるものとする。

ただし、この場合は事前に（止むを得ない事由がある場合は事後速やかに）加入時健診を依頼した労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に連絡するものとする。

第５条　乙は、この契約による検査及び診断が終了したときは、第３条の「健康診断証明書」を特別加入予定者が所属する特別加入団体（特別加入承認前の団体を含む。）又は事業主を経由して所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

第６条　この契約による検査に要した費用は、労災診療費の額の算出方法によって算出し、「労災保険特別加入健康診断費用請求書」（特診様式第８号）により所轄労働基準監督署長を経由して、甲に請求するものとする。

ただし、甲の管轄外の労働基準監督署長から依頼があった場合には、乙は当該依頼を行った労働基準監督署長を経由して、当該労働基準監督署長を指揮監督する都道府県労働局長（以下「所轄局長」という。）に請求するものとする。

第７条　この契約による診断及び健康診断証明書作成に要した費用は別に定めるところにより、甲又は所轄局長が前条の規定による費用の額と併せて乙に支払うものとする。

第８条　この契約に定めのない事項については、甲乙双方が協議して定めるものとする。

第９条　この契約の当事者は、２ヵ月前までに予告すればいつでも解約することができるものとする。

この契約を証するため本書２通を作成し、双方署名押印の上、各１通を所持するものとする。

年　　月　　日

甲　　労働局長　　㊞

乙　　病院院長（又は健康診断機関の長）　　㊞

ロ　検査及び診断の費用

加入時健診のための検査及び診断に要する費用は、当該指示診断実施機関からの請求に基づき、労災診療費の額の算出方法の例により算出した額を支払うこと。

また、診断書の作成に要した費用（診断書料）については、昭和56年９月２日付け基発第555号「労災保険における診断書料等の取扱いについて」の記の1の(2)の診断書に要する費用の支給額に準じた額とする。

・昭和56年９月２日付け基発第555号記の１

診断書料の支給対象について

保険給付を受けようとする者及び現に保険給付を受給中の者（以下「受給権者等」という。）が規則の規定に基づいて提出した場合における次の診断書については、診断書に要する費用を支給することができるものとする。

(1)　略

(2)　監督署長が、療養（補償）給付を受けている者（傷病（補償）年金を受けている者を含む。）について療養の継続の要否、入院療養の要否、治ゆ等を判断するために必要と認め、診療担当医師に診断書の提出を求めた場合における当該診断書。

ハ　検査費用等の請求及び支払い

(イ)　診断実施機関において加入時検診を行った場合の検査費用及び診断書料の請求は、「特別加入健康診断費用請求書」（特診様式第８号）により加入時健診を依頼した所轄署長を経由して所轄局長に行うこと。

(ロ)　所轄署長は、前記請求書が提出されたときはその内容を審査したうえで、所轄局長に回付すること。

(ハ)　所轄局長は、上記の検査費用及び診断書料を労災勘定、頃労働福祉事業費、但診療等委託費により支払うこと。

6)　特別加入予定者の健康状態の確認等

イ　所轄局長は、提出された健康診断証明書に基づいて、各疾病ごとに次の方法により特別加入予定者の健康状態を確認すること。

なお、健康診断証明書だけでは健康状態の確認が困難な場合には、専門医から健康診断結果について医学的所見を徴したうえで行うこと。

(イ)　じん肺又はじん肺の合併症

じん肺健康診断証明書の診断結果及びエックス線写真について、呼吸器疾患関係の専門医の意見を求め、その意見に基づいて、じん肺法第４条に規定するじん肺管理区分に準じたじん肺の程度を確認することとし、併せて、じん肺合併症（じん肺法施行規則第１条各号に掲げる疾病）の有無についても確認すること。

(ロ)　振動障害

振動障害健康診断証明書に示された加入時健診対象者の症状又は障害が「振動障害の認定基準について」（昭52.5.28基発第307号）に掲げる症状又は障害であって、療養を要すると認められる程度にあるか否かについて確認すること。

なお、症状又は障害の程度が療養を要すると認められるまでに進行していない者であっても、当該症状又は障害の程　が「チェンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」（昭50.10.20基発第610号）によって示された健康管理区分のいずれかに該当する者であるかについても確認しておくこと。

(ハ)　鉛、その合金又は化合物による中毒症

鉛中毒健康診断証明書に示された症状及び検査数値が「鉛、その合金又は化合物（四アルキル鉛を除く。）による疾病の認定基準について」（昭46.7.28基発第550号）に掲げる症状及び検査数値から判断して療養を要すると認められる程度にあるか否かについて確認すること。

(ニ) 有機溶剤による中毒症

有機溶剤中毒健康診断証明書に示された症状及び検査数値が、「脂肪族化合物、脂環式化合物、芳香族化合物（芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体を除く。）又は複素環式化合物のうち有機溶剤として用いられる物質による疾病の認定基準について」（昭和51.1.30基発第122号）に掲げる症状及び検査数値から判断して、療養を要すると認められる程度にあるか否かについて確認すること。

ロ イにより確認された事項は、後日、特別加入者から職業性疾病にかかる保険給付請求があった場合に、当該疾病についての業務起因性を検討するうえで重要な判断資料となるものであり、また、健康診断証明書はその裏付け資料となるものなので、所轄局長は確認事項を申請書別紙又は変更届の備考欄に記録・整備しておくとともに、その写しを所轄署長あて回付し、また、提出された健康診断証明書は、特別加入時に提出された申請書又は変更届と合わせて保存しておくこととする。

(7) 加入承認時における加入時健診結果の取扱い

イ 特別加入の制限

加入時健診の結果、当該特別加入予定者が既に当該疾病にり患していると認められる場合は、次により特別加入についての制限を行うこと。

(イ) 特別加入予定者の症状又は障害の程度が、一般的に就労することが困難であり、療養に専念しなければならないと認められる場合は、従事する業務にかかわらず、特別加入を認めない。

例えば、じん肺管理区分の管理４に相当する者、じん肺の合併症にり患している者は特別加入を認めないこととなる。

(ロ) 特別加入予定者の症状又は障害の程度が、当該業務からの転換が必要と認められる場合は、当該業務に係る特別加入は認めない。

例えば、

① エックス線写真の像がじん肺法で定める第３型又は第４型（大陰影の大きさが一側の肺野の３分の１以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるものに相当する者は、粉じん作業を行う業務を除く業務に限り特別加入を認めることとなる。

② 「チェンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」（昭和50.10.20基発第610号）の健康管理区分Ｃに相当する者は、身体に振動を与える業務を除く業務に限り特別加入を認めることとなる。

(ハ) 上記(ロ)に該当する者のうち労災則第46条の18第３号に該当する者（家内労働者）であって、当該業務から他の業務に転換した場合に特別加入者となり得ない者については、特別加入は認めない。

例えば、家内労働者のうち、有機溶剤等を使用して行う業務に従事する者（労災保険法施行規則第46条の18第３号のハに該当する者）として特別加入を予定している者が、有機溶剤中毒にり患しており、有機溶剤業務からの転換が必要と認められる場合がこれに該当する。

(ニ) 特別加入予定者の症状又は障害の程度が、上記(イ)、(ロ)、(ハ)の程度まで進行していない場合は、特別加入についての制限は行わない。

ロ 特別加入の制限についての通知

特別加入の申請又は変更の届出に係る事業主又は団体に対する加入制限の通知は、次により行うこと。

(イ) 特別加入の申請に関して不承認の決定を行った場合

所轄局長は、加入時健診の診断結果に基づき、当該特別加入の申請について承認しないこととしたときは、特様式第３号によりその旨を当該事業主又は団体に通知すること。

(ロ) 特別加入の申請に関して、特定の特別加入予定者を除いて、加入承認を行うこととした場合

所轄局長は、申請書別紙に掲げられた特別加入予定者のうち、加入時健診の診断結果に基づき、特定の者に

ついて特別加入を認めないこととしたうえで特別加入を承認することとしたときは、特様式第１号によりその旨を当該事業主又は団体に通知すること。

(ﾊ) 既に特別加入の承認を受けている事業主又は特別加入団体から、新たに特別加入者に該当する者として変更の届出があった者に関して特別加入を認めないこととした場合

所轄局長は、変更届に掲げられた者について特別加入を認めないこととした場合は、特様式第７号により当該事業主又は特別加入団体にその旨通知することとする。

(ﾆ) イの(ﾛ)により特別加入を認める場合には、その旨を申請書の別紙又は変更届に記載し、その写しを特様式第１号に添付して、当該中小事業主又は特別加入団体に送付すること。

(8) 保険給付の支給決定時における加入時健診の結果の取扱い

イ 特別加入にかかる業務上の災害として保険給付の対象となる疾病は、特別加入者としての業務を遂行する過程において、当該業務に起因して発症したことが明らかな疾病に限定されるものであり、特別加入前に発症した疾病及び特別加入前の事由により発症した疾病に関しては、当然保険給付は行われない。

したがって、加入時に既に当該疾病の症状が労災保険の療養補償給付の対象となる程度まで進行していたことが明らかな者については、特別加入後に当該疾病を事由とする保険給付の請求があっても保険給付は行われないものである。

ロ 上記(7)のイの(ﾆ)に該当する者として特別加入を認められた者から特別加入後に当該疾病にり患したとして保険給付の請求があった場合は、特別加入前又は加入後の有害因子へのばく露のいずれが当該疾病の発症の有力な要因であるかについて医学的に判断することとし、加入時点における疾病の程度及び特別加入後における有害因子へのばく露濃度、ばく露期間等からみて、加入前の業務に主たる要因があると認められる場合には、保険給付は行わないこと。

ハ 特別加入後に保険給付の請求があった場合であって、上記イ、ロにより特別加入者として保険給付を受けられないときであっても、特別加入前に労働者として当該業務に従事した期間がある場合には、その期間の有害因子へのばく露の状況を十分調査し、その間の業務が当該疾病の有力な原因となっていると認められる場合には、労働者に係る保険関係により給付手続きを行うこと。

6 通　知

(1) 承認通知

特別加入の申請に対する所轄都道府県労働局長の承認は、当該申請の日の翌日から起算して14日の範囲内において申請者が加入を希望する日付とすることとし、その通知は、通知書（特様式第１号）により行うこととする。

(2) 不承認通知

特別加入の申請に対する不承認通知は、通知書（特様式第３号）により行うこととする。

(3) 変更通知

則第46条の19第５項（則第46条の23第４項及び則第46条の25の２第２項により準用する場合を含む。）により届出のあった事項のうち、特別加入者の行う業務内容の変更及び特別加入者の追加については、当初の特別加入の承認の内容の変更の要素となる事項の変更であり、当該当初の特別加入の承認の変更決定がなされない限り効果が生じないため、所轄都道府県労働局長は、当該変更内容を適正と認めるときは、当該届出の日の翌日から起算して14日の範囲内において当該届出を行う者が変更を希望する日付により承認内容変更決定を行うこととする。なお、その通知については、当分の間、通知書（特様式第１号）により行うこととする。

(4) 変更内容の不承認

所轄都道府県労働局長が当該変更内容を不適正と認めたときは、その旨の通知を通知書（特様式第７号）により

行うこととする。

7　地位の削減

(1) 脱　　退

特別加入した事業主又は団体は政府の承認を受けて脱退することができる（労災法第34条第２項、35条第３項、36条第２項)。

脱退の承認申請は、「特別加入脱退申請書（様式34号の９)」により行われ、中小事業主等については当該事業に従事する者を包括して、また、一人親方等、特定作業従事者及び海外派遣者については、特別加入の承認を受けた団体又は事業場単位で行うこと。

なお、脱退の承認申請に対する承認年月日は、当該特別加入の脱退の申請の日から起算して14日の範囲内において申請者が脱退を希望する日であり、脱退の承認があった時は特別加入者たる地位は当該承認日の翌日に消滅する。

(2) 取　　消

中小事業主が労災法若しくは徴収法又はこれらの法律に基づく労災則及び徴収則の規定に違反した場合に、政府は特別加入の承認を取り消すことができる（労災法第34条第３項、35条第２項、36条第２項)。

なお、承認を取り消したときは、遅滞なく文章で、その旨を当該事業主に通知すること（労災則第46条の22)。

(3) 自動消滅

特別加入者が労災法第33条各号に掲げる者に該当しなくなったとき、特別加入者たる地位は自動的に消滅する。また、事業の廃止又は終了があったときは、廃止又は終了の日の翌日にその地位は自動的に消滅する。

なお、中小事業主等の特別加入は、その使用する労働者について成立している保険関係の存続を前提として認められるものであるから、当該事業が暫定任意適用事業である場合において、保険関係の消滅の承諾を受けたときは、その消滅の日に特別加入者たる地位も、自動的に消滅する。

8　給付基礎日額

(1) 特別加入者は、賃金を受けないので、その給付基礎日額は厚生労働大臣が定めることとされている。具体的には、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円及び20,000円の範囲内において、特別加入者の希望を徴し厚生労働大臣から権限の任意を受けた都道府県労働局長が決定する（労災法第34条第１項第３号及び第49条の３、労災則第１条第１項及び第46条の20)。

なお、家内労働者等については、当分の間2,000円、2,500円及び3,000円の給付基礎日額も認められる（平成５年改正省令附則第２条第３項)。

(2) 給付基礎日額の決定に当たっては、当該特別加入者の収入等を考慮のうえ、その実態からかい離した給付基礎日額が決定されることのないよう留意すること。

なお、必要と認められる場合には、労災則第46条の20の規定に基づいて特別加入者の所得水準等を証明する資料の提出を求め、給付基礎日額が適正でないと認められる場合は、更に希望を徴する等して、妥当な給付基礎日額を決定すること。

(3) 特別加入者の給付基礎日額の決定額の通知は、申請書の１通を「特別加入承認通知書」に添付して労働保険事務組合等あて送付すること。

(4) 給付基礎日額は、加入承認時における決定の後、必要に応じて改定することができるが少なくとも１年間は固定しておくこと。改定に当たってはあらためて希望を徴すること。

なお、１年間固定しておくことの趣旨は、年度更新時に改定することができるが、少なくとも年度更新から次の年度更新までの１年間は固定しておくということであり、保険年度途中の改定を認めるのではない。

(5) 年度更新時において特別加入者がすでに決定された給付基礎日額の変更を希望する場合には「給付基礎日額変更申請書」により、５月20日までに、労働保険事務組合に事務委託している場合には当該労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に、また、労働保険事務組合に事務委託していない場合には当該特別加入団体又は事業場の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に申請させること。

なお、中小事業主等については、「保険料申告書内訳」の「第１種特別加入者」欄に給付基礎日額の変更を希望する旨（「区分」欄の「変更」を○で囲む。）の表示があり、希望する給付基礎日額が記載されているものについては、給付基礎日額の変更申請があったものとして取り扱い、重ねて「給付基礎日額変更申請書」を提出させる必要はないこととする。

したがって、この保険料申告書内訳の記載による給付基礎日額の変更申請の取扱いは、保険料申告書の提出期限である５月20日までとすること。

(6) 上記(5)の給付基礎日額変更申請書を受理した当該都道府県労働局長は、内容を検討のうえ、新労働保険年度以降における給付基礎日額を「特別加入者の給付基礎日額決定通知書」によって申請者あてすみやかに通知する。

なお、この場合、当該通知書に添付する別添文書は、先に提出された申請書のうち１通をもって代えること。また、中小事業主等については、保険料申告書内訳を別添文書として取り扱って差し支えない。

特別加入について政府の承認があった後に、新たに特別加入者となった者の給付基礎日額の決定は、当該承認を受けた事業主が提出する「特別加入に関する変更届」（告示様式第34号の８）に基づいて行うこと。この場合の決定通知は、前記「特別加入者の給付基礎日額決定通知書」に準じて行うこととし、同通知書には変更届の写しを添付すること。

(7) 給付基礎日額の変更申請書の整理番号欄には、変更希望者の特別加入申請書における整理番号を記載させること。

Ⅲ　特別加入者の保険料

Ⅲ　特別加入者の保険料

1　特別加入保険料

特別加入者の保険料の額は、特別加入者全員の保険料算定基礎額（各特別加入者の給付基礎日額に応ずる徴収則別表第４の右欄に掲げる額）の総額に特別加入の種類ごとに定められた特別加入保険料率を乗じて得た額である。また、当該保険料の納付義務は、特別加入の承認を受けた団体又は事業主が負うこととなる。

なお、中小事業主等の場合、継続事業に対する労災保険率メリット制の適用に当たっては、中小事業主等もその事業についての労働者数に算入し、当該保険料の額も一般保険料の額に加えて算定する。

(1)　特別加入保険料率

イ　中小事業主等については、その事業に使用される労働者とみなされることから、その事業についての労災保険率と同一の第１種特別加入保険料率が適用される（徴収法第13条）。

なお、中小事業主等の場合であって、有期事業の保険関係に基づく特別加入にあっては、特別加入者ごとに、その特別加入期間の年数を「保険料算定基礎額」に乗じて得た額がその者の「保険料算定基礎額」となる。

この場合の年数は、特別加入期間が１年未満であるときは１年とし、１年をこえ２年未満であるときは２年とし、２年をこえ３年未満であるときは３年とし、以下同様に計算する。

このようにして算定した特別加入者各人の「保険料算定基礎額」を合計し、有期事業は原則として二元適用事業であるので、これを労働者の賃金の総額と総計したものがその事業の保険料算定のための賃金総額となる。

ロ　一人親方等及び特定作業従事者については、事業又は作業の種類ごとに定められた保険率（第２種特別加入保険料率）が適用される（徴収法第14条、徴収則第23条）。

なお、第２種特別加入保険料率は以下のとおりである。

事業又は作業の種類の番号		事業又は作業の種類	第２種特別加入保険料率
特	1	労災則第46条の17第１号の事業	1000分の15
特	2	労災則第46条の17第２号の事業	1000分の21
特	3	労災則第46条の17第３号の事業	1000分の48
特	4	労災則第46条の17第４号の事業	1000分の53
特	5	労災則第46条の17第５号の事業	1000分の７
特	6	労災則第46条の17第６号の事業	1000分の13
特	7	労災則第46条の18第１号ロの作業	1000分の６
特	8	労災則第46条の18第２号イの作業	1000分の７
特	9	労災則第46条の18第３号イ又はロの作業	1000分の18
特	10	労災則第46条の18第３号ハの作業	1000分の６
特	11	労災則第46条の18第３号ニの作業	1000分の17
特	12	労災則第46条の18第３号ホの作業	1000分の４
特	13	労災則第46条の18第３号ヘの作業	1000分の18
特	14	労災則第46条の18第２号ロの作業	1000分の７
特	15	労災則第46条の18第１号イの作業	1000分の８
特	16	労災則第46条の18第４号の作業	1000分の６
特	17	労災則第46条の18第５号の作業	1000分の７

ハ　海外派遣者についての特別加入保険料率（第３種特別加入保険料率）は、派遣元及び派遣先の事業の種類にかかわらず1000分の６である（徴収法第14の２、徴収則第23条の３）。

(2)　賃金総額

イ　中小事業主等のうち継続事業におけるもの、一人親方等、特定作業従事者及び海外派遣者については、当該保険年度における特別加入者各人の特別加入期間の長短にかかわらず保険料算定基礎額を合計し、この合計額の千円未満の端数を切り捨てたものが特別加入保険料率を計算するための総額となる。

ロ　中小事業主等のうち有期事業の労災保険分については、特別加入者に関する保険料算定基礎額とその事業に使用される労働者の賃金の総額との合計がその事業の保険料算定のための賃金総額となる。

(3)　保険料の徴収

イ　労働保険事務組合に労働保険の事務を委託している場合

一元適用の中小事業主等については、労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働保険特別会計歳入徴収官が、その他の特別加入者に係るものについては、労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官が所掌する。

ロ　労働保険事務組合に労働保険の事務を委託していない場合

全ての特別加入者に係るものについて、特別加入団体又は事業場の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官が所掌する。

ハ　一人親方等に係る労働保険料は、特別加入団体のみが直接かつ最終的な納付義務者となるわけであるから、納付の督促、延滞金の賦課滞納処分等の第２種特別加入保険料徴収に関する措置は、団体に対してのみ行うことができる。

なお、当該団体が構成員等から第２種特別加入保険料相当額をいかなる方法で徴収するかは、団体の内部で処理することとなる。

ニ　家内労働者等の特別加入保険料については、加入者自身が負担するのが原則であるが、家内労働者等については、家内労働審議会の「家内労働対策に関する答申」において、保険料の委託者において一括納入するものとすること。」とされ、さらに同答申における審議会了解事項として、前記答申の意味は①保険料の徴収手続として規定したものであり、②保険料分は委託者が実際上負担するものとし、③このため必要な行政指導を行うこととされている（昭45.10.12基発第742号）。

また、家内労働者等の団体は、労災則第46条の18第３号に掲げる作業ごとに結成されなければならないが、同号のイ及びロの作業については、１団体とするも差し支えない。その加入の手続については一人親方等の特別加入の手続に準じて取り扱うものとする。

(4)　増加概算保険料

以下に掲げるものであって、徴収法第16条及び徴収則第25条の規定に該当する場合（増加後の保険料算定基礎額の見込額が増加前の保険料算定基礎額の見込額の100分の200を超え、かつ、増加後の保険料算定基礎額の見込額に基づき算定した概算保険料と既に納付した概算保険料の額との差額が６万円以上となる場合）は、増加概算保険料の申告及び納付義務が生ずる。

イ　中小事業主等については、特別加入者又は労働者が増加した等の結果、中小事業主等にかかる保険料算定基礎額と労働者にかかる賃金総額との合計額が増加した場合

ロ　一人親方等及び特定作業従事者については、特別加入団体の構成員である特別加入者が増加した結果、保険料算定基礎額の総額が増加した場合

ハ　海外派遣者については、特別加入者が増加した結果、保険料算定基礎額の総額が増加した場合

2　保険料算定基礎額の特例

特別加入者の保険料算定基礎額は、原則として特別加入期間にかかわらず定額であるが、以下に該当する場合については、それぞれの額を保険料算定基礎額とする。

(1)　中小事業主等の特別加入者の保険料算定基礎額

イ　死亡又は障害のため、労働することができなくなったときは、当該保険年度の初月から死亡又は障害のため労働することができなくなった日の属する月までの月数に応じた額。

ロ　新たに事業を開始し、始めて中小事業主等となったときは、その月から当該保険年度の末月までの月数に応じた額。

ハ　中小事業主等の特別加入者が、当該事業に使用される労働者となったときは、当該保険年度の初月から当該事業に使用される労働者となった日の属する月までの月数に応じた額。

また、労働者がその使用される事業の中小事業主等の特別加入者となったときは、その月から当該保険年度の末月までの月数に応じた額。

ニ　労働組合の代表者等の特別加入者が、当該労働組合に係る事業に使用される労働者となったときは、当該保険年度の初月から当該労働組合に係る事業に使用される労働者となった日の属する月までの月数に応じた額。

また、労働者が、その使用される事業に係る労働組合の代表者等の特別加入者となったときは、その月から当該保険年度の末月までの月数に応じた額。

(2)　一人親方等の特別加入者の保険料算定基礎額

イ　死亡又は障害のため労働することができなくなったときは、当該保険年度の初月から死亡又は障害のため労働することができなくなった日の属する月までの月数に応じた額。

ロ　一人親方等の団体が、新たに特別加入の承認を受けたときは、その月から当該保険年度の末月までの月数に応じた額。

また、一人親方等が、特別加入の承認を受けている一人親方等の団体に新たに加入したときは、その月から当該保険年度の末月までの月数に応じた額。

ハ　一人親方等の特別加入者が、中小事業主等の特別加入者となったときは、当該保険年度の初月から中小事業主等の特別加入者となった日の属する月までの月数に応じた額。

Ⅳ　保険給付に係る事務処理

Ⅳ　保険給付に係る事務処理

1　業務上外の認定

特別加入者の業務又は作業の内容は、労働者の場合と異なり、労働契約に基づく他人の指揮命令により他律的に決まるものではなく、当人自身の判断によっていわば主観的に決まる場合が多いから、その業務又は作業の範囲を確定することが通常困難である。

このため、特別加入者についての業務上外の認定は、特別加入申請書記載の業務又は作業の内容を基礎とし厚生労働省労働基準局長の定める基準に従って行うこととなる（労災則第46条の26）。

イ　業務遂行性の認められる範囲

(イ)　中小事業主等

a　特別加入申請書別紙の業務の内容欄に記載された特別加入の申請に係る事業のためにする行為（当該行為が事業主の立場において行う事業主本来の業務を除く。）及びこれに直接附帯する行為（生理的行為、反射的行為、準備・後始末行為、必要行為、合理的行為及び緊急業務行為をいう。以下同じ。）を行う場合

（注１）　特別加入者が特別加入申請書に記載した労働者の所定労働時間内において業務行為を行っている場合は、労働者を伴っていたか否かにかかわりなく、業務遂行性を認める。

（注２）　中小事業主等の特別加入者が事業主の立場において行う事業主本来の義務、たとえば、法人等の執行機関として出席する株主総会、役員会、事業主団体等の役員、構成員として出席する事業主団体の会議、得意先等の接待等（資金繰り等を目的とする宴会、親会社等のゴルフ接待等）に出席する行為は、労働者が行う業務に準じた業務ということはできないので、業務遂行性は認めないものである。したがって、たとえば、中小事業主が商談、集金等のために外出し、途中で事業主団体等の会議に役員、構成員として出席する場合は、商談、集金等の業務行為が終了した時点で業務遂行性は失われる。

（注３）「直接附帯する行為」の業務遂行性の具体的判断は、労働者の場合に準ずる。

b　労働者の時間外労働又は休日労働に応じて就業する場合

(注)　労働者の所定労働時間外における特別加入者の業務行為については、当該事業場の労働者が時間外労働又は休日労働を行っている時間の範囲において業務遂行性を認める。

c　ａ又はｂに接続して行われる業務（準備・後始末行為を含む。）を特別加入者のみで行う場合

d　建設事業を業とする者（以下「事業主」という。）がその事業の一環として、当該事業主の所有する社屋、作業場、住宅等の工事を行う場合

(注)　なお、事業主等が当該工事に労働者を使用せず、単独で行うものは私的工事と認められる（昭58.11.21事務連絡）。

e　労働組合の非専従役員が、特別加入申請書の別紙（以下「申請書別紙」という。）に記載された所定労働時間以外の時間で、かつ、当該労働組合の労働者が就業していない時間に申請書に記載された業務を単独若しくは当該労働組合の他の特別加入者を伴って行う場合には、当該業務の遂行に当たり、労働組合の代表者から業務命令があったことが明らかな場合に限って業務遂行性を認める。

(注)　労働組合の代表者から業務命令があったことが明らかな場合とは、文書等による労働組合の代表者の積極的な命令があった場合のほか、明示の業務命令がない場合であっても、非専従役員の職務として当然予想される業務を行う場合で、かつ、当該業務が当該労働組合の業務計画等に基づいて行われたものであることが明確に証明できる場合を含む（昭59.10.11基発549号）。

f　上記ａ、ｂ、ｃ及びｄの就業時間内における事業場施設の利用中及び事業場施設内での行動中の場合

なお、この場合において日常生活の用に供する施設と事業用の施設とを区分することが困難なものについては、これらを包括して事業場施設とみなす。

g　当該事業の運営に直接必要な業務（事業主の立場において行う本来の業務を除く。）のために出張する場合

(注)　出張中の個々の行為の業務遂行性については、労働者に準じて判断するものである。たとえば、出張中の恣意的な私的行為等については、業務遂行性は認められない。

h　通勤途上であって次に掲げる場合

(a)　事業主提供に係る労働者の通勤専用交通機関の利用中

(b)　突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

(注)　(a)については、特別加入者が当該事業場の労働者のために提供している通勤専用交通機関に同乗している場合をいい、事業主の送迎車による出退勤、又は事業主所有の自動車等を特別加入者が運転して出退勤する場合は、これに該当しない。

(b)については、特別加入者が、台風、火災等に際し、自宅から就業場所へ建物の保全等のため緊急に赴く場合をいう。

i　当該事業の運営に直接必要な運動競技会、その他の行事について労働者（業務遂行性が認められる者）を伴って出席する場合

(ロ)　一人親方等

a　建設業の一人親方等

(a)　請負契約に直接必要な行為を行う場合

(注)　請負契約締結行為、契約前の見積り、下見等の行為を行う場合。

なお、自宅から直接下見現場等に赴く場合は、自宅から下見現場までの間については、通勤とみなされ業務遂行性は認められない。

(b)　請負工事現場における作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合。

(注)　建設業の一人親方等については、請負契約に基づく工事について認められるものであるから、自宅の補修を行う場合は、業務遂行性は認められない。

「直接附帯する行為」については、中小事業主の場合に準じて判断するものとするが、作業途中において当該工事に必要な資材等を購入に行く行為等は必要行為に該当する。

(c)　請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合。

(注)　建設業の一人親方等について特別加入を認めているものであるから、自家内作業場において請負契約によらないで製造又は販売を目的として建具等を製造している場合については、業務遂行性は認められない。

(d)　請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業（手工具類（鋸、鉋、刷毛、こて等）程度のものを携行して通勤する場合を除く。）及びこれに直接附帯する行為を行う場合。

（注１）　請負工事に係る機械及び製品を自宅から工事現場まで運搬する場合は、業務遂行性は認められるが、自宅から工事現場に赴く途中において、資材等を購入する場合は、自宅から資材店までの間は一般的に通勤とみられ、業務遂行性は認められない。しかし、資材店から工事現場までの間については、業務遂行性が認められる。

（注２）「直接附帯する行為」とは、生理的行為、反射的行為、準備・後始末行為、必要行為、合理的行為及び緊急業務行為をいうが、この場合は、荷の積卸作業、運行中の自動車等の故障・修理等が該当する。

(e)　突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

(注)　自宅から請負契約に係る工事現場へ赴くのは一般的に通勤であり、業務遂行性は認められないが、台風、

火災等のため工事現場へ建物の保全等のため緊急に赴く場合は、業務遂行性が認めるものである。

b　個人タクシー業者及び個人貨物運送業者

(a)　免許を受けた事業の範囲内において事業用自動車を運転する作業（運転補助作業を含む。）、貨物の積卸作業及びこれらに直接附帯する行為を行う場合

(注)　特別加入者が営業免許又は許可を受けた事業の範囲内で、業務遂行性を認めるものであるから、家族等を一定場所まで送る行為、銀行等に融資をうけるために赴く行為については業務遂行性は認められない。

なお、白ダンプカー運転者及び貨物軽自動車運送事業（いわゆる「赤帽」等）については届出を行った事業の範囲内において業務遂行性を認めるものである。

(b)　突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

(注)　自宅と車庫が離れている場合において、台風、火災等のため車庫の保全の必要性から車庫に緊急に赴く場合は、特に業務遂行性を認めるものである。

c　漁船による自営漁業者

(a)　水産動植物の採捕、これに直接必要な用船中の作業及びこれらに直接附帯する行為を行う場合

(注)　漁船を用いて行う水産動植物の採捕に限られるものであるから、漁船を用いずに行う水産動植物の採捕の作業は、これに該当しないが、漁場において漁船から下船し、海苔等を採取する行為は、該当する。

「これに直接必要な用船中の作業」とは、漁船の運航作業、漁船の修理作業等をいう。

「これに直接附帯する行為」とは、生理的行為、反射的行為、準備・後始末行為、必要行為、合理的行為及び緊急業務行為をいうが、用船中における行為に限られるものである。

(b)　最終の発地から漁船まで、又は漁船から最初の着地までの間において行為を行う場合

(c)　突発事故による予定外の緊急の出勤途上

(注)　台風等のため自宅から漁船へ赴く場合及び漁船等を避難又は補強するための用船中の作業を行う場合は、特に業務遂行性を認めるものである。

d　林業の一人親方等

(a)　森林の中の作業地、木材の搬出のための作業路及びこれに接続する土場における作業並びにこれに直接附帯する行為

(b)　作業のための準備・後始末、機械等の保管、作業の打合せ等を通常行っている場所（自宅を除く。以下「集合解散場所」という。）における作業及びこれに直接附帯する行為

(c)　集合解散場所と森林の中の作業地の間の移動及びこれに直接附帯する行為

(d)　作業に使用する大型の機械等を運搬する作業及びこれに直接附帯する行為（(a)～(c)に該当しないものに限る。）

(e)　台風、火災等の突発事故による緊急用務のために作業地又は集合解散場所に赴く行為

e　医薬品の配置販売の事業を行う一人親方等

業務遂行性は、住居を出た後の最初の用務先からその日の最後の用務先までの間において行う医薬品の配置販売業務（医薬品の仕入れを含む。以下同じ。）及びこれに直接附帯する行為並びに医薬品の配置販売業務を行うために出張する場合（住居以外の施設における宿泊を伴う場合に限る。）について認める。ただし、この場合の医薬品の配置販売業務は薬事法第32条及び同法施行規則（昭和36年厚生省令第１号）第37条の規定により都道府県知事に届け出た配置販売に従事する区域及び期間内において行うものでなければならない。

f　再生資源取扱業の一人親方等

(a)　再生資源を収集、運搬、選別又は解体する等の作業及びこれに直接附帯する行為

(b)　再生資源を収集、運搬するために行われるトラック等の貨物運搬用車両等を運転又は操作する作業及びこ

れらに直接附帯する行為

㈱ 再生資源の回収の事業を行う者で、自宅以外に作業場等の施設を有しない場合は、自宅を出てから自宅へ戻るまでの間、私的行為、恣意的行為を除き業務遂行性を認める。

(c) 台風、火災等の突発事故による緊急用務のために、再生資源の集積場所等に赴く行為

(ハ) 特定作業従事者

a 特定農作業従事者

(a) 自営農業者が、農作業場において、動力により駆動される機械（以下「動力機械」という。）を使用して行う土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜（家きん及びみつばちを含む。）若しくは蚕の飼育の作業（以下「耕作等作業」という。）及びこれに直接附帯する行為を行う場合

なお、下記b(a)のなお書き及び指導要領は、特定農作業従事者たる自営農業者が委託を受けて行う作業について準用する。

（注１）「農作業場」には、特別加入の対象となる事業場（ほ場、牧場、格納庫、農舎、畜舎、堆肥場・草刈り場・サイロ・むろ等の恒常的作業場等）のほか、他のほ場等を含み、主として家庭生活に用いる場所を除く。また、ほ場、牧場、格納庫、農舎、畜舎、恒常的作業場及び共同集荷施設（いわゆる野菜集送センター等）の相互間の合理的経路を含む。以下同じ。

（注２）「直接附帯する行為」としては、例えば耕作等作業中又は耕作等作業の前後において行う耕作等作業のための動力機械の点検・修理作業（日常行い得るものに限る。）、農産物を共同集荷施設までトラック等で運ぶ集荷作業（出荷作業と認められるものを除く。）、動力機械をほ場相互間において運転若しくは運搬する作業、苗・農薬・堆肥等を共同育苗施設等とほ場との間でトラック等で運搬する作業が、原則として該当する。一方、例えば労働者をほ場までマイクロ・バス等で送迎する作業、農産物を市場までトラック等で出荷する出荷作業、畜舎・農舎の建築作業等は、原則として、「直接附帯する行為」に該当しない。

(b) 農作業場の高さが２メートル以上の箇所において、耕作等作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

㈱ 40度以上の傾斜地において、水平面から２メートル以上の高さにある箇所における作業を行う場合を含む。

なお、高さが２メートル以上ある畜舎・農舎の屋根の補修作業または雪下ろし作業は、当該補修作業等が他に委託するよりも農業を行う者が通常行うべきものであって農作業に密接不可分な場合に限り、業務遂行性を認める。

(c) 農作業場の酸素欠乏危険場所における耕作等作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

（注１）「酸素欠乏危険場所」とは、労働安全衛生法施行令別表第６、７号に規定するサイロ・むろ等をいう。

（注２）「直接附帯する行為」としては、例えば家畜の飼育のための飼料の醗酵・貯蔵又は土地の耕作のための堆肥の醗酵・貯蔵が、原則としてこれに該当する。

(d) 農作業場において農薬散布作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

㈱ 「農薬」とは、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第１条の２第１項に規定する薬剤であって、同法第２条第３項の規定により登録を受けたものをいう。

(e) 農作業場において牛・馬・豚に接触し又はそのおそれのある耕作等作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

（注１） 牛・馬・豚に接触し又は接触のおそれのある作業に限り、牛・馬・豚のいない畜舎内の清掃等の作業は含まない。

(注２)「直接附帯する行為」としては、例えば家畜を一箇所に集めるため檻等に追い込む作業が、原則としてこれに該当する。

b　指定農業機械作業従事者

(a)　自営農業者が、ほ場又はほ道の作業場において指定農作業機械を用いて行う作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

ただし、動力脱穀機並びに動力カッター及びコンベヤー（昭和55年通達の記の２(2)ロ参照）を用いて行う作業については、ほ場及びほ道以外の作業場で行う場合においても、業務遂行性を認めるものとする。

なお、この自営農業者が行う作業には、他人のほ場等において指定農業機械を用いて行う作業も含むものとするが、業務遂行性の迅速な認定に資するため、委託を受けて行う作業（共同作業、手間替しを除く。）については、事前に委託を受けた作業の内容を明らかにする書類を作成するよう指導するものとする。この指導は、指導要領により実施すること。

◦委託関係の内容を明らかにする書類の作成について（指導要領）

①　農業機械銀行方式より委託を受けて農業機械作業を行う場合

農業機械銀行方式においては、一般に委託者が農業機械銀行に「農作業委託申込書」によって申込むこととなっており、委託者・受託者の氏名、作業場所、作業実施日時、作業内容が明らかになっているので、このような場合には、新たに書類を作成する必要はないこと。

②　上記以外の方式により委託を受けて農業機械作業を行う場合

(a)　委託者・受託者の間において、委託者・受託者の氏名、作業場所、作業実施日時、作業内容を明らかにする契約書を事前に作成し、その写しを、受託者が構成員となっている特別加入の承認を受けた団体に届け出ることとする。

(b)　特別加入の承認を受けた団体が、農業機械銀行に準じて受託者の報告又は申し出を受けて、委託者・受託者の氏名、作業場所、作業実施日時、作業内容について事前に明確な記録を行っている場合は、前記(a)の契約書が委託者及び受託者の間で作成されたものとみなすこととする。

委　託　作　業　記　録　台　帳　（例）

報告日時	報告者	連絡方法	委託者	受託者	委託期間	作業場所	作業内容	使用機械	記録者の印
年月日 時		来所 電話 文書			年月日から 年月日まで				

(c) 当該機械をほ場等の作業場と格納場所との間において、運転又は運搬する作業（苗、防除用薬、堆肥等を共同育苗施設等からほ場等の作業場へ運搬する作業を含む。）及びこれに直接附帯する行為を行う場合

（注１） 他人のほ場等において指定農業機械を用いて行う作業であって、委託とされているものであっても、「委託者」の所有する機械又は「委託者」が第三者から借り受け（燃料等も委託者が調達し）た機械を「受託者」に使用させて作業を行わせるものである場合は、特別加入者としての業務遂行性を認める「委託を受けた作業」とは認められないこと。

（注２） (b)の「直接附帯する行為」とは、作業場と格納場所との間におけるトラクター等の修理、耕作機械、作物等の積卸作業等が該当する。

③ 契約書及び記録の内容について

契約書及び記録の書式については、特に定めることとしないが、契約書及び記録には、おおむね次の事項に係る内容が記載されていればよいものとする。

(a) 委託者の氏名、受託者の氏名

(b) 委託期間

(c) 作業場所

(d) 作業内容

(e) 使用機械

なお、書式例は以下のとおりである。

契　約　書　（例）

	委　託　者	受　託　者
氏　名		
住　所		

受　託　期　間	年　月　日より　年　月　日まで
作　業　場　所	
作　業　内　容	
使用する機械	
共同作業者の氏名	

上記のとおり委託契約をしました。

年　月　日

委託者の　住所

　　氏名　　㊞

受託者の　住所

　　氏名　　㊞

(注) この契約書は、受託者が構成員となっている特別加入の承認をうけた団体において保管するものとする。

c　職場適応訓練従事者及び事業主団体等委託訓練従事者

労働者の場合に準ずる。

d　家内労働者等

(a)　業務遂行性は、家内労働者等が、当該家内労働者等の作業場において、特別加入申請書（告示様式第34号の10）〔別紙〕の「業務又は作業の内容」欄に記載された作業又はこれに直接附帯する行為を行う場合に認める。

なお、「直接附帯する行為」とは、当該家内労働者等の作業場において行う当該作業の準備行為又は後始末行為をいう。したがって、自宅と自宅以外の当該家内労働者等の作業場との間、自宅又は自宅以外の当該家内労働者等の作業場と委託者の事務所との間の往復は含まれない。

(b)　家内労働者が、当該家内労働者等の作業場に隣接した場所（作業場の敷地内、作業場前の道路上等）において行う家内労働に係る材料、加工品等の積み込み、積み降し作業及び運搬作業を行う場合（昭59.9.12基発第483号）

e　労働組合等常勤役員

労働組合等の常勤役員が、当該労働組合等の事務所、事業場、集会場又は道路、公園その他の公共の用に供する施設において、集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に係る作業（当該作業に必要な移動を含む。）を行う場合

（注１）　事業場とは、当該労働組合の組合員が属する企業の事業場に限らず、広く事業が行われている敷地内を指すものである。

（注２）　争議行為そのものが法律（労働関係調整法第36条、第38条、国営企業労働関係法第17条第１項、国家公務員法第98条第２項、地方公務員法第37条第１項等）により禁止されている場合、当該争議行為を指導する作業は「当該労働組合等の活動に係る作業」に該当しないが、労働関係調整法第26条第４項、第37条第１項のような手続規定に違反した争議行為の指導作業は、原則としてこれに該当する。

f　介護作業従事者

業務遂行性は介護労働者法第２条第１項に規定する介護関係業務に係る作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの及びこれに直接附帯する行為を行う場合。

なお、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活に支障がある者に対する、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除、買い物等の家事その他の当該者本人に必要な日常生活上の世話であり、直接本人の世話に該当しない行為、日常生活上の世話に該当しない行為は含まない。

また、「直接附帯する行為」とは、生理的行為、反射的行為、準備・後始末行為、必要行為、合理的行為及び緊急業務行為をいう。例えば、介護用器具の準備・後片付け等が該当する。

(ニ)　海外派遣者

国内労働者の場合に準ずる。

ロ　業務起因性の判断は労働者の場合に準ずる。

ハ　業務上外の判断についての留意点

疾病に係る業務上外の判断のために就業時間の把握を行う場合は、当該特別加入者が客観的に就業したことが明らかな時間を就業時間とすること。

2　通勤災害

特別加入者の通勤災害についても、特別加入者の住居と就業の場所との間の往復の実情等を考慮し、労災保険の保

護の対象としている（労災法第33条）。

ただし、個人タクシー業者、個人貨物運送業者、漁船による漁業者、特定農作業従事者、指定農業機械作業従事者並びに家内労働者及びその補助者の通勤災害については、その住居と就業の場所との間の往復の実態が明確でないこと等からみて労災保険の保護の対象とはしないものである（労災法第35条第１項、労災則第46条の22の２）。

なお、通勤災害の認定は労働者の場合に準ずる。

3　保険給付

(1) 特別加入者も労働者とみなされ、労災法第３章第１節から第３節及び第３章の２の規定による保険給付等を受けることができるが、休業補償給付については、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業について全部労働不能であることがその支給事由となるものである。

(注) 全部労働不能とは入院中又は自宅就床加療中若しくは通院加療中であって、上記の業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業ができない状態をいう。

(2) 保険給付を受ける権利は、その者が特別加入者でなくなっても、変更されない（労災法第34条第４項）。

(3) 特別加入者については、特別給与（ボーナス等）を基礎とする特別支給金は支給されない（特別支給金規則第19条）。

(4) 特別加入者には、費用徴収に関する規定（労災法第31条）の適用はなく、したがって一部負担金は徴収しないこと。

(5) 特別加入者に係る給付基礎日額については、年齢階層別最低・最高限度額の適用はない（労災則第46条の20第２項、第３項）。

(6) 海外派遣者として特別加入している者については、以下に掲げる事項に留意すること。

(イ) 保険給付の請求は、派遣元の団体又は事業主を通じて行わなければならない（労災則第46条の27第５項）。また、業務災害の発生状況に関する資料として、海外出張者の業務災害の場合と同様派遣先の事業の事業主の証明書、在外交館の証明書、新聞記事等を添付させること（労災則第46条の27第２項）。

(ロ) 請求書（申請書）の記載事項中事業主の証明を受けなければならないこととされている事項については、派遣元の事業の事業主の証明を受けなければならないこととするが、当該請求書には、「負傷又は発病の年月日」、「災害の原因及び発生状況」及び「休業の期間」についての派遣先の事業の事業主の証明書を必ず添付すること。なお、「負傷又は発病の年月日」及び「災害の原因及び発生状況」についての上記証明書は、最初の請求書に添付すれば足りること。

なお、上記証明書の様式は任意のものであって差し支えないものであること。

(ハ) 療養（補償）給付たる療養の費用の請求に当たっては、当該療養に要した費用の額を証明することができる診療担当者（医師、その他の診療、薬剤の支給を担当した者をいう。）の明細書及び領収書を請求書に添付させること。

(ニ) 請求書（申請書）及びこれに添付すべき書類その他の資料が外国語で記載されている場合には、それらを日本語に翻訳したものを派遣元の事業の事業主から請求書と同時に提出させること。

(7) 保険給付等の支給手続

(イ) 療養（補償）給付たる療養の費用については、所轄労働基準監督署において請求額に相当する額を支払うこととなるが、当該診療内容については、事前に局に設けられている労災診療費審査委員会等において医学的審査を行うこと。審査に当たっては、我が国又は外国における医学常識に照らして妥当と認められるかどうかによって判断することとし、必ずしも現行の労災保険における取扱いに準拠する必要はない。

なお、請求内訳について疑義が生じた場合には適宜本省へ照会すること。

(ロ) 療養（補償）給付たる療養の費用の額の支給決定に当たっては、当該療養に要した費用の額は、支給決定日における外国為替換算率（売レート）により換算した邦貨額によること。

なお、この場合において、当該外国為替換算率についての金融機関の証明書を支給決定決議書に添付すること。

(ハ) 保険給付に関する処分の通知は、原則として、派遣元の事業の事業主を経由して、請求人、申請人、受給権者又は受給権者であった者に行うものとすること。

ただし、年金給付に関しては、この限りでない。

(ニ) 休業（補償）給付及び療養の費用の支払いについては、派遣元の事業の事業主が立替払いをしている場合には、昭和43年３月９日付け基発第114号による受任者払いとすることとして差し支えないものであること。

外国送金については、支出官事務規程に定めるところによるほか、昭和38年６月５日付け基発第610号により指示したところによる。

(8) 調整関係

特別加入者が、同一の事由について派遣先の事業の所在する国の労災保険から保険給付が受けられる場合にも、我が国の労災保険給付との間の調整は行う必要はないが、派遣先国における交通事故等第三者行為災害で加害者より損害賠償があった場合等は、調整を行うこととする。

なお、この調整に伴う事務処理については、損害賠償を先に受けた場合には、国内における場合と同様に保険給付を調整することとなるが、国外における求償事案が発生した場合には、当該国の法律等の調査が必要となることから、本省あて照会することとなる。

4 支給制限

(1) 法第12条の２の２の規定による支給制限

法第33条各号に該当する者についての支給制限は、法第12条の２の２の規定により行なう。

イ 第１項関係

本項の規定は、特別加入者の負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直後の原因となった事故の発生について、特別加入者に意図した故意がある場合に適用する。

ロ 第２項関係

本項の規定は、事故発生の直接の原因となった行為が、法令（労働基準法、鉱山保安法、道路交通法等）上の危害防止に関する規定で罰則の附されているものに違反し又は違反する行為に相当すると認められる場合に適用し、支給制限の方法は、昭和40年７月31日付け基発第906号通達記の第１のⅡ及びⅢに準ずる。

この場合において、法令上の危害防止に関する規定の罰則の附されているものについての違反の有無を判断するに際しては、労働基準法及び鉱山保安法関係については、特別加入者を労働者とみなして判断するものとすること。また、建設業の一人親方及びその事業に従事する者については、たとえば、労働安全衛生規則第112条のように、使用者の遵守義務の履行が先行する条項については、使用者の遵守義務の履行はあったものとして判断すること。

(2) 法第12条の２の２と法第12条の４第１項が同時に適用される場合

法第12条の２の２と法第12条の４第１項が同時に適用される場合は、まず、法第12条の２の２の規定を適用し、その結果、減額支給された保険給付について法第12条の４の規定を適用する。

(3) 法第34条第１項第４号及び第35条第１項第７号の規定による支給制限

これらの規定の適用要件及び支給制限の方法については、上記(2)及び昭和47年９月30日付け基発第643号通達（記の４を除く。）に準ずる。

(4) 支給制限に関する規定が重複して適用される場合

イ　法第12条の２の２と、法第34条第１項第４号前段又は第35条第１項第７号とが同時に適用される場合には、まず法第12条の２の２を適用し、その残余の部分について法第34条第１項第４号前段又は第35条第１項第７号を適用する。

ロ　法第12条の２の２と法第34条第１項第４号後段とが同時に適用される場合には、同号後段のみを適用する。

ハ　法第34条第１項第４号の前段と後段とが同時に適用される場合には、いずれか支給制限率の高い方の規定のみを適用する。

V 付　　録

V 付　　録

1　特別加入関係通達

日　付	通達番号等	標　題	対象者等	頁
(40年度)				
昭40.11.1	基発第1454号 改正 昭49.2.13基発第72号 昭49.3.25基発第151号 昭50.11.14基発第671号 平3.3.1基発第123号 平3.4.12基発第259号 平11.2.18基発第77号 平11.12.3基発第695号 平13.3.30基発第233号	労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第2条の規定の施行について	特別加入基本通達	60
40.11.15	基災発第18号	労災保険事務組合及び特別加入に関する規定の運用について	上記の運用通達	69
40.12.6	基発第1591号 改正 昭50.11.14基発第671号 昭52.3.28基発第170号 平3.4.12基発第259号 平14.3.29基発第0329008号	特別加入者に係る業務上外の認定及び支給制限の取扱いについて	業務上外の認定基準・支給制限	71
40.12.11	基災発第20号	建設事業の一人親方等の団体が定めるべき業務災害の防止に関する措置について	建設業の一人親方等	79
40.12.23	事務連絡	全国建設労組総連合の組合員をもって構成する団体の労災保険事務組合の認可又は特別加入団体の承認について	建設業の一人親方等	83
41.2.14	基災発第6号	漁船による自営漁業者の団体が定めるべき業務災害の防止に関する措置について	漁業	85
41.3.24	事務連絡	一人親方等の特別加入の取扱いについて	一人親方等	87
(41年度)				
41.4.4	基災発第10号	特別加入者に係る賃金総額の算定について (平成7.2.20基発第74号により廃止)	保険料の月割	−
41.4.18	基災発第15号	特別加入に係る特定農作業従事者の団体が定めるべき業務災害の防止に関する措置について	指定農業機械作業従事者	88
41.12.26	基災発第29号	職場適応訓練受講者の特別加入について	職業適	91
42.2.21	基災発第4号 改正 平13.12.18基労発第6号	労災保険事務組合並びに特別加入に関する事務処理について	日額の変更決定等	94
(43年度)				
44.3.7	基発第1112号 改正 平3.4.12基発第259号	労働組合の役員等に対する労働者災害補償保険法の適用について	中小事業主等	96
44.3.31	基収第5514号	特別加入者の休業補償給付について	全部労働不能	97
(44年度)				
45.3.27	基発第251号	労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令等の施行について	日額改正等	99

日　付	通達番号等	標　題	対象者等	頁
(45年度)				
昭45.10.12	基発第745号 改正 昭49.3.12基発第142号 昭50.3.29基発第171号 昭56.3.31基発第191号 昭59.9.12基発第483号 平3.4.12基発第259号	労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令等の施行について	家内労働者の新規適用	102
46.1.14	基発第22号	船員法の一部を改正する法律等の施行について (第一次分)	漁業 (中小事業主、一人親方)	108
(47年度)				
47.9.30	基発第643号 改正 平5.6.22基発第404号	労働者災害補償保険法第25条（事業主からの費用徴収）の規定の取扱いについて	費用徴収	112
48.2.9	事務連絡第6号 改正 平11.2.18事務連絡	労災保険特別加入に関する事務処理及び労災保険給付請求書の様式改正について	日額の変更処理等	117
(48年度)				
48.10.4	基発第575号	船員法第1条第3号の漁船の範囲を定める政令の一部を改正する政令の公布について (第2次分)	漁業	118
48.10.15	基発第590号	労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について	中小事業主等	123
49.2.13	基発第72号	自動車を使用して行う貨物運送の事業に関する特別加入の取扱いについて	白ダンプ	124
49.3.23	基発第142号	労働者災害補償保険法規則の一部を改正する省令の施行について	家内労働者等及び給付基礎日額	128
49.3.25	基発第151号	農作業従事者の特別加入に係る指定農業機械の範囲の拡大について	指定農業機械作業従事者	128
(49年度)				
50.2.28	労徴発第6号	特別加入に係る保険料算定基礎額について (平成7.3.30労徴発第28号により廃止)	保険料の月割	－
50.3.29	基発第174号	労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について	家内労働者等	129
(50年度)				
50.11.14	基発第671号	特別加入者に係る業務上外の認定基準等の改正について	特別加入者全体の認定基準等の改正	130
51.1.29	基発第117号	船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令の一部を改正する政令の公布について (第3次改正)	漁業	134
(51年度)				
51.6.22	基発第470号	沖縄県在住の駐留軍関係離職者に対する労災保険法施行規則第46条の18第2号の規定等の適用について	職業適	139
51.9.29	基発第697号 改正 平5.4.1基発第244号	労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について	林業、医薬品の配置販売業の新規適用	140

日　付	通達番号等	標　題	対象者等	頁
昭51.9.29	事務連絡第39号 改正 平5.4.1事務連絡第14号	林業及び医薬品配置販売業の一人親方等の特別加入について	林業、医薬品配置販売業の新規適用	145
52.3.28	基発第170号	特別加入者（指定農業機械作業従事者）の業務上外の認定基準の改正について	指定農業機械作業従事者	147
52.3.30	基発第192号 改正 平3.2.1基発第75号	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行（第4次分）等について	海外派遣者の新規適用、特別加入者の通災適用等	150
52.3.30	労徴発第14号 徴業発第11号	海外派遣者の特別加入に係る加入手続及び適用徴収事務の処理について	海外派遣者	156
（52年度）				
52.6.14	基発第332号	労働者災害補償保険法施行規則等の一部改正について	日額改定等	160
52.8.24	基発第481号	海外派遣者の特別加入に係る保険給付の請求等の手続について	海外派遣者	162
53.3.3	労徴発第9号 改正 平11.2.18事務連絡	第3種特別加入保険料申告内訳等の提出について	海外派遣者	163
（53年度）				
53.5.22	基発第291号	許可、認可等の整理に関する法律その他関係法令の施行について	日額決定権の委任等	165
（54年度）				
54.4.2	基発第153号	同居の親族のうちの労働者の範囲について	中小事業主等	167
54.7.10	事務連絡	同居の親族のうちの労働者として取扱われる者の範囲の変更に伴う労働保険料の取扱いについて	中小事業主等	168
55.1.16	事務連絡第1号	全国農業協同組合中央会による労災保険特別加入推進運動と特別加入制度改善対策運動について	指定農業機械作業従事者	169
55.3.31	基発第156号	労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について	再生資源取扱業の新規適用、指定農業機械等の範囲の拡大、海外派遣者の通災適用等	172
（55年度）				
55.4.4	事務連絡第7号	特定農作業従事者の特別加入に係る労働大臣指定農業機械の追加について	指定農作業機械作業従事者	179
55.5.6	事務連絡第10号	職場適応訓練従事者の特別加入の取扱いの一部変更について	職場適	181
55.5.31	基発第283号	労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について	日額改定等	182

日　付	通達番号等	標　題	対象者等	頁
昭56.3.31	基発第191号	労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について	家内労働者等、赤帽	184
(56年度)				
56.4.2	事務連絡第14号	自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業に係る特別加入者の範囲の拡大について	赤帽	186
(57年度)				
57.10.15	事務連絡.第48号	振動障害再発防止特別援護措置に基づく職種転換訓練受講者に係る労働者災害補償保険の特別加入について（平5.4.1基発第242号により廃止）	職種転換訓練受講者	—
58.3.31	基発第174号	建設の事業に関する特別加入の取扱いについて	一人親方(電気管理技術者)	188
(58年度)				
58.11.21	事務連絡	建築事業を業とする者の自宅等の建設工事中の災害について	中小事業等（建築事業）	189
58.11.29	事務連絡第32号	産業医に対する労働者災害補償保険法の適用について	中小事業主等（産業医）	190
59.3.10	事務連絡第9号	農作業従事者の特別加入に係る指定農業機械について	指定農業機械作業従事者	193
(59年度)				
59.9.12	基発第183号	家内労働者等の特別加入者に係る業務上外認定基準の改正について	家内労働者等	194
59.9.12	事務連絡第29号	家内労働者等の特別加入者に係る業務上外認定基準の改正に伴う運用上の留意点について	家内労働者等	195
59.10.11	基発第519号	労働組合の非専従役員等の特別加入者に係る業務上外認定の取扱いについて	中小事業主等	197
59.10.11	事務連絡第31号	労働組合の非専従役員等の特別加入者に係る業務上外認定の取扱いについて	中小事業主等	198
60.3.9	基発第122号	労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について	給付基礎日額	201
(60年度)				
61.2.3	基発第51号	粉じんばく露歴に労働者性の認められない期間を含む者に発生したじん肺症等の取扱いについて	保険給付の取扱い	203
61.2.3	事務連絡第78号	粉じんばく露歴に労働者性の認められない期間を含む者に発生したじん肺症等の取扱いに関する留意事項等について	保険給付の取扱い	204
61.3.14	基発第141号	労災保険法における有限会社の取締役の取扱いについて	中小事業主等	206
61.3.14	事務連絡第5号	有限会社の取締役の取扱いに当たっての留意点について	中小事業主等	207

日　付	通達番号等	標　題	対象者等	頁
昭61.3.20	事務連絡第6号	労災保険の特別加入者の給付基礎日額の適正化について	給付基礎日額	208
61.3.31	基発第182号	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行について	家内労働者の給付基礎日額	210
(61年度)				
61.7.7	基発第407号	作業環境適応訓練を受講する登録日雇港湾労働者の特別加入について (平元.3.23基発第135号により廃止)	作業環境適応訓練受講者の新規適用	−
62.3.30	基発第175号 改正 平7.11.30基発第692号	労災保険の特別加入にかかる加入時健康診断の実施等について	中小事業主、一人親方、家内労働者等	211
(62年度)				
62.4.14	事務連絡第12号	「労災保険の特別加入にかかる加入時健康診断の実施について」の運用上の留意点について	中小事業主、一人親方、家内労働者等	218
62.10.12	事務連絡第25号	労災保険の特別加入にかかる証明書等の取扱いについて	中小事業主、一人親方、家内労働者等	222
(63年度)				
平元.2.16	事務連絡第3号	特別加入に係る加入時健康診断の取扱いについて	家内労働者等	226
元.3.23	基発第135号 改正 平元.5.29基発第279号 平3.2.1基発第72号 平3.8.1基発第479号	労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について	事業主団体等委託訓練従事者の新規適用	227
(元年度)				
元.5.29	基発第279号	平成元年労働省告示第14号（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第2号ロの規定に基づき、労働大臣が定める職業訓練であって事業主又は事業主の団体に委託されるものを定める件）の改正等について	〃	241
(2年度)				
2.6.8	事務連絡	事業主団体等委託訓練実施要領の改正に伴う労災保険の特別加入対象者の追加について	事業主団体等委託訓練従事者の新規適用	243
3.2.1	基発第72号	事業主団体等委託訓練要領の廃止・新設に伴う労災保険の特別加入対象者の範囲の変更について	〃	244
3.2.1	基発第75号	赴任途上における業務災害等の取扱いについて	海外派遣者	245
3.2.1	事務連絡第2号	赴任途上における業務災害等の取扱いに関する運用について	〃	247
3.3.1	基発第123号	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行（第3次分）等について	農業関係特別加入者	249

日　付	通達番号等	標　題	対象者等	頁
（3年度）				
3.4.12	基発第259号 改正 平11.2.18基発第77号	労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について	特定農作業従事者、労働組合等常勤役員の新規適用	256
3.4.12	事務連絡	労働組合等常勤役員に係る特別加入対象労働組合等の認定について	労働組合等常勤役員	286
3.8.1	基発第479号	事業主団体等委託訓練実施要領の一部改正に伴う労災保険の特別加入対象者の名称の変更について	事業主団体等委託訓練従事者	291
4.3.12	基発第111号	職場適応訓練従事者の給付基礎月額について	職適	292
（4年度）				
5.3.24	基発第177号	労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について	日額改定等	293
5.3.29	基発第186号	職業能力開発促進法の一部を改正する法律等の施行に伴う労災保険関係法令等の一部改正について	事業主団体委託訓練従業者	295
（5年度）				
5.4.1	基発第242号	振動障害者社会復帰特別援護金支給要綱の一部改正及び振動障害再発防止特別援護措置の廃止について	職種転換訓練受講者	296
5.4.1	基発第244号	医療品配置販売業の一人親方等の特別加入者に係る業務上外の認定基準の一部改正について	医療品配置販売業の一人親方	297
5.4.1	事務連絡第14号	医療品配置販売業の一人親方等の特別加入者に係る業務上外の認定基準の一部改正について	医療品配置販売業の一人親方	298
6.2.21	事務連絡	自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業に係る特別加入の取扱いについて	貨物軽自動車運送事業の一人親方（バイク便事業者）	300
（6年度）				
7.2.20	基発第74号	労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について	日額改定等	303
7.3.30	労徴発第28号	労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に当たっての留意点について	日額改定等	305
7.3.31	労働省発労徴第16号	労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令等の施行について	事業主団体等委託訓練従事者	310
（7年度）				
7.11.13	労徴発第101号	第3種特別加入保険料申告内訳について	海外派遣者	323
7.11.30	基発第692号	特別加入の加入時健康診断における検査項目の一部改正について	中小事業主、一人親方等	324
8.3.1	基発第95号	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行（第2次分）について	海外派遣者	325

日　付	通達番号等	標　題	対象者等	頁
(10年度)				
平11.2.18	基発第77号	特別加入の申請等に対する承認等に関する手続の一部改正について	日額の変更処理等	327
11.2.18	事務連絡	特別加入の申請等に対する承認等に関する手続の一部改正にかかる留意事項及び一人親方等及び特定作業従事者を除く特別加入者に係る給付基礎日額変更期間の改正について	日額の変更処理等	329
(11年度)				
11.12.3	基発第695号	労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について	中小事業主等	331
(12年度)				
13.3.30	基発第233号	労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について	介護作業従事者の新規適用	333
(13年度)				
13.12.18	基労発第6号	一人親方等特別加入者に係る給付基礎日額変更期間の改正について	日額の変更処理等	337
14.3.29	基発第0329008号	中小事業主等特別加入者に係る業務上外の認定基準の一部改正について	中小事業主等	339
14.3.29	基労補発第0329001号	中小事業主等特別加入者に係る業務上外の認定基準の一部改正に伴う事務処理上の留意事項について	中小事業主等	340

○編集にあたっての留意点

1　基本的な通達である昭和40年11月1日付け基発第1454号、昭和40年12月6日付け基発第1591号、昭和42年2月21日付け基災発第4号、昭和44年3月7日付け基発第259号、昭和45年10月12日付け基発第745号、昭和47年9月30日付け基発第643号、昭和48年2月9日付け事務連絡第6号、昭和51年9月29日付け基発第697号、昭和52年3月30日付け基発第192号、昭和53年3月3日付け事務連絡、昭和55年3月31日付け基発第156号、昭和62年3月30日付け基発第175号、平成元年3月23日付け基発第135号、平成3年4月12日付け基発第259号、平成13年3月30日付け基発第233号については、通達発出後の改正内容を反映している。

ただし、給付基礎日額については、昭和40年11月11日付け基発第1454号以外は、改正経緯がわからなくなるため修正してしない。

2　上記以外の通達は発出当時のままである。

基 発 第 1454 号
昭和40年11月１日

（改正　昭49. 2.13基発第 72 号
昭49. 3.25基発第 151 号
昭50.11.14基発第 671 号
平 3. 3. 1基発第 123 号
平 3. 4.12発労徴第38号・基発第259号
平11. 2.18基発第 77 号
平11.12. 3発労徴第78号・基発第695号
平13. 3.30基発第 233 号）

都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第２条の規定の施行について

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律第130号）第２条の規定の施行に伴い、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和40年労働省令第18号）が本年11月１日から施行され、及び関係告示（昭和40年労働省告示第45号及び第46号）が行われたので、下記により、その施行事務処理に万全を期せられたい。

なお、今次改正省令については、労働者災害補償保険審議会の答申（別添）（略）において、特に制定及び施行にあたっての基本的態度が明らかにされているので、その趣旨を十分に体して、事務処理に当たられたい。

記

第１　（略）

第２　特別加入

１　趣　旨

労災保険は、労働者の業務災害に対する補償を本来の目的としているが、業務の実情、災害の発生状況等に照らし、実質的に労働基準法適用労働者に準じて保護するにふさわしい者に対し、労災保険の適用を及ぼそうとするものである。

２　特別加入者の範囲

特別加入をすることができる者の範囲については、全面適用を目途とする中小事業の保険加入の促進と事務組合の普及に資するため、一定の中小事業主とその事業に従事する者をその対象とするほか、特に自営業者については、業務の危険度、業務の範囲の明確性ないし特定性（業務上外の認定等保険関係の技術的処理の可能性）等を考慮し、その範囲を定めたものである。その具体的範囲は、次のとおりである。

(1)　中小事業主等（法第33条第１号及び第２号）

イ　中小事業主（法第33条第１号、則第46条の16）

特別加入をすることができる中小事業主は、常時300人（金融業、保険業、不動産業又は小売業にあっては50人、卸売業又はサービス業にあっては100人）以下の労働者を使用する事業主であって、事務組合に労災保険事務の処理を委託するもの（事業主が法人その他の団体であるときは、代表者）である。

(イ)　事業主の使用労働者数の算定は、第１の４(1)イと同様である。したがって、個々の事業の使用労働者数が

常時300人、50人又は100人以下であっても、使用労働者の総数が常時300人、50人又は100人をこえるときは、その事業主は、特別加入をすることができない。

(ロ) 常時300人、50人又は100人以下の労働者を使用する事業主は、通年1人の労働者を使用する事業主はもちろんのこと、労働者の通年雇用を行わない事業主であっても、年間において相当期間にわたり労働者を使用することを常態とするものも含まれるが、労働者についての保険加入を前提とする制度の趣旨及び第33条第3号の規定との関連からいって、労働者を使用しないことを常態とする事業主は含まれない。

(ハ) 数次の請負による建設の事業の下請事業を行う事業主も、特別加入の趣旨から、法第33条第1号の「事業主」として取り扱うこととする。

(ニ) 金融業、保険業、不動産業、卸売業、小売業又はサービス業の業種の区分については、第1の4(1)ロに準じて判断するものとする。

ロ 中小事業主が行う事業に従事する者

事業に従事する者とは、労働者以外の者で事業に常態として従事する者を予定したものである。事業主が法人である場合にあっては、代表者以外の役員のうち、労働者に該当しないものも、これに含まれる。なお、法人役員一般の取扱いについては、昭和39年3月3日付基発第273号通達を廃止し、改めて別途通達する。

(2) 一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者

イ 一人親方その他の自営業者（則第46条の17）

一人親方その他の自営業者であって特別加入をすることができる者は「自動車を使用して行う旅客若しくは貨物の運送の事業」、「建設の事業（土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業をいう。以下同じ。」、「漁船による水産動植物の採捕の事業」、「林業の事業」、「医薬品の配置販売の事業」又は「再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業」を労働者を使用しないで行うことを常態とする者である。

労働者を使用しないで行うことを常態とする者は、前記(1)イ(ロ)により常時労働者を使用する者以外の者をいうものとして取り扱う。したがって、たまたま臨時に労働者を使用することがあっても妨げない。

(イ) 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者には、通常個人タクシー業者及び個人貨物運送業者が該当する。

(ロ) 建設の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者には、大工、左官、とび、石工等いわゆる一人親方が該当するが、特に職種は限定しないこととする。

(ハ) 漁船による水産動植物の採捕の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者は、漁船に乗り組んでその事業を行う者に限られる。

(ニ) 林業の事業、医薬品の配置販売の事業又は再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者については、別途通達する（昭和51年9月29日付け労働省発労徴第60号・基発第697号通達の記の1(2)及び昭和55年3月31日付け労働省発労徴第22号・基発第156号通達（6(2)ヂにおいて「昭和55年通達」という。）の記の2(1)イ参照）。

ロ 一人親方その他の自営業者が行う事業に従事する者

労働者以外の者で当該事業に常態として従事する者を予定したものである。

(3) 特定作業従事者（法第33条第5号）

イ 特定農作業従事者（則第46条の18第1号イ）

別途通達する（平成3年4月12日付け労働省発労徴第38号・基発第259号通達（以下「平成3年通達」という。）の記の第1の2(1)及び(2)参照）。

ロ　指定農業機械作業従事者（則第46条の18第１号ロ）

小規模農家を含めた自営農業者については、その業態の特殊性、災害発生状況が的確に把握されていない現状等を考慮し、重度の障害を起こす危険度が高いと認められる種類の農業機械を使用する一定の農作業に従事する者に限ることとした。

(イ)　対象となる農業機械は、動力耕うん機その他の農業用トラクター、動力溝堀機、自走式田植機、自走式防除用機械、自走式収穫用機械、自走式運搬用機械、動力揚水機、動力草刈機、動力カッター、動力摘採機、動力脱穀機、動力剪定機、動力剪枝機、チェーンソー、単軌条式運搬機、コンベヤーである（昭和40年労働省告示第46号）。

(ロ)　指定農業機械を使用する農作業の範囲は、土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業に限られ、養蚕、畜産等の作業は含まない。

ハ　職場適応訓練生（則第46条の18第２号イ）

別途通達する（昭和41年12月26日付け基災発第29号通達参照）。

ニ　事業主団体等委託訓練生（則第46条の18第２号ロ）

別途通達する（平成元年３月23日付け労働省発労徴第19号・基発第135号通達（以下「平成元年通達」という。）の記の第２の２(1)参照）。

ホ　家内労働者（則第46条の18第３号）

別途通達する（昭和45年10月12日付け基発第742号通達（以下「昭和45年通達」という。）の記の２の(3)、昭和49年３月23日付け労働省発労徴第17号・基発第142号通達の記の３及び昭和50年３月29日付け基発第174号通達の記の４参照）。

ヘ　労組常勤役員（則第46条の18第４号）

別途通達する（平成３年通達の記の第２の２(1)、(2)及び(3)参照）。

ト　介護作業従事者（則第46条の18第５号）

別途通達する（平成13年３月30日付け基発第233号通達（以下「平成13年通達」という。）の記の第２の２(1)及び(2)参照。）

(4)　海外派遣者（法第33条第６号及び第７号）

別途通達する（昭和52年３月30日付け労働省発労徴第21号・基発第192号通達（以下「昭和52年通達」という。）の記の10参照）。

3　中小事業主等の特別加入手続

(1)　事務組合に対する労災保険事務の処理の委託（法第33条第１号）

特別加入をすることができる中小事業主は、事務組合に対し労災保険事務の処理を委託する者に限られる。

(2)　加入申請（法第34条、則第46条の19、告示様式第34号の７）

イ　中小事業主の特別加入は、その使用する労働者に関して成立する保険関係を基礎とし、かつ、労働者以外でその事業に従事する者との包括加入を前提として認められるものであるから、任意適用事業にあっては、労働者について任意加入の申込みをしないままに中小事業主のみ特別加入することはできない。なお、任意加入の申込みと特別加入の申請とは同時に行うことができる。

ロ　同一の中小事業主が２以上の事業についてそれぞれ保険加入をし、事務組合に労災保険事務の処理を委託しているときは、当該事業主及びその事業に従事する者は、１の事業のみについて特別加入することができるのはいうまでもないが、２以上の事業について重ねて特別加入をすることも妨げない。

ハ　中小事業主の行う事業に従事する者は、当該中小事業主とともに包括加入することになるが、その具体的範囲は、名簿（告示様式第34号の７別紙）によって確定することとし、名簿に登載されていない者は、特別加入

者として扱わない。もちろん、名簿に登載されていても、法第33条第２号に該当しない者は、特別加入として扱うことはできない。

したがって、中小事業主及びその事業に従事する者に異動等があった場合には、その旨を遅滞なく、届け出るよう指導されたい（則第46条の19第６項、告示様式第34号の８）。

(3) 業務の内容（則第46条の19第１項第３号、告示様式第34号の７別紙）

中小事業主及びその事業に従事する者については、その業務の範囲を明確にし、業務上外の認定の適正を期するため、申請書別紙について、各人の業務の内容を具体的に明記させるよう指導されたい。

(4) 特別加入の承認等の手続

イ 承認通知

特別加入の申請に対する所轄都道府県労働局長の承認は、当該申請の日の翌日から起算して14日の範囲内において申請者が加入を希望する日とすることとし、その通知は、別添１の通知書（特様式第１号）（略）により行うこととする。

ロ 不承認通知

特別加入の申請に対する不承認通知は、別添２の通知書（特様式第３号）（略）により行うこととする。

ハ 変更通知

則第46条の19第６項（則第46条の23第４項及び則第46条の25の２第２項により準用する場合を含む。）により届出のあった事項のうち、特別加入者の行う業務内容の変更及び特別加入者の追加については、当初の特別加入の承認の内容の要素となる事項の変更であり、当該当初の特別加入の承認の変更決定がなされない限り効果が生じないため、所轄都道府県労働局長は、当該変更内容を適当と認めるときは、当該届出の日の翌日から起算して14日の範囲内において申請者が加入を希望する日付けにより承認内容変更決定を行うこととする。なお、その通知については、当分の間、別添１の通知書（特様式第１号）（略）により行うこととする。

ニ 変更内容の不承認

上記ハの場合において、所轄都道府県労働局長が当該変更内容を不適当と認めるときは、その旨の通知を別添３の通知書（特様式第７号）（略）により行うこととする。

4 一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者の特別加入手続

(1) 一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者（以下「一人親方等」という。）の特別加入については、一人親方その他の自営業者の団体を任意適用事業主とみなし、一人親方等を労働者とみなして、任意適用事業の保険関係と全く同じ仕組みによることとしている（法第35条第１項第１号以下）。この場合において、当該団体は、すべて継続事業として取り扱うこととする。

なお、当該団体の要件等については、後記6(2)によられたい。

(2) 加入申請（法第35条第１項、則第46条の23、告示様式第34号の10）一人親方等の特別加入手続に関し、特に留意すべき事項は、次のとおりである。

イ 名簿（則第46条の23第１項第４号）

一人親方等についても、前記3(2)ハと同様に、保険関係の有無は、名簿（告示様式第34号の10別紙）によって確定することとし、特別加入団体構成員又はその構成員の行う事業に従事する者であっても、名簿に登載されていない者は、特別加入者として取り扱わない。もちろん、名簿に登載されていても、法第33条第３号及び第４号に該当しない者は、特別加入者として取り扱うことはできない。

したがって、一人親方等に異動があった場合には、その旨を遅滞なく届け出るよう指導されたい（則第46条の23第４項、告示様式第34号の８）。

ロ　業務の内容（則第46条の23第１項第４号、告示様式第34号の10別紙）

一人親方等については、その業務の範囲を的確にし、業務上外の認定の適正を期するため、申請書別紙について各人の業務の内容を具体的に明記させるよう指導されたい。

ハ　業務災害防止措置（則第46条の23第２項）

一人親方等については、その災害防止についての規制措置が未整備であり、そのままの状態で特別加入を認め、補償を行うことには問題がある。このため、一人親方その他の自営業者団体に対しては、あらかじめ業務災害の防止に関し当該団体が講ずべき措置及び一人親方等が守るべき事項を定めなければならないこととしている。これらの措置及び事項について定めがない場合には、特別加入の承認をしないこととする。

ニ　従来の一人親方団体の取扱いについて

特別加入制度の創設に伴い、従来擬制して保険関係の成立を認めてきた建設の事業の一人親方の団体については、可及的すみやかに新制度に移行させるよう指導されたい。

(3)　特別加入の承認等の手続

上記３(4)と同様とする。

5　特定作業従事者及び海外派遣者の特別加入手続

特定作業従事者及び海外派遣者の加入手続は、次のことを除いて、一人親方等の手続と同様である。

(1)　特定農作業従事者

別途通達する（平成３年通達の記の第１の２(4)参照）。

(2)　指定農業機械作業従事者

イ　災害防止措置

加入申請者に添付させるべき業務災害防止措置の内容を記載した書類に関し、一般的事項を別途通達する。

ロ　労働者に係る保険関係成立手続の確保

特別加入申請書別紙に記載される特別加入予定者が、当該特別加入に係る事業につき労働者を使用していることが明らかとなった場合は、既に労働者に係る保険関係成立届が提出されている場合を除き、特別加入の申請又は特別加入者の追加に関する変更届と同時に労働者に係る保険関係成立届を提出させることとし、提出がなされない場合は特別加入の承認又は変更届に基づく承認内容変更決定を行わないこと。

(3)　職場適応訓練生

職場適応訓練の作業が他の労働者の作業とともに行われるのが通常であり、かつ、当該事業場には労働基準法、労働安全衛生規則等が適用されるので、加入申請書における作業内容の記載及び業務災害防止措置の内容を記載した書類の添付を要しないものとして取り扱われたい。

(4)　事業主団体等委託訓練生

別途通達する（平成元年通達の記の第２の２(2)参照）。

(5)　家内労働者

別途通達する（昭和45年通達の記の３参照）。

(6)　労組常勤役員

別途通達する（平成３年通達の記の第２の２(5)参照）。

(7)　介護作業従事者

別途通達する（平成13年通達の記の第２の２(3)参照）。

(8)　海外派遣者

別途通達する（昭和52年通達の記の10(2)参照）。

6　特別加入承認の基準

(1)　中小事業主等の場合

中小事業主等については、当該事業の労災保険事務が事務組合に委託されることのほか、特別加入の承認について特段の制約はないが、当該事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする事業主及びその事業に従事する者については、制度の趣旨及び法第33条第３項との関連からいって、加入を認めないこととする（前記２(1)イ(ロ)参照）。

(2)　一人親方等及び特定作業従事者の場合

一人親方等及び特定作業従事者の特別加入の承認は、次のすべての基準に適合する場合に行う。

イ　加入申請者たる団体は、一人親方その他の自営業者又は特定作業従事者の相当数を構成員とするものであること（連合団体は、これに該当しない。）。これに一応該当するものとしては、例えば、全国個人タクシー連合会加盟の単位団体、従来から擬制加入を認めてきた建設の事業の一人親方団体、漁業協同組合、農業協同組合等が考えられる。なお、職場適応訓練生の団体については、別途通達する。

ロ　当該団体は、法人であると否とを問わないが、構成員の範囲、構成員たる地位の得喪の手続等が明確であることその他団体の組織運営方法等が整備されていること。

ハ　当該団体の事業内容が労災保険事務の処理を可能とするものであること。

ニ　当該団体の事務体制、財務内容等からみて、労災保険事務を確実に処理する能力があると認められること。

ホ　当該団体の地区が、その主たる事務所の所在地を中心として労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第６条第２項第４号に定める区域に相当する区域をこえないものであること。

ヘ　加入申請書の添付書類に記載する業務又は作業の内容は、次の範囲内において各人の業務又は作業の具体的内容を明らかとするものであること。なお、職場適応訓練生については、前記５後段のとおりであること。

(イ)　自動車を使用して行う旅客の運送の事業を行う者及びその事業に従事する者にあっては、免許を受けた事業の範囲内において旅客を運送するために事業用自動車を運転する業務

(ロ)　自動車を使用して行う貨物の運送の事業を行う者及びその事業に従事する者にあっては、免許を受けた事業の範囲内において貨物を運送するために事業用自動車を運転する業務（運転補助業務を含む。）及びこれに直接附帯する貨物取扱いの業務

(ハ)　建設の事業を行う者及びその事業に従事する者にあっては、その者の職種の範囲内において請負契約の目的たる仕事の完成のために行う業務

(ニ)　漁船による水産動植物の採捕の事業を行う者及びその事業に従事する者にあっては、水産動植物の採捕のために漁船に乗り組んで行う業務

(ホ)　指定農業機械作業従事者にあっては、その使用する農業機械の種類

ト　一人親方その他の自営業者の団体及び特定作業従事者の団体が定めるべき業務災害の防止に関する措置については、次のとおり取り扱うこと。

(イ)　自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業にあっては、道路交通法、道路運送法、道路運送車輌法等により安全に関する規制が行われているので、業務災害の防止に関する措置の内容を記載した書類の添付は必ずしも必要でない。

(ロ)　漁船による水産動植物の採捕の事業にあっては、乗組員の選任、船内作業の安全衛生その他漁船の航行の管理に関する事項を含むものであること。

(ハ)　建設の事業及び特定作業従事者の作業については、別途通達するところによること。

チ　再生資源取扱業の一人親方等については、別途通達する（昭和55年通達の記の２(1)ロ及びハ参照）。

7　特別加入の制限（法第35条第２項、則第46条の19第３項等）

一人親方等及び特定作業従事者については、一定の加入制限がある。すなわち、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業、建設の事業、漁船漁業、指定農業機械作業及び職場適応訓練の作業区分により、同種の事業又は作業については、２以上の団体の構成員となっていても、重ねて特別加入することができない。異種の事業又は作業について２以上の団体に属し、重ねて特別加入することは差し支えない。

また、特別加入を希望する者のうち一定の者について特別加入をする際に健康診断の受診を義務付け、検診結果によっては特別加入を制限することとなっているが、これについては別途通達する（昭和62年３月30日付け基発第175号通達参照）。

さらに、指定農業機械作業従事者及び特定農作業従事者のうち労働者を使用する者については、当該労働者に係る保険関係成立届を提出しない場合に特別加入を制限することになっている（上記５(2)及び平成３年通達の記の第１の２(4)へ参照）。

なお、指定農業機械作業従事者、特定農作業従事者及び農業の中小事業主等に係る３つの特別加入の関係については、平成３年通達の記の第１の３(2)を参照されたい。

8　特別加入者たる地位の消滅

(1)　脱退（法第34条第２項、法第35条第３項、法第36条第２項、則第46条の21、告示様式第34号の９）

イ　特別加入した中小事業主は、政府の承認を受けて脱退することができる。脱退の承認申請は、特別加入の承認申請の場合と同様に、労働者以外の者で当該事業に従事する者を包括して行わなければならない。なお、脱退の承認の通知は、別添１の通知書（特様式第１号）（略）により、承認年月日は当該特別加入の脱退の申請の日から起算して14日の範囲内において申請者が脱退を希望する日とする。脱退の承認があったときは、当該承認の日の翌日に特別加入者たる地位が消滅するものとして取り扱う。

ロ　特別加入した一人親方等、特定作業従事者及び海外派遣者についても、上記イと同様である。

(2)　特別加入承認の取消し等（法第34条第３項、法第35条第４項、法第36条第２項、則第46条の22、則第46条の25、則第46条の25の３）。

中小事業主又は一人親方その他の自営業者若しくは特定作業従事者の団体若しくは海外派遣者が、労災保険法又は同法施行規則の規定に違反した場合において、政府が特別加入の承認を取り消し、又は保険関係の消滅をさせたときは、特別加入者たる地位はその時に消滅する。

特別加入の承認の取消又は保険関係の消滅の通知は、別添４の通知書（特様式第４号）（略）により行うこと。

(3)　自動消滅

イ　特別加入者が法第33条各号に掲げる者に該当しなくなったときは、それらの者に該当しなくなった時に特別加入者たる地位は、自動的に消滅する。

ロ　中小事業主等の特別加入は、その使用する労働者について成立している保険関係の存在を前提として認められるものである（法第34条第１項）から、当該保険関係が消滅したときは、その消滅の日に特別加入者たる地位も、自動的に消滅する。

ハ　一人親方等及び特定作業従事者は、これらの者が特別加入に係る団体の構成員又はその構成員の行う事業に従事する者である限りにおいて特別加入を認められるものである（法第35条第１項）から、当該団体の構成員である特別加入者が当該団体の構成員でなくなったときは、その団体の構成員でなくなった時にその者及びその者の行う事業に従事する者の特別加入者たる地位は、自動的に消滅する。

ニ　一人親方等又は特定作業従事者の団体の解散があったときは、その解散の日の翌日に特別加入者たる地位は、自動的に消滅する。

9　業務上外の認定（法第37条、則第46条の26）

特別加入者の業務又は作業（職場適応訓練等の作業を除く。）の内容は、労働者の場合と異なり、労働契約に基づく他人の指揮命令により他律的に決まるものではなく、当人自身の判断によっていわば主観的に決まる場合が多いことから、その業務又は作業の範囲を確定することが通常困難である。このことは、法第33条第１号及び第３号該当者において特に著しい。

このため、特別加入者の業務災害については、一般的な基準の設定が本省局長に委任されたのであり、特別加入者についての業務上外の認定は、加入申請書記載の業務又は作業の内容を基礎とし、本省局長作成の基準に従って行うこととなる。この基準については、別途通達する。

10　保険給付

(1)　特別加入者も労働者とみなされ、法第３章第１節及び第２節並びに第３章の２の規定による保険給付等を受けることができるが、休業補償給付については、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため「業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業について」全部労働不能であることがその支給事由となるものである。

(注)　全部労働不能とは入院中又は自宅就床加療中若しくは通院加療中であって、上記の業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業ができない状態をいう。

たとえば、建設業の一人親方が請負工事現場（自家内作業場を含む。）における作業及び請負契約のための下見等業務遂行性が認められる行為が行えないことが客観的に認められる場合は、休業補償給付が支給されることとなる。

(2)　保険給付を受ける権利は、その者が特別加入者でなくなっても、変更されない（法第34条第４項、法第35条第５項、法第36条第２項）。

11　給付基礎日額（法第34条第１項第３号、法第35条第１項第６号、法第36条第１項第２号、則第46条の20、則第46条の24、則第46条の25の３）

(1)　特別加入者は賃金を受けないので、その給付基礎日額は、労働大臣が定めることとされているが、具体的には、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円及び20,000円のうちから、都道府県労働局長が定める（則第１条第１項）。なお、家内労働者等については、当分の間、2,000円及び2,500円の給付基礎日額も認められる（労働省災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（昭和60年労働省令第４号）附則第２条第３項）

(2)　給付基礎日額については、事務簡素化の見地からは、事務組合又は一人親方その他の自営業者若しくは特定作業従事者の団体ごとに額が統一されることが望ましいが、具体的決定にあっては、特別加入者の希望を考慮し、実情に即するように配慮されたい（告示様式第34号の７別紙、告示様式第34号の10別紙、告示様式第34号の11別紙）。

(3)　給付基礎日額は、加入承認時における決定の後、必要に応じて改定することもできるが、少なくとも１年間は固定しておくこととし、改定にあたっては、あらためて希望を徴することとする。

12　支給制限については、特別加入者が、労働者とみなされることにより、法第12条の２の２の規定が適用される。具体的な運用の基準については、別途通達する（昭和40年12月６日付け基発第1591号通達の記の第２参照）。

13　保険料

(1)　保険料率

イ　中小事業主等については、それらの者がその事業に使用される労働者とみなされるから、当然、その事業についての保険料率が適用される。

ロ　100人以上の労働者を使用する継続事業に対するメリット制の適用にあたっては、その事業について特別加入した中小事業主等も労働者数に算入される。

ハ　一人親方等及び特定作業従事者については、一人親方その他の自営業者及び特定作業従事者の団体ごとに則別表第10（特別加入事業保険料率表）に定める保険料率が適用される（則第46条の25）。

(2)　賃金総額（法第31条第３項、則第24条の２第２号及び第３号、則第26条の２、則第26条の３、則別表第５、改正省令附則第２項）

賃金総額の算定にあたっては、各特別加入者の給付基礎日額に応ずる「賃金総額の算定の基礎となる額」（則別表第５右欄）を用いる。具体的な算定方法は、次のとおりである。

イ　中小事業主等の場合

(イ)　継続事業にあっては、当該年度における特別加入者各人の「賃金総額の算定の基礎となる額」を合計し、これを労働者の賃金の総額と総計したものが、その事業の賃金総額となる（則第26条の２）。なお、「賃金総額の算定の基礎となる額」は、当該保険年度における当該特別加入者の特別加入期間及び稼働期間の長短にかかわらず、則別表第５右欄に定める額による。

(ロ)　有期事業にあっては、特別加入者ごとに、その特別加入期間の年数（暦に従って計算した年数）を別表第５右欄の「賃金総額の算定の基礎となる額」に乗じて得た額がその者の「賃金総額の算定の基礎となる額」となる。その場合、別表第５右欄の額に乗ずべき年数は、特別加入期間が１年未満であるときは１年とし、１年をこえ２年未満であるときは２年とし、２年をこえ３年未満であるときは３年とし、以下同様とする（則第26条の２第２号）。このようにして算定した各人の「賃金総額の算定の基礎となる額」を合計し、これを労働者の賃金の総額と総計したものが、その事業の賃金総額となる（則第26条の２）。

ロ　一人親方等及び特定作業従事者の場合

特別加入に係る一人親方その他の自営業者又は特定作業従事者の団体は、いずれも継続事業として取り扱われるから、当該年度における特別加入者各人の「賃金総額の算定の基礎となる額」を合計したものが賃金総額となる（則第26条の３）。この場合においても、「賃金総額の算定の基礎となる額」は、当該保険年度における当該特別加入者の特別加入期間及び稼働期間の長短にかかわらず、則別表第５右欄に定める額による（則第46条の25）。

ハ　前記イ及びロにかかわらず、昭和41年３月31日までに特別加入をした事業（有期事業を除く。）又は団体については、別表第５右欄の「賃金総額の算定の基礎となる額」の12分の１の額に特別加入の承認があった日から昭和41年３月31日までの月数を乗じて得た額が、当該事業又は団体に係る特別加入者の「賃金総額の算定の基礎となる額」となる（改正省令附則第２項）。

ニ　一人親方及び特定作業従事者の「賃金総額の算定の基礎となる額」は、これらの者の稼働率が区々であるにもかかわらず定額制をとっているが、この点については、保険料率の面において考慮し、公平を図っていることはいうまでもない。

(3)　保険料の納付

イ　特別加入の承認を受けた中小事業主等は、その事業に使用される労働者とみなされるので、中小事業主は、労働者とみなされる中小事業主自身及びその事業に従事する者に係る部分の保険料とその事業の未来の労働者に係る部分の保険料とを一括して納付する義務を負う。

ロ　一人親方等及び特定作業従事者に係る保険料については、特別加入の承認を受けたこれらの者の団体が任意適用事業及びその事業主とみなされ、かつ、これらの者は当該事業に使用される労働者とみなされるので、当該団体が事業主としてその納付義務を負う。団体のみが直接かつ最終的な納付義務者となるわけであるから、納付の督促、延滞金の賦課滞納処分等の保険料徴収に関する措置は、団体に対してのみ行うことができる。なお、当該団体が構成員等から保険料相当額をいかなる方法で徴収するかは、団体の内部問題である。

基災発第18号
昭和40年11月15日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労災補償部長

労災保険事務組合及び特別加入に関する規定の運用について

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律第130号）第２条の規定の施行に関しては、さきに昭和40年11月１日付基発第1454号通達（以下「施行通達」という。）により労働基準局長から指示されたところであるが、これが適用に関する運用の細目については、下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理に遺憾のないようされたい。

記

第１　（略）

第２　特別加入関係

１　特別加入の範囲（施行通達第２の２）

(1)　中小事業主等

イ　労働者の通年雇用を行わないが年間において相当期間にわたり労働者を使用することを常態とする事業主

常時300人又は50人以下の労働者を使用する事業主に含まれる「労働者の通年雇用を行わないが年間において相当期間にわたり労働者を使用することを常態とする事業主」とは、前記第１の２と同様である。

したがって、労働者を使用する日の合計が１年において100日未満となることが見込まれる事業主であって、則第46条の17各号に定める種類の事業を行うものは、法第34条の11（現行　法第33条）第３号に該当する者として取り扱うこととする。この場合、当該事業主は同号該当者として特別加入していても、労働者を使用する場合には、当該労働者については別個に保険関係を成立させることとなる。

ロ　数次の請負による建設の事業の下請事業を行う事業主

(イ)　数次の請負による建設の事業の下請負事業を行う事業主を法第34条の11（現行　法第33条）第１号の事業主として取り扱う場合（施行通達第２の２の(1)イの(ハ)）は、当該事業主が法第３条の２の規定により有期事業の一括扱いをされる事業についてあらかじめ保険関係が成立している場合に限ることとする。

(ロ)　前記(イ)の事業について成立した保険関係に基づき特別加入をした事業主は、その行う事業が、元請事業であると、下請事業であるとを問わず、また、有期事業の一括扱いの基準以上の事業を行った場合でも、すべて前記(イ)の事業について成立している保険関係に基づく特別加入者として取り扱う。

(ハ)　事業の種類が異なる等のため有期事業の一括扱いされた事業が２以上ある場合の事業主は、その主たる事業について成立している保険関係に基づく特別加入者として取り扱う。

(ニ)　前記(イ)から(ハ)までの取扱いにかかわらず、一括扱いされない独立の有期事業を行う場合における労働者については、別途保険関係を成立させることとなる。

(2)　法人の役員の取扱いについては、昭和39年３月３日付基発第273号通達が廃止された結果（施行通達第２の２の(1)のロ）、則第46条の16に規定する数以上の労働者を使用する事業の当該役員は特別加入をすることができないこととなったが、本年度に限り、従来どおり取り扱われたい。

なお、則第46条の16に規定する数以下の労働者を使用する事業の役員であって現在、適用を受けている者についても、本年度内は特別加入者として取り扱わず、従来どおりの適用を続けることとする。

(3) 一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者

労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする者については、第２の１の(1)のイ後段のとおりである。

2 特別加入手続

(1) 中小事業主等

中小事業主等の特別加入にあっては、特別加入申請書（告示様式第34号の７）２通を、則第46条の15の規定により、所轄署長を経由して、所轄局長に提出することとなっているが、特別加入者の給付基礎日額の決定額を通知する必要があるから、申請書を3通提出させ、その1通を、特別加入承認通知書（別紙様式３）に添付して労災保険事務組合あて送付されたい。

(2) 一人親方等及び特定作業従事者

特別加入申請書（告示様式第34号の10）を３通提出させることとし、そのうちの１通の処理については、前記(1)の場合と同様であるがその送付先は当該団体である。

なお、承認の通知をする際には、保険関係の成立を証明する印（則様式第１号）を押す必要があるので留意されたい。

(3) 一人親方等の特別加入申請書別紙記載事項中、法第34条の11（現行　法第33条）第３に掲げる者との関係については、当該別紙に多数の氏名を列記することとなるので、同号該当者のうち、どの者との関係であるかが明らかとなるよう整理番号等を利用して記載されるよう指導されたい。

3 特別加入の承認基準（施行通達第２の６）

(1) 中小事業主等の特別加入の承認にあたっては、施行通達に指示された基準に適合することのほか、特別加入申請書別紙「業務の内容」欄に、特別加入申請に係る事業の種類、保険料率適用事業細目表の事業の種類の細目、特別加入者の担当業務の内容及び労働時間が記載されていることを要するものとする。

(2) 一人親方その他の自営業者の団体及び特定作業従事者の団体の労災保険事務処理能力の判断については、第１の１の(3)と同様に行う。ただし、労災保険事務組合の場合と異なり、当該団体の地区は、その主たる事務所の所在地を中心として、則第３条の２第３項第３号に定める区域に相当する区域をこえるものであってはならない。

なお、従来、便宜労災保険の適用を受けていた一人親方等の団体については、昭和41年３月末を目途に特別加入について指導し、できる限り新制度に切りかえることとされたい。

4 特別加入の承認の取消し（施行通達第２の８の(2)）

特別加入承認の取消しの通知は、別紙様式５により行う。

5 保険料の納付（施行通達第２の13の(3)）

一人親方その他の自営業者の団体及び特定作業従事者の団体は、当該団体が、任意適用事業及びその事業主とみなされるから、当該団体の構成員である特別加入者が増加し、したがってその保険料が増加した結果、法第29条の規定に該当する場合には、増加報告及び納付の義務が生ずる。

なお、特別加入者の異動は、保険料の増加報告及び納付に関係なく、遅滞なく、届け出なければならないことはいうまでもない。

基 発 第 1591 号
昭和40年12月６日

（改正　昭50.11.14　基発第671号
昭52. 3.28　基発第170号
平 3. 4.12　発労徴第38号・基発第259号
平14.３.29　基発第0329008号）

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

特別加入者に係る業務上外の認定及び支給制限の取扱いについて

法第33条から第36条までの規定に基づく特別加入者に係る業務上外の認定及び支給制限は、下記により行うこととしたので、了知されたい。

記

第１　業務上外の認定について

特別加入制度の趣旨はその業務の実情、災害の発生状況等に照らし実質的に労働基準法の適用労働者に準じて保護するにふさわしい者に対し労災保険を適用しようとするものである。

したがって、特別加入者の被った災害が業務災害として保護される場合の業務の範囲は、あくまでも労働者の行う業務に準じた業務の範囲であり、特別加入者の行う全ての業務に対して保護を与える趣旨のものではない。

１　特別加入者については次の場合に限り業務遂行性を認めるものとする。

(1)　中小事業主等（法第33条第１号及び第２号該当者）

イ　特別加入申請書（告示様式第34号の７）別紙の業務の内容欄に記載された所定労働時間（休憩時間を含むものとする。以下同じ。）内において、特別加入の申請に係る事業のためにする行為（当該行為が事業主の立場において行う事業主本来の業務を除く。）及びこれに直接附帯する行為（生理的行為、反射的行為、準備・後始末行為、必要行為、合理的行為及び緊急業務行為をいう。以下同じ。）を行う場合

（注１）　特別加入者が特別加入申請書に記載した労働者の所定労働時間内において業務行為を行っている場合は、労働者を伴っていたか否かにかかわりなく、業務遂行性を認めるものである。

（注２）　中小事業主等の特別加入者が事業主の立場において行う事業主本来の業務、たとえば、法人等の執行機関として出席する株主総会、役員会、事業主団体等の役員、構成員として出席する事業主団体の会議、得意先等の接待等（資金繰り等を目的とする宴会、親会社等のゴルフ接待等）に出席する行為は、労働者が行う業務に準じた業務ということはできないので、業務遂行性は認めないものである。したがって、たとえば、中小事業主が商談、集金等のため外出し、途中で事業主団体等の会議に役員、構成員として出席する場合は、商談、集金等の業務行為が終了した時点で業務遂行性は失われるものである。

（注３）「直接附帯する行為」の業務遂行性の具体的判断は、労働者の場合に準ずるものとする。

ロ　労働者の時間外労働又は休日労働に応じて就業する場合

㈱　労働者の所定労働時間外における特別加入者の業務行為については、当該事業場の労働者が時間外労働又は休日労働を行っている時間の範囲において業務遂行性を認めるものである。

ハ　イ又はロに接続して行われる業務（準備・後始末行為を含む。）を特別加入者のみ行う場合

ニ　上記イ、ロ及びハの就業時間内における事業場施設の利用中及び事業施設内での行動中の場合

なお、この場合において日常生活の用に供する施設と事業用の施設とを区分することが困難なものについては、これを包括して事業場施設とみなすものとする。

ホ　当該事業の運営に直接必要な事務（事業主の立場において行う本来の業務を除く。）のために出張する場合

(注)　出張中の個々の行為の業務遂行性については、労働者に準じて判断するものである。たとえば、出張中の恣意的な行為、積極的な私的行為等については、業務遂行性は認められないこととなる。

ヘ　通勤途上であって次に掲げる場合

(イ)　事業主提供に係る労働者の通勤専用交通機関の利用中

(ロ)　突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

(注)　(イ)については、特別加入者が当該事業場の労働者のために提供している通勤専用交通機関に同乗している場合をいい、事業主の送迎者による出退勤、又は事業主所有の自動車等を特別加入者が運転して出退勤する場合は、これに該当しない。

(ロ)については、特別加入者が、台風、火災等に際し、自宅から就業場所へ建物の保全等のため緊急に赴く場合をいう。

ト　当該事業の運営に直接必要な運動競技会、その他の行事について労働者（業務遂行性が認められる者）を伴って出席する場合

(2)　一人親方等（法第33条第３号及び第４号該当者）

イ　建設業の一人親方等について

(イ)　請負契約に直接必要な行為を行う場合

(注)　請負契約締結行為、契約前の見積り、下見等の行為を行う場合

なお、自宅から直接下見現場等に赴く場合は、自宅から下見現場までの間については、通勤とみなされ業務遂行性は認められない。

(ロ)　請負工事現場における作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

(注)　建設業の一人親方については、請負契約に基づく工事について認められるものであるから、自宅の補修を行う場合は、業務遂行性は認められない。

「直接附帯する行為」については、中小事業主の場合に準じて判断するものとするが、作業中途において当該工事に必要な資材等を購入に行く行為等は必要行為に該当する。

(ハ)　請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合

(注)　建設業の一人親方について特別加入を認めているものであるから、自家内作業場において請負契約によらないで製造又は販売を目的として建具等を製造している場合については、業務遂行性は認められない。

(ニ)　請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業（手工具類（鋸、鉋、刷毛、こて等）程度のものを携行して通勤する場合を除く。）及びこれに直接附帯する行為を行う場合

(注１)　請負工事に係る機械及び製品を自宅から工事現場まで運搬する場合は、業務遂行性は認められるが、自宅から工事現場に赴く途中において、資材等を購入する場合は、自宅から資材店までの間は一般的に通勤とみられ、業務遂行性は認められない。しかし資材店から工事現場までの間については、業務遂行性が認められる。

(注２)　「直接附帯する行為」とは、前記「中小事業主等」１．イに掲げる行為をいうが、この場合は、荷の積卸作業、運行中の自動車等の故障・修理等が該当する。

(ホ)　突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

(注)　自宅から請負契約に係る工事現場へ赴くのは一般的に通勤であり、業務遂行性は認められないが、台風、

火災等のため工事現場へ建物の保全等のため緊急に赴く場合は、業務遂行性を認めるものである。

ロ　個人タクシー営業者及び個人貨物運送事業者について

(イ)　免許を受けた事業の範囲内において事業用自動車を運転する作業（運転補助作業を含む。）、貨物の積卸作業及びこれらに直接附帯する行為を行う場合

(注)　特別加入者が営業免許を受けた事業の範囲内で、業務遂行性を認めるものであるから、家族等を一定場所まで送る行為、銀行等に融資を受けるために赴く行為については業務遂行性は認められない。

なお、白ダンプカー運転者については届出を行った事業の範囲内において業務遂行性を認めるものである。

(ロ)　突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

(注)　自宅と車庫が離れている場合において、台風、火災等のため車庫の保全のため車庫に緊急に赴く場合は、特に業務遂行性を認めるものである。

ハ　漁船による自営漁業者について

(イ)　水産動植物の採捕、これに直接必要な用船中の作業及びこれらに直接附帯する行為を行う場合

(注)　漁船を用いて行う水産動植物の採捕の作業に限られるものであるから、漁船を用いずに行う水産動植物の採捕の作業は、これに該当しないが、漁場において漁船から下船し、海苔等を採取する行為は、該当する。

「これに直接必要な用船中の作業」とは、漁船の運航作業、漁船の修理作業等をいう。

「これに直接附帯する行為」とは、前記「中小事業主等」１．イに掲げる行為をいうが、用船中における行為に限られるものである。

(ロ)　最終の発地から漁船まで、又は漁船から最初の着地までの間において行為を行う場合

(ハ)　突発事故による予定外の緊急の出勤途上

(注)　台風等のため自宅から漁船へ赴く場合及び漁船等を避難又は補強するための用船中の作業を行う場合、特に業務遂行性を認めるものである。

ニ　再生資源取扱業者ついて

別途通達する（昭和55年３月31日付け労働省発労徴第22号・基発第156号通達（(3)イ(イ)において「昭和55年通達」という。）の記の２(1)ニ参照）。

(3)　特定作業従事者（法第33条第５号該当者）

イ　特定農作業従事者について

(イ)　自営農業者が、農作業場において、動力により駆動される機械（以下「動力機械」という。）を使用して行う土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜（家きん及びみつばち含む。）若しくは蚕の飼育の作業（以下「耕作等作業」という。）及びこれに直接付帯する行為を行う場合

なお、下記ロ(イ)のなお書き及び別紙は、特定農作業従事者たる自営農業者が委託を受けて行う作業について準用する。

（注１）「農作業場」には、特別加入の対象となる事業場（ほ場、牧場、格納庫、農舎、畜舎、堆肥場・草刈り場・サイロ・むろ等の恒常的作業場等）のほか、他のほ場等を含み、主として家庭生活に用いる場所を除く。また、ほ場、牧場、格納庫、農舎、畜舎、恒常的作業場及び共同集荷施設（いわゆる野菜集送センター等）の相互間の合理的経路を含む。以下同じ。

（注２）「直接付帯する行為」としては、例えば、耕作等作業中又は耕作等作業の前後において行う耕作等作業のための動力機械の点検・修理作業（日常行い得るものに限る。）、農産物を共同集荷施設までトラック等で運ぶ集荷作業（出荷作業と認められるものを除く。）、動力機械をほ場相互間において運転

若しくは運搬する作業、苗・農薬・堆肥等を共同育苗施設等とほ場との間でトラック等で運搬する作業が、原則として、該当する。一方、例えば、労働者をほ場までマイクロ・バス等で送迎する作業、農産物を市場までトラック等で出荷する出荷作業、畜舎・農舎の建築作業等は、原則として、「直接付帯する行為」に該当しない。

(ロ) 農作業場の高さが２メートル以上の箇所において、耕作等作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合

(注) 40度以上の傾斜地において、水平面から２メートル以上の高さにある箇所における作業を行う場合を含む。

なお、高さが２メートル以上ある畜舎・農舎の屋根の補修作業又は雪下ろし作業は、当該補修作業等が他に委託するよりも農業を行う者が通常行うべきものであって農作業に密接不可分な場合に限り、業務遂行性を認める。

(ハ) 農作業場の酸素欠乏危険場所における耕作等作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合

(注１) 「酸素欠乏危険場所」とは、労働安全衛生法施行令別表第６第７号に規定するサイロ、むろ等をいう。

(注２) 「直接付帯する行為」としては、例えば、家畜の飼育のための飼料の醗酵・貯蔵又は土地の耕作のための堆肥の醗酵・貯蔵が、原則として、これに該当する。

(ニ) 農作業場において農薬散布作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合

(注) 「農薬」とは、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第１条の２第１項に規定する薬剤であって、同法第２条第３項の規定により登録を受けたものをいう。

(ホ) 農作業場において牛・馬・豚に接触し又はそのおそれのある耕作等作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合

(注１) 牛・馬・豚に接触し又は接触するおそれのある作業に限り、牛・馬・豚のいない畜舎内の清掃等の作業は含まない。

(注２) 「直接付帯する行為」としては、例えば、家畜を一箇所に集めるため檻等に追い込む作業が、原則として、これに該当する。

ロ 指定農業機械作業従事者について

(イ) 自営農業者が、圃場又は圃道の作業場において指定農業機械を用いて行う作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

ただし、動力脱穀機並びに動力カッター及びコンベヤー（昭和55年通達の記の２(2)ロ参照）を用いて行う作業については、圃場及び圃場以外の作業場で行う場合においても、業務遂行性を認めるものとする。

なお、この自営農業者が行う作業には、他人の圃場等において指定農業機械を用いて行う作業も含むものとするが、業務遂行性の迅速な認定に資するため、委託を受けて行う作業（共同作業、手間替しを除く。）については、事前に委託を受けた作業の内容を明らかにする書類を作成するよう指導するものとする。この指導は、別紙指導要領により実施すること。

(ロ) 当該機械を圃場等の作業場と格納場所との間において、運転又は運搬する作業（苗、防除用薬、堆肥等を共同育苗施設等から圃場等の作業場へ運搬する作業を含む。）及びこれに直接附帯する行為を行う場合

(注１) 他人の圃場等において指定農業機械を用いて行う作業であって、委託とされているものであっても、「委託者」の所有する機械又は「委託者」が第三者から借り受け（燃料等も委託者が調達し）た機械を「受託者」に使用させて作業を行わせるものである場合は、特別加入者としての業務遂行性を認める「委託を受けた作業」とは認められないこと。

(注２) (ロ)の「直接附帯する行為」とは、作業場と格納場所との間におけるトラクター等の修理、耕作機械、

作物等の積卸作業等が該当する。

ハ　職場適応訓練生について

労働者の場合に準ずる。

ニ　事業主団体等委託訓練生について

別途通達する（平成元年３月23日付け労働省発労徴第19号・基発第135号通達の記の第２の２(5)参照）。

ホ　家内労働者について

別途通達する（昭和45年10月12日付け基発第742号通達の記の５の(1)参照）。

ヘ　労働組合等常勤役員について

労働組合等の常勤役員が、当該労働組合等の事務所、事業場、集会場又は道路、公園その他の公共の用に供する施設において、集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に係る作業（当該作業に必要な移動を含む。）を行う場合

（注１）　事業場とは、当該労働組合の組合員が属する企業の事業場に限らず、広く事業が行われている敷地内を指すものである。

（注２）　争議行為そのものが法律（労働関係調整法第36条、第38条、国営企業労働関係法第17条第１項、国家公務員法第98条第２項、地方公務員法第37条第１項等）により禁止されている場合、当該争議行為を指導する作業は「当該労働組合等の活動に係る作業」に該当しないが、労働関係調整法第26条第４項、第37条第１項のような手続規定に違反した争議行為の指導作業は、原則として、これに該当する。

ト　介護作業従事者について

別途通達する（平成13年３月30日付け基発第233号通達の記の第２の２(5)参照）。

(4)　海外派遣者（法第33条第６号及び第７号）

別途通達する（昭和52年３月30日付け労働省発労徴第21号・基発第192号通達の記の10(6)参照）。

2　業務起因性の判断は、労働者の場合に準ずるものとする。

3　業務上外の判断についての留意点

疾病に係る業務上外の判断のために就業時間の把握を行う場合は、当該特別加入者が客観的に就業したことが明らかな時間を就業時間とする。

第２　支給制限について

1　法第12条の２の２の規定による支給制限

法第33条各号に該当する者についての支給制限は、法第12条の２の２の規定により行うものとする。

(1)　第１項関係

本項の規定は、特別加入者の負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となった事故の発生について、特別加入者に意図した故意がある場合に適用すること。

(2)　第２項関係

本項の規定は、事故発生の直接の原因となった行為が、法令（労働基準法、鉱山保安法、道路交通法等）上の危害防止に関する規定で罰則の附されているものに違反し又は違反する行為に相当すると認められる場合に適用し、支給制限の方法は、昭和40年７月31日付け基発第906号通達記の第１のⅡ及びⅢに準ずるものとする。

この場合において、法令上の危害防止に関する規定の罰則の附されているものについての違反の有無を判断するに際しては、労働基準法及び鉱山保安法関係については、特別加入者を労働者とみなして判断するものとすること。また、建設業の一人親方及びその事業に従事する者については、たとえば、労働安全衛生規則第112条のように、使用者の遵守義務の履行が先行する条項については、使用者の遵守義務の履行はあったものとして判断すること。

2　法第12条の２の２と法第12条の４第１項が同時に適用される場合

法第12条の２の２と法第12条の４第１項が同時に適用される場合は、まず、法第12条の２の２の規定を適用し、その結果、減額支給された保険給付について法第12条の４の規定を適用すること。

3　法第34条第１項第４号及び第35条第１項第７号の規定による支給制限

これらの規定の適用要件及び支給制限の方法については、上記２及び昭和47年９月30日付け基発第643号通達（記の４を除く。）に準じる。

4　支給制限に関する規定が重複して適用される場合

(1)　法第12条の２の２と、法第34条第１項第４号前段又は第35条第１項第７号とが同時に適用される場合には、まず法第12条の２の２を適用し、その残余の部分について法第34条第１項第４号前段又は第35条第１項第７号を適用すること。

(2)　法第12条の２の２と法第34条第１項第４号後段とが同時に適用される場合には、同号後段のみを適用すること。

(3)　法第34条第１項第４号の前段と後段とが同時に適用される場合には、いずれか支給制限率の高い方の規定のみを適用すること。

(別　紙)

委託関係の内容を明らかにする書類の作成について

(指導要領)

(1)　農業機械銀行方式により委託を受けて農業機械作業を行う場合

農業機械銀行方式においては、一般に委託者が農業機械銀行に「農作業委託申込書」によって申込むこととなっており、委託者・受託者の氏名、作業場所、作業実施日時、作業内容が明らかになっているので、このような場合には、新たに書類を作成する必要はないこと。

(2)　上記以外の方式により委託を受けて農業機械作業を行う場合

イ　委託・受託者の間において、委託者・受託者の氏名、作業場所、作業実施日時、作業内容を明らかにする契約書を事前に作成し、その写しを、受託者が構成員となっている特別加入の承認を受けた団体に届け出ることとする。

ロ　特別加入の承認を受けた団体が、農業機械銀行に準じて受託者の報告又は申し出を受けて、委託者・受託者の氏名、作業場所、作業実施日時、作業内容について事前に明確な記録を行っている場合は、前記イの契約書が委託者及び受託者の間で作成されたものとみなすこととする。

(3)　契約書及び記録の内容について

契約書及び記録の書式については、特に定めることとしないが、契約書及び記録には、おおむね次の事項に係る内容が記録されていればよいものとする。

イ　委託者の氏名、受託者の氏名

ロ　委託期間

ハ　作業場所

ニ　作業内容

ホ　使用機械

なお、書式例を参考として添付する。

契　約　書（例）

	委　託　者	受　託　者
氏　名		
住　所		
委託期間	年　月　日より	年　月　日まで
作業場所		
作業内容		
使用する機械		
共同作業者の氏名		

上記のとおり委託契約をしました。

年　月　日

受託者の　住　所

　　氏　名　　㊞

受託者の　住　所

　　氏　名　　㊞

(注)　この契約書は、受託者が構成員となっている特別加入の承認を受けた団体において保管するものとする。

委託作業記録台帳（例）

報告日時	報告者	連絡方法	委託者	委託者	委託期間	作業場所	作業内容	使用機械	記録者の印
年月日 時		来所 電話 文書			年月日から 年月日まで				

基災発第20号
昭和40年12月11日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労災補償部長

建設事業の一人親方等の団体が定めるべき業務災害の防止に関する措置について

昭和40年11月1日付基発第1454号通達第2の6の(2)のトの(ハ)により別途指示することとしていた標記については、下記によることとされたい。

記

建設事業の一人親方等の団体が講ずべき業務災害の防止に関する措置については、危害防止に関する法令の規定により、使用者及び労働者が守るべき措置として定められている事項に準じ安全衛生管理、安全衛生教育、健康診断、危害防止規定等に関する定めをすることが必要であるが、建設事業の一人親方等の団体の現状に鑑み、当分の間、次に掲げる法令の規定に準じた措置を、当該団体がその構成員に守らせる旨の誓約書を提出した場合には、則第46条の23第2項及び第3項の規定に基づき、当該団体が業務災害の防止に関し講ずべき措置及びその構成員が守るべき事項を守めたものとみなし、所定の書類が提出されたものとして取り扱うこと。

法令の区分	条　　項	備　　考
		〔安全管理〕
労働安全衛生規則	第10条の2	安全装置の保全
		〔就業制限及び禁止〕
	第44条の2	導火線発破の就業禁止
	第44条の3	電気発破の　〃
		〔原動機及び動力伝導装置〕
	第64条	調帯等の囲等の設置
	第69条	埋頭型の止め金具の使用等
	第73条	動力伝導装置の運転の合図
		〔機械装置〕
	第76条	勢輪、調査、歯車等の接触防止装置
	第77条	と石車の保護覆等
	第78条	圧機、切断機の安全装置
	第79条	木工用丸のこ盤の反ぱつ予防装置
	第80条	帯のこ盤の接触防止装置
	第81条	木工用手押かんな機の刃物取付軸の要件
	第86条	機械の安全装置
	第87条	運転中の機械の切粉等のための用具の使用

法令の区分	条　　項	備　　考
		〔型わく支保工〕
	第107条	型わく支保工材料の要件
	第107条の３	パイプサポートの要件
	第107条の４	型わく支保工の組立て
	第107条の６ 第１号から第３号 第５号、第７号 第10号、第11号	型わく支保工の構造要件
	第107条の７	段状に組み立てる型わく支保工の構造要件
	第107条の９第１号	作業開始前の点検
		〔足　　場〕
	第108条 第１項及び第２項	足場材料の要件
	第108条の２第１項	作業床の積載荷重をこえた足場の使用禁止
	第108条の３	足場における作業床の要件
	第108条の４	足場の組立、解体等
	第108条の５	悪天候後等における足場の点検補修
	第108条の６	つり足場の点検
	第109条	丸太足場の要件
	第109条	つり足場の要件
	第110条	つり足場上での脚立、はしごの使用禁止
		〔墜落防止〕
	第112条	井戸、つり足場等からの墜落防止
	第114条	作業用移動はしごの転倒防止
	第115条	移動式脚立の要件
		〔崩壊、落下の予防〕
	第116条	崩壊の危険がある地盤下の作業における災害防止
	第117条	掘削箇所とその他の作業箇所との安全な間隔
	第118条	落盤防止の施設等
	第120条	露天採掘場の作業における災害防止
	第120条の２	岩石切取場の作業における災害防止
	第121条	高所からの物体投下の際の措置
	第122条	物体の飛来、落下の防止
		〔電気災害の防止〕
	第124条	電気機械器具の充電部分の防護措置
	第124条の３	手持型電灯のガード取付け
	第124条の４	絶縁型ホルダの使用
	第124条の５	自動電撃防止装置の使用

法令の区分	条　　項	備　　考
	第124条の6	移動型電動機械器具等の接地
	第125条	電線絶縁被覆の保持
	第125条の2	湿潤場所での電線等の絶縁保持
	第125条の3	仮設の配線又は移動電線の通路面での使用禁止
	第126条	停電作業での危害防止措置
	第126条の2	断路器等を開路する場合の措置
	第127条から第127条の3	高圧活線作業等での防護措置
	第127条の4及び第127条の5	特別高圧活線作業等での防護措置
	第127条の6及び第127条の7	低圧活線作業等での防護措置
	第127条の8	建築工事での電路の防護措置
	第127条の10	囲い及び絶縁覆の点検
	第127条の11	電気機械器具等の使用前点検
	第127条の12	電気工事用絶縁保護具等の検査
		〔保護具等〕
	第129条及び第129条の2	保護帽の着用
	第130条	手袋の使用禁止
	第131条	不適当な履物の使用禁止
	第133条	物体の飛来の防止
	第181条	有毒業務にかかる保護具の備付
	第182条	皮膚障害又は経皮侵入等により中毒等を起すおそれのある業務にかかる保護具の備付
	第183条	騒音業務にかかる保護具の備付
	第185条	有害、騒音等の業務における保護具使用
		〔火災及び爆発の防止〕
	第138条及び第147条	危険物（自然発火物）の貯蔵、運搬の適切化
	第140条の2	爆発危険場所での火気等の使用禁止
	第140条の3	爆発危険場所での防爆電気機械器具の使用
	第140条の4	防爆電気機械器具の使用等
	第140条の5及び第140条の6	防爆電気機械器具の使用等
	第140条の9	危険物容器の溶接作業等の適切化
	第140条の10	酸素漏えい等による火傷防止
	第140条の11	酸素による通風、換気の禁止

法令の区分	条　　項	備　　考
	第140条の12	内圧容器等の安全弁
	第144条	消火設備の備付
	第149条	火災予防
	第152条	発破の作業
	第152条の２	導火線発破作業
	第152条の３	電気発破作業
		〔明り掘削の作業〕
	第163条の８	地山の掘削作業における災害防止
	第163条の９	
	第163条の10	
	第163条の13	明り掘削作業における土止め支保工等の設置
	第163条の15	明り掘削作業場所の照明
	第163条の16	土止め支保工材料の要件
	第163条の17	土止め支保工の構造
	第163条の19	土止め支保工の部材の取付け
	第163条の22	豪雨等後の土止めの支保工の点検補修
	第163条の24	井戸等の内部での作業を行なう場合の措置
	第163条の25	井戸等の内部での作業の禁止
	第178条	酸素欠乏障害の禁止
ボイラ及び圧力容器安全規則	第70条	第２種圧力容器の構造上の要件の維持
	第71条	第２種圧力容器の安全弁の調整
	第72条	第２種圧力容器の圧力計の防護
	第77条	小型圧力容器構造上の要件の維持
	第78条	小型圧力容器の安全弁の調整
有機溶剤中毒予防規則	第23条	タンク内作業の措置
	第25条	ホースマスクの使用
	第26条	有機ガス用防毒マスク等の使用
	第27条	ホースマスク等の使用義務

(注)　上記については、都道府県労働基準局長の判断により、当該団体の構成員の職種に応じ、適宜取捨選択しても差支えない。

昭和40年12月23日

各都道府県労働基準局
労災主務課長　殿

労働省労働基準局労災補償部補償課長

全国建設労組総連合の組合員をもって構成する団体の労災保険事務組合の認可又は特別加入団体の承認について

全国建設労組総連合の組合員をもって構成する団体から別添の証明書を添えて、標記の認可又は承認を求める申請のあったときは、当該団体は、昭和40年11月１日付け基発第1454号をもって通達した、労災保険事務組合の認可基準又は特別加入承認の基準の、委託を受けた労災保険事務を確実に処理する能力を有し又は労災保険事務の処理が可能である団体として取り扱うこととしたので、了知されたい。

証明番号㊜　　号

証明書

住所
団体名
代表者

右の団体は、当組合の組合員をもって構成する団体であり、当組合の指導により労災保険事務組合として、労災保険事務及び事務組合として負うべきすべての責任を全うすることのできる団体であることを証明します。

昭和　年　月　日

右

東京都新宿区戸山町戸山ハイツ一号地A
全国建設労組総連合
代表者　吉井安蔵　㊞

○○労働基準局長

殿

証明番号㊞　　号

証明書

住所
団体名
代表者

右の団体は、当組合の組合員をもって構成する団体であり、当組合の指導により法三十四条の十一第三号、四号に掲げる者の団体として、労災保険事務及び団体として負うべきすべての責任を全うすることのできる団体であることを証明します。

昭和　年　月　日

右

東京都新宿区戸山町戸山ハイツ一号地A
全国建設労組総連合
代表者　吉井安蔵　㊞

○○労働基準局長

殿

基災発第６号
昭和41年２月14日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労災補償部長

漁船による自営漁業者の団体が定めるべき業務災害の防止に関する措置について

標記については、昭和40年11月１日付基発第1454号通達第２の６の(2)のトの(ロ)により指示したところであるが、今般、漁船による自営漁業者の団体の現状に鑑み、当分の間、下記の措置が講ぜられている場合においては、労災保険法施行規則第46条の23第２項及び第３項の規定に基づき、当該団体が業務災害の防止に関し講ずべき措置及びその構成員が守るべき事項を定めたものとみなし、かつ、所定の書類が提出されたものとして取り扱うようされたい。

なお、本取扱いについては、水産庁漁政部と協議済であり、同庁は、本取扱いの内容について漁政部長より各都道府県水産主務部長及び全国漁業協同組合連合会会長あて通達される予定にあるので、念のため申し添える。

記

1　船員法、船舶安全法等の危害防止に関する法令の規定において、船舶所有者、船員等に対して危害防止に関し措置すべきことと定めている事項その他必要な事項に関して安全、衛生教育を行なうこととしていること。

2　別紙に掲げる法令の規定に準じた措置を、当該団体がその構成員に守らせる旨の誓約書を提出すること。

法令の区分	条　　項	備　　考
船員労働安全衛生規則		〔安全担当者の業務等〕
	第５条第１号から第３号まで	
	第５号	安全担当者の業務
	第８条第１号から第３号まで	衛生担当者の業務
	第13条第４号及び第５号	記録の作成及び保存
	第16条（但し第24条第１項及び第３項、第47条から第50条まで、第51条第１項第２号及び第３号、第53条、第54条、第59条、第62条、第64条の部分を除く。	船員の遵守事項
		〔安全基準〕
	第17条	作業環境の整備等

法令の区分	条　　項	備　　考
	第18条	接触等からの防護
	第19条第１項	通行の安全
	第20条	器具等の整とん
	第22条	燃え易い廃棄物の処理
	第24条第２項	安全標識等
	第25条	照明
	第26条	床面等の安全
	第27条	足場等の安全
	第28条	経験又は技能を要する危険作業
		〔衛生基準〕
	第29条	船内衛生の保持
	第32条第１項第３号、	
	同条第２項及び同条	
	第３項	特殊な作業に従事する船員に対する健康検査
	第33条	通風及び換気
	第34条	ねずみ族及び虫類の駆除
	第35条	手を洗う設備
	第38条	清水の積み込み及び貯蔵
	第43条	医療機関との連絡
		〔個別作業基準〕
	第46条	火薬類を取り扱う作業
	第51条第１項第１号	
	及び同条第２項	高所作業
	第55条	揚貨装置を使用する作業
	第56条	揚投びよう作業及びけい留作業
	第57条	漁ろう作業
	第58条	感電のおそれのある作業
	第61条	高温状態で熱射又は日射を受けて行なう作業
	第63条	低温状態で行なう作業
漁船特殊規程労	第51条の２第１項	救命胴衣
働基準法	第51条	病者の就業禁止
労働基準法施行	第57条第１項第２号	
規則	及び第３号	死傷病の報告
労働安全衛生規	第47条	就業を禁止すべき疾病の種類等
則		

事　務　連　絡
昭和41年３月24日

都道府県労働基準局
労災主務課長　殿

労働省労働基準局労災補償部補償課長

一人親方等の特別加入の取扱いについて

標記については、昭和40年11月１日付け基発第1454号通達及び昭和40年11月15日付け基災発第18号通達によって、それぞれ指示したところであるが、これが運用面において、最近一部の局で異なった取扱いをしている点が見受けられるので、下記の事項について特に留意の上、今後の事務処理に遺憾のないようにされたい。

記

1　建設の事業等における「技能習得中の者」あるいは「徒弟」と呼称される者は、それが労働基準法上の労働者と認められる限り、法第34条の11第３号又は第４号に掲げる者には該当せず、又かかる者を常態として使用する者も同条第３号に掲げる者には該当しないこととなるので、これらの者はいずれもいわゆる一人親方等の特別加入の対象としては認められないこと。

2　従来、一人親方等として働く技能習得中の者については、建設事業の一人親方の団体を事業主と擬制し、保険関係の成立を認めてきた際に、当該擬制加入を認めた一人親方団体の保険関係に含めて取扱ってきたが、これは「技能習得中の者」がすべて労働者に該当しない者であると判断したためではなく、むしろこのような者を使用することにより、一人親方としての性格を失なう者（事業主）についても、一人親方と同様に法の適用を認めようという趣旨にほかならなかったものであって、かかる取扱いは、中小事業主等についても特別加入が認められる現行法では、特に配慮する必要もなくなったこと。

3　労働者を常態として使用する事業主が、その使用する労働者については法第３条の２による保険関係をおこし、当該事業主自身、特別加入団体の構成員として、法第34条の11第３号の特別加入をしようとする動きが見受けられるので、特別加入の承認については特に留意すること。

4　労働者を常態として使用するか否かの判断は、すでに通達したとおり、労働者を使用する日の合計が１年において延100日以上であるか否かによるべきであって、その使用する労働者の延人員が300人以上であるか否かには関係ないこと。

基災発第15号
昭和41年4月18日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労災補償部長

特別加入に係る特定農作業従事者の団体が定めるべき業務災害の防止に関する措置について

特定農作業従事者の特別加入については、昭和40年11月1日付基発第1454号通達をもって指示したところであるが、今般、特別加入に際して特定農作業従事者の団体が定めるべき業務災害の防止に関する措置及び事項については、別添「業務災害防止規則例」によることとしたので、下記により、その取扱いに遺憾なきを期されたい。なお、加入申請団体としては、特別加入を希望する特定農作業従事者によって新たに設立される労災保険加入組合が予定されており、また同組合が労災保険事務組合たる農協に事務処理を委託する場合が多いと考えられるので、申し添える。

記

1　特定農作業従事者の特別加入についての労働者災害補償保険法施行規則第46条の23第2項及び第3項の規定の適用については、加入申請団体が別添「業務災害防止規則例」に定める内容と実質的に同じ内容の定めをし、かつ、これを申請に添付することを要するものとして取り扱うこと。

2　別添「業務災害防止規則例」第4条の「別に定める安全基準」については、おって指示する安全規準例に即して加入団体が定めるものとし、それまでの間は、特別の定めを要しないものとして取り扱うこと。

〔別　添〕

業務災害防止規則例

○○地区労災保険加入組合

（目　的）

第1条　この組合の組合員は、この規則を遵守して、農業労働災害を防止し、安全確保に努めるものとする。

（定　義）

第2条　この規則において農業機械とは、別表に定める農業機械をいう。

2　この規則において農作業従事者とは、前項の農作業機械を使用して農作業に従事するものをいう。

（農作業に従事できない場合）

第3条　組合員は、身心に重大な欠陥があるため、安全性を守り得ない場合には、農業機械を利用して農作業に従事しないものとする。

（農業機械の安全性）

第4条　組合員は、別に定める安全基準に適合した農業機械を使用して農作業に従事するものとする。

（安全管理の指導）

第5条　組合員は、行政庁、都道府県農作業安全運動推進本部、農業協同組合等がおこなう農作業の安全確保に関する指導を受けるものとする。

（道路交通法並びに道路運送車輌法の遵守）

第6条　農作業従事者は、その使用する農業機械が道路交通法（昭和35年法律105号）に定める自動車に該当し、同法に定める道路上を運行する場合は、同法を遵守して道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図るも

のとする。

2　農作業従事者は、その使用する農業機械が道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める自動車に該当する場合は同法に定める自動車に係る道路運送車両法保安基準に適合したものであって車両の登録整備等について同法を遵守するものとする。

（安全装置の管理）

第７条　農作業従事者は、農業機械の危険防止のため設けられた制動装置、覆い、その他の安全装置について次の事項を遵守するものとする。

1　安全装置を取外し、または、その機能を失わせないこと。但し、整備その他の特別の理由により臨時に安全装置を取り外す必要がある場合はこの限りでない。この場合において、その必要がなくなった後、ただちにこれを原状に復すること。

2　安全装置が機能を失ったことを発見した場合は、すみやかにその補修を行うこと。

（就業前の点検整備）

第８条　農作業従事者は、農業機械の原動機、操縦装置、制動装置、車輌または無限軌道、警音器、方向指示器、灯火装置、後写鏡、昇降装置、加圧装置の安全弁および作業機または装着部ならびに燃料オイルおよび冷却水の有無について就業前に点検整備するものとする。

（転倒、スリップ等の防止）

第９条　農作業従事者は、農業機械の点検整備または車輪の交換もしくは作業機の着脱を行う場合は、地面の傾斜に注意し、起動スイッチを切り、かつ、別動装置を作動する等の方法により、これらの作業中に農業機械が転倒、スリップまたは暴走することのないよう措置するものとする。

（作業時の服装等）

第10条　農作業従事者は、頭髪または被服が農業機械に巻き込まれないよう服装に注意するとともに、災害防止に必要な保護具を着用するものとする。

（障害物に対する注意）

第11条　農作業従事者は、路面、ほ場および畦畔の乾湿、傾斜、凹凸等の状態およびかん排水溝その他の障害物の状態に注意して農作業を行うものとする。

（ラジエーター、バッテリー等の点検整備における注意）

第12条　農作業従事者は、ラジエータの点検、冷却水の補充、バッテリーの点検、バッテリー液の補充、その他沸とうまたは爆発の危険が予想される作業を行う場合は、覆いをかけ、または十分に冷却しておく等沸とうまたは爆発を防止する措置を講じた後にこれらの作業を行うものとする。

（夜間における照明）

第13条　農作業従事者が夜間に農作業を行う場合は当該作業を安全に行うために必要な照明を用いるものとする。

（荷物の運搬、積卸し）

第14条　農作業従事者は、運搬用機械で荷物を運搬する場合に、積載重量および容量をこえ、または積荷を片側に偏重させて積載しないものとする。

2　農作業従事者は、荷物の積卸しを行う場合には、路面の傾斜、積荷の状態等に注意して、農業機械の転倒、スリップもしくは暴走または積荷の転落による危険を防止するものとする。

（耕うん、整地等の作業）

第15条　農作業従事者は、農業機械を使用して耕うん整地等の作業を行う場合は、石、木片等の発散による災害の防止に努めるものとする。

（刈取機等の取扱い）

第16条　農作業の従事者は、刈取機、モア・コンバイン等の切断歯を有する農業機械を運搬操作するときは、切断部に覆いをつける等により安全を確保するものとする。

別　表

大　分　類	中　分　類
農業用トラクター	農業用トラクター
耕うん機	耕うん機
耕うん整地用機具	耕うん用作業機
	整地用作業機
	耕土改良用作業機
栽培管理用機具	施肥播種移植用作業機
	管理用作業機
	（牧草用機械）
防除用機具	防除用機械
自走式スピードスプレーヤー	
自走式防除用機械	
収穫調整用機械	収穫用作業機
コンバイン	（牧草用機械）
自走式収穫機械	
運搬用機械	運搬用機械
トラック	
動力溝掘機	動力溝掘機

基災発第29号
昭和41年12月26日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局労災補償部長

職場適応訓練受講者の特別加入について

職業安定法第26条第1項第3号に規定する訓練として行われる作業に従事する者（以下「職場適応訓練受講者」という。）の特別加入については、自今下記により行うこととする。なお、これについては、別途職業安定局長から都道府県知事あて通達されるので、念のため申し添える。

記

1　特別加入の申請、保険料の納付等職場適応訓練受講者の団体が行うべき事務は、各都道府県ごとに、当該都道府県職業安定主務課が行うものであること。

2　所轄労働基準監督署は、当該都道府県職業安定主務課の所在地を管轄する労働基準監督署であること。

3　特別加入の申請については、次により処理すること。

イ　特別加入申請書（告示様式第34号の10）の記載は、別紙(1)の例によることとし、その別紙の添付は必要がないこと。

ロ　団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類及び業務災害の防止に関する措置の内容を記載した書類の添付は必要がないこと。

4　職場適応訓練受講者の給付基礎日額は、一律に500円とすること。ただし、失業保険金の受給資格者であって、当該失業保険金の額の算定の基礎となる賃金日額が500円をこえ、1,800円以下のものにあっては、その額（100円未満の端数があるときは、100円に切り上げる。）1,800円をこえるものにあっては、1,800円とすること。

5　特別加入の申請を受けたときは、昭和42年1月1日から加入させるものとし、その承認通知（昭和40年11月15日付け基災発第18号通達別紙様式3による。）とともに、給付基礎日額につき別紙(2)の例により、通知すること。

6　保険給付請求書には、当該事業場に使用される労働者の場合と同様に記載事項について事業主の証明を受けさせるとともに、平均賃金欄に記載された給付基礎日額について公共職業安定所長の証明を受けさせること。

7　保険料の算定については、職場適応訓練受講者の地位の特殊性にかんがみ給付基礎日額に応ずる則別表右欄の額の12分の1の額に当該保険年度（保険年度の中途において特別加入した場合には、特別加入した月から当該保険年度の末月まで）における当該職場適応訓練受講者の訓練月数（暦月により計算することとし、端数は1箇月に切り上げる。）を乗じて得た額を「賃金総額の算定の基礎となる額」とすること。

8　確定保険料報告書の提出に際しては、別紙(3)の例による賃金総額の内訳書を提出させること。

9　職場適応訓練受講者の変更の届出は必要がないこと。

別　紙 (1)

様式第34号の10

労働者災害補償保険

特　別　加　入　申　請　書

(一人親方等)

① 団　体	
イ　名　　称	○○県職場適応訓練受講者組合
ロ　主たる事務所の所在地	○○県○○市○○町○○番地 ○○県商工労働部職業安定課内
ハ　代表者の氏名	○○県商工労働部職業安定課長　○○　○○
ニ　事業又は作業の種類	職場適応訓練作業
② 特別加入予定者数	○　○　人
(特別加入予定者の氏名、法第34条の11第３号に掲げる者との関係、業務又は作業の内容及び希望する給付基礎日額は別紙のとおり)	
③ 添付する書類の名称	
イ　団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類	
ロ　業務災害の防止に関する措置の内容を記載した書類	

上記のとおり特別加入の申請をします。

昭和○○年○○月○○日

○　○　労働基準局長　殿

団　体

名　　称　○○県職場適応訓練受講者組合

主たる事務所の所在地　○○県○○市○○町○○番地
○○県商工労働部職業安定課
電話 ○○-○○○○-○○○○

代表者の氏名　○○県商工労働部職業安定課長
○　○　○　○　㊞

〔注意〕 1. ①のニには、「特別加入保険料率表」の事業又は作業の種類を記載すること。

2. 特別加入予定者の氏名、法第34条の11第３号に掲げる者との関係、業務又は作業の内容及び希望する給付基礎日額を別紙に記載すること。

別 紙 (2)

職場適応訓練受講者給付基礎日額

貴組合の構成員である職場適応訓練受講者の給付基礎日額は、500円とする。ただし、失業保険金の受給資格者であって、当該失業保険金の算定の基礎となる賃金日額が500円をこえ、1,800円以下のものにあっては、当該賃金日額（100円未満の端数があるときは、100円に切り上げる。）、1,800円をこえるものにあっては、1,800円とする。

別 紙 (3)

○○県職場適応訓練受講者組合賃金総額内訳書

① 給付基礎日額	② 当該保険年度における訓練月数	③ 賃金総額の算定の基礎となる額	④ 人数	⑤ ③ × ④

基災発第４号
昭和42年２月21日
（改正　平13.12.18基労発第６号）

各都道府県労働基準局長　殿

労災補償部長

労災保険事務組合並びに特別加入に関する事務処理について

標記については、昭和40年11月15日付け基災発第18号及び同年12月４日付け基災発第19号通達により指示したところであるが、今後、下記のとおり事務処理の一部を定めるので遺憾のないようせられたい。

記

1　保険番号の振出し

労災保険事務組合（以下「事務組合」という。）に労災保険事務の処理を委託した特別加入団体及び事務組合に労災保険事務の処理を委託した事業主が行う有期事業に係る保険番号の振出しについては、前記基災発第19号通達記の１の(1)にかかわらず昭和42年度概算保険料報告の処理から次によることとする。

(1)　一人親方等の特別加入団体

事務組合に労災保険事務の処理を委託した一人親方等の特別加入団体については、その団体ごとに基幹番号を振り出すこと。

なお、昭和41年度において、基幹番号の枝番号で処理している一人親方等の特別加入団体についても昭和42年度から基幹番号を附与して処理すること。また、これに関連して「労災保険業務機械化事務手引」の「112せん孔項目とコード」の項中「特殊適用の種別」の区分は、次のとおりとするから、これによりデーター処理を行うこと。

特殊適用の種別

コード	使　用　方　法	適　用　区　分
1	事務組合として適用する事業	事務組合に事務委託している事業の保険関係（コード４及び７を除く。）
3	通年有期の事業の一括事業	法第３条の２の適用を受ける事業の保険関係（コード４を除く。）
4	事務組合で通年有期の事業の一括事業	事務組合に事務委託をしている法第３条の２の適用を受ける事業の保険関係
5	一人親方等で特別加入として適用する事業	一人親方等の特別加入団体（法第33条第３号及至第５号）の保険関係（コード７を除く。）
7	事務組合で特別加入の団体	一人親方等の特別加入団体が事務組合に事務委託している場合の保険関係
9	特殊適用を取消す場合	

(2)　委託事業の事業の期間が季節的に一致する有期事業

事務組合の委託事業場で、その事業の期間が、季節的に一致するもの（例えば鱈漁業）があるときは、季節ごとにかかる事業をまとめて基幹番号を振出し、事務組合の委託事業場に関する保険料の徴定、収納データを枝番号１

番でまとめて処理し、個々の委託事業場については、２番以降の枝番号を附与し、給付関係のデータ処理を行うこと。なお、この場合「給付関係キーテープ作成対象事業場報告書」（機様式第88号）をもって本省業務室あて報告すること。

(3) 前記(2)を除く有期事業

前記(2)以外の有期事業について委託届が提出された場合には、事務組合ごとにこれらの有期事業を処理するための基幹番号を振出し、委託された有期事業ごとに枝番号１番から順次振り出し、適用及び給付に関するデータ処理を行うこと。

2 事務組合に関する委託及び委託解除の事務処理

年度中途における事務委託及び委託解除の事務処理（メリット適用事業に係るものを除く。）については前記基災発第19号通達記の２の(1)及び(2)により処理してきたが、事務処理の簡素化を図るため以後次のように改めることとする。

事務組合の委託事業場に変動（委託又は委託解除）のあった場合には、保険料算定内訳報告書（様式甲の１）及び保険料報告書内訳書（様式甲の２）に当該変動のあった事業場に係る保険料に関する事項を記載し、保険料報告書（様式第38号）に添えて報告させることとし、局は保険料報告書に基づき概算保険料の変更を行うこと。

なお、当該委託事業場の変動に伴う報告は、当月中に生じた変動については、これをまとめて変動のあった月の翌々月の15日までに報告させるものとするが、委託届、委託解除届、保険関係成立届、任意加入申込書、保険関係消滅申込書等保険関係並びに委託関係の存否を明らかにする届、申請等については、その都度法定の期限のあるものはその期限内に、また期限の定めのないものについては遅滞なく提出させるものとすること。

3 特別加入者の給付基礎日額の変更決定

(1) 中小事業主等及び一人親方等の特別加入者の給付基礎日額は、当該事業又は当該事業（作業）と同種もしくは類似の事業（作業）に使用される労働者の賃金の額その他の事情を考慮して決定されることとされているが、年度更新時において特別加入者がすでに決定された給付基礎日額の変更を希望する場合には、別紙「給付基礎日額変更申請書」（様式第１号）（略）により５月20日までに所轄都道府県労働局長に申請させるものとする。

なお、当該変更申請書は基幹番号ごとに提出するものとし、申請書の整理番号欄には中小事業主等の特別加入者の変更申請にあっては変更を希望する者の事業の枝番号を、一人親方等の特別加入者については、変更希望者の特別加入申請書における整理番号を記載させること。

(2) 前記の変更申請書を受理した所轄都道府県労働局長は、内容検討のうえ、新保険年度以降における給付基礎日額を「給付基礎日額に関する通知書」（様式第２号）（略）によって申請者あてすみやかに通知するものとする。

なお、この場合、当該通知書に添付する別添文書はさきに提出された「給付基礎日額変更申請書」のうち１通をもって代えるものとする。

4 新たに特別加入者となった者の給付基礎日額の決定

法第34条第１項又は第35条第１項の政府の承認があった後に新たに特別加入者となった者の給付基礎日額の決定は、当該承認を受けた事業主又は特別加入団体が施行規則第46条の19第４項（施行規則第46条の23第４項により準用する場合を含む。）の規定に基づき提出した「特別加入者に関する変更届」（告示様式第34号の８）により行うこととし、この際の決定通知は、前記３の(2)に準じて行うものとする。なお、この場合同通知書の「別添変更通知書」を「別添変更届」に訂正し、変更届の写しを添付すること。

基発第112号
昭和44年3月7日
(改正　平3.4.12発労徴第38号・基発第259号)

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

労働組合の役員等に対する労働者災害補償保険法の適用について

標記については、昭和44年度より、下記のとおり取り扱うこととしたから、関係労働組合に対し周知指導のうえ、これが事務処理に遺憾のないようにされたい。

記

1．労働組合の執行機関及び監査機関を構成する者（労働組合の代表者を除く。以下「組合役員」という。）であって、当該労働組合の業務に専ら従事するもの（以下「専従役員」という。）については、当該労働組合が労働者を使用しない場合にあっては、当該専従役員の職務内容、報酬の在り方等にかんがみ、実質的に労働者と考えて差し支えない場合が通常であるため、原則として、当該専従役員を労働者として取り扱うこと。また、当該労働組合が労働者を使用する場合は、当該専従役員は、原則として、中小事業主等に係る特別加入の対象となるが、当該専従役員が実質的に労働者と判断できるときも少なからずあり、そのときは、当該専従役員を労働者として取り扱うこと。

なお、概算保険料報告書の際には、あわせてこの取扱いによって労働者として取り扱われる専従役員全員の氏名及び役職名を記載した名簿を届け出させ、当該名簿によって保険加入の事実を明確にしておくこと。また報告された名簿の記載事項に変更があった場合には、その都度速やかに届出を行わせること。

2．労働組合の代表者及び組合役員であって当該労働組合の業務に専ら従事する者以外のもの（以下「組合代表者等」という。）については、労働者災害補償保険法第33条第1号及び第2号に掲げる者として当該労働組合の使用する労働者（1によって労働者として取り扱われる者を含む。）に係る保険関係に基づき、同法第34条の規定により特別加入することができるものとして取り扱うこと。

したがって、組合代表者等が特別加入するためには、労災保険事務の処理を労災保険事務組合に委託することが前提となるが、この委託にあたっては当該労働組合の所在地が原則として、労災保険事務組合の所在地を中心として労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第6条第2項第4号に定める区域内にあることを要する。

3．この通達の適用を受ける者のうちには、代議員、中央委員等名称の如何を問わず労働組合の意思決定機関を構成する者は含まないものであること。

4．労働組合に支部等の下部組織がある場合には、当該下部組織ごとに1事業単位として取り扱うこと。

なお、組織的にみて独立性のない下部組織については、当該労働組合上部組織の保険関係に包括して取り扱うことになるが、このような独立性のない下部組織がある場合には、保険料報告書とは別個に、当該労働組合の下部組織の名称、所在地及び労働者数を記載した文書を届け出させること。また、この届出後に内容の変更、追加が生じた場合には、その都度速やかにその旨届け出させるよう指導すること。

5．1によって労働者として取り扱われる者については、その報酬、手当等を賃金として取り扱うこと。

6．この通達の実施に伴い、昭和33年7月12日付け基発第452号通達は廃止するものとするが、すでに労働組合の代表者及び組合役員について保険関係の成立しているものについては、昭和44年度末まで従来どおり取り扱って差しつかえないものとすること。

なお、この場合においても、関係労働組合に対して労災保険事務組合の認可申請手続、事務委託等について指導のうえ、昭和45年度よりこの通達による取扱いに切り替えること。

基収第5514号
昭和44年3月31日

山形労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

特別加入者の休業補償給付について

みだしの件に関する具体的な取扱いについては、昭和40年11月1日付基発第1454号通達により示されているが、次の如き事案の取扱いについて疑義があるので、御教示を下されたくお伺いいたします。

記

1　被災特別加入者 [redacted]

2　所属団体 [redacted]（一人親方）

3　休業補償給付　別添のとおり所轄署へ請求写

4　調査概況

(1)　給付事由に基づく諸条件は休業補償給付請求書に記載のとおり

(2)　診療の状況についても別添のとおり療養期間80日に対し実診療日数（通院加療）は27日である。

(3)　診療担当医は被災者が労働出来なかった期間は、負傷当日昭和43年6月15日より治癒日昭和43年9月2日迄として認め証明している。

(4)　入院治療迄は要しなかったが、負傷前の作業に従事することが出来なかった期間及び通院后加療した日以外の日において大工の仕事に附帯した業務が出来た期間が夫々ある。

5　問題点として伺いたい事案と所見

(1)　本件は通院加療の事案であるため、昭和42年3月、本省主催全国労災課長会議における資料、質疑応答案によれば、入院及び就床療養以外は全部労働不能の範囲外であるので、給付の対象より除外されるものと解するが、いかが取扱ってよいか。

(2)　通院加療の場合、傷病の程度によって給付の対象として考慮する場合、全部労働不能のための事実確認はきわめて困難ではあるが、調査の結果により下記によって取扱ってよいか（昭和40年11月本省会議資料、質疑応答）。

(イ)　請求人が通院加療した日以外で、大工に附帯した仕事（例えば以前から本工事を頼まれていたところへ仕事の見積り、設計等の話合いに行っているとか、現在手掛けている工事或いは、近く取り掛る工事に必要な建材の発注、その他工事代金の取立て、或いは支払い等）をやっている日は（労災上労働することが出来ないとは、一般的な労働不能を意味するものであって、請求人が負傷し又は疾病にかかる直前に従事していた本来の労働をすることができない場合だけ意味するものでないから）全部労働不能でない。

従って、その日については給付の対象とならない。

(ロ)　請求人が通院加療した日でも、通院加療后(イ)同様の仕事を行っている事実が明らかな日についても給付することは出来ない。

(ハ)　その他前記1．2以外の場合、例えば仕事が単に閑散なため、診療担当者らが療養のため当該事業又は当該作業（附帯業務を含む）について、全部労働不能とは認められない日について、所謂単に仕事をしていないからというのみで、給付することはできない。

〔回答〕

(1) について

通院療養は通常全部労働不能とは認められないが、客観的に全部労働不能であることが明確であればこの限りでない。したがって、本件は、7月31日まで全部労働不能として休業補償給付が支給されるべきである。

(2) (イ)および(ロ)について

通院した日も含み、例示の如き請負契約の目的たる仕事完成のため行う業務を行える状態であれば、全部労働不能とは認められない。

(ハ) について

貴見のとおりである。

基発第251号
昭和45年3月27日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和45年労働省令第2号。以下「改正省令」という。）が昭和45年3月27日に公布され、また、労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める告示の一部改正（昭和45年労働省告示第4号）が行われ、ともに同年4月1日から施行されることとなったので、下記事項に留意のうえ、事務処理に万全を期せられたい。

記

1　給付基礎日額の最低額の引上げ（労働者災害補償保険法施行規則（以下「規則」という。）第9条第1号及び改正省令附則第2項関係）

(1)　最近における労働者の賃金の動向等の諸事情を考慮して、給付基礎日額の最低額を現行の480円から770円に引上げることとなった。

(2)　年金たる保険給付については、改正省令の施行の日（昭和45年4月1日。以下「施行日」という。）の前日までの間に係る分は従来の給付基礎日額を用いるものとし、施行以降日の分は平均賃金が770円に満たない場合（保険給付の額がスライドされている場合において当該労働者の平均賃金に当該スライド率を乗じて得た額が700円を超える場合を除く。以下同じ。）には、給付基礎日額を770円として年金額を算定するものとした。

また、休業補償給付、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭料については、施行日の前日までに支給事由の生じたものは従来の給付基礎日額を用いるものとし、施行日以後に支給事由の生じたものは、平均賃金が770円に満たない場合には、給付基礎日額を770円として給付額を算定するものとした。なお、これらの給付の支給事由の発生日は次のとおりである。

イ　休業補償給付…休業を要する各日。したがって、施行日の前日までの期間に係るものは、請求時点が施行日以後であっても、従来の給付基礎日額で給付額を算定することになる。

ロ　障害補償一時金…傷病の治ゆ日

ハ　遺族補償一時金…労働者災害補償保険法（以下「法」という。）第16条の6第1号の規定に該当する場合に支給するものは労働者の死亡の日、同条第2号の規定に該当する場合に支給するものは遺族補償年金の受給権者がすべて失権した日。したがって、同条第2号に該当する場合には、遺族補償年金の支給総額が施行日前の給付基礎日額の400日分に達している場合であっても施行日以後にすべての受給権者が失権した際の遺族補償年金の支給総額が、給付基礎日額の最低限の引上げにより、施行日以後の給付基礎日額の400日分にみたないものとなるときは、その差額の遺族補償一時金が支給されることになる（たとえば、平均賃金が400円と仮定すると、施行日前には給付基礎日額の400日分は480（円）×400（日分）＝192,000（円）となり、施行日以後は770（円）×400（日分）＝308,000（円）となるのであるが、遺族補償年金の支給総額が192,000円をこえる場合においても、施行日以後においてすべての受給権者が失権し、それまでの遺族補償年金の支給総額が308,000円にみたないときは、308,000円から遺族補償年金の支給総額を控除した額が遺族補償一時金として支給される。）。

ニ　葬祭料…労働者の死亡の日

なお、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律第130号）附則第42条第1項の規定による

一時金については、遺族補償年金の前払的性格にかんがみ、当該遺族補償年金の支払開始月（労働者が業務災害で死亡した日の属する月の翌月）の初日が施行日より前に到来した場合には従前の給付基礎日額を用いるものとし、施行日以後に到来した場合には引き上げられた給付基礎日額の最低額をもって一時金額を算定するものとすること。

(3) なお、特別加入者の給付基礎日額については、特別加入者には平均賃金を採用していないこと、特別加入制度の趣旨等からして規則第９条第１号の適用はなく、今回の給付基礎日額の最低額の引上げによって特別加入者の給付基礎日額の引上げが行われるものではないこと（たとえば、給付基礎日額400円で保険給付を行っていた特別加入者については、改正省令施行後もその給付基礎日額を770円に改めることなく、400円として当該業務災害に係る保険給付の額を算定する。）。

2 特別加入者に係る給付基礎日額の決定基準等の改正（規則第46条の20第１項、別表第５、改正省令規則第３項及び第４項関係）

(1) 最近における労働者の賃金動向、特別加入者に係る事務処理の便宜等を考慮して、従来 400円から 3,000円の範囲内で100円きざみをもって定められていた特別加入者の給付基礎日額の決定基準を1,000円から4,000円の範囲内で500円きざみにすることに改めた。この改正に伴い特別加入賃金総額算定基礎額表（別表第５）についても所要の改正を行った。

(2) 特別加入者の給付基礎日額の決定基準の改定に伴い、従来決定している給付基礎日額のうちこの決定基準に合致していないものについては、新たな決定基準に基づき給付基礎日額の変更決定を行う必要がある。この変更決定を行う場合には、特別加入者の希望を十分聴取すること。なお、施行日前に発生した業務災害に係る保険給付の給付基礎日額については、特別加入制度の趣旨から業務災害の発生時点における給付基礎日額を用いることはいうまでもないこと（たとえば、従来給付基礎日額400円で保険給付を行っていた特別加入者の当該業務災害に係る保険給付額は、改正省令施行後当該特別加入者が給付基礎日額を1,000円以上に変更しても、従前どおり、給付基礎日額を400円として算定すること。）。

(3) 従来決定している給付基礎日額が改正後の決定基準に合致しない場合において、昭和45年４月１日からその変更決定の日の前日までの期間に業務災害が生じたときは、改正後の決定基準額（1,000円から4,000円までの500円きざみの額）に相当する額のうち、従来の給付基礎日額から直近の高い額を当該特別加入者の４月１日以降の給付基礎日額として決定するように取り扱うこと。ただし、業務災害の発生前に特別加入者から給付基礎日額の変更申請がなされている場合等特別な事情がある場合には、当該申請における特別加入者の希望等を十分に考慮して改正後の決定基準に合致した給付基礎日額を決定すること。

(4) 給付基礎日額の変更決定に伴い、昭和45年度の概算保険料の算定の基礎となる賃金総額の見込額に変動を生ずるが、この場合においても、給付基礎日額の変更をした特別加入者に係る中小事業又は特別加入団体全体の賃金総額の見込額が前年度の中小事業又は特別加入団体に係る確定保険料の算定の基礎となる賃金総額の100分の200をこえ、又は100分の50を下回らない限り、昭和45年度概算保険料は前年度の賃金総額をもって計算するものとすること。

(5) 法第34条の12第１項の承認に係る有期事業（同法第３条の２の規定により一括されている事業を除く。）であって、施行日の前日において事業が行われているものに関しては、施行日の前日において当該事業の事業主（事業主が法人その他の団体であるときは、代表者）である者及び当該事業に従事する者（労働者である者を除く。）に限り施行日以後においても給付基礎日額は従前の例によるものとした。これに伴い、これらの者の賃金総額の算定の基礎となる額は、従前の例により算定するものとした。

なお、施行日以後に新たに当該事業に従事することとなる特別加入者の給付基礎日額は、改正後の決定基準により決定することはいうまでもないこと。

3　告示様式の改正

事業主の誤記の防止、機械処理の便宜等を考慮して、次の様式について一部改正を行った。

(1)　労災保険事務処理委託解除届（様式第34号の３）

表面に、事業主が労災保険事務組合に委託していた労災保険事務処理の委託解除を行う場合に、その解除理由を記入する欄を設けた。これは、委託解除後においても事業が存続する場合には新たな保険番号を振り出す等の必要があるが、この事務処理の円滑を期したものである。

(2)　特別加入申請書（中小事業主等）（様式第34号の７）及び特別加入に関する変更届（様式第34号の８）

特別加入申請書（中小事業主等）の別紙の〔注意〕に特別加入予定者の担当業務の具体的内容とその者の従事する事業に雇用されている労働者について定められている始業及び終業を時刻を記載すべき旨を指示する注意を加えるとともに、この改正に合わせた特別加入に関する変更届の裏面の〔注意〕について所要の整備を行うものとした。これは従来から特別加入予定者に係る災害について業務上外を把握しやすくする便宜のために記載すべきこととされていたものであるが、誤記脱漏の多いことにかんがみ、記載上の注意を明文により明確にしたものである。

(3)　概算・増加概算・確定保険料報告書（様式第38号）

表面の改正は現在使用されていない欄（賃金算定方法、収納年月日及び収納機関の欄）を削除し、徴定区分及び納付回数の欄を新たに設け、その他欄名について記載上の過誤を防ぐために的確な表現に改めたものである。また、裏面は表面の改正に伴う整備を行うとともに事業主の誤記防止のための〔注意〕の的確な表現等を図ったものである。

基発第745号
昭和45年10月12日
（改正　昭49.3.12基発第142号
昭50.3.29基発第174号
昭56.3.31基発第191号
昭59.9.12基発第483号
平3.4.12発労徴第38号・基発第259号）

都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

家内労働法（昭和45年法律第60号）の施行に伴い、新たに家内労働者が特別加入することができることとする労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和45年労働省令第22号）及び様式告示の一部を改正する告示（昭和45年労働省告示第51号）が本年10月1日から施行されたので、下記によりその施行事務の処理に万全を期せられたい。

記

1．趣　旨

家内労働者については、その作業の実態からみて一般の労働者と同様に保護すべき必要があるとされ、昭和43年12月22日、家内労働審議会より労働大臣あてなされた「家内労働対策に関する答申」において、「業務上の災害疾病のおそれのある特定の業務に従事する家内労働者を、当面、暫定的な措置として、現行の労働者災害補償保険制度における特別加入制度に加入される」と答申された。また、昭和44年8月27日、労働者災害補償保険審議会より労働大臣あてなされた「労働者災害補償保険制度の改善についての建議」においても、「家内労働者の労働者災害補償保険適用についても、家内労働法成立後には家内労働における災害の発生状況による適用の緊急性を考慮するとともに、全面適用の進捗状況をにらみあわせ、特別加入を図ることとすること。」とされている。

このたび、家内労働法の施行に伴い、同法が適用される家内労働者及びその補助者（以下「家内労働者等」という。）のうち危険有害な作業を行うものを、この答申等の趣旨にそって労働者災害補償保険に特別加入させて、労働者災害補償保険による保護を加えようとするものである。

2．特別加入の認められる家内労働者の範囲

(1)　特別加入することができる家内労働者等の範囲については、その従事する業種及び作業が、特に危険度の高いものとされるものについて定められたものである。しかしながら、家内労働者等については、作業の場所が、通常家庭内であって、その災害について業務起因性が明確でないおそれがあることにかんがみ、労働者災害補償保険法（以下「法」という。）第33条第5号の特定作業従事者として特別加入させることとし、労働者災害補償保険法施行規則（以下「則」という。）においてこれら家内労働者等の行う作業を指定することとした（則第46条の18第3号）。

(2)　家内労働者とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者であって、家内労働法第2条第3項に定める委託者から、主として労働の対償を得るために、その業務の目的たる物品について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であって、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものである（家内労働法第2条第2項）。また、補助者とは、家内労働者の同居の親族であって、当該家内労働者の従事する業務を補助する者である（同条第4項）。したがって、この要件に該当する者であれば、たまたま臨時に労働者を使用することがあっても、それが、常態ではなく、かつ、将来継続的に使用されるものでないことが

明瞭である場合には、家内労働者等と認めてさしつかえない。ただし、これらの者が、１年間に100日以上にわたって労働者を使用するものであるときは、家内労働者等としては取り扱わない。（法第33条第１号の中小事業主又は同条第２号の中小事業主が行う事業に従事する者として特別加入させるものとする。）。

(3) 新たに特別加入することを認める家内労働者等の従事する作業は次のとおりである（則第46条の18第3号）。

イ　プレス機械又はシャーを使用して行う金属加工の工業

ロ　研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼もどしの作業であって、金属製洋食器又は刃物の製造又は加工に係るもの

ハ　有機溶剤中毒予防規則（昭和35年労働省令第24号）第１条第１項第１号の有機溶剤又は同項第２号の有機溶剤含有物（以下「有機溶剤等」という。）を用いて行う作業であって、化学物質製履物の製造又は加工に係るもの

ニ　じん肺法（昭和35年法律第30号）第２条第１項第２号の粉じん作業又は鉛中毒予防規則（昭和42年労働省令第２号）第１条第２号の鉛化合物（以下「鉛化合物」という。）を含有する釉薬を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉薬若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの

金属加工の作業とは、保険料率表（則別表第６）の事業の種類の分類中の「(54) 金属製品製造業又は金属加工業（(55) めっき業を除く。）」に該当する業務に含まれる作業である。

化学物質製履物の製造又は加工の作業とは、塩化ビニール、合成ゴム等の化学物質性の資材を用いて、いわゆるヘップサンダル等の履物を製造又は加工する作業をいい、天然の皮革、植物性の糸布を主たる資材として行う履物の製造又は加工の事業は含まないものである。また、もっぱら屋外において行う作業は、有機溶剤等を使用するものであっても含まない。

陶磁器の製造の作業とは、保険料率適用事業細目表（昭和37年労働省告示第３号）の事業の種類の細目中「(4902) 陶磁器製品製造業」に該当する業務に含まれる作業である。また施釉及び絵付けの作業については、昭和42年３月31日付け基発第442号「鉛中毒予防規則の施行について」に示す定義と同義であるので参照されたい。

(4) 則第46条の18第３号に掲げる作業を行う家内労働者等であっても、次に掲げる要件に該当しない者にあっては、原則として特別加入を認めないものとする。

イ　常態として則第46条の18第３号に掲げる作業に従事する家内労働者等、この場合、「常態として」とは、原則として１年間に200日以上当該作業に従事し、１暦日の就労時間が平均して４時間以上と見込まれることをいう。

ロ　家内労働法施行規則（昭和45年労働省令第23号）第16条に定める就業制限の規定の適用のある家内労働者等でない者。

家内労働法施行規則第16条に定める就業制限の規定の適用のある家内労働者等であって、今回則第46条の18第３号で定めた作業に係るものは次の者である。

(イ) 有機溶剤を用いる作業については18歳未満の者

(ロ) 鉛化合物を用いる作業については18歳の者及び女子

(ハ) 粉じん作業については18歳未満の者

ハ　特別加入の申請前1年以内に、次に掲げる項目について健康診断を行った家内労働者等であって、その健康診断の結果、粉じん作業に従事する者にあっては、管理１又は管理２に相当するもの、鉛又は鉛化合物若しくは有機溶剤等を用いる作業に従事する者にあってはこれらの有害物による中毒にり患していると認められないもの。

(イ) 粉じん作業に従事する者

a　胸部エックス線写真撮影

b　心肺機能検査（最大換気量、運動指数、換気機能及び換気指数）

c　結核精密検査（断層写真、かくたん検査）

(ロ) 溶融した鉛を用いて行う作業又は鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉等の作業に従事する者

a 全血比重、血色素量、ヘマトクリット又は赤血球数

b 尿中のコプロポルフイリンの排出の程度

(ハ) 有機溶剤等を使用して行う作業に従事する者

a 赤血球数又は全血比重

b 尿中のウロビリローゲン及び蛋白の有無

なお、これらの健康診断の費用は、高額にのぼる場合も少なくなく、また、実施しうる病院診療所も限られているので、主要産地において中央労働災害防止協会が実施している「中小企業巡回健康診断」又は「家内労働者特殊健康診断」を受診するよう指導するほか、適当な健康診断機関の紹介等受診のための便宜の供与についても指導せられたい。

3．家内労働者等特別加入手続

(1) 家内労働者等の特別加入については、家内労働者等を構成員とする団体により行うものとする。この団体は、則第46条の18第３号に掲げる作業ごとに結成されなければならないが、同号のイ及びロの作業については、いずれも保険料率表（則別表第６）の事業の種類の分類中の「(54) 金属製品製造業又は金属加工業（(55) メッキ業を除く。)」に該当する業務に含まれる作業であるため、１団体とするもさしつかえない。その加入の手続については一人親方等の特別加入の手続に準じて取り扱うものとする。すなわち、法第35条第１項及び則第46条の23に規定するように家内労働者等の団体は、任意適用事業及びその事業主とみなされ、かつ、当該団体の構成員は、当該任意適用事業に使用される労働者とみなされ、特別加入する者は、当該団体が提出する名簿に記載された者でなければならない。また、当該団体の構成員は、当該団体の事務所の所在地の都道府県及びその隣接する都道府県の区域内において作業する者であることを要する。ただし、家内労働者等に係る業務災害防止措置については、家内労働法施行規則によって規制措置が設けられているので、家内労働者等の団体に係る特別加入の承認にあたっては、これらの措置は必要でないことに留意されたい。また、承認のあった特別加入の団体に関する変更事項には業務災害防止に関する措置の事項は含まれないものである（則第46条の23第２・３・４項)。したがって、告示様式第34号の10の③ロの記載及び書類の添付は不要であり、またこの事項の変更に関する告示様式第34号の８の特別加入に関する変更届の提出は不要である（昭和45年労働省告示第51号)。

(2) 特別加入の制限については、一人親方等の特別加入の制限の場合と同じである。

4．家内労働者等の団体に係る特別加入の承認

家内労働者等の団体に係る特別加入の承認基準については、おおむね一人親方等の場合の承認基準と同じであるが、承認にあたっては、次の点に留意されたい。

(1) 家内労働者等の団体にあっては、後述の保険料負担との関連から、保険料納付の確実性を期する必要がある。しかしながら、家内労働者の委託関係は極めて変動しやすいものであるので、保険料納付について問題が生ずるおそれがある。このため、特別加入の承認にあたっては、当該承認の日に属する保険年度の末日まで期限付き承認とし、継続して特別加入を希望する家内労働者等の団体にあっては、毎保険年度当初に承認申請を行わせるものとする。この場合、毎年４月20日までに承認申請があれば、当該保険年度の初日に保険関係が成立したものとして取り扱い、４月21日以後に承認申請があったときは承認の日において保険関係が成立したものとして取り扱うこととする。

(2) 承認申請にあたっては、当該団体の構成員である家内労働者等が、則第46条の18第３号に掲げる作業に従事している者かどうか、また、その者が当該作業に常態として、継続して従事している者であるかどうかを明らかにするため、告示様式第34号10〔別紙〕の「業務又は作業の内容」欄に、特別加入者の作業内容、通常の労働時間及び年間作業従事日数（見込み）のほか、次の事項を記載させることとする。

イ プレス機械、シャー、研削盤又はバフ盤を使用する作業にあっては、その機械名及び台数

ロ　溶融した鉛を用いて行う金属の焼き入れ又は焼きもどしの作業にあっては、その作業の対象となる製品名

ハ　鉛化合物を使用する作業にあっては、鉛化合物の名称及び１日当たりの使用量又は使用する釉薬若しくは絵具に含有される量

ニ　有機溶剤等を使用する作業にあっては、有機溶剤等の名称、第一種、第二種等の区分及び１日当たり使用量又は使用する接着剤等に含有される量

(3)　承認申請にあたっては、団体から則第46条の23第３項に掲げる書類のほか次の書類を提出せしめることとする。

イ　保険料納付の確実性を期するため、委託者が保険料分を負担しないときは、特別加入した家内労働者等が自己負担する旨を記した念書。この念書には、団体が法人であるか否かを問わず、構成員である家内労働者等全員の記名捺印を必要とする。

ロ　所定の保険料納付期限までに保険料を全く納付しない場合には、法第35条第３項の規定により当該団体についての保険関係を消滅させる旨を記した念書。この念書には、当該団体の代表者の記名捺印を必要とする。

(4)　家内労働者の団体についても、一人親方等の団体と同様に労災保険事務を確実に処理しうる能力を必要とするものであるが、現段階では、その団体の組織、運営方法等も十分に整備されがたいものと予想されるので、当面は、一応団体としての結成がなされ、その行うべき労災保険事務を、委託者団体、労災保険事務組合等に委託することによって、円滑に処理しうるような場合には、特別加入の承認を行うこととする。

５．保険給付

(1)　業務上外の認定

イ　家内労働者等が被った災害に係る業務上外の認定に際しては、次の場合に限り、業務遂行性を認めることとし、業務起因性の判定は、一般の労働者の場合に準じて行うこととする。

(イ)　家内労働者等が、当該家内労働者等の作業場において、特別加入申請書（告示様式第34条の10）〔別紙〕の「業務又は作業の内容」欄に記載された作業又はこれに直接附帯する行為を行う場合。

なお、「直接附帯する行為」とは、当該家内労働者等の作業場において行う当該作業の準備行為又は後始末行為をいい、自宅と自宅以外の当該家内労働者等の作業場との間、自宅又は自宅以外の当該家内労働者等の作業場と委託者の事務所との間の往復は含まれない。

(ロ)　家内労働者等が、当該家内労働者等の作業場に隣接した場所（作業場の敷地内、作業場前の道路上等）において行う家内労働に係る材料、加工品等の積み込み、積み降し作業及び運搬作業を行う場合。

ロ　休業補償給付

家内労働者等も、特別加入の承認を受けた場合は、一般の労働者と同様に法に基づく保険給付を受けることができる。ただし、休業補償給付については、家内労働者等の場合、労働時間については必ずしも明確でないので、所得喪失の有無にかかわらず、傷病の種類、部位及びその程度等からみて当該作業に従事することができないと認められる場合に限って支給することとする。

(2)　保険給付の支給制限

特別加入の承認を受けた家内労働者等に係る保険給付についても、法第12条の２の２及び法第35条第１項第７号に定める事由があるときは、支給制限を行うこととなるが、家内労働者等の場合、業務災害防止措置の定めの必要がないこと、また、保険料は法第35条第１項第１号の規定により事業主とみなされる家内労働者等の団体が納付すべきものであることから、家内労働者等に係る保険給付についての支給制限は、次により行うこととする。

イ　法第12条の２の２の規定による家内労働者等の故意又は重大過失についての支給制限は、昭和40年７月31日付け基発第906号「法第12条の２の２、第31条及び第47条の３の規定の運用について」の第１に準じて行うこととする。

ロ　法第35条第１項第７号の規定による保険料の滞納についての支給制限は、同項第１号の規定により事業主とみ

なされる家内労働者等の団体が、法第28条第１項の規定による概算保険料を法第31条に定める督促状の指定期限内に納付しない場合（天災事変その他やむを得ない事由により保険料を納付できなかったと認められる場合を除く。）に行うこととする。

この場合、事業主とみなされる家内労働者等の団体としての行為を行う者の範囲、支給制限を差し控える事由及び支給制限の方法は、昭和40年７月31日付け基発第906号「法第12条の２の２、第31条及び第47条の３の規定の運用について」の第３のⅡに準ずるものとし、同通達において「徴収金の価額」とあるのは「支給を制限される保険給付の額」に、「徴収金の算定の基礎となる」とあるのは「支給を制限される」に、「徴収すべき徴収金」とあるのは「支給を制限される保険給付」に、それぞれ、読み替えるものとする。

ハ　家内労働者等に係る保険給付について、法第12条の２の２、法第12条の４又は法第35条第１項第７号の規定が同時に適用される場合の取扱いは、昭和40年12月６日付け基発第1591号「特別加入者に係る業務上外の認定及び支給制限の取扱いについて」の第３に準ずるものとする。

6．保険料

(1)　保険料率

家内労働者等の団体に係る保険料率については、その家内労働者等が行う事業の種類によって結成される団体ごとに特別加入事業保険料率表（則別表第10）に定める保険料率が適用される。

(2)　賃金総額

家内労働者等の団体の特別加入に係る賃金総額及び保険料の納付については、一人親方等の例に準ずるものである。すなわち、当該特別加入者の特別加入期間の長短にかかわらず、則別表第５右欄に掲げる額を賃金総額として保険料を定めるものである。昭和45年10月１日から昭和46年３月31日までの間に承認のなされた家内労働者等の団体の場合には、その団体に係る保険料の算定の基礎となる賃金総額は、別表第５の右欄に掲げる額に当該承認のあった日から昭和46年３月31日までの期間の月数（この月数に１月未満の端数を生じたときは、これを１月とする。）を12で除して得た数を乗じて得た額をもって当該承認のあった日の属する保険年度の賃金総額として保険料を算定するものである（昭和45年労働省令第22号附則第２項）。

(3)　保険料の納付

イ　特別加入者の保険料については、特別加入者自身が負担するのが原則であるが、家内労働者等については、前記「家内労働対策に関する答申」において、「保険料は委託者において一括納入するものとすること。」とされ、さらに同答申における家内労働審議会了解事項として、前記答申の意味は、①保険料の徴収手続として規定したものであり、②保険料分は委託者が実際上負担するものとし、③このため必要な行政指導を行うこととされている。このように、保険料の実質負担が、家内労働者等については、他の特別加入者の場合と異なることがあるが、行政指導をしても委託者又はその団体が必ずしも負担しない場合もあることが予想され、保険料負担関係は一律でないことに注意されたい。

ロ　家内労働者等については、委託関係が複雑であるため、委託者の変更等が随時起こりうること、遠隔地の委託者からの委託があり得ること、家内労働者等の団体が委託者又はその団体と保険料の負担関係についても十分な了解がないままに特別加入の申請を行うことがあり得ること等が予想される。また、保険料分についても、委託者又はその団体が保険料分を一括して直接納付する場合又は家内労働者等の団体を通じて納付する場合のほか、工賃に上乗せする場合も予想される。したがって、特別加入の申請にあたっては、保険料の納付の方法、実際の負担者等の関係を家内労働者等の団体に明らかにさせる必要がある。なお、かりに、委託者又はその団体が所定の機関に直接保険料を納付した場合でも、家内労働者等の団体から事前にそのような納付方法をとる旨の申し出があれば、当該家内労働者等の団体から正規に保険料が納付されたものとして取り扱ってさしつかえない。

ハ　しかしながら、保険料納付に関する法律上の責任は、労働者災害補償保険法上家内労働者等の団体にあるので、

委託者が保険料分を負担するかどうかは、もっぱら家内労働者等の団体と委託者又はその団体との私的な契約によるものであり、行政当局は、委託者又はその団体に保険料分を負担することを指導することができるにすぎない。したがって、保険料の認定決定、督促等必要な通知、滞納処分等については、家内労働者等の団体に対して行わなければならない。

ニ　委託者とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者であって、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について家内労働者に委託するものをいう（家内労働法第２条第３項）が、保険料分を負担する可能性のある者は、具体的には、当該負担を決定する権限のある代理人（いわゆる代理的仲介人）である場合も考えられるので、保険料の負担関係を問題にする場合には、単に委託者という名称にかかわらず、実態により判断すること。

7．その他

家内労働者等については、特別加入団体の基盤となる団体が形成されている場合が少ないため、組織・構成が確実であり、財政的基盤が十分であり、事務処理能力を有する特別加入団体を結成することが困難であると考えられるので、家内労働者等の特別加入にあたっては、これが事務処理を円滑ならしめるため、委託者又はその団体等の援助について十分指導するよう配慮する必要がある。

基 発 第 22 号
昭和46年１月14日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

船員法の一部を改正する法律等の施行について

船員法の一部を改正する法律（昭和45年法律第58号）が、昭和45年５月15日に公布され（別添１の新旧対照表参照）、これに伴い、船員法第１条第１項の船舶に含まれる総トン数30トン未満の漁船の範囲を定める政令の一部を改正する政令（昭和45年政令第346号）が同年12月25日に公布され（別添２の新旧対照表参照）、いずれも昭和46年１月１日から施行された。

今回の船員法の改正は、従来一部を除き船員法の適用がなかった20トン未満の漁船について、原則として５トン以上まで適用を拡大しようとするものであるが、船員法と船員保険法とは一体として運用されることにかんがみ、中小零細な規模の漁業の経営実態、行政事務処理体制等からこれを一挙に行うことは困難であるので、政令で段階的に適用を拡大していくこととされた（船員法の一部改正に関する船員中央労働委員会の答申（別添３）参照）、その第１段階の適用範囲を定めるため、前記改令が制定されたものである。

船員法及び船員保険法（以下「船員法等」という。）が適用されることとなる船員について、労働基準法（第１章を除く。）、労働者災害補償保険法及び労働災害防止団体等に関する法律等（以下「労働基準法」という。）の適用がはずされることとなり、今回の改正により、これらの法律の適用範囲が変更され、また最低賃金法の適用に関しては所管が変更されることとなるので、下記に留意してその取扱いに遺憾のないようにされたい。

記

１　船員法等の適用範囲

(1)　改正後の政令（以下「新政令」という。）は、総トン数30トン未満の漁船で船員法の適用を受けないものの範囲を定めたものであるが、これにより新たに船員法等が適用されることとなる漁船（以下「新適用船」という。）は、次のとおりであること。

イ　次の漁業に従事する総トン数10トン以上20トン未満の漁船（新政令第２号イ）

(イ)　漁業法第52条第１項の指定漁業

(ロ)　漁業法第66条第２項の小型さけ・ます流し網漁業

(ハ)　漁業法第66条第２項の中型まき網漁業又は小型機船底びき網漁業であって、新政令別表の海面以外の海面において営むもの

ロ　前記イの(イ)（大中型まき網漁業に従事する漁船に限る。）及び(ハ)（中型まき網漁業に従事する漁船であって、同海面以外の海面において営むものに限る。）の附属漁船

なお、労働基準法等の適用範囲と船員法等の適用範囲の関係を新旧対照して図示すれば、別図（別添４）のとおりであること。

(2)　新政令第１号及び第２号の「もっぱら○○漁業に従事する漁船」とは、従来と同様の解釈であって、予期できない事由により、臨時に短期間当該漁業に従事しなくなる場合のほかは、当該漁業に従事することを目的とし、かつ、その実態において、当該漁業以外の漁業又は他の業務に従事していないものをいうこと（昭和45年12月21日付け社会保険庁長官、水産庁長官、運輸省船員局長及び労働省労働基準局長の覚書（以下「新覚書」という（別添(5)の２(1)参照）。

なお、新政令第二号イの「もっぱら」については、同項の(1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業にもっぱら従事するものの意であり、同項はそれを船員法等の適用除外とする趣旨であるから、たとえば、小型さけ・ます流し網漁業のごとく、通常その漁期が２～３箇月程度であっても、それに従事する漁船は、当該漁業に従事していない期間を含めて船員法等の適用を受けるものであり、また、漁業法に基づく指定等を受けていない違反漁船であっても、同号に掲げる漁業に数日（４～５日程度）以上従事する場合には、船員法等の適用となるものであること。

(3) 新政令第２号及び第３号の「附属漁船」の取扱いについては、次のとおりであること（その考え方は従来と同様である。）（新覚書の３参照）。

イ　附属漁船とは、灯船、探索船運搬船等通常単独には漁業に従事しない漁船をいうが、１カ統に属する漁船のうち総トン数10トン以上のものが１隻以上ある場合には、当該漁船（２隻以上ある場合には、総トン数の大きいもの）以外の漁船を附属漁船として取り扱うものとすること。

ロ　１カ統に属する漁船のすべてが毎年常態として２カ月以上の期間、まき網漁業に従事せず、他の漁業に従事するとは、その期間は付属漁船として取り扱わないものとすること。

ハ　まき網漁業に従事する１カ統の親船及び附属漁船に乗り組むため雇用されている船員その他船員法等の適用を受ける漁船に乗り組むために雇用されている船員については、総トン数５トン未満の附属漁船に乗り組んでいる場合及び臨時に用船された附属漁船に乗り組んでいる場合においても、船員法等の適用があるものとして取り扱うものとすること。

２．新適用船等の確認等

(1) 昭和46年１月１日から新適用船となり、管轄が変更される漁船の具体的な認定については、海運局長が都道府県船員保険事務主管部局の長及び都道府県労働基準局長との協議のうえ行うこととされている（新覚書の2(2)イ）が、実際の事務については、都道府県水産主管部局の長がその保管に係る漁船原簿に基づき新適用漁船名簿を作成し、これを海運局長に提示し、昭和46年1月３１日までの間に海運局長から都道府県労働基準局長送付があること。したがって、この具体的な新適用漁船名簿の作成にあたっては、都道府県労働基準局長は積極的に協議に参与する必要はないものであるが、新適用漁船名簿の受理後であってもそれに誤りがある場合には、海運局長に対し意見を述べること。なお、特に海運局長から認定のため協力の要請があった場合には、これに応じて協力を行うこと。

(2) 上記(1)による新適用漁船名簿の送付があった場合は、適用事業報告（労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による保険加入済のものの場合は保険料報告書等）による漁船とこの名簿と突合して新適用船の確認を行うこと。

(3) 新適用の把握については、当面上記(1)によって行われるが、新造船又は登録済漁船の変更・消滅などの事由により漁船原簿の記載に変更が生じた場合には、変更の都度、都道府県労働基準局長に対して海運局長から通知されることとされているので、(1)に準じて取り扱うこと。

ただし、新適用漁船名簿に記載もれがある場合には、昭和38年の改正の際の４省庁の覚書とは異なり、一率に船員保険法の適用となるのではなく、海運局長及び都道府県船員保険事務主管部局の長と協議を行い、法の適用関係について決定することとされているので記載もれを発見したときは直ちに、海運局長あて連絡すること。

(4) 労災保険の保険給付の際等において、漁船の操業実態等が変化して当初の認定どおり取り扱うことが著しく不適当であると認められる場合等法の適用関係について問題が生じたときは、都道府県労働基準局、海運局及び都道府県船員保険事務主管部局で協議し、いずれの法規を適用するかを決定するものとする。

(5) 上記(1)及び(3)による認定及びその取消し並びに(4)の決定にあたっては、あらかじめ都道府県水産主管部局と十分連絡し、法の適用の適正化及び実態の把握に遺憾のないように努めるものとすること。

3．経過措置等

(1) 一般の経過措置

イ　新政令の施行に伴い、労働基準法等の適用を受けなくなる新適用船及びこれに係る船員に関する労働基準法及び労災保険法の適用についての経過措置については、改正前の船員法第１条第１項の船舶に含まれる総トン数30トン未満の漁船の範囲を定める政令（以下「旧政令」という。）附則第２条（第９項を除く。）及び第４条の規定が準用されているので（新政令附則第２項）、昭和38年の改正の際の取り扱いと同じであること。

ロ　新適用船に使用される労働者に関して、昭和45年12月31日以前に生じた事故に対する労災保険の保険給付については、昭和46年１月１日以降に当該給付請求又は支給事由の発生した場合であっても、なお従前どおり労災保険法が適用され、受給権者として取り扱われるものであること。したがって、昭和45年12月31日以前に発生した事故に対する保険給付について、労災保険法第34条の４に該当する場合には昭和46年１月１日以降であっても当該事業場に対する特別保険料の徴収を行うことができ、またこの保険給付に関する審査請求もなしうるものであること。

(2) 新適用船に係る保険料の精算

イ　新適用船については、昭和46年１月１日をもって労災保険の保険関係が消滅することとなるので、その確定精算手続を行うこと。なお、労災保険事務組合の委託事業場については、後記(3)ロの中小事業主等の特別加入者に係る事業を除き、昭和43年３月９日付け基発第114号「労働者災害補償保険業務の効果的運営について」の記の第１の3(1)による事務処理要領に準じて行うものとすること。

ロ　新適用船であって、中小事業主等が昭和45年12月31日現在において、既に労災保険法第34条の12の承認を受けている場合にあっては、その事業に使用される労働者は労災保険法の運用がなくなるが、その中小事業主等については後記(3)イのとおり、特別加入の承認が存続している以上、その事業は、なお保険関係が存続している事業であるので、当該事業の労働者に係る保険料についても、年度更新の際に精算の手段を行うものとすること。

(3) 特別加入者についての暫定措置

イ　新適用船については、新政令の施行に伴い、労働基準法による適用事業でなくなるため、その漁船の中小事業主等及び一人親方等は、労災保険法第34条の11の特別加入者に該当しないこととなるが、船員保険法においてかかる地位にある者に対する適用規定がないため、既に労災保険法によって受けていた保護がなくなることとなるので、新政令附則第５項において暫定措置を設け、同法第34条の11の特別加入者とみなすことにより、当分の間（昭和48年４月１日までの間にこれらの者に対する措置が船員保険法に設けられる予定である。）なお従前どおり特別加入者として取り扱われることとなったこと。

ロ　この暫定措置の適用を受ける者は、昭和45年12月31日現在において、同法第34条の12第１項の承認を受けている中小事業主等と第34条の13第１項の承認を受けている一人親方等であり、したがって昭和46年１月１日以降において同条の申請が行われた場合には適用されず、また当該承認も行えないものであること。

ハ　中小事業主等及び一人親方等で、昭和45年12月30日（31日の受理では適用について逆選択の生ずるおそれがあるため31日の受理分は除く。）までに同法第34条の12第１項又は第34条の13第１項の承認の申請が行われ受理したものについては、その承認の要件が具備している限り、事実上、当該承認が昭和46年１月１日以降に行われたものであっても、その受理の日の翌日において承認がなされたものとして取り扱うこと。

ニ　新適用船に係る特別加入者については、船員保険法の適用がない。しかし、船員保険法では、法人等が船舶所有者となり、これらの者が船員としてその法人等に使用される形となるときは、これらの者であっても船員保険法の適用を受けることとなるため、今後厚生省社会保険庁船員保険課及び都道府県船員保険事務主管部局において、これらの者について法人化の指導を行い、船員保険法の適用促進に努めることとされているので、その結果船員保険法の適用を受けることとなった特別加入者については、労災保険法の特別加入の規定の適用はないこと

となること。したがって、都道府県の船員保険事務主管部局から連絡のあったときは、中小事業主等にあって労災保険法第34条の12第１項、一人親方等にあっては労災保険法第34条の13第１項第４号の規定に準じて、必要な措置を講ずること。

4　新覚書による改定部分等

新適用船の範囲及びその認定方法等以外で、新覚書によって従来の昭和34年度及び昭和38年度の改正の際における４省庁覚書の協定内容の変更された部分及びその変更の趣旨は、次のとおりであるので留意されたい。

(1)　新覚書１については、船員中央労働委員会の答申において、船員法を原則として５トンまでの適用を拡大すべきであるが、地先漁業及び地先漁業に準ずる漁業に従事する漁船は、今後も船員法等の適用の対象とせず、従来どおり労働基準法等を適用することとされているので、この「地先漁業に準ずる漁業」の具体的な範囲の設定については、その実態を十分に考慮するとともに、第２次段階以降の適用拡大にあたって、一たん船員法等の適用となった漁船が再び労働基準法等の適用となる事態が生じないこととする趣旨であり、また第２次段階以降の適用拡大の検討を早期に行い、船主及び関係省庁における事務処理の混乱を避けることとする確認を行ったものである。なお、第２次以降の適用拡大の実施時期については、一応第２次段階は昭和48年４月１日、第３次段階（最終段階）は昭和50年４月１日を目途とされていること。

(2)　新覚書４については、新政令によって採用された水面については、今後この水面の範囲を改正する必要がある場合であっても、上記4(1)と同様の趣旨を確認したものである。

5　本省への報告

(1)　今回の改正に伴い、従来労災保険に加入していた新適用船数及び該当漁船に係る特別加入者数について、別紙様式により、昭和46年２月末日までに労働省労働基準局長あて報告すること。

(2)　新適用船に含まれるか否か等法の適用について、不服申立て又は訴訟の提起が行われた場合には、遅滞なく、労働省労働基準局長あて連絡すること。

別紙、別添は省略

基発第643号
昭和47年9月30日
(改正　平5.6.22発労徴第42号、基発第404号)

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法第31条（事業主からの費用徴収）の規定の取扱いについて

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和44年法律第85号。以下「整備法」という。）が、本年4月1日から施行されたことに伴い、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「法」という。）の一部が改正された（以下、改正後の法をそれぞれ「旧法」及び「新法」という。）ところであるが、新法第31条の規定による事業主からの費用徴収については、下記のとおり取り扱うこととし、昭和40年7月31日付け基発第906号及び昭和41年2月1日付け基発第98号のうち旧法第30条の4に関する部分は、すべて本通達によることとしたので遺憾のないよう留意されたい。

なお、新法施行前に生じた災害に係る費用徴収については、整備法第26条第2項の規定により、従前の例によって行われることとされているので、念のため申し添える。

記

1　第1項第1号関係

(1)　本号の規定は、事業主が、労働保険の保険料の徴収に関する法律（以下「徴収法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による概算保険料のうち一般保険料を、徴収法第26条の規定による督促状の指定期限内に納付しない場合（天災事変その他やむを得ない事由により保険料を納付することができなかったと認められる場合を除く。）に適用すること。

前記概算保険料について、徴収法第18条の規定による延納（以下「延納」という。）が認められている場合においては、事故発生の日の属する期について保険料が完納されておれば、その前期について保険料の滞納があっても、本号の規定は適用しないこと。

なお、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第71条の規定による事業主の代理人、労災保険の事務について代理権を授与されていると認められる者及び事業主の名において保険料の納付事務を行う被用者が、保険料の納付を怠った場合には、事業主が保険料を納付しないものとして取り扱うこと。

(2)　前記(1)にかかわらず、次の各号の1に該当するときは、本号の規定の適用を差し控えること。

イ　事業主について、次の措置により保険料の納付を猶予している場合、ただし、当該猶予期間中に生じた事故に係る保険給付に限る。

(イ)　国税通則法第46条の規定による納付の猶予（同条第3項の規定の例によるものを除く。）

(ロ)　国税徴収法第151条の規定の例による換価の猶予（同条第3項第号の規定によるものを除く。）

(ハ)　国税徴収法の規定の例による滞納処分の停止

ロ　事業主が、督促状の指定期限前に具体的計画を示して、指定期限から1カ月以内に保険料を納付することを誓約し、期限内に納付した場合。

ハ　督促状の指定期限前に、国税通則法第55条の規定の例による納付委託（国税通則法第46条第1項若しくは第2項又は国税徴収法第151条第1項第1号の規定の例によるものを除く。）を受けた場合において当該証券が督促状

の指定期限後１カ月以内の日を支払期日としている場合。

(3) 本号の規定による費用の徴収は、督促状の指定期限の翌日から、当該概算保険料を完納した日の前日（当該概算保険料を完納した日が、当該概算保険料に係る保険年度若しくは事業期間又は延納の場合における当該期の末日を経過している場合には当該保険年度若しくは事業期間又は期の末日）までの期間中に生じた事故に係る休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付及び葬祭料（再発に係るものを除く。）のうち事故発生の日から当該概算保険料を完納した日の前日までに支給事由が生じたもの（年金給付については、この期間に支給事由が生じ、かつ、この期間に支給すべき保険給付に限る。）（督促状の指定期限を経過した後に前記(2)のイに掲げる事由が生じたことによる保険料付猶予期間中に支給事由の生じたものを除く。）について、支給のつど行うこと。ただし、この場合、療養を開始した日（即死の場合は事故発生の日）の翌日から起算して３年以内の期間において支給事由の生じたものに限ること（年金給付については、この期間に支給事由が生じ、かつ、この期間に支給すべき保険給付に限る。）。

(4) 徴収金の価格は、前記(3)の保険給付の額に相当する額に、納付すべき概算保険料に対する滞納額の割合（以下「滞納率」という。）（滞納率が100分の40をこえるときは、100分の40とする。）を乗じて得た価格とすること。

2 第１項第２号関係

(1) 本号の規定は、事業主（事業主に代って危害防止に関する事項を管理する責任を有する者を含む。）が、次の各号の１に該当する場合に適用すること。

なお、当該事故の発生原因が他の行政庁の主管する危害防止に関する事項に係るものである場合には、当該行政庁の意見を求めて処理することを要するが、その回答が事故発生後６カ月以内に得られなかった場合には、それまでの調査資料に基づいて独自に判断して差し支えないこと。

イ 法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき。

ロ 法令に危害防止のための直接的措置が規定されているが、その規定する措置が具体性に欠けている場合に、事業主が監督行政庁より具体的措置について指示を受け、その措置の講ずることを怠ったために事故を発生させたと認められるとき。

ハ 法令に危害防止のための措置が規定されていないが、事故発生の危険が明白かつ急迫であるため、事業主が監督行政庁より直接的かつ具体的な措置について指示を受け、その措置を講ずることを怠ったために事故を発生させたと認められるとき。

(2) 本号の規定による費用の徴収は、当該事故に係る休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付及び葬祭料（再発に係るものを除く。）について、支給のつど行うこと。ただし、この場合、療養を開始した日（即死の場合は事故発生の日）の翌日から起算して３年以内の期間において支給事由の生じたものに限る（年金給付については、この期間に支給事由が生じ、かつ、この期間に支給すべき保険給付に限る。）。

(3) 徴収金の価額は、前記(2)の保険給付の額に相当する額の100分の30に相当する額とすること。

3 徴収金の徴収の調整

本条第１項第１号に該当する事由と第２号に該当する事由とが同時に存する場合においては、いずれか高い方の価額をもって徴収金の価額とすること。

4 徴収金の徴収の方法

本条の規定による徴収金の債権管理及び徴収事務は、国の債権の管理等に関する法律及び関係法令によるほか、次により行うこと。

なお、本条の規定による徴収金には従来どおり延滞金を果たさないものとして取り扱うこと。

(1) 所轄労働基準監督署長は、本条の規定に該当するものについて保険給付を行った場合には所轄都道府県労働局長（以下「所轄局長」という。）に対してその旨を別紙様式の１により通知すること。

(2) 所轄局長は、上記１の通知を受けた場合は、当該事業主に対し保険給付に要した費用を徴収する旨及び徴収金の価額等を別紙様式の２により通知するとともに、納入告知書を送付すること。

(3) 本条の規定による徴収金については、債権の種類は、損害賠償金債権、歳入科目は、労働保険特別会計労災勘定の㈱雑収入㈷雑収入㈱雑入とすること。

5 徴収の特例

前記１の(4)及び２の(3)にかかわらず、本条の規定による徴収金の価格が1,000円未満の場合には、本条の規定の適用を差し控えること。

6 第三者行為災害の場合における本条の規定の適用

(1) 本条第１項第１号の規定の適用がある場合で、法第20条第１項の規定の適用があるときは、すでに支給した保険給付から政府が求償し得べき価額を差し引いて得た残額に滞納率（滞納率が100分の40をこえるときは100分の40とする。）を乗じて得た価額を、本条の規定による徴収金として徴収すること。

(2) 本条第１項第２号の規定が適用される場合で、当該事業主のほかに共同不法行為者たる第三者があるときは、すでに支給した保険給付の価額から当該第三者に求償し得る額を差し引いて得た残額の100分の30に相当する額を、本条の規定による徴収金として徴収すること。

様式の1

労働保険特別会計

労働者災害補償保険法第31条の規定に係る保険給付通知書

事故発生年月日	被災労働者の氏名	保険給付を受けた者の氏名	保険給付の種類	支給年月日	保険給付の額	事業主の名称及び住所	費用徴収の理由
					円		
				保険給付の額の合計額	円		

上記のとおり通知します。

年　月　日

労働局長　殿

労働基準監督署長　㊞

様式の２

労働者災害補償保険

法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書

年　月　日

殿

労働局長　㊞

貴殿は、労働者災害補償保険法第31条第１項第　　号の規定に該当すると認められるので、下記のとおり、保険給付に要した費用を徴収することに決定したので通知します。なお、徴収金の納付については、別途送付する納入通知書により納付してください。

この判定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に　　労働局長に対して異議の申立てをすることができます。

記

１　徴収金の価額　　円

２　徴収の理由及び徴収金の算定基準

事故発生年月日	被災労働者の氏名	保険給付を受けた者の氏名	保険給付の種類	支給年月日	保険給付の額	徴収金の価額	徴収の理由

事務連絡第６号
昭和48年２月９日
（改正　平11.2.18事務連絡）

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局補償課長

労災保険特別加入に関する事務処理及び労災保険給付請求書の様式改正について

昭和48年度から事務組合委託の一元適用事業の中小事業主等特別加入に係る第一種特別加入保険料の徴収事務が、都道府県に移管されることに伴う事務処理及び労働災害統計の改善等に伴う労災保険給付請求書の様式改正が下記のとおり実施されることとなるので、事務処理に遺漏のないよう留意願いたい。

記

1　年度更新時における給付基礎日額の変更処理について

(1)　中小事業主等特別加入者の給付基礎日額の変更決定については、昭和42年２月21日付け基災発第４号通達により取り扱っているところであるが、昭和48年度から保険料申告書内訳⑱欄に給付基礎日額の変更を希望する旨（「区分」欄に㊎）の表示があり、希望する給付基礎日額が記載されているものについては、給付基礎日額の変更申請があったものとして取り扱い、重ねて「給付基礎日額変更申請書」を提出させる必要はないこととする。

(2)　上記(1)の場合に限り、給付基礎日額変更申請の提出期限（４月20日）を保険料申告書の提出期限である５月20日までとする。

また、当該給付基礎日額の決定に際し、保険料申告書内訳を決定通知書の別紙として取り扱ってさしつかえない。

(3)　新規特別加入及び特別加入者の脱退等に関する事務処理については、義務又は作業の内容及び申請の理由等を記載させる必要があるので、従来どおり取り扱うものとする。

2　労災保険給付請求書の様式改正について

昭和48年度から実施される労働災害統計の改善及び労災保険給付請求書の記載事項等を正確に行わせるため、給付請求書の記載事項等の一部を別表のとおり改正することとされている。

この改正する給付請求書は、昭和48年４月１日以降の給付請求分から使用することとするが、当分の間は、改正前の様式による請求があったものについても、不備返戻を行うことなく、改正部分についての補正等の窓口指導を行うよう配慮されたい。

発労徴第75号
基発第575号
職発第387号
昭和48年10月4日

各都道府県知事
各都道府県労働基準局長　殿

労働大臣官房長
労働省労働基準局長
労働省職業安定局長

船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令の一部を改正する政令の公布について

標記政令が、昭和48年9月4日政令第253号として公布され（別添1の新旧対照表参照）、昭和49年1月1日から施行されることとなった。

今回の政令改正は、船員法の一部を改正する法律（昭和45年法律第58号）及び船員法第1条第1項の船舶に含まれる総トン数30トン未満の漁船の範囲を定める政令の一部を改正する政令（昭和45年政令第346号）による第1次の船員法適用範囲の拡大に続く第2次の船員法適用範囲の拡大を図るためのものであり、総トン数10トン以上20トン未満の漁船の一部を新たに船員法適用の対象とすることを主たる内容とするものである。

船員法及び船員保険法（以下「船員法等」という。）の適用を受ける船員については、労働基準法（第1条～第11条及びこれに関する罰則を除く。）労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、失業保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律等（以下「労働基準法等」という。）の適用がないので、今回の改正により労働基準法等の適用範囲が変更され、また最低賃金法の適用に関してはその所管が変更されることとなるので、下記の留意のうえ、その取扱いについて遺憾のないようにされたい。

記

1　船員法等の適用範囲

(1)　現在、総トン数10トン以上20トン未満の漁船であって、もっぱら一定の漁業(イ)漁業法第52条第1項指定漁業、(ロ)漁業法第66条第2項の小型さけ・ます流し網漁業、(ハ)漁業法第66条第2項の中型まき網漁業又は小型機船底びき網漁業であって船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令（昭和38年政令第54号以下「政令」という。）の別表の海面以外の海面において営むもの）以外の漁業に従事するものは、労働基準法等の適用を受けているが、今回の政令改正により、そのうち、次に掲げる漁船以外の漁船は新たに船員法等の適用を受けることとなる。

イ　もっぱら、漁具を定置して営む漁業、漁業法第6条第4項の区画漁業又は同条第5項の共同漁業に従事する漁船

ロ　もっぱら、政令の別表の海面において営む漁業に従事する漁船

ハ　海岸から5海里以遠の海面（政令の別表の海面を除く。）において営む漁業に従事する期間が年間30日未満であると海運局長が認定した漁船

ニ　推進機関を備えない漁船

これを新旧対照して図示すれば別図（別添2）のとおりであること。

(2)　今回の改正により政令の別表の海面が追加されたため、

①　推進機関を備える総トン数10トン以上20トン未満の漁船であって中型まき網漁業又は小型機船底びき網漁業に

従事するもの

② もっぱら中型まき網漁業に従事する総トン数10トン以上20トン未満の漁船の附属漁船であって、推進機関を備える総トン数10トン未満のもの

③ もっぱら中型まき網漁業に従事する総トン数10トン以上20トン未満の漁船の附属漁船であって、推進機関を備えない総トン数30トン未満のもの

のうち、今回の政令改正により新たに追加される別表の海面において当該漁業に従事する漁船は、政令の規定上は、新たに労働基準法等が適用されることとなる（別添２の別図参照）が、現在、当該追加海面上でそのような漁業を営んでいる漁船は存在せず、したがって、船員法等適用漁船から労働基準法等適用漁船となるような事態は生じないことが調査により明らかであること。

なお、今後第３次適用拡大に際しては、船員法等適用漁船から労働基準法等適用漁船となる事態が生ずるような別表の海面の追加等の改正は、行わないこととされていること（別添３の覚書の記の６参照）。

2 船員法等適用漁船の把握の手続

新たに船員法等が適用されることとなる漁船を把握するための手続等については次のとおりとしていること。

(1) 船員法等非適用漁船台帳の作成手続

まず、漁業協同組合から都道府県水産事務主管部局長に対し総トン数10トン以上20トン未満の船員法等非適用漁船（労働基準法等適用漁船）に関する資料が提出され、この資料を海運局長と都道府県水産事務主管部局長とが共同で審査し、船員法等非適用漁船（労働基準法等適用漁船）の台帳を作成した後、この台帳に基づき海運局長が都道府県労働基準局長、都道府県失業保険事務主管部局長及び都道府県船員保険事務主管部局長に協議して当該台帳が確定されること（別添３の覚書の記の(1)(2)及び２参照）。

また、上記資料の審査及び台帳の作成については、都道府県労働基準局長及び都道府県失業保険事務主管部局長は、参与する必要はないものであるが、とくに海運局長から要請のあった場合等においては、できる限り協力を行うこと。

なお、船員法等非適用漁船の確認にあたっては、すでに海運局長が関係機関に協議のうえ、非適用漁船であることが確認されているものについては、上記の協議は行われないことになっていること。

(2) 海運局長からの協議があった場合の措置

上記(1)の協議のあった場合には、都道府県労働基準局長及び都道府県失業保険事務主管部局長は、適用事業報告、保険料申告書、失業保険事務所設置届その他の資料の内容と当該台帳の内容との照合等により、船員法等新規適用漁船及び労働基準法等適用漁船を確認のうえ、海運局長に対して意見を申し述べるものとすること。

なお、(1)の協議の整わないときは運輸省、社会保険庁及び労働省の間で協議することとなっている（別添３の覚書の記の１(3)参照）のでそのような事態が生じたときは速やかに本省あて連絡すること。

(3) 台帳作成後における海運局長からの連絡等

海運局長は、上記(1)の船員法等非適用漁船台帳及び船員法等新規適用漁船台帳（海運局長が別途作成した船員法が適用されていない総トン数10トン以上20トン未満の一覧表と(1)の船員法等非適用漁船台帳を照合のうえ作成したもの）に基づき、

イ 都道府県水産事務主管部局長及び漁業協同組合を経由して船舶所有者に船員法等の適用又は非適用の旨を通知するとともに、

ロ 都道府県労働基準局長及び都道府県失業保険事務主管部局長に対し、船員法等非適用漁船（労働基準法等適用漁船）及び船員法等新規適用漁船の船舶所有者等を連絡することとなっていること（別添３の覚書の記の１(2)及び２参照）。

(4) 政令第２号イの「海運局長の認定」

上記(3)により通知をした船員法等適用漁船のうち、政令第２号イの「海岸から５海里以遠の海面において営む漁業に従事する期間が年間30日未満である」ものについては、昭和49年１月１日付けで海運局長の認定が行われることとなっていること（別添３の覚書の１(4)参照）。

なお、この認定が行われた場合には、当該漁船の船舶所有者に対しては「船員法非適用船認定証」が交付され、海運局長は、この認定証を当該漁船に備置するよう指導することとしていること。

(5) 政令の規定の解釈等

以上の手続の実施については、次の点に留意すること。

イ 政令第１号及び第２号の「もっぱら」の解釈は、昭和45年12月22日付けの４省庁覚書の２の(1)と同趣旨であり、具体的には次のとおりであること。

すなわち、「もっぱら……漁業に従事する漁船」とは、予期できない事由により臨時に短期間当該漁業に従事しなくなる場合のほかは、当該漁業に従事することを目的とし、かつ、その実態において当該漁業以外の漁業又は他の業務に従事していないものをいうこと。

ロ 政令第２号イ「海岸から５海里以遠の海面において営む漁業に従事する期間が年間30日未満である」ことの判断は、原則として直前の１年における操業実態を基礎とするが、当該年が海況・漁況において異常年であり、判断の基礎とすることが著しく不適切である場合には、最近の平常年の操業実態を参考とすることとしていること。

ハ 網船が５トン未満のまき網漁業（小型まき網漁業）に従事する漁船であって、総トン数10トン以上20トン未満の附属漁船であるものについては、今回の政令改正により船員法等が適用されることとなるが、当該附属漁船に乗り組むために雇用されている船員については、総トン数10トン未満の他の附属漁船に乗り組む場合においても船員法等を適用することとしている（別添３の覚書の記の３参照）ので、特に配慮すること。

なお、「附属漁船」（政令第２号ロ）の解釈については、昭和45年12月22日付けの４省庁覚書２の(1)と同趣旨であり、具体的には、「附属漁船」とは、灯船、探索船、運搬船等通常単独には漁業に従事しない漁船をいい、１カ統に属する漁船のうち総トン数10トン以上のものが１隻以上ある場合には、当該漁船（２隻以上ある場合には総トン数の大きいもの）以外の漁船を附属漁船として取り扱うものとしていること。

(6) 上記手続を行う期限

(1)から(3)までの手続は、できる限り速やかに完了するように努めるものとし、昭和48年10月31日を一応の目途とすることとしていること。

3 改正政令施行後における措置

(1) 新規操業漁船が生じた場合等の措置

改正政令施行後において新たに操業することとなった漁船が生じたときその他操業の実態等に関し異動が生じたと認められるときは、２の(1)から(3)までに準じて所要の協議、認定又はその取消し、通知、連絡等が行われることとなること。なお、この場合においては、法規の安定性に十分配慮するものとしていること（別添３の覚書の記の１(5)(6)及び２参照）。

(2) 法規の適用について問題が生じた場合の措置

保険給付その他船員保険又は労働保険の運用に当たり、漁船の操業実態等が著しく変化して当初協議のうえ確定したとおり取り扱うことが著しく不適当であると認められる場合等法規の適用について問題が生じた場合には、関係地方機関の間において協議し、いずれの法規を適用するかを決定するものとすること（別添３の覚書の記の２参照）。

4．船員法等新規適用漁船に係る労働保険料の確定精算

(1) 今回の政令改正により船員法等が新たに適用されることとなる漁船については、昭和49年１月１日をもって労働

保険の保険関係が消滅するものとして、次の(2)及び(3)に該当する場合を除き、徴収法第19条の規定による確定精算手続を行わせること。

(2) 労働保険事務組合に事務処理を委託する事業のうち、中小事業主等の特別加入者に係る事業以外の事業については、その確定精算手続は、当該委託を受けている労働保険事務組合についての昭和49年度の年度更新手続の一環として行わせることとして差し支えないこと。

(3) 船員法等新規適用漁船であって、本年12月31日現在において既に中小事業主等の特別加入の承認を受けているものについては、昭和49年1月1日以降当該事業に使用される労働者は労災保険法等の適用を受けなくなるが、その中小事業主等については後記のとおり、特別加入の承認が存続することとなる以上、その事業は、なお、労災保険の保険関係が存続している事業であるので、当該事業の労働者に係わる労働保険料についても、昭和49年度の年度更新の際に確定精算手続を行わせるものとすること。

5 経過措置等

(1) 労働基準法関係

改正政令の施行に伴い、労働基準法等の適用を受けなくなる船員法等適用船及びその船員に関する労働基準法の適用の経過措置については、昭和38年の政令附則第2条（第1項、第9項及び第10項を除く。）が準用されているので（改正政令附則第2項）、昭和38年の改正の際の取扱いと同じであること。

(2) 労働者災害補償保険の特別加入者についての暫定措置

イ 船員法の適用拡大に伴い、同法の適用を受けることとなる漁船の中小事業主等及び一人親方等については、労働者災害補償保険法第27条の特別加入者に該当しないこととなるが、船員保険法にこれらの者に対する措置が設けられていないため、今回の適用拡大においても前回と同様に、政令附則第2項（昭和45年の政令附則第5項準用）に暫定措置を設けて当分の間（昭和50年3月31日までの間にこれらの者に対する措置が船員保険法に設けられる予定である。）、なお従前どおり特別加入者として取り扱われることとなったこと。

なお、第1次適用拡大の際に上記の暫定措置の適用を受け、現在特別加入者として取り扱っている者についても、引き続き特別加入者として取り扱うこととなること。

ロ この暫定措置の適用を受ける者は、昭和48年12月31日現在において、労働者災害補償保険法第28条第1項の承認を受けている中小事業主等と同法第29条第1項の承認を受けている一人親方等であり、昭和49年1月1日以降においては、当該承認も行えないものであること。

ハ 船員法の適用を受ける漁船に係る特別加入者に対する法人化の指導については、昭和46年1月14日付け基発第22号通達記の3の(3)のニと同様であること。

ニ 本省への報告

今回の改正に伴い、都道府県労働基準局長は、従来労働者災害補償保険に加入していた船員法等新規適用漁船数及び当該漁船に係る特別加入者数及び前回の適用拡大の際に暫定措置の適用を受け、引き続いて特別加入者として取り扱うこととなる者の数について、別添4の様式により、昭和49年2月末日までに労働省労働基準局長あて報告すること。

(3) 失業保険法関係

改正政令の施行の際、現に改正政令の施行により新たに船員法第1条第1項の船舶に含まれることとなる漁船に乗り組む船長及び海員並びに当該漁船に乗り組むため雇用されている予備船員であって失業保険の被保険者であったものは、改正政令の施行日以後船員保険の被保険者となることとなるため、これらの者の失業保険の被保険者期間と船員保険の被保険者であった期間との通算等に関し、所要の経過措置が定められていること。

なお、この経過措置については、昭和45年の改正の際の取扱いと同様であること。

6　事務手続等の周知徹底

改正政令の施行までの間において、関係機関と相互に十分連絡のうえ、法令の趣旨、所要の事務手続等について船舶所有者その他関係者に対し、周知徹底を図ること（別添３の覚書の記の４参照）。

具体的には、船員法等新規適用漁船が比較的多く在籍する市町村に所在する漁業協同組合において説明会が開催され、また、海運局から周知用パンフレットが配布されることになっているので、事前に連絡をとって説明会における説明内容及び配布資料についての相談、説明員の派遣等を行うこと。

（別添１～４　省略）

発労徴第76号
基発第590号
昭和48年10月15日

各都道府県労働基準局長
各都道府県知事 殿

労働大臣官房長
労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（昭和48年労働省令第33号）が10月15日公布、施行され、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第46条の16及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第８号）第58条の規定が別添のとおり改正された。

この改正は、中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律（昭和48年法律第115号）の施行に伴い中小企業基本法（昭和38年法律第154号）その他中小企業関係法律に規定されている中小企業者の範囲が改定され、資本金規模及び従業員規模が実態に適合するように改正されたことに伴うものである。

この改正により、10月15日から卸売業を主たる事業とする事業主については、労働者災害補償保険に特別加入することができる事業主及び労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる事業主の範囲が「常時50人以下の労働者を使用する事業」から「常時100人以下の労働者を使用する事業主」へと改められたので、了知されるとともに関係事業主、労働保険事務組合等に対する周知等につきご配意をお願いする。

基 発 第 72 号
昭和49年２月13日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

自動車を使用して行う貨物運送の事業に関する特別加入の取扱いについて

労災保険特別加入の取扱いについては、昭和40年11月１日付け基発第1454号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第２条の規定の施行について」等により通達しているところであるが、労働者災害補償保険法施行規則第46条の17第１号のうち、自動車を使用して行う貨物の運送の事業に関する特別加入者の取扱いについて下記のとおり改めるので、事務処理に遺漏のないよう留意されたい。

記

1　特別加入者の範囲について

自動車を使用して行う貨物の運送の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者の特別加入者の範囲については、道路運送法第４条の一般自動車運送事業の免許を受けた者に限定して取扱ってきたところであるが、じ今、免許を受けた者のほか、事業の実体が運送の事業に該当し、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）」（以下「特別措置法」という。）の適用を受ける者を含めることとする。

なお、本取扱いは労働基準法の適用労働者は対象とならないので特別加入の承認にあたっては、労働者であるものが含まれてないか十分に審査を行うこと。その際、要すれば、特別措置法施行規則第１号様式（別添１）の写を徴すること。

2　特別加入承認の基準

特別加入承認の基準については、従来のとおりとするが、特別措置法の適用を受ける者については加入申請書の添付書類に記載する業務又は作業の内容欄は、特別措置法第３条に基づき指定を受けた「表示番号」と当該大型自動車を運転する業務（運転補助業務を含む。）及びこれに直接附帯する貨物取扱いの業務の具体的内容を明記させることとする。

3　業務上外の認定

業務上外の認定については、昭和40年12月６日付け基発第1591号「特別加入者に係る業務上外の認定及び支給制限の取扱いについて」の第１の１の(2)のロによるほか、当該運送の事業の範囲内において特別措置法第３条に基づき「表示番号」の指示を受けた大型自動車を運転する作業（運転補助作業を含む。）、貨物の積卸作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合について業務遂行性を認めることとする。

4　その他

上記に掲げるもののほか特別加入申請の手続等については従前のとおりとする。

別添１　　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則による第一号様式

第一号様式

短辺

土砂等運搬大型自動車使用届出書（甲）
届出事項変更届出書（甲）
表示番号指定申請書（甲）
申請事項変更届出書（甲）

知事殿

申請（届出）年月日	ふりがな		ふりがな	
	使用者の氏名又は名称	㊞	代表者の氏名	
	使用者の住所			
経営する事業 種類	自動車運送の事業・採石業・砕石業・砂利採取業・砂利販売業・建設業・その他（　　）			
資本金　　円		種類	年間予定数量	種類	年間予定数量
従業員数　　人（うち運転者数）（　　人）					
自動車の車庫又は常置場所の位置		活動地域			

	運転者を雇用する場合	自ら運転者である場合
運転者の勤務時間		
運転者の乗務時間		
運転者の乗務距離		

長辺

（日本工業規格　B列５番）

労働省発労徴第17号
基　発　第　142　号
昭和49年３月23日

各都道府県労働基準局長
各都道府県知事　殿

労働大臣官房長
労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について

別添労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和49年労働省令第６号。以下「改正省令」という。）が、昭和49年３月23日に公布され、同年４月１日から施行されることとなったので、下記事項に留意のうえ、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1　（略）

2　（略）

3　家内労働者に係る特別加入者の範囲の拡大等

次に掲げる作業に従事する家内労働法（昭和45年法律第60号）第２条第２項の家内労働者及び同条第４項の補助者を、新たに特別加入者の範囲に加えるものとした（規則第46条の18第３号の改正）。

イ　プレス機械若しくはシャーを使用して行う合成樹脂の加工又は旋盤、ボール盤若しくはフライス盤を使用して行う金属若しくは合成樹脂の加工の作業

ロ　研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって、パルプ又はコックの製造又は加工に係るもの

ハ　労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第８に掲げる有機溶剤又は有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第１条第２号の有機溶剤含有物を用いて行う作業であって、皮製の履物又は化学物質製若しくは皮製の鞄、袋物若しくは服装用ベルトの製造又は加工に係るもの

ニ　動力により駆動される織機を使用して行う作業

なお、これらの作業に係る第２種特別加入保険料率は、イ及びロの作業については1,000分の12、ハの作業については1,000分の４、ニの作業については1,000分の３とした（改正省令附則第３項による労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第８号。以下「徴収則」という。）別表第５の改正）。

4　特別加入者の給付基礎日額等の改正

(1)　特別加入者の給付基礎日額の改正

最近における労働者の賃金動向等を考慮し、特別加入者の給付基礎日額として、新たに5,000円及び6,000円を設けるものとした。この結果、特別加入者の給付基礎日額は、1,000円、1,500円、2,000円、2,500円、3,000円、3,500円、4,000円、5,000円及び6,000円のうちから定められることとなった（規則第46条の20第１項の改正）。

なお、従前において給付基礎日額を決定されている者について給付基礎日額を5,000円又は6,000円に変更する場合の取扱いと同様である（「昭和47年３月、執務資料、労災保険特別加入関係事務の取扱い」参照）。

おって、有期事業の事業主及び家族従事者である特別加入については、従来、事業の期間の途中における給付基

礎日額の変更は認めないこととしているので、これらの者のうち４月１日において現に給付基礎日額が決定されているものについては事業の期間の途中においては今回の改正により新設された給付基礎日額への変更も認めないものである。

(2) 保険料算定基礎額の改正

(1)の給付基礎日額の改正に伴い、新設された5,000円又は6,000円の給付基礎日額に対応する第１種及び第２種特別加入保険料の算定基礎額を、それぞれ1,825,000円又は2,190,000円とした（改正省令附則第３項による徴収則別表第４の改正）。

また、改正省令施行の際、現に算定基礎額が決定されている特別加入者について、当該額を新設された算定基礎額に変更する場合の取扱いについては、上記(1)の給付基礎日額の変更の場合に準ずるものである。

なお、継続事業に係る特別加入者については、昭和49年度から給付基礎日額の変更に伴い、算定基礎額が新設の1,825,000円又は2,190,000円に変更される場合が生ずることが考えられるが、この場合における特別加入保険料の算定の取扱いについては、従来の4,000円以下の範囲内において給付基礎日額が変更されたことに伴い算定基礎日額が変更された場合の取扱いと同様である。

すなわち、

① 変更前の期間に係る特別加入保険料は、変更前の算定基礎日額、すなわち変更前の給付基礎日額に応ずる算定基礎日額によって算定する。

② 変更後の期間に係る特別加入保険料は、変更後の算定基礎日額、すなわち変更後の給付基礎日額に応ずる算定基礎額によって算定する。この場合、昭和49年度の概算保険料の算定に当たっては、概算保険料額の算定基礎となる算定基礎額の総額の見込額が昭和48年度の算定基礎額の総額の100分の200を超え、又は100分の50を下まわらない限り、当該昭和48年度の算定基礎額の総額を当該見込額として取扱うものである。

基 発 第 151 号
昭和49年３月25日

各都道府県労働基準局長　殿

労 働 省 労 働 基 準 局 長

農作業従事者の特別加入に係る指定農業機械の範囲の拡大に付いて

労災保険法施行規則第46条の18第１号の規定に基づく労働大臣が定める機械の種類を定める告示（昭和40年10月30日労働省告示第46号）の一部が昭和49年２月23日付け労働省告示第７号によって改正され、本年４月１日から適用されることとなったので、下記事項に留意のうえ、事務処理に遺漏のないようされたい。

記

1　指定農業機械の範囲の拡大

自営農業者で労災保険の特別加入が認められるものの範囲は、重度の障害を起こす危険度が高いと認められる種類の農業機械を使用する一定の農作業に従事する者に限定しているところであるが、その後の農業機械の開発状況、農業機械による農作業中の災害発生状況等を勘案し、次の種類の農業機械を使用して農作業に従事する自営農業者を、新たに特別加入者の範囲に加えることとした。

(1)　自走式田植機

(2)　次に掲げる定置式機械又は携帯式機械

イ　動力揚水機

ロ　動力草刈機

ハ　動力カッター

ニ　動力摘採機

ホ　動力脱穀機

2　適用範囲

指定農業機械作業従事者の適用範囲については、昭和40年11月１日付基発第1454号通達記の第２の２の(3)のイの(イ)及び(ロ)により取扱っているところであるが、今般の適用範囲の拡大に伴い、同通達の第２の２の(3)のイの(イ)を次のとおり改めることとした。

(イ)　対象となる農業機械は、重度の障害を起す危険度が高いと認められる告示に定められた種類の農業機械に限られ、これ以外の農業機械は含まない。

3　業務上の認定について

指定農業機械作業従事者の業務上外の認定については、昭和40年12月６日付け基発第1591号通達記の第１の１の(3)のイの(イ)及び(ロ)により取扱っているところであるが、改正告示に新たに追加指定された農業機械を使用して作業する場合の災害についても、同様の扱いとする。

ただし、動力脱穀機を用いて行う作業及びこれに直接附帯する行為については、圃場、圃道以外の作業場で行う場合においても、特に業務遂行性を認めることとして差し支えない。

基発第174号
昭和50年3月29日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和50年労働省令第10号。以下「改正省令」という。）が、昭和50年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることとなったので、下記事項に留意のうえ、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1　（略）

2　（略）

3　（略）

4　家内労働者に係る特別加入者の範囲の拡大

次に掲げる作業に従事する家内労働法（昭和45年法律第60号）第2条第2項の家内労働者及び同条第4項の補助者が、新たに特別加入者の範囲に加えられた（労災則第46条の18第3号の改正）。

イ　プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤若しくはフライス盤を使用して行う皮、ゴム、布若しくは紙の加工の作業又は型付け機若しくは型打ち機を使用して行う金属若しくは合成樹脂の加工の作業

ロ　労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第八に掲げる有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第1条第2号の有機溶剤含有物を用いて行う作業であって、布製の履物、鞄、袋物又は服装用ベルトの製造又は加工に係るもの

なお、これらの作業に係る第2種特別加入保険料率は、イの作業については1,000分の12、ロの作業については1,000分の4である。

基発第671号
昭和50年11月14日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

特別加入者に係る業務上外の認定基準等の改正について

標記の特別加入者に係る業務上外の認定基準及び休業補償給付の支給事由に関する取扱いについては、昭和40年12月6日付け基発第1591号及び昭和40年11月1日付け基発第1454号により実施してきたところであるが、今般、これが取扱いの一部を下記のとおり改めることとしたので、その運用について遺憾なきよう配意されたい。

記

Ⅰ　昭和40年12月6日付け基発第１５９１号通達の記の第１を次のとおり改める。

第１　業務上外の認定について

特別加入制度の趣旨はその業務の実情、災害の発生状況等に照らし実質的に労働基準法の適用労働者に準じて保護するにふさわしい者に対し労災保険を適用しようとするものである。

したがって、特別加入者の被った災害が業務災害として保護される場合の業務の範囲は、あくまでも労働者の行う業務に準じた業務の範囲であり、特別加入者の行う全ての業務に対して保護を与える趣旨のものではない。

1　特別加入者については次の場合に限り業務遂行性を認めるものとする。

(1)　中小事業主等（法第27条第１号及び第２号該当者）

イ　特別加入申請書（告示様式第34号の７）別紙の業務の内容欄に記載された所定労働時間（休憩時間を含むものとする。以下同じ。）内において、特別加入の申請に係る事業のためにする行為（当該行為が事業主の立場において行う事業主本来の業務を除く。）及びこれに直接附帯する行為（生理的行為、反射的行為、準備・後始末行為、必要行為、合理的行為及び緊急業務行為をいう。以下同じ。）を行う場合

（注１）　特別加入者が特別加入申請書に記載した労働者の所定労働時間内において業務行為を行っている場合は、労働者を伴っていたか否かにかかわりなく、業務遂行性を認めるものである。

（注２）　中小事業主等の特別加入者が事業主の立場において行う事業主本来の業務、たとえば、法人等の執行機関として出席する株主総会、役員会、事業主団体等の役員、構成員として出席する事業主団体の会議、得意先等の接待等（資金繰り等を目的とする宴会、親会社等のゴルフ接待等）に出席する行為は、労働者が行う業務に準じた業務ということはできないので、業務遂行性は認めないものである。したがって、たとえば、中小事業主が商談、集金等のため外出し、途中で事業主団体等の会議の役員、構成員として出席する場合は、商談、集金等の業務行為が終了した時点で業務遂行性は失われるものである。

（注３）「直接附帯する行為」の業務遂行性の具体的判断は、労働者の場合に準ずるものとする。

ロ　労働者の時間外労働に応じて就業する場合

㈱　労働者の所定労働時間外における特別加入者の業務行為については、当該事業場の労働者が時間外労働を行っている時間の範囲において業務遂行性を認めるものである。

ハ　就業時間（時間外労働を含む。以下同じ。）に接続して行われる準備・後始末の業務を特別加入者のみで行う場合

㈱　上記イ、ロ以外の時間の特別加入者の業務行為については、原則として業務遂行性は認められないが、労働者の就業時間に接続する準備・後始末行為については、特別加入者のみで行っている場合であっても、業

務遂行性を認めるものである。

したがって、たとえば、労働者の就業時間終了後に休憩、夕食等をとり、あらためて準備・後始末を行う場合等については、業務遂行性が認められないこととなる。

ニ　上記イ、ロ及びハの就業時間内における事業場施設の利用中及び事業施設内での行動中の場合

なお、この場合において日常生活の用に供する施設と事業用の施設とを区分することが困難なものについては、これを包括して事業場施設とみなすものとする。

ホ　当該事業の運営に直接必要な業務（事業主の立場において行う本来の業務を除く。）のために出張する場合

(注)　出張中の個々の行為の業務遂行性については、労働者に準じて判断するものである。たとえば、出張中の恣意的な行為、積極的な私的行為等については、業務遂行性は認められないこととなる。

ヘ　通勤途上であって次に掲げる場合

(イ)　事業主提供に係る労働者の通勤専用交通機関の利用中

(ロ)　突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

(注)　(イ)については、特別加入者が当該事業場の労働者のために提供している通勤専用交通機関に同乗している場合をいい、事業主の送迎車による出退勤、又は事業主所有の自動車等を特別加入者が運転して出勤する場合は、これに該当しない。(ロ)については特別加入者が、台風、火災等に際し、自宅から就業場所へ建物の保全等のため緊急に赴く場合をいう。

ト　当該事業の運営に直接必要な運動競技会、その他の行事について労働者（業務遂行性が認められる者）を伴って出席する場合

(2)　一人親方等（法第27条第３号及び第４号該当者）

イ　建設業の一人親方等について

(イ)　請負契約に直接必要な行為を行う場合

(注)　請負契約締結行為、契約前の見積り、下見等の行為を行う場合

なお、自宅から直接下見現場等に赴く場合は、自宅から下見現場までの間については、通勤とみなされ業務遂行性は認められない。

(ロ)　請負工事現場における作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

(注)　建設業の一人親方については、請負契約に基づく工事について認められるものであるから、自宅の補修を行う場合は、業務遂行性は認められない。

「直接附帯する行為」については、中小事業主の場合に準じて判断するものとするが、作業中途において当該工事に必要な資材等を購入に行く行為等は必要行為に該当する。

(ハ)　請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合

(注)　建設業の一人親方について特別加入を認めているものであるから、自家内作業場において請負契約によらないで製造又は販売を目的として建具等を製造している場合については、業務遂行性は認められない。

(ニ)　請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業（手工具類（鋸、鉋、刷毛、こて等）程度のものを携行して通勤する場合を除く。）及びこれに直接附帯する行為を行う場合

(注１)　請負工事に係る機械及び製品を自宅から工事現場まで運搬する場合は、業務遂行性は認められるが、自宅から工事現場に赴く途中において、資材等を購入する場合は、自宅から資材店までの間は一般的に通勤とみられ、業務遂行性は認められない。しかし資材店から工事現場までの間については、業務遂行性が認められる。

(注２)　「直接附帯する行為」とは、前記「中小事業主等」１．イに掲げる行為をいうが、この場合は、荷の積卸作業、運行中の自動車等の故障・修理等が該当する。

(ホ) 突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

(注) 自宅から請負契約に係る工事現場へ赴くのは一般的に通勤であり、業務遂行性は認められないが、台風、火災等のため工事現場へ建物の保全等のため緊急に赴く場合は、業務遂行性を認めるものである。

ロ 個人タクシー営業者及び個人貨物運送事業者について

(イ) 免許を受けた事業の範囲内において事業用自動車を運転する作業（運転補助作業を含む。）、貨物の積卸作業及びこれらに直接附帯する行為を行う場合

(注) 特別加入者が営業免許を受けた事業の範囲内で、業務遂行性を認めるものであるから、家族等を一定場所まで送る行為、銀行等に融資を受けるために赴く行為については業務遂行性は認められない。

なお、白ダンプカー運転者については届出を行った事業の範囲内において業務遂行性を認めるものである。

(ロ) 突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

(注) 自宅と車庫が離れている場合において、台風、火災等のため車庫の保全のため車庫に緊急に赴く場合は、特に業務遂行性を認めるものである。

ハ 漁船による自営漁業者について

(イ) 水産動植物の採捕、これに直接必要な用船中の作業及びこれらに直接附帯する行為を行う場合

(注) 漁船を用いて行う水産動植物の採捕の作業に限られるものであるから、漁船を用いずに行う水産動植物の採捕の作業は、これに該当しないが、漁場において漁船から下船し、海苔等を採取する行為は、該当する。

「これに直接必要な用船中の作業」とは、漁船の運航作業、漁船の修理作業等をいう。

「これに直接附帯する行為」とは、前記「中小事業主等」1．イに掲げる行為をいうが、用船中における行為に限られるものである。

(ロ) 最終の発地から漁船まで、又は漁船から最初の着地までの間において行為を行う場合

(ハ) 突発事故による予定外の緊急の出勤途上

(注) 台風等のため自宅から漁船へ赴く場合及び漁船等を避難又は補強するための用船中の作業を行う場合、特に業務遂行性を認めるものである。

(3) 特定作業従事者（法第27条第5号該当者）

イ 指定農業機械作業従事者について

(イ) 自営農業者が、圃場、圃道の作業場において指定農業機械を用いて行う作業（隣接する他人の圃場、圃道における共同作業を含む。）及びこれに直接附帯する行為を行う場合

ただし、動力脱穀機及び動力カッターを用いて行う作業については、圃場、圃道以外の作業場で行う場合においても業務遂行性を認めるものとする。

(注) 原則として、自営農業者が、自己（借地を含む。）の圃場、圃道の作業場において指定農業機械を用いて作業を行う場合をいうが、自営農業者間において共同作業、手間替し等自己の圃場、圃道に隣接する他人の圃場、圃道において指定農業機械を用いて作業を行う場合については該当するものである。

なお、動力脱穀機及び動力カッターを用いて行う作業については、圃場、圃道以外の作業場において行う場合が多いので、圃場、圃道以外の作業場において行う場合についても、とくに業務遂行性を認めるものである。

(ロ) 当該機械を圃場等の作業場と格納場所との間において、運転又は運搬する作業（苗、防除用薬、堆肥等を共同育苗施設等から圃場等の作業場へ運搬する作業を含む。）及びこれに直接附帯する行為を行う場合

(注) 「直接附帯する行為」とは、作業場と格納場所との間におけるトラクター等の修理、耕作機械、作物等の

積卸作業等が該当する。

ロ　職場適応訓練性について

労働者の場合に準ずる。

2．業務起因性の判断は、労働者の場合に準ずるものとする。

Ⅱ　昭和40年11月1日付け基発第1454号通達の記の第2の10(1)を次のとおり改める。

特別加入者も労働者とみなされ、法第3章第1節及び第2節並びに第3章の2の規定による保険給付等を受けることができるが、休業補償給付については、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため「業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業について」全部労働不能であることがその支給事由となるものである。

(注)　全部労働不能とは入院又は自宅就床加療中若しくは通院加療中であって、上記の業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業ができない状態をいう。

たとえば、建設業の一人親方が請負工事現場（自家内作業場を含む。）における作業及び請負契約のための下見等業務遂行性が認められる行為が行えないことが客観的に認められる場合は、休業補償給付が支給されることとなる。

労働省発労務徴第７号
労　発　第　８　号
基　発　第　117　号
職　発　第　29　号
昭和51年１月29日

各都道府県労働基準局長
各都道府県知事　殿

労働大臣官房長
労働省労政局長
労働省労働基準局長
労働省職業安定局長

船員法第１条第２項第３号の漁船の範囲を定める政令の一部を改正する政令の公布について

標記政令が、昭和51年１月17日政令第５号として公布され（別添１の新旧対照表及び改正政令附則等参照）、昭和51年３月１日から施行されることとなった。

今回の政令改正は、第１次の船員法適用範囲の拡大（船員法の一部を改正する法律（昭和45年法律第58号）及び船員法第１条第１項の船舶に含まれる総トン数30トン未満の漁船の範囲を定める政令の一部を改正する政令（昭和45年政令第346号）による。）並びに第２次の船員法適用範囲の拡大（船員法第１条第２項第３号の漁船の範囲を定める政令の一部を改正する政令（昭和48年９月４日政令第253号）による。）に続く第３次の船員法適用範囲の拡大を図るためのものであり、総トン数５トン以上10トン未満の漁船の一部を新たに船員法適用の対象とすることを主たる内容とするものである。

船員法及び船員保険法（以下「船員法等」という。）の適用を受ける船員については、労働基準法（第１条～第11条及びこれらに関する罰則を除く。）労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律等（以下「労働基準法等」という。）の適用がないので、今回の改正により、労働基準法等の適用範囲が変更されることとなる。また、新たに船員法の適用を受けることとなる船員については最低賃金法、労働組合法、労働関係調整法等の規定に基づく権限等は運輸大臣等が行うこととなる。

したがって、下記に留意の上、その取扱いについて遺憾のないようにされたい。

記

１　船員法等の適用範囲

現在総トン数５トン以上10トン未満の漁船については、一定の漁船（①漁業法第52条第１項の指定漁業のうち、大中型まき網漁業に専ら従事する漁船の附属漁船、②漁業法第66条第２項の中型まき網漁業に専ら従事する総トン数20トン以上の漁船の附属漁船及び、③中型まき網漁業に専ら従事する総トン数10トン以上20トン未満の漁船であって船員法第１条第２項第３号の漁船の範囲を定める政令（以下「政令」という。）の別表の海面（以下「別表海面」という。）以外の海面において操業するものの附属漁船）を除いて、労働基準法等の適用を受けているが、今回の政令改正により、そのうち、次に掲げる漁船が新たに船員法等の適用を受けることとなる。

すなわち、推進機関を備える漁船であって、

イ　漁業法第52条第１項の指定漁業

ロ　漁業法第66条第２項の小型さけます流し網漁業

ハ　漁業法第66条第２項の中型まき網漁業

ニ　漁業法第66条第２項の小型機船底びき網漁業

に専ら従事するもの（①専ら別表海面で営む漁業に従事する漁船、②海岸から５海里以遠の海面（別表の海面を除く。）において営む漁業に従事する期間が年間30日未満であると海運局長が認定した漁船及び、③専ら中型まき網漁業に従事する10トン以上20トン未満の漁船であって別表海面において操業するものの附属漁船を除く。）

また、このほか、推進機関を備えない総トン数30トン未満の漁船のうち、中型まき網漁業に従事する総トン数５トン以上10トン未満の漁船であって船員法等を受けるものの附属漁船が新たに船員法等の適用を受けることとなる。

以上を図示すれば、別図（別添２）のとおりである。

なお、今後船員法の適用拡大を行うに際しては、残り対象漁船を一括して、かつ、年度の初日（４月１日）から実施する旨了解されている（別添３の覚書参照）。

2　船員法等適用漁船のは握の手続

新たに船員法等が適用されることとなる漁船を把握するための手続等については次のとおりとしていること。

(1)　船員法等非適用台帳の作成手続

まず、漁船協同組合から都道府県水産事務主管部局長に対し総トン数５トン以上10トン未満の船員法等非適用船（労働基準法等適用船）に関する資料が提出され、この資料を海運局長と都道府県水産事務主管部局長とが共同で審査し、船員法等非適用船（労働基準法等適用船）の台帳を作成した後、この台帳に基づき、海運局長が都道府県労働基準局長、都道府県雇用保険事務主管部局長及び都道府県船員保険事務主管部局長と協議して当該台帳が確定されること（別添４の覚書の１の(1)、(2)及び２の(1)、(3)参照）。

また、上記資料の審査及び台帳の作成については、都道府県労働局長及び都道府県雇用保険事務主管部局長は、参与する必要はないものであるが、特に海運局から要請があった場合等においては、できる限り協力を行うこと。

なお、船員法等非適用船の確認に当たっては、既に海運局長が関係機関に協議の上、非適用船であることが確認されているものについては、上記の協議は行われないことになっていること。

(2)　海運局長からの協議があった場合の措置

上記(1)の協議のあった場合には、都道府県労働基準局長及び都道府県雇用保険事務主管部局長は、適用事業報告、保険料申告書、雇用保険適用事業所設置届その他の資料の内容と当該台帳の内容との照合等により、船員法等新規適用船及び労働基準法適用船を確認の上、海運局長に対して意見を提出するものとすること。

なお、(1)の協議が整わない場合は、運輸省、社会保険庁及び労働省の間において協議することとなっている（別添４の覚書の１の(3)及び２の(1)参照）ので、そのような事態が生じたときは速やかに本省あて連絡すること。

(3)　台帳作成後における海運局長からの連絡等

海運局長は、上記(1)の船員法等非適用船台帳及び船員法等新規適用船台帳（海運局長が別途作成した船員法が適用されていない総トン数５トン以上10トン未満の漁船の一覧表と(1)の船員法等非適用船台帳を照合の上作成したもの）に基づき、

イ　都道府県水産事務主管部局長及び漁業協同組合を経由して船舶所有者に船員法等の適用又は非適用の旨を通知するとともに、

ロ　都道府県労働基準局長及び都道府県雇用保険事務主管部局長に対し、船員法等非適用船（労働基準法等適用船）及び船員法等新規適用船の船舶所有者名等を連絡することとなっていること（別添４の覚書の１の(2)及び２の(1)参照）。

(4)　政令第２号ロの「海運局長の認定」

上記(3)により通知した船員法等非適用船のうち、政令第２号ロの「海岸から５海里以遠の海面において営む漁業

に従事する期間が年間30日未満である」ものについては、昭和51年３月１日付けで海運局長の認定が行われなくなっていること（別添４の覚書の２の(2)参照）。なお、この認定が行われた場合には、当該漁船の船舶所有者に対しては「船員法等非適用船認定書」が交付され、海運局長はこの認定書を当該漁船に備え付けるよう指導することとしていること。

(5) 政令の規定の解釈等

以上の手続の実施については、次の点に留意すること。

イ　政令の各号における「専ら」の解釈は、昭和45年12月22日付けの４省庁覚書の２の(1)と同趣旨であり、具体的には次のとおりであること。

すなわち、「専ら……漁業に従事する漁船」とは、予期できない事由により臨時に短期間当該漁業に従事しなくなる場合のほかは、当該漁業に従事することを目的とし、かつ、その実態において当該漁業以外の漁業又は他の業務に従事していないものをいうこと。

ロ　政令第２号イの「海岸から５海里以遠の海面において営む漁業に従事する期間が年間30日未満である」ことの判断は、原則として直前の１年における操業実態を基礎とするが、当該年が海況・漁況において異常年であり、判断の基礎とすることが著しく不適切である場合には、最近の平常年の操業実態を参考とすることとしていること。

ハ　船員法施行規則第22条の一括公認を受けている漁船に乗り組むために雇用されている船員その他船員法等の適用を受けるまき網漁船に乗り組むために雇用されている船員については、総トン数５トン未満の附属漁船に乗り組んでいる場合においても、船員法等を適用することとしている（別添４の覚書の３参照）ので、特に配意すること。

なお、「附属漁船」（政令第２号イ及びロ並びに第３号）の解釈については、昭和45年12月22日付けの４省庁覚書の２の(1)と同趣旨であり、具体的には、「附属漁船」とは、灯船、探索船、運搬船等通常単独には漁業に従事しない漁船をいい、一カ統に属する漁船のうち総トン数10トン以上のものが１隻以上ある場合には、当該漁船（２隻以上ある場合には総トン数の大きいもの）以外の漁船を附属漁船として取り扱うものとしていること。

(6) 上記手続を行う期限

(1)から(3)までの手続は、できる限り速やかに完了するように努めるものとし、昭和51年２月中旬を目途とすることとしている。

3　改正政令施行後における措置

(1) 新規操業漁船が生じた場合等の措置

改正政令施行後において新たに操業することとなった漁船が生じたときその他操業の実態等に関し異動が生じたと認められるときは、上記２の(1)から(3)までに準じて所要の協議、認定又はその取消、通知、連絡等が行われること。なお、この場合においては、法規の適用の安定性に充分配慮するものとしていること（別添４の覚書の２の(3)参照）。

(2) 法規の適用について問題が生じた場合の措置

保険給付その他船員保険又は労働保険の運用に当たり、漁船の操業実態等が著しく変化して、当初協議の上確定したとおり取り扱うことが著しく不適当であると認められる場合等法規の適用について問題が生じた場合には、関係地方機関の間において協議し、いずれの法規を適用するかを決定するものとすること（別添４の覚書の１の(5)参照）。

4　船員法等新規適用漁船に係る労働保険料の確定精算

(1) 今回の政令改正により船員法等が新たに適用されることとなる漁船については、本年３月１日をもって労働保険の保険関係が消滅するものとして、所定の確定精算手続を行わせること。

この場合、労働保険事務組合に事務処理を委託する事業（漁船）については、その確定精算手続は、当該委託を

受けている労働保険事務組合についての昭和51年の年度更新手続の一環として行わせることとして差し支えないこと。

(2) なお、船員法等新規適用船であって、本年２月29日現在において既に中小事業主等の特別加入の承認を受けている事業主に係るものについては、本年３月１日以降当該事業（漁船）に使用される労働者は労災保険法等の適用を受けなくなるが、その中小事業主等については後記５の(2)のとおり、特別加入の承認が存続することとなるため、その事業はなお労災保険の保険関係が存続している事業であり、これについても昭和51年度の年度更新の際に確定精算手続を行わせるものとすること。

5 経過措置等

(1) 労働基準法関係

改正政令の施行に伴い、労働基準法等の適用を受けなくなる船員法等適用漁船及びその船員に関する労働基準法の適用の経過措置については、昭和38年の政令附則第２条（第１項、第９項及び第10項を除く。）が準用されているので（改正政令附則第２項）、昭和38年の政令改正の際の取扱いと同じであること（別添１の三参照）。

(2) 労働者災害補償保険の特別加入者についての暫定措置

① 船員法の適用拡大に伴い、同法の適用を受けることとなる漁船の中小事業主等及び一人親方等については、労働者災害補償保険法第27条の特別加入者に該当しないこととなるが、船員保険法にこれらの者に対する措置が設けられていないため、今回の適用拡大においても過去２回の場合と同様に、政令附則第２項（昭和45年の政令附則第５項準用に暫定措置を設けて当分の間（船員保険法にこれらの者に対する措置が設けられるまでの間)、なお従前どおり特別加入者として取り扱われることとなった。

なお、第１次及び第２次適用拡大の際に上記の暫定措置の適用を受け、現在特別加入者として取り扱っている者についても、引き続き特別加入者として取り扱うこととなること。

② この暫定措置の適用を受ける者は、昭和51年２月29日現在において、労働者災害補償保険法第28条第１項の承認を受けている中小事業主等と同法第29条第１項の承認を受けている一人親方等であり、従来、当該承認を受けず昭和51年３月１日以降において船員法等の適用を受けることとなった者については、新たに当該承認を行えないものであり、この暫定措置の適用を受けることはできないこと。

③ 上記暫定措置の適用を受けて昭和51年３月１日以降特別加入していた事業主や一人親方の事業を、当該事業主や一人親方の子、孫、兄弟等の親族が承継する場合には、これらの親族についても特別加入者として取り扱うこととなること。

また、上記暫定措置の適用を受けて昭和51年３月１日以降特別加入していた事業主や一人親方の事業に、当該事業主や一人親方の子、孫、兄弟等の親族が新たに従事することとなった場合には、これらの親族についても特別加入者として取り扱うこととなること。

なお、これらの事務処理に当たっては、事業主及びその事業に従事する者は一人親方及びその事業に従事する者に異動があったものとして取り扱うこととし、「特別加入に関する変更届（告示様式第34号の８）によりその旨を遅滞なく届け出させること。

④ 新たに船員法の適用を受ける漁船に係る特別加入者については、船員保険法の適用がないが、船員保険法では、法人が船舶所有者となり、これらの者が船員としてその法人に使用される形となるときは、これらの者であっても船員保険法の適用を受けることとなるため、今後厚生労働省社会保険庁船員保険課及び都道府県船員保険事務主管部局において、これらの者について法人化の指導を行い、船員保険法の適用促進に努めることとされているので、その結果船員保険法の適用を受けることとなった特別加入者については、労働者災害補償保険法の特別加入の適用はないこととなること。したがって都道府県の船員保険事務主管部局からの連絡があったときは、中小事業主等にあっては労働者災害補償保険法第28条第２項により、一人親方等にあっては労働者災害補償保険法第

29条第３項の規定に準じて、必要な措置を取ること。

⑤　本省への報告

今回の改正に伴い都道府県労働基準局長は、従来労働者災害補償保険に加入していた船員法新規適用漁船数及び当該漁船に係る特別加入者数並びに第１次及び第２次適用拡大の際に暫定措置の適用を受け、引き続いて特別加入者として取り扱うこととなる者の数について別添５の様式により、昭和51年６月末日までに本省労働基準局（補償課）へ報告すること。

(3)　雇用保険法関係

改正政令施行の際に、現に改正政令の施行により新たに船員法第１条第１項の船舶に含まれることとなる漁船に乗り組む船長及び会員並びに当該漁船に乗り組むために雇用されている予備船員であって雇用保険の被保険者であったものは、改正政令の施行日以後雇用保険の被害者でなくなり船員保険法の適用を受けることとなるため、これらの者の雇用保険の被保険者期間と船員保険の被保険者であった期間との通算等に関し所要の経過措置が定められていること。

なお、この経過措置については、昭和45年の改正の際の取扱いと同様であること。

(4)　労働組合法、労働関係調整法関係

改正政令の施行に伴う労働組合法、労働関係調整法等の規定に基づく権限等の所管の変更についての経過措置は、昭和38年の政令附則第３条が準用されているので（改正政令附則第２項）、昭和38年の政令改正の際の取扱いと同じであること（別添１の三参照）。

6　事務手続等の周知徹底

改正政令の施行までの間において、関係機関と相互に十分の連絡の上、法令の趣旨、所要の事務手続等について船舶所有者その他関係者に対し、周知徹底を図ること（別添４の覚書の４参照）。

具体的には、船員法等新規適用漁船が比較的多く在籍する市町村に所在する漁業協同組合において説明会が開催され、また、海運局から周知用パンフレットが配布されることとなっているので、事前に連絡をとって説明会における説明内容及び配布資料についての相談、説明員の派遣等を行うこと。

別添１～５省略

基発第470号
昭和51年6月22日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

沖縄県在住の駐留軍関係離職者に対する労災保険法施行規則第46条の18第2号の規定等の適用について

今般、別添のとおり、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく就職指導及び就職促進手当の支給に関する省令の一部が改正され、新たに、沖縄県在住の駐留軍関係離職者が労災保険法施行規則第46条の18第2号に掲げる職場適応訓練従事者として、労災保険に特別加入することができることとなったので、了知されたい。

労働省発労徴第60号
基発第697号
昭和51年9月29日
(改正　平5．4．1　基発第244号)

各都道府県労働基準局長　殿

労働大臣官房長
労働責労働基準局長

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（昭和51年労働省令第33号）、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（昭和51年労働省令第34号）、労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令（昭和51年労働省令第35号）及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（昭和51年労働省令第36号）が昭和51年9月27日に公布され、同年10月1日から施行されることとなったので、下記事項に留意のうえ、事務処理に遺憾なきを期されたい。

記

1　労働者災害補償保険法施行規則等の一部改正

(1)　(略)

(2)　特別加入者の範囲の拡大

労災保険の特別加入対象者の範囲に、林業の事業（労災保険率適用事業細目表に規定する林業の事業をいう。）又は医薬品の配置販売の事業（薬事法（昭和35年法律第145号）第30条の許可を受けて行う医薬品の配置販売業をいう。）を労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びこれらの者の行う事業に従事する者が新たに加えられることとなった（労働者災害補償保険法施行規則第46条の17の改正）。これらの者の特別加入に関する取扱い上、特に留意すべき事項は、次のとおりである。

イ　林業の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びその者の行う事業に従事する者（以下「林業の一人親方等」という。）の取扱い。

(イ)　特別加入の手続は、従来から特別加入対象者とされていた一人親方等の場合と同様であるが、業務災害の防止に関し林業の一人親方等の団体が講ずべき措置及びその構成員が守るべき事項については、当分の間、別紙1に掲げる法令の規定に準じた措置及び別紙2に掲げる通達に示す事項を当該団体がその構成員に守らせる旨の誓約書を提出した場合には、当該団体が講ずべき措置及び当該団体の構成員が守るべき事項を定めたものとみなし、また、これらの措置及び事項の内容を記載した書類が提出されたものとして取り扱うこととする。

(ロ)　特別加入の承認基準は、従来からの特別加入対象者の場合と同様であること。

なお、特別加入申請書別紙の業務の内容欄の記載については、主として従事している業務の種類、これに使用する機械の種類等その業務の具体的内容を明らかにするものでなければならないこととする。

(ハ)　業務上外の認定については、次によること。

a　業務遂行性は、次の行為を行う場合に認めるものとすること。

①　森林の中の作業地、木材の搬出のための作業路及びこれに接続する土場における作業並びにこれに直接附帯する行為（直接附帯する行為とは、生理的行為、反射的行為、準備・後始末行為、必要行為、合理的

行為及び緊急業務行為をいう。以下同じ。）

② 作業のための準備・後始末、機械等の保管、作業の打合せ等を通常行っている場所（自宅を除く。以下「集合解散場所」という。）における作業及びこれに直接附帯する行為

③ 集合解散場所と森林の中の作業地の間の移動及びこれに直接附帯する行為

④ 作業に使用する大型の機械等を運搬する作業及びこれに直接附帯する行為（①～③に該当しないものに限る。）

⑤ 台風、火災等の突発事故による緊急用務のために作業地又は集合解散場所に赴く行為

b 業務起因性の判定は、労働者の場合に準じて行うものとすること。

(ニ) 特別加入の制限、特別加入者たる地位の消滅、保険給付、給付基礎日額及び支給制限に関する取扱いは、従来の特別加入者の場合と同様であること。

(ホ) 林業の一人親方等についての第２種特別加入保険料率は1,000分の20であること（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「徴収則」という。）別表第５の改正）。

なお、今次法改正により、来年４月１日からこれらの者についても、通勤災害保護制度の適用が予定されているので、特別加入の承認に際しては、関係団体に対して、この点を十分周知すること。

また、これらの者に係る保険料算定基礎額及び保険料の納付に関しては、従来の特別加入者の場合と同様である。

ただし、昭和51年10月１日から昭和52年３月31日までの間に労災保険法第35条第１項の承認のなされた林業の一人親方等の団体については、経過措置として、徴収則別表第４の右欄に掲げる額に当該承認のあった日から昭和52年３月31日までの期間の月数（１月未満の端数があるときは、これを１月をする。）を12で除して得た数を乗じて得た額を保険料算定基礎額として昭和51年度の特別加入保険料を算定することとされた（労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第４条）。

ロ 医薬品の配置販売の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びその者の行う事業に従事する者（以下「医薬品の配置販売業者等」という。）の取扱い

(イ) 特別加入の手続は、従来からの特別加入対象者の場合と同様であること。

ただし、医薬品の配置販売業者等の業務災害としては主として交通事故が予想されるが、その防止については、道路交通法、道路運送法、道路運送車輌法等により交通安全に関する各種の規制が行われているので、これらの者の団体は特別加入の申請に際し、業務災害の防止に関する措置の内容を記載した書類の提出は、省略してさしつかえない。

(ロ) 特別加入の承認基準は、従来からの特別加入対象者の場合と同様であること。

なお、特別加入申請書別紙の業務の内容欄の記載は、「医薬品の配置販売業務」とすればよいものとする。また、同欄には、都道府県知事より受けている医薬品の配置販売業の許可番号を併記させるものとする。

(ハ) 業務上外の認定については、次によること。

a 業務遂行性は、住居を出た後の最初の用務先からその日の最後の用務先までの間において行う医薬品の配置販売業務（医薬品の仕入を含む。以下同じ。）及びこれに直接附帯する行為並びに医薬品の配置販売業務を行うために出張する場合（住居以外の施設における宿泊を伴う場合に限る。）について認めるものとすること。ただし、この場合の医薬品の配置販売業務は薬事法第32条及び同法施行規則（昭和36年厚生省令第１号）第37条の規定により都道府県知事に届け出た配置販売に従事する区域及び期間内において行うものでなければならない。

b 業務起因性の判定は、労働者の場合に準じて行うものとすること。

(ニ) 特別加入の制限、特別加入者たる地位の消滅、保険給付、給付基礎日額及び支給制限に関する取扱いは、

従来の特別加入者の場合と同様であること。

(ホ) 医薬品の配置販売業者等の第２種特別加入保険料率は1,000分の６であること（徴収則別表第５の改正）。

なお、今次法改正により、来年４月１日からこれらの者についても通勤災害保護制度の適用が予定されているので、特別加入の承認に際しては、関係団体に対してこの点を十分周知すること。

また、これらの者に係る保険料算定基礎額及び保険料の納付に関しては、従来の特別加入者の場合と同様である。

ただし、昭和51年10月１日から昭和52年３月31日までの間に労災保険法第35条第１項の承認のなされた医薬品の配置販売業者等の団体については、経過措置として、徴収則別表第４の右欄に掲げる額に当該承認のあった日から昭和52年３月31日までの期間の月数（１月未満の端数があるときは、これを１月をする。）を12で除して得た数を乗じて得た額を保険料算定基礎額として昭和51年度の特別加入保険料を算定することとされた（労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第４条）。

ハ その他

特別加入前に発生した事故による負傷、疾病、障害又は死亡については、当然、保険給付は行われないものであること。

2 （略）

3 （略）

別紙 1

林業の一人親方等の団体がその構成員に守らせるべき措置

法令の区分	条　　項	備　　考
		（安全・衛生の一般基準）
安全衛生規則	第27条	規格に適合した機械等の使用
	第28条	安全装置等の有効保持のための点検・整備
	第29条	安全装置等の有効保持、使用
	第36条	林業危険業務に対する特別教育事項
	第61条	病者の就業禁止
	第101条	原動機、回転軸等による危険の防止
	第102条	ベルトの切断による危険の防止
	第103条	動力しゃ断装置
	第104条	運転開始の合図
	第105条	加工物等の飛来による危険の防止
	第106条	切削屑の飛来等による危険の防止
	第107条	そうじ等の場合の運転停止等
	第108条	刃部のそうじ等の場合の運転停止等
	第115条	丸のこ盤の歯の接触予防装置
	第117条	研削といしの履
		（林業作業の安全基準）
	第477条	伐木作業における危険の防止
		一、伐倒時の退避場所の選定

法令の区分	条　　項	備　　考
	第477条	二、作業中の危険物の取り除き
		三、伐木径の４分の１以上の受け口
	第478条	油圧式伐倒機のヘッドガード
	第479条第２項、３項	伐倒の合図
	第480条	造材作業における危険の防止
	第481条	立入禁止
	第482条	修羅による集材又は運材作業における危険防止
		一、木材の滑走中の滑路への立入禁止
		二、滑路で木材を取扱っている時の、上方における滑走停止
	第483条	悪天候時の作業禁止
	第484条	保護帽の着用
		（木馬運材および雪そり運材）
	第485条～第487条	木馬道
	第488条	木馬への積荷
	第489条第１項	木馬をひく作業
	第490条	点　検
	第491条、第492条	雪そり道
	第493条	雪そりへの積荷
	第494条第１項	雪そりを走行させる作業
	第495条	点検
	第496条	悪天候時の作業禁止
	第497条第１項	保護帽の着用
		（機械集材装置及び運材索道）
	第498条	機械集材装置等の設置
		一、支柱及び主要危機の配置場所
		二、使用ワイヤーロープの種類及びその直径
		三、中央垂下比
		四、最大使用荷重、最大積載荷重
		五、機械集材装置の集材機の最大けん引力
	第499条	制動装置等
		一、搬器又はつり荷を停止させる有効な制動装置の設置
		二、作業索の確実な取付け
		三、支柱安定の控は二以上、角度は30度以上
		四、サドルブロック等の取付け具による確実な取付け
		五、搬器、主策支持器等の附属器具の十分な強度
		六、えい索等のロージングブロックへの確実な取付け
	第500条	ワイヤーロープの安全係数
	第501条	不適格なワイヤーロープの使用禁止

法令の区分	条　　項	備　　考
	第502条	作業索
	第503条	巻き過ぎ防止
	第504条	集材機又は運材機
		一、浮き上り又はずれが生じないような取付け
		二、歯止装置又は止め金付ブレーキの設置
	第505条２項	最大使用荷重等の表示
	第506条２項	運材索道における表示と周知
	第507条	合　図
	第508条	立入禁止
	第509条	とう乗の制限
	第510条	悪天候時の作業禁止
	第511条	点検と修理
	第512条	運転位置からの離脱の禁止
	第515条	主索の安全係数の点検
	第516条	保護帽の着用
	第633条	救急用具
	第634条	救急用具の内容
		（仮設宿泊施設の安全・衛生基準）
事業附属寄宿規程	第38条	仮設宿泊施設の設置場所
	第39条	仮設宿泊施設の清潔保持等

別紙２

昭和45年２月28日付け基発第134号「チェンソー使用に伴う振動障害の予防について」（略）

事務連絡第39号
昭和51年９月29日
（改正　平５.４.１　事務連絡第14号）

都道府県労働基準局労災主務課長　殿

労働省労働基準局補償課長

林業及び医薬品配置販売業の一人親方等の特別加入について

標記については、昭和５１年９月29日付基発第697号通達により、その取扱いが示されたところであるが、同通達において示されたほか、下記事項にも留意されたい。

記

1　特別加入者の範囲を拡大した理由について

労災保険は、労働者の保護を本来の目的としているが、従来から特別加入制度を設け、いわゆる一人親方等であっても業務の実情、災害の発生状況等に照し、実質的に労働者に準じて保護するにふさわしいと認められる者のうち事務的にも特別加入者として取扱い得ると認められるものに特に業務災害に関する保護を及ぼしているところである。

今回、かねて関係者からの要望のあった林業及び医薬品配置販売業の一人親方等の特別加入について検討した結果、上記の要件に合致すると認められたので、新たに、その特別加入を認めることとしたものである。

2　特別加入の手続、承認等について

(1)　特別加入の希望があった場合の団体づくりについては、既存の関係団体等の協力を得て行うこと及び必要に応じて労働保険事務組合等の活用を図ること等を指導するものとする。

なお、林業の一人親方等が協力を求める組織としては、森林組合、愛林組合、木材組合、素材生産・木材関係の協同組合、営林官署、林業労働災害防止協会、地方自治体、林業関係の労働組合等が考えられる。又、医薬品の配置販売業の一人親方等の特別加入のための団体としては、既に、これらの一人親方等に加入している協同組合等があるので、これを活用するのが適当である。

(2)　給付基礎日額については、加入者の就業の実態等にもよるが、賃金事情等よりみて、3,500円以上とするよう指導すること。

3　稼働日数の少ない一人親方等の適用について

林業及び医薬品配置販売の一人親方等には、他に職業を有している等のため、稼働日数の少ない者があるが、従来の特別加入者の場合と同様、稼働率によって、保険料算定基礎額を軽減されることはない。したがって、稼働率の低い者に特別加入の承認を与える場合には、無用の紛議を招かないよう十分理解させておくこと。

なお、保険料を定めるに当たっては、平均的な、稼働の状態も考慮しているものである。

4　林業の一人親方等の特別加入について

(1)　特別加入者の範囲について

林業の一人親方等については、各種の林業作業を広く行っている者が多いこと、行動災害が多いこと、相当数の者が機械を使用しているが、使用日数は比較的少ないこと等から、従事する作業の種類、使用する機械による制限及び区分は行わないこととした。

なお、しいたけ等の栽培を行っている一人親方等は、森林内で行っているものに限り林業の事業に従事する一人親方等として、特別加入を認めて差し支えない。この場合、これらの者の被った災害の業務上外の認定に当たっては、森林内の行為のみについて業務遂行性を認めること。

(2) 保険給付について

昭和51年９月29日付基発第697号通達の記の１(2)ハで示したとおり、特別加入前に発生した事故による負傷・疾病等に関しては、当然保険給付は行われないものであるが具体的には振動障害については、次のような場合が特別加入前に発生した事故による疾病に該当する。

なお、特別加入時に全員について健康診断を義務づけることは、技術的問題等もあり、行わないこととしている。

イ　保険加入時において現に振動障害に係る療養を行っている場合

ロ　保険加入前に振動障害に係る療養を行った事実が認められ、保険加入時までに治ゆしていない場合

ハ　保険加入後、振動作業に従事することなく、振動障害が発生した場合

ニ　保険加入前に振動障害に係る療養を行った事実は認められないが、保険加入前の、健康診断等からみて振動障害に罹患していたことが明らかな場合

5　医薬品配置販売業の一人親方等の特別加入について

(1) 特別加入者の範囲について

医薬品の配置販売の事業に従事する一人親方等についても業務の態様等による区分は行わないこととした。

(2) 特別加入者の団体について

医薬品配置販売業の一人親方等の特別加入者の団体は、できるだけ都道府県単位とし、その構成員として特別加入する者は、その団体の所在する都道府県内に住所を有する者とすることを原則とすること。

(3) 保険給付について

イ　医薬品配置販売業者は、一般に住所地において団体を構成するとともに、配置区域においても団体を組織しているので、住所のある都道府県以外の都道府県で配置販売に従事している間に発生した災害については、原則として所属の特別加入の承認を受けた団体の証明書のほか被災地における所属団体の責任者が作成した被災者の被災当時の配置従事状況、被災に関する事項等に関する記録の写しを提出させること。

ロ　保険給付の請求に係る災害が交通事故である場合には、原則として保険給付の請求書に自動車安全運転センターの証明書を添付させることとする。

ハ　昭和51年９月29日付基発第697号通達の記の１(2)、ロ、(ハ)中に「住居」とあるのは、自宅に限るものである。

〔参考〕

医薬品配置販売従事者の制度（薬事法上の就業規則）

配置従事者
- 配置販売業者……（事業を営む者であり、一般に自らも配置業務に従事する者）
- 配　置　員……（配置販売業者の雇用労働者又は配置販売業者の家族従事者）

配置販売業者
- (1) 医薬品の配置販売を行う者は、配置区域の都道府県ごとに、知事の許可を受ける。（一定の学歴又は経験を要する。）
- (2) 許可は２年ごとに更新する。
- (3) 配置販売ができる品目は、配置区域の都道府県知事の指定を受けたものに限られる。
- (4) 配置販売業者が配置販売に従事しようとするときは、配置区域の都道府県知事に、配置従事届（氏名、住所、配置販売に従事する区域、配置従事期間、連絡先等を記入したもの）を提出する。
- (5) 配置販売に従事するときは、身分証明書（住所地の都道府県知事が発行するもの）を携帯しなければならない。

配置員
- (1) 配置員は、配置販売業者の下であって、その指導監督をうけて配置販売業務を行う。
- (2) 配置販売に従事しようとするときは、配置区域の都道府県知事に配置従事届（上記(4)と同じ）を提出する。
- (3) 配置販売に従事するときは、身分証明書（上記(5)と同じ）を携帯しなければならない。

基 発 第 170 号
昭和52年３月28日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

特別加入者(指定農業機械作業従事者)の業務上外の認定基準の改正について

標記については、昭和50年11月14日付け基発第671号により実施してきたところであるが、大型高能率の農業機械の普及等に伴い、他人の圃場等においても、農業作業機械を行う自営農業者が増加し、国の農業近代化施策としても、委託による作業が積極的に推進されている状況にかんがみ、今般業務上外の認定基準の一部を下記のとおり改め、昭和52年４月１日から実施することとしたので、その運用につき遺憾のないよう配意されたい。

記

1　昭和50年11月14日付け基発第671号通達の記１の第１の１の(3)のイを次のとおり改める。

イ　指定農業機械作業従事者について

(イ)　自営農業者が、圃場又は、圃道の作業場において指定農業機械を用いて行う作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

ただし、動力脱穀機及び動力カッターを用いて行う作業については、圃場及び圃道以外の作業場で行う場合においても、業務遂行性を認めるものとする。

なお、この自営農業者が行う作業には、他人の圃場等において指定農業機械を用いて行う作業も含むものとするが、業務遂行性の迅速な認定に資するため、委託を受けて行う作業（共同作業、手間替しを除く。）については、事前に委託を受けた作業の内容を明らかにする書類を作成するよう指導するものとする。この指導は、別紙指導要領により実施すること。

(ロ)　当該機械を圃場等の作業場と格納場所との間において、運転又は運搬する作業（苗、防除用薬、堆肥等を共同育苗施設等から圃場等の作業場へ運搬する作業を含む。）及びこれに直接附帯する行為を行う場合

(注１)　他人の圃場等において指定農業機械を用いて行う作業であって、委託とされているものであっても、「委託者」の所有する機械又は「委託者」が第三者から借り受け（燃料等も委託者が調達し）た機械を「受託者」に使用させて作業を行わせるものである場合は、特別加入者としての業務遂行性を認める「委託を受けた作業」とは認められないこと。

(注２)　(ロ)の「直接附帯する行為」とは、作業場と格納場所との間におけるトラクター等の修理、耕作機械、作物等の積卸作業等が該当する。

(別　紙)

委託関係の内容を明らかにする書類の作成について

(指導要領)

(1)　農業機械銀行方式より委託を受けて農業機械作業を行う場合

農業機械銀行方式においては、一般に委託者が農業機械銀行に「農作業委託申込書」によって申し込むこととなっており、委託者・受託者の氏名、作業場所、作業実施日時、作業内容が明らかになっているので、このような場合には、新たに書類を作成する必要はないこと。

(2)　上記以外の方式により委託を受けて農業機械作業を行う場合

イ　委託・受託者の間において、委託者・受託者の氏名、作業場所、作業実施日時、作業内容を明らかにする契約書を事前に作成し、その写しを、受託者が構成員となっている特別加入の承認を受けた団体に届け出ることとする。

ロ　特別加入の承認を受けた団体が、農業機械銀行に準じて受託者の報告又は申し出を受けて、委託者・受託者の氏名、作業場所、作業実施日時、作業内容について事前に明確な記録を行っている場合は、前記イの契約書が委託者及び受託者の間で作成されたものとみなすこととする。

(3)　契約書及び記録の内容について

契約書及び記録の書式については、特に定めることとしないが、契約書及び記録には、おおむね次の事項に係る内容が記載されていればよいものとする。

イ．委託者の氏名、受託者の氏名

ロ．委託期間

ハ．作業場所

ニ．作業内容

ホ．使用機械

なお、書式例を参考として添付する。

契　　約　　書（例）

	委　　託　　者	受　　託　　者
氏　　名		
住　　所		
委　託　期　間	年　月　日より　年　月　日まで	
作　業　場　所		
作　業　内　容		
使用する機械		
共同作業者の氏名		

上記のとおり委託契約をしました。

年　月　日

受託者の　住　所

　　氏　名　　㊞

受託者の　住　所

　　氏　名　　㊞

(注)　この契約書は、受託者が構成員となっている特別加入の承認を受けた団体において保管するものとする。

委託作業記録台帳（例）

報告日時	報告者	連絡方法	委託者	委託者	委託期間	作業場所	作業内容	使用機械	記録者の印
年月日 時		来所 電話 文書			年月日から 年月日まで				

労働省発労徴第21号
基発第192号
昭和52年3月30日
（改正　平3.2.1　基発第75号
平8.3.1　基発第95号
平11.2.18　基発第77号）

各都道府県労働基準局長　殿

労働大臣官房長
労働基準局長

労働者災害補償保険等の一部を改正する法律の施行（第4次分）等について

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第32号）の一部が昭和52年4月1日から施行され、これに伴い、労働者災害補償保険法施行令（昭和52年政令第33号）、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う労働省令の整備に関する省令（昭和52年労働省令第6号）、労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令（昭和52年労働省令第7号）、労働者災害補償保険法施行規則第1条第1項の規定に基づき労働大臣が定める事務を定める告示の一部を改正する告示（昭和52年労働省告示第23号）、労働者災害補償保険法施行規則第12条の4第2項及び第18条の6の2第2項において準用する労働基準法施行規則第38条の10の規定に基づき休業補償給付及び休業補償給付の額の改定に関する特則を定める告示（昭和52年労働省告示第24号）、労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める告示の一部を改正する告示（昭和52年労働省告示第26号）及び失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第2項の規定に基づき同項の労働大臣の定める率を定める告示の一部を改正する告示（昭和52年労働省告示第25号）が制定され、同日から施行されることとなった。今回施行される部分は労働者災害補償保険法の一部を改正する法律による労働者災害補償保険制度の改善の中心部分をなすものであり、また、制度改善の一環をなす特別支給金制度の大幅な改正を行うものであるが、下記の事項に留意の上、事務処理に遺憾なきを期されたい。

なお、施行に伴い、関係通達についても所要の改正が行われたので留意されたい。

記

目　　次

1　給付基礎日額の特例
2　内払処理の範囲の拡大
3　傷病補償年金及び傷病年金
4　労災保険の年金と他の社会保険給付との調整方式の改正
5　休業補償給付又は休業給付と厚生年金等との調整
6　年金等のスライド制の改正
7　休業スライド制の改正
8　一部負担金徴収事務の簡素化
9　特別加入者の通勤災害保護制度の新設
10　海外派遣者特別加入制度の創設

11　特別加入者の給付基礎日額の改正

12　特別支給金制度の改正

13　メリット制の改正

14　葬祭料及び葬祭給付の額の引上げ

15　その他

（1～8まで省略）

9　特別加入者の通勤災害保護制度の新設（新法第33条関係）

(1)　特別加入者の通勤災害についても、特別加入者の住居と就業の場所との間の往復の実情等を考慮し、昭和52年4月1日から、新たに、労災保険の保護が与えることになった（新法第33条）。

ただし、個人タクシー業者、個人貨物運送業者、漁船による漁業者、特定農業機械作業従事者並びに家内労働者及びその補助者の通勤災害については、その住居と就業の場所との間の往復の実態が明確でないこと等からみて従来と同様労災保険の保護の対象とはしないこととした（労災則第46条の22の2）。

(2)　昭和52年4月1日現在で労災保険に特別加入している者のうち、通勤災害について保護を与えられることとなる特別加入者に関しては、特段の手続を経ることなくその通勤災害についても労災保険の保護が与えられることになるが、その場合、実際に保険給付の対象となるのは、昭和52年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤災害に限られる（改正法附則第5条）。

(3)　特別加入者の通勤災害の認定基準については、労働者の通勤災害の場合に準ずる。

(4)　特別加入者の通勤災害に関する保険給付の請求手続は、労働者の場合と基本的には同一であるが、請求書の記載事項のうち事業主の証明を受けなければならないとされている事項（負傷又は発病の年月日、災害発生の時刻及び場所、就業の場所、就業開始の予定の時刻、終業終了の時刻、就業の場所を離れた時刻並びに通常の通勤の経路及び方法）については、その事実を証明することができる資料を請求書に添えなければならない（新労災則第46条の27第3項及び第4項）。

(5)　特別加入者に係る通勤災害に関する保険給付についても、当該災害が特別加入保険料を滞納している期間中に発生したものである場合には、支給制限が行われる。支給制限の内容は、業務災害に関する保険給付の支給制限の場合と同様である（新法第34条第1項第4号及び第35条第1項第7号）。

(6)　法第31条の規定は、特別加入者には適用がなく、したがって、療養給付を受ける場合にも一部負担金は徴収されない。このため、特別加入者から一部負担金を徴収し、又は一部負担金相当額を休業給付の額から減額したりすることのないよう留意されたい。なお、被災労働者が特別加入者であるか否かは、請求書記載事項により確認すること。

(7)　通勤災害について保護を与えられることとなる特別加入者（中小事業主等、建設事業、林業及び医薬品の配置販売業の一人親方等並びに職場適応訓練受講者）に関しては、昭和52年度から、特別加入保険料率が1,000分の1引き上げられる（新徴収法第13条、新徴収則別表第5）。

10　海外派遣者特別加入制度の創設（新法第33条第6号及び第7号及び第36条関係）

最近においては、日本国内の企業から海外の支店や合弁事業等へ出向する労働者や国際協力事業団等により海外に派遣される専門家が増加しているが、これらの労働者等については、海外出張としてわが国の労災保険制度の適用を受ける場合を除き、その労働災害についての保護は必ずしも十分とはいえない。

このため、今回の改正により、海外で行われる事業に派遣される労働者等についても、特別加入制度を通じて労災保険の保護が与えられることとなった（新法第33条第6号及び第7号、第36条）。

(1) 特別加入対象者

イ．海外派遣者として特別加入することができるのは、次の者である（新法第33条第６号及び第７号）。

(イ) 国際協力事業団等開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除く。）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する者。

(ロ) 日本国内で行われる事業（有期事業を除く。）から派遣されて海外支店、工場、現場、現地法人、海外の提携先企業等海外で行われる事業に従事する労働者。

（編注：平８.３.１基発第95号（以下「平成８年通達」という。）も参照）

ロ．上記イの海外派遣者の特別加入の取扱いについて留意すべき点は、次のとおりである。

(イ) 派遣元の事業との雇用関係は転勤、在籍出向、移籍出向等種々の形態で処理されることになろうが、それがどのように処理されようとも、派遣元の事業主の命令で海外の事業に従事し、その事業との間に現実の労働関係をもつ限りは、特別加入の資格に影響を及ぼすものではない。

(ロ) 海外派遣者として特別加入できるのは、新たに派遣される者に限らない。したがって、既に海外の事業に派遣されている者を特別加入させることも可能である。ただし、現地採用者は、海外派遣者特別加入制度の趣旨及びその加入の要件からみて、特別加入の資格がない。

(ハ) 派遣先の事業の代表者（例えば、現地法人の社長）等一般的に労働者的性格を有しないと考えられる者は、海外派遣者の特別加入制度の保護の対象にはしないものとすること。（編注：平成８年通達による追加も参照）

(ニ) 単なる留学の目的で海外に派遣される者の場合には、海外において行われる事業に従事する者としての要件を満たさないので特別加入の対象とはならない。

(ホ) 海外出張との関係については、後記(9)を参照のこと。

(2) 特別加入手続

海外派遣者は、派遣元の団体又は事業主が、海外派遣者を特別加入させることについて政府の承認を申請し、政府の承認があった場合に特別加入させることができる（新法第36条第１項）。

政府の承認を申請する団体又は事業主は、特別加入申請書（海外派遣者用）（告示様式第34号の11）に所定の事項を記載の上、所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない（新労災則第46条の25の２第１項）。

申請に対し承認を与えることとした場合には、所轄都道府県労働局長は特別加入承認通知書により承認を与えることを通知すること（新労災則第46条の25の２第２項）。

承認の日付は、申請を受理した日の翌日から起算して14日の範囲内において申請者が加入を希望する日とすること。ただし、昭和52年４月１日に申請を受理した場合に諸般の事情から、いわゆる逆選択を認めた結果とならないことが明らかな場合には、４月１日付で承認を与えることとして差し支えない。

なお、海外派遣者の特別加入は派遣元の団体又は事業主が日本国内で実施している事業について成立している保険関係に基づいて認められるものであるので、労災保険の保険関係が成立している事業をもたない団体又は事業主から承認があった場合には、承認することはできない。

(3) 特別加入者の具体的範囲

特別加入者の具体的な範囲は、派遣元の団体又は事業主が申請書に添付して提出する名簿（申請書別紙）によって確定する。海外派遣者の特別加入制度では中小事業主等の特別加入制度の場合と異なり、名簿に登載する者の範囲は、派遣元の団体又は事業主が任意に選択することが可能であるが、制度の運用にあたっては、できる限り包括加入するよう指導すること。

また、承認を受けた団体又は事業主が特別加入者の範囲を変更しようとするとき（特定の者を脱退させるとき又は新規加入させようとするとき）は、変更届（告示様式第34号の12）を提出しなければならない（新労災則第46条

の25の２第２項)。

(編注：平成８年通達も参照)

(4) 海外で従事する業務の内容

海外派遣者についても、業務上外の認定の適正を期するため、名簿で海外で従事する業務の内容を記載させることになっているが、この欄には、派遣先の事業における地位を付記させること。

なお、その業務の内容に変更のあった場合にも、届出が必要である（新労災則第46条の25の２第２項)。

(編注：平成８年通達も参照)

(5) 特別加入者たる地位の消滅

イ 自動消滅

海外派遣者として特別加入している者は、その者の派遣元の団体又は事業主が行う事業について成立している保険関係の存続を前提として特別加入しているものであるから、その事業の廃止又は終了等によりその事業についての保険関係が消滅した場合には、その消滅の日にその者の特別加入者たる地位も、自動的に消滅する。この場合、当該承認を受けた団体又は事業主は、その旨を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない（新労災則第46条の25の４)。

また、海外派遣者が、出向期間の終了により国内に帰国した場合等新法第33条第６号又は第７号に該当しなくなった場合にも、その者の特別加入者たる地位は当然に消滅する。この場合においても、当該承認を受けた団体又は事業主は、その旨を所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない（新労災則第46条の25の２第２項)。

承認を受けた団体又は事業主は、その行う事業について特別加入させた海外派遣者を事業単位で包括して、政府の承認をうけて脱退させることができる（新法第36条第２項)。

なお、脱退の承認があったときは、特別加入者たる地位は当該承認のあった日の翌日に消滅するものとして取り扱うこと。

ハ 特別加入承認の取消し

特別加入の承認を受けた団体又は事業主が、労災保険法、徴収法又はこれらの法律に基づく省令の規定に違反した場合には、政府は特別加入の承認を取り消すことができるが、この場合、特別加入者たる地位は、その取消しの時に消滅する（新法第36条第２項)。

(6) 業務上外の認定基準

海外派遣者として特別加入している者の災害の業務上外の認定については、国内の労働者の場合に準ずる。

(7) 保険給付

イ 労災保険の保護を与えられる海外派遣の災害は、昭和55年３月末日までは、業務災害に限られる（改正法附則第６条、新令附則第２項)。

ロ 給付基礎日額（後記11参照）は、他の特別加入者の場合と同様に、特別加入予定者の希望を徴したうえ所轄都道府県労働局長が専決すること（労働保険に関する事務の専決に関する訓令第１項)。

なお、給付基礎日額の変更の取扱いについては、他の特別加入者の場合と同様とする。

ハ 保険給付の請求は、派遣元の団体又は事業主を通じて行わなければならない（新労災則第46条の27第５項)。また、業務災害の発生状況等に関する資料として、海外出張者の業務災害の場合と同様派遣先の事業の事業主の証明書、在外公館の証明書、新聞記事等を添付させること（新労災則第46条の27第２項)。

ニ 災害が特別加入者の重大過失等によって発生した災害についても支給制限が行われるが、このほか、第三種特別加入保険料が滞納されていた期間中に発生した災害についても支給制限が行われる（新法第36条第１項第３号)。

ホ 特別加入者が、同一の事由について派遣先の事業の所在する国の労災保険から保険給付が受けられる場合にも、

我が国の労災保険給付との間の調整は行う必要がない。

ヘ　なお、受給者が海外において療養している場合の給付手続等については、別途指示する。

(8)　特別加入保険料等

イ　海外派遣者を特別加入させることについて政府の承認を受けた団体又は事業主は、第３種特別加入保険料を納付しなければならない（新徴収法第15条第１項第２号ロ又はハ）。

ロ　海外派遣者についての特別加入保険料（第３種特別加入保険料）の料率は、1,000分の11である（新徴収則第23条の３）。

ハ　第３種特別加入保険料の算定基礎額は、第１種又は第２種特別加入保険料の場合と同様に、各特別加入者の給付基礎日額を365倍した額の合計額である（新徴収則第23条の２）。

ニ　第３種特別加入保険料は、一般保険料や第１種特別加入保険料とは別に、所轄労働局歳入徴収官が徴収する（新徴収則第１条第３項第１号）。

また、第３種特別加入保険料については、一般保険料や第１種特別加入保険料とは別に申告書を作成し提出しなければならない。

増加概算保険料の納付、延納等は、各事業主が納付する一般保険料等とは別個に取り扱うものであること。

ホ　第３種特別加入保険料及び海外派遣者として特別加入した者に対する保険給付の額は、派遣元の団体又は事業のメリット制についての収支率の算定基礎には加えられない（新徴収法第12条第３項）。

ヘ　第３種特別加入保険料及びこれに係る徴収金の徴収事務以外の労働保険関係事務に係る届出等は、派遣元の団体又は事業主の行う事業の係るものとは別に所轄都道府県労働局長又は所轄労働基準監督署長に対し行わなければならない。

(9)　海外出張との関係

海外派遣者の特別加入制度の新設は、海外出張者に対する労災保険制度の適用に関する措置に何らかの影響を及ぼすものではない。すなわち、海外出張者の業務災害については、従前どおり、特段の加入手続を経ることなく、当然に労災保険の保険給付が行われる。

なお、海外出張者として保護を与えられるのか、海外出張者として特別加入しなければ保護を与えられないのかは、単に労働の提供の場が海外にあるにすぎず国内の事業場に所属し、当該事業場の使用者の指揮に従って勤務するのか、海外の事業場に所属して当該事業場の使用者の指揮に従って勤務することになるのかという点からその勤務の実態を総合的に勘案して判定されるべきである。

11　特別加入者の給付基礎日額の改正

特別加入者の給付基礎日額は、従来、1,000円、1,500円、2,000円、2,500円、3,000円、3,500円、4,000円、5,000円又は6,000円のうちから適宜決定していたところであるが、最近の賃金動向等を考慮し、特別加入者の給付基礎日額として決定できる金額の範囲に、7,000円、8,000円、9,000円及び10,000円が加えられることになった。また、給付基礎日額が7,000円、8,000円、9,000円又は10,000円とされた特別加入者についての特別加入保険料の算定基礎は、その給付基礎日額を365倍した額である（新労災則第46条の20第１項、新徴収則別表第４）。

12　特別支給金制度の改正（新特別支給金規則関係）

以下(1)イ～チ(ヘ)　省略

(ト)　特別給与を基礎とする特別支給金は特別加入者には支給されない（新特別支給金規則第19条）。

以下(1)リ～(2)イ　省略

ロ　特別加入者の通勤災害に係る特別支給金の支給

(イ)　新法第34条第１項の承認を受けている事業主である者及びその事業主の行う事業に従事する者（中小事業主等）並びに新法第35条第１項の承認を受けている団体に係る新法第33条第３号から第５号までに掲げる者（一

人親方等）の通勤災害についても保険給付が行われることとなったことに伴い、これらの者の通勤災害について休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金の支給が行われることとなった（新特別支給金規則第16条及び第17条）。

なお、通勤災害保護制度の適用が除外される法第35条第１項の厚生労働省令で定める者（労災則第46条の17第１号の事業を行う者（個人貨物運送業者）及びその事業に従事する者、新労災則第46条の17第３号の事業を行う者（漁船による漁業者）及びその事業に従事する者、新労災則第46条の18第１号の作業に従事する者（特定農作業従事者）並びに新労災則第46条の18第３号の作業に従事する者（家内労働者）については、その通勤災害に関しては特別支給金を支給しないこととした（新特別支給金規則第17条第５号）。

(ロ) 新法の規定により新たに通勤災害保護制度が適用されることとなった特別加入者については、保険給付の場合と同様、施行日以後に生じた通勤災害について休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金を支給するものであること（特別支給金規則改正省令附則第４条）。

ハ　海外派遣特別加入者に対する特別支給金の支給

(イ) 新法第33条第６号及び第７号に掲げる者（海外派遣者）が新たに特別加入者の範囲に加えられることとなったことに伴い、新法第36条第１項の承認を受けている団体又は事業主に係るこれらの者についても、その業務災害及び通勤災害（通勤災害については昭和55年４月１日以後に発生した事故に係るものに限る。）に関し休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金の支給が行われることとなった。その支給事由、額、申請手続等は中小事業主等及び一人親方等の場合と同様、すべて労働者の場合と同じ取扱いとする（新特別支給金規則第18条）。

(ロ) 海外派遣者については、改正法附則第６条の政令で定める日（昭和55年３月31日）までの間は通勤災害に関する保険給付は行われないこととされていることに伴い、その間は休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金も通勤災害に関しては支給させない（特別支給金規則改正省令附則第５条）。

ニ　その他

休業補償給付及び休業給付のスライド規定が改正されたことに伴い、休業特別支給金のスライド規定について所要の整備が行われた（新特別支給金規則第３条第２項）。

13　メリット制の改正

以下省略

労徴発第14号
徴業発第11号
昭和52年3月30日

各都道府県労働基準局労災主務課長　殿

労働大臣官房労働保険徴収課長
労働大臣官房労働保険徴収機械業務室長
労働省労働基準局補償課長

海外派遣者の特別加入に係る加入手続及び適用徴収事務の処理について

海外派遣者の労災保険への特別加入制度の創設については、昭和52年3月30日付け労働省発労徴第21号、基発第192号により通達されたところであるが、海外派遣者の労災保険への特別加入手続及びこれに係る適用徴収事務の処理については、下記によることとしたので取扱いに遺憾のなきよう配意されたい。

記

第1　特別加入手続関係

1．海外派遣者の労災保険への特別加入（以下「第3種特別加入」という。）の申請は、派遣元の団体または事業主が所定事項を記載した「特別加入申請書」（様式第34号の11、別紙を含む。以下「申請書」という。）を所轄労働基準局監督署長（以下「所轄署長」という。）を経由して所轄都道府県労働基準局長（以下「所轄局長」という。）に提出することによって行われるが、当該申請書に記載すべき事項のうち、留意すべき点は次のとおりである。

(1)　申請書の①欄の「団体又は事業主」は、当該申請手続を行う派遣元の団体又は事業主であり、また、②欄の「申請に係る事業」は当該申請手続を行う派遣元の団体又は事業主の行う事業（以下「派遣元事業等」という。）であって、派遣先の事業ではないこと。

(2)　申請書の③欄の「特別加入予定者数」は、同申請書別紙に登載されている者の数の合計と一致するものであること。

(3)　派遣元事業等が労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）に労働保険事務の処理を委託する事業（以下「委託事業」という。）である場合は、申請書の下部余白に事務組合の名称及び所在地並びに代表者の氏名を記入させ、当該事務組合を経由して申請させること。

(4)　申請書別紙に登載する者は、当該派遣元の団体又は海外に派遣する者（既に海外に派遣されている者を含む。）であって特別加入者とすることとしたものであること。

2．第3種特別加入の申請手続を行う者は、国内において継続事業を行っている団体又は事業主に限られ、有期事業（一括払いをしている有期事業を含む。）のみを行っている事業主は含まないものであること。

3．下請事業の労働者であっても元請事業に事実上出向し、元請事業主の命で海外に派遣される場合には、下請事業主は派遣元の事業主とはならないこと。

なお、派遣元の事業が建設業であるか否かを問わず、子会社的企業の労働者が親会社的企業の要請により海外に派遣される場合は、極力親会社的企業が派遣元となるよう指導することが望ましい。

4．第3種特別加入の申請につき、特別加入を承認することとしたときは、「特別加入承認通知書」（特様式第1号。別添1参照。（略）以下「承認通知書」という。）により、その旨を当該事業主（派遣元事業等が委託事業である場合は、当該事務組合を経由して）に通知するが、同通知書を交付する際に、同通知書に「なお、海外派遣者に関す

る報告書（別添）を遅滞なく提出すること。」と附記し、これに「海外派遣に関する報告書」（特様式第５号）を添えること。

5．「海外派遣に関する報告書」は、申請書別紙に記載されている事項を補完するものであって、第３種特別加入の申請時に派遣先事業において従事する具体的な業務又は作業の内容等が未確定であるために、申請書別紙にはそれらの事項が概括的に記載されているに過ぎないときには業務上外の認定等給付事務の適正・迅速な処理に当って支障があるので、派遣先の事業に従事するに至ったときは、遅滞なく同報告書を所轄署長を経由して所轄局長に提出させることとし、その旨十分指導すること。

6．第３種特別加入の承認を受けた団体又は事業主が、海外派遣者を新たに特別加入者としようとするとき又は既に特別加入者とされている海外派遣者を特別加入者でないものとするときは、「特別加入に関する変更届（海外派遣者）」（様式第34号の12）によるものであること。

なお、上記の場合のほか申請書及び同別紙の記載事項について変更があった場合も変更届を提出させることは当然である。

第２．適用徴収事務の処理関係

１．労働保険番号の付与基準及び付与等に伴う事務処理

(1) 労働保険番号の付与基準

第３種特別加入は、派遣元事業等の保険関係に基づいて認められるものであるが、当該事業等の適用徴収事務の処理にあたっては、派遣元事業等自体に係る適用徴収事務と第３種特別加入に係る適用徴収事務とを区別して処理するものとし、このため第３種特別加入に係るものについては、派遣元事業等の労働保険番号（以下「保険番号」という。）とは、別個の保険番号を付与し、当該番号により適用徴収事務を処理するものとすること。

この場合、第３種特別加入に係る保険番号は次の保険番号付与基準により振出し、付与すること。

イ　派遣元事業等が個別加入事業の場合

派遣元事業等が個別加入事業である第３種特別加入に係る保険番号は、当該派遣元事業等の保険番号（基幹番号）に枝番号「301」を付したものとすること。

（例）

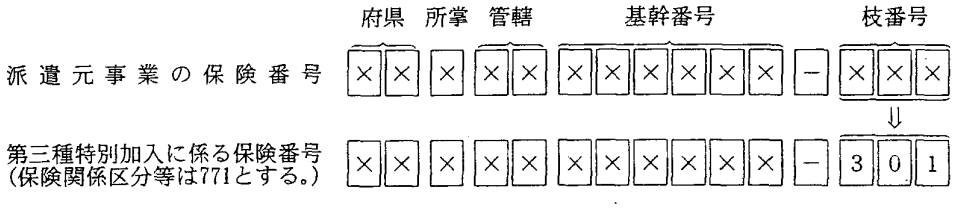

ロ　派遣元事業等の委託事業の場合

派遣元事業等の委託事業である第３種特別加入に係る保険番号は、委託する事務組合の保険番号（基幹番号）の区分コードを「８」とし、第３種特別加入ごとに「301」から「399」までの枝番号を順次付したものであること。

（例）

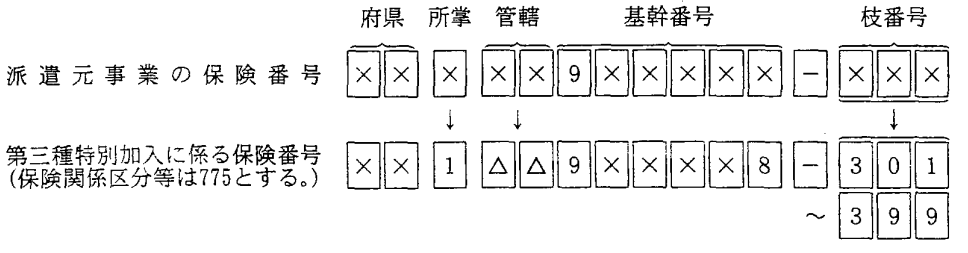

(2) 労働保険番号の付与等に伴う処理

イ 派遣元事業等から申請書を受理した所轄署長は、当該申請書の「労働基準監督署等記入欄」に、あらかじめ第３種特別加入に係る保険番号を記入し所轄局長に進達すること。

なお、第３種特別加入については、保険関係成立届及び労働保険事務組合委託届の提出は、これを要しないものであるので念のため。

ロ 第３種特別加入の承認をしたときは、承認通知書に第３種特別加入に係る保険番号を記入し通知するとともに概算保険料申告書を送付すること。

ハ 所轄署長は、所轄局長からの第３種特別加入の承認又は不承認の連絡に基づき労働保険番号振出簿（以下「番号振出簿」という。）等の整理をすること。

(3) 労働保険番号振出簿の調製及び整理

イ 派遣元事業が個別加入事業である第３種特別加入に係る番号振出簿については、継続事業の番号振出簿（適用事務様式29）に「第３種特別加入用」と表示し調整することとし、派遣元事業が委託事業である第３種特別加入に係る番号振出簿については、委託事業主名簿（適用事務様式４）に「第３種特別加入用」と表示し調整すること。

ロ 各番号振出簿は、次により整理番号等を記入する等して、第３種特別加入と本来の派遣元事業等との関連を明確にし、その照合等を容易にしておくこと。

なお、整理番号等は番号振出簿の備考欄に記入すること。

(イ) 個別加入事業の場合

番号振出簿（第３種特別加入用）に特別加入の承認の順に「001」から整理番号を付し、当該整理番号を派遣元事業等に係る番号振出簿に「３種000」と記入すること。

(ロ) 委託事業の場合

委託事業主名簿（第３種特別加入用）に派遣元事業等の保険番号に記入し、派遣元事業等に係る委託事業主名簿に第３種特別加入に係る保険番号の枝番号を「３種000」と記入する。

２．第３種特別加入保険料の申告及び納付について

(1) 第３種特別加入保険料の申告及び納付は、派遣元事業等の一般保険料等の申告及び納付とは別に第３種特別加入に係る保険番号により継続事業の保険料申告書（様式第６号（甲））を使用して申告・納付するものとする。

また、派遣元事業等が委託事業である場合は、事務組合で一括処理せず、第３種特別加入分を派遣元事業ごとに事務組合名をもって個別に申告及び納付するものとすること。

(2) 増加概算保険料の申告の要件及び概算、増加概算保険料の延納の要件については、派遣元事業等の一般保険料等とは別個に第３種特別加入保険料の額をもって判断し、その後の事務については、一般の継続事業の場合と同様に取扱うものとすること。

３．第３種特別加入保険料の算定基礎について

(1) 概算保険料の算定基礎となる保険料算定基礎額の総額は、４月１日現在における特別加入者（特別加入の承認年度については、申請書別紙に登載されている者）に係る保険料算定基礎額の総額であること。

(2) 確定保険料の算定基礎となる保険料算定基礎額の総額は、上記(1)の特別加入者及び当該年度の中途において新たに特別加入者となった者に係る保険料算定基礎額の総額であること。

４．保険料算定基礎額について

第３種特別加入者に係る保険料算定基礎額は、特別加入者の海外派遣期間の長短にかかわらず徴収法施行規則別表４に定める額であること。

5．その他

(1) 派遣元事業等の保険関係の消滅に伴い、派遣元事業等から「海外派遣者の特別加入に係る保険関係消滅届」（特様式第６号。別添２参照。（略））が提出された場合、所轄署長はその一部を所轄局長に進達すること。

(2) 事業の名称・所在地等の変更その他の届出については、第３種特別加入に係る保険番号をもって第３種特別加入分ごとに行うものであること。

(3) 海外派遣者の特別加入に係る諸様式で、申請書、変更届、承認通知書、海外派遣に関する報告書以外のものについては、新用紙を配布するまでの間、特別加入に係る中小事業主等の諸用紙を一部補正して使用されたい。

また、消滅届の様式（特様式第６号）を別添２のとおり定めたので、用紙を配布するまでの間、本様式を複写する等して使用されたい。

労働省発労徴第37号
基発第332号
昭和52年6月14日

各都道府県労働基準局長
各都道府県知事　殿

労働大臣官房長
労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法施行規則等の一部改正について

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（昭和52年労働省令第20号。以下「労災則改正省令」という。）及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令（昭和52年労働省令第21号。以下「支給規則改正省令」という。）が、昭和52年6月14日に公布され、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災則」という。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。）及び労働者災害補償保険特別支給金規則（昭和49年労働省令第30号。以下「支給規則」という。）の一部改正が行われたので、下記事項に留意のうえ、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1．（略）

2．特別加入者の給付基礎日額の改正

(1) 特別加入者の給付基礎日額は、従来は、1,000円、1,500円、2,000円、2,500円、3,000円、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円又は10,000円の中から決定することとされていたが、労働者の給付基礎日額の最低額との均衡を考慮し、このうち1,000円及び1,500円を削ることとされた（労災則第46条の20第1項の改正）。

また、これに伴い、特別加入保険料算定基礎額についても所要の整備が行われた（徴収則別表第4の改正）。

(2) 労災則第46条の18第3号に掲げる作業に従事する者（家内労働者）については、その収支の実態等を考慮し、将来労災則の改正があるまで当分の間、1,000円及び1,500円の給付基礎日額を認めることとされた（労災則改正省令附則第2条第4項）。

これに伴い、家内労働者については、当分の間、1,000円及び1,500円の給付基礎日額に応ずる365,000円及び547,500円の保険料算定基礎額を認めることとされた（労災則改正省令附則第2条第4項）。

(3) 労災則改正省令中特別加入者の給付基礎日額の改正に係る部分は、昭和52年7月1日から施行される（労災則改正省令附則第1条第1項）。

(4) 昭和52年7月1日前から特別加入している者であって、1,000円又は1,500円の給付基礎日額が定められているものについては、昭和52年度においては、当該定められた額を給付基礎日額とする（労災則改正省令附則第2条第2項）。これに伴い、これらの者についての昭和52年度における特別加入保険料算定基礎額は、その給付基礎日額に応ずる改正前の徴収則別表第4の右欄に掲げる額によるものとする（労災則改正省令附則第4条第1項）。

また、昭和52年7月1日前に労働者災害補償保険法第28条第1項の承認を受けている事業の期間が予定される事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第7条の規定により一括されている事業を除く。）に係る労働者災害補償保険法第27条第1号又は第2号に掲げる者であって、同日前から1,000円又は1,500円の給付基礎日額が定められているものについては、当該事業が終了するまで、当該定められた額を給付基礎日額とする（労災則改正省令附則第2条第3項）。これに伴い、これらの者についての特別加入保険料算定基礎額は、当該

事業が終了するまで、その給付基礎日額に応ずる改正前の徴収則別表第４の右欄に掲げる額によるものとする（労災則改正省令附則第４条第２項）。

なお、昭和52年７月１日前に業務災害又は通勤災害を被った特別加入者に係る保険給付又は特別支給金の額の算定に用いる給付基礎日額は、業務災害又は通勤災害の発生時点において当該特別加入者について定められていた給付基礎日額を用いるものである。

３．（略）

基 発 第 481 号
昭和52年８月24日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

海外派遣者の特別加入に係る保険給付の請求等の手続について

海外派遣者の特別加入の取扱いについては、昭和52年３月30日付け労働省発労徴第21号・基発第192号により指示したところであるが、保険給付等の受給者が海外において療養している場合の給付手続等については下記によることにしたので、事務処理に遺憾なきを期されたい。

記

１．保険給付等の請求手続

(1) 請求書（申請書）の記載事項中事業主の証明を受けなければならないこととされている事項については、派遣元の事業の事業主の証明を受けなければならないこととするが、当該請求書には、「負傷又は発病の年月日」、「災害の原因及び発生状況」及び「休業の期間」についての派遣先の事業の事業主の証明書を必ず添付すること。

なお、「負傷又は発病の年月日」及び「災害の原因及び発生状況」についての上記証明書は、最初の請求書に添付すれば足りること。

なお、上記証明書の様式は任意のものであって差し支えないものであること。

(2) 療養補償給付たる療養の費用の請求に当たっては、当該療養に要した費用の額を証明することができる診療担当者（医師、その他の診療、薬剤の支給を担当した者をいう。）の明細書及び領収書を請求書に添付させること。

(3) 請求書（申請書）及びこれに添付すべき書類その他の資料が外国語で記載されている場合には、それらを日本語に翻訳したものを派遣元の事業の事業主から請求書と同時に提出させること。

２．保険給付の支給手続

(1) 療養補償給付たる療養の費用については、所轄労働基準監督署において請求額に相当する額を支払うこととなるが、当該診療内容等については、事前に局に設けられている医療審査委員会等において医学的審査を行うこと。審査に当たっては、我が国又は外国における医学常識に照らして妥当と認められるかどうかによって判断することとし、必ずしも現行の労災保険における取扱いに準拠する必要はない。

なお、請求内容について疑義が生じた場合には適宜本省へ照会すること。

(2) 療養補償給付たる療養の費用の額の支給決定に当たっては、当該療養に要した費用の額は、支給決定日における外国為替換算率（売レート）により換算した邦貨額によること。

なお、この場合において、当該外国為替換算率についての金融機関の証明書を支給決定決議書に添付すること。

(3) 保険給付に関する処分の通知は、原則として、派遣元の事業の事業主を経由して、請求人、申請人、受給権者又は受給権者であった者に行うものとすること。

ただし、年金給付に関しては、この限りでない。

(4) 休業補償給付及び療養の費用の支払いについては、派遣元の事業の事業主が立替払いをしている場合には、昭和43年３月９日付け基発第114号による受任者払いとすることとして差し支えないものであること。

外国送金については、支出官事務規程に定めるところによるほか、昭和38年６月５日付け基発第640号により指示したところによること。

労徴発第９号
昭和53年３月３日
（改正　平成11.2.18事務連絡）

各都道府県労働基準局労災主務課長　殿

労働大臣官房労働保険徴収課長

第３種特別加入保険料申告内訳等の提出について

第３種特別加入保険料の申告及び納付については、昭和52年３月30日付け労働省発労徴第21号及び同日付け労徴発第14号、徴業発第11号により通達されているところであるが、年度更新手続を行うにあたり、第３種特別加入保険料の算定基礎となる第３種特別加入者及びその者に係る給付基礎日額等を正確に把握するため、下記により事務処理を行うこととしたので、遺憾のないよう取り扱われたい。

記

１．「第３種特別加入保険料申告内訳」等の提出

(1)　第３種特別加入保険料については、派遣元事業等の一般保険料等の申告及び納付とは別に、第３種特別加入に係る労働保険番号により継続事業の保険料申告書（様式第６号（甲））を使用して申告・納付することとしているところであるが、第３種特別加入保険料の算定の対象となる第３種特別加入者の確認及び第３種特別加入保険料の算出内訳を明らかにするため、昭和53年度より新たに別紙１及び２（略）のとおり「第３種特別加入保険料申告内訳（海特様式第１号。以下「申告内訳」という。）、「第３種特別加入保険料申告内訳名簿」（海特様式第２号。以下「特別加入者名簿」という。）を定め、派遣元団体及び派遣元事業の事業主から年度更新時に保険料申告書（様式第６号）とは別に、所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出させることとした。

(2)　「第３種特別加入保険料申告内訳」及び「第３種特別加入保険料申告内訳名簿」の提出は４月１日から５月20日までの期間に行うものとすること。

２．「第３種特別加入保険料申告内訳」の記載上の留意点

(1)　申告内訳のうち確定保険料の欄については、毎年４月１日から翌年３月31日までの間（以下「保険年度」という。）に第３種特別加入者であった者すべてを記入させること。すなわち、保険年度を通じて継続して加入している者、保険年度の途中に「特別加入に関する変更届（海外派遣者）」（様式第34号の12）により加入した者、保険年度の途中に脱退した者等保険年度中に期間の長短を問わず特別加入していた者についてすべてを記入させるものであること。

(2)　申告内訳のうち概算保険料の欄については、毎年申告時（４月１日から５月20日までの期間のものに限る。）において第３種特別加入者である者すべてを記入させること。

(3)　保険年度の途中に第３種特別加入者が増加したことに伴い第３種特別加入保険料について増加概算保険料の申告、納付に係る要件に該当する第３種特別加入の承認に係る事業は、増加概算保険料の申告、納付を行い、当該要件に該当しない事業については確定保険料の申告の際に精算を行うものであること。

３．「第３種特別加入保険料申告内訳名簿」の記載上の留意点

(1)　特別加入者名簿には、毎年申告時（４月１日から５月20日までの期間のものに限る。）において第３種特別加入者である者及び前保険年度の途中に第３種特別加入者から脱退した者をもれなく記入させること。

(2)　第３種特別加入者について年度ごとの整理番号を付し、その氏名、派遣先国名を記入させること。

(3)　第３種特別加入者の給付基礎日額を保険年度ごとに明らかにするため、給付基礎日額を変更せず、前年度と同額

とする者については㊫と、変更を希望するものについては㊥と、脱退した者については㊐と区分欄に記入するとともに給付基礎日額を記入させること。

なお、給付基礎日額の変更を希望する場合であって、特別加入者名簿に㊥と記入したものについては「給付基礎日額変更申請書」（特様式２号）を省略してもさしつかえないものとして取扱うこと。

４．その他

「第３種特別加入保険料申告内訳」（海特様式第１号）及び「第３種特別加入保険料申告内訳名簿」（海特様式第２号）は別途管理換えすること。

労働省発労徴第33号
基発第291号
昭和53年5月22日

各都道府県労働基準局長
各都道府県知事 殿

労働大臣官房長
労働省労働基準局長

許可、許可等の整理に関する法律その他関係法令の施行について

行政の簡素化及び合理化を図るため、許可、認可等の整理を行うことを内容とする「許可、認可等の整理に関する法律」（以下「整理法」という。別添1参照。）が、第84回通常国会において昭和53年5月12日可決成立し、同年5月23日、「昭和53年法律第54号」として公布され、同日から施行されることとなった。

同法により「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（昭和44年法律第85号。以下「整備法」という。）及び「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）の一部改正が行われ、これに伴い「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令」（昭和53年労働省令第26号。以下「改正省令」という。別添2参照。）が、昭和53年5月23日に公布され、同日から施行されることとなった。また、改正省令の施行に伴い、労働保険に関する事務の専決に関する訓令（昭和47年労働省訓第7号）以下「専決訓令」という。）の改正が行われ、昭和53年5月23日から施行されることとなった。

これらの法令の内容は下記のとおりであるので、その趣旨を十分理解の上、その施行に万全を期せられたい。

記

1．整理法関係

(1) 整理法第28条による整備法の改正（第8条の2の新設）

整備法第5条第1項及び第8条第1項に定める労働大臣の権限（労災保険暫定任意適用事業の労災保険に係る保険関係の成立及び消滅の認可）を労働省令で定めるところにより、都道府県労働基準局長に委任することができることとしたこと（整理法第28条）。

(2) 整理法第29条による労災保険法の改正（第49条の3の新設）

労災保険法に定める労働大臣の権限は一部の労働省令で定めるところにより、都道府県労働基準局長に委任することができることとしたこと（整理法第29条）。

2．改正省令関係

(1) 労災保険暫定任意適用事業の労災保険に係る保険関係の成立及び消滅の認可に関する労働大臣の権限の委任（改正省令第1条による「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令」（昭和47年労働省令第9号。以下「整備省令」という。）の改正（第3条の2の新設））

1の(1)の改正による整備法第8条の2の新設に伴い、同条の規定に基づいて、労災保険暫定任意適用事業の労災保険に係る保険関係の成立及び消滅の認可に関する労働大臣の権限を事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長に委任することとしたこと。なお、この事務については、従来専決訓令第2項により都道府県労働基準局長が

専決することができるとされていたものである。

(2) 特別加入者の給付基礎日額に決定に係る労働大臣の権限の委任

イ　特別加入者の給付基礎日額については、労災保険法上労働大臣が定めることとされている（労災保険法第28条第１項第３号、第29条第１項第６号及び第30条第１項第２号）。この事務については、従来、専決訓令第１項により都道府県労働基準局長が専決することができることとされていたが、今回の改正によって労災保険法第49条の３が新設されたことに伴い、同条の規定に基づいて、この労働大臣の権限を都道府県労働基準局長に委任することとしたものであること（改正省令第２条による労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）第１条第１項の改正）。

ロ　イの改正に伴い、労災則第９条、第46条の20第２項及び第46条の25の３、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和41年労働省令第２号）附則第４項、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和45年労働省令第29号）附則第３項並びに労働者災害補償保険特別支給金支給規則第３条及び附則第６項について、所要の字句整理を行うこととしたこと（改正省令附則第２項から第４項）。

(3) なお、今回の改正は、労災保険暫定任意適用事業の労災保険に係る保険関係の成立及び消滅に関する事務並びに労災保険の特別加入者の給付基礎日額の決定に関する事務の処理について実質的な変更をもたらすものではないので、念のため申し添える。

３．労働保険に関する事務の専決に関する訓令の改正

都道府県労働基準局長の専決事項のうち、労災保険暫定任意適用事業の労災保険に係る保険関係の成立及び消滅に関する労働大臣の認可に関する事項並びに特別加入者の給付基礎日額の決定に関する事項を削除することとしたこと（別添３参照。）（略）。

４．施行期日

整理法第28条及び第29条、改正省令並びに専決訓令は、昭和53年５月23日から施行される。

基 発 第 153 号
昭和54年４月２日

都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

同居の親族のうちの労働者の範囲について

同居の親族とともに一般労働者を使用する事業における当該同居の親族の取扱いについては、従来、昭和24年１月８日付け基収第67号に基づき、同居の親族は原則として労働者でないとしてきたところであるが、その後における事業経営の形態や労務管理の実態の変化等に伴いその具体的適用について疑義を生じている向きがある。このような状況にかんがみ、今後、これが取扱いを下記によることとしたので、その適用に遺憾のないようにされたい。

なお、昭和24年１月８日付け基収第67号は廃止する。

記

同居の親族は、事業主と居住及び生計を一にするものであり、原則として労働基準法上の労働者には該当しないが、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において一般事務又は現場作業等に従事し、かつ、次の(1)及び(2)の条件を満たすものについては、一般に私生活面での相互協力関係とは別に独立した労働関係が成立しているとみられるので、労働基準法上の労働者として取り扱うものとする。

(1) 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。

(2) 就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、①始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等及び②賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期等について、就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。

事　務　連　絡
昭和54年７月10日

各都道府県労働基準局労災保険主務課長
各都道府県労働主官部雇用保険主務課長　殿

労働大臣官房労働保険徴収課
業　務　担　当　補　佐

労　働　基　準　局　補　償　課
第　二　業　務　補　佐

同居の親族のうちの労働者として取扱われる者の範囲の変更に伴う労働保険料の取扱いについて

同居の親族のうちの労働者として取扱われる者の範囲については、昭和54年４月２日付け基発第153号（別添参照、以下「通達」という。）により通達されたところであるが、労働保険料に関する事務処理は、下記により取扱うこととしたので、了知願います。

記

1　通達は、同居の親族のうちその労働の実態等からみて、労働者性が認められる一定の同居の親族については、労働基準法上の労働者として取扱うものとする趣旨のものであり、これに伴い、これらの者については労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）法上も労働者として取扱われることとなる。しかしながら、これによって労災保険の適用労働者（特別加入者を含む。）について、現在の取扱いを変更する必要があるものは多くないものと思われるので、保険事故の発生、事業主からの申し出等があった場合において、個々に一般保険料の算定の対象となる労働者であるかどうかの判断を行えば足りること。

2　昭和54年度以降、前期１により保険料を算定することとなるが、増加概算保険料として申告納付を行うべき場合を除き、確定精算手続により保険料の申告納付を行うこととなること。

3　前期１、２により一般保険料の算定の対象となる労働者と認められる者が、労災保険の特別加入者である場合には、昭和50年２月28日付け労徴発第６号通達を準用し、特別加入保険料に係る月割計算によって確定精算するものとすること。

なお、「特別加入に関する変更届」（様式第34号の８）は、労働者として取扱った時点ですみやかに提出させること。

したがって、54年度以前の保険事故等については、「特別加入に関する変更届」による処理は行わないものであること。

4　通達により労働保険の適用徴収事務を行う場合には、混乱が生じないよう都道府県労働基準局と都道府県とは必要に応じ相互に連絡をとること。

事務連絡第１号
昭和55年１月16日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局
補償課長

全国農業協同組合中央会による労災保険特別加入推進運動と特別加入制度改善対策運動について

農業従事者の労災保険特別加入については、特定農業機械作業に限って認められているところでありますが、このたび、全国農業協同組合中央会においては、「労災保険特別加入推進運動」と「特別加入制度改善対策運動」を実施することとし、別添のとおり各都道府県農業協同組合中央会に対し、本運動の実施要請を行ったとの情報を入手しました。その特別加入推進運動要領によりますと、各都道府県労働基準局と折衝をもつこととしておりますので、これが対応につきましては、下記事項にご留意くださるようお願いします。

記

1　加入推進について

現行制度上特別加入が認められている一定の者についての加入推進については、当方としても可能なかぎり機会をとらえてPRや事務説明等を行う立場にあるので、関係者からの要請があったときは、事務説明者の派遣等事情の許す範囲内で便宜をはかることとされたいこと。

2　補償の対象となる農作業の範囲について

(1)　労災保険は雇用労働者の保護を目的とする制度であるから、雇用労働者でない者は、本来、労災保険の保護の対象となるものではない。しかしながら、雇用労働者でない者であっても作業の実態、災害の発生状況等からみて、雇用労働者に準じて保護することが適当であると認められる者について労災保険制度本来の使命や組織体制から許容し得る範囲で、特に任意加入を認めているところである。

(2)　この趣旨に基づいて、自営農業者については、特別の危険を伴う一定の農業機械の作業に限って特別加入を認めたものであるので、指定農業機械作業以外の農作業にまで適用範囲を拡大することは労災保険制度の基本に重大な変更をもたらすものであり、かつ、現行の組織体制のもとでは運営が困難な実情がある。

3　農業機械の規制について

指定農業機械の範囲についても、前記２の特別加入制度の趣旨に基づいて一定のものを定めているが、新しい機械の追加については、本省において農業機械の普及状況、災害の発生状況等について農林水産省とも協議のうえ、検討していくこととしている。

(別　添)

全中営農発第172号
昭和54年12月24日

都道府県農業協同組合中央会　御中

全国農業協同組合中央会

労災保険特別加入推進運動と労災保険特別加入制度改善対策運動の実施について

現行の農業者に関する労災保険特別加入制度は昭和40年６月の第48回通常国会で成立し、同年11月１日をもって施行されて以来14年を経過しております。

農作業における農業機械の大型化、高性能化にともない農作業事故も増加の傾向にあり、災害の程度も重度化してきております。例えば、昭和47年から昭和51年までの過去５か年の農作業による死亡事故者数についてみると昭和47年360人、同48年424人、同49年445人、同50年413人、同51年396人となっており、５か年間で合計2,038人の死亡者を出しております。

こうしたなかで、農家組合員の生命と事故の際における生活を守る見地から、現行労災保険特別加入制度への関心は高まる傾向にありますが、この制度が発足して、明年度で15年目になろうとしているに拘らず、加入者数はそれ程増加しておりません。

例えば農業者年金制度は農業者の老後安定と、農業経営者の後継づくりを目的として、昭和46年に発足し現在110万人の農業者が加入している現状と対比してみると、労災保険特別加入者数は昭和52年３月末現在で86,487人となっており、この数は専業的農家（基幹男子農業専従者のいる農家）組合員数109.9万人に対し、7.9％に過ぎません。

加入者数が余り増加しない原因については、主に次の２点が考えられます。

１．加入推進運動面では、

従来春・秋２回（春は４～５月のうち２週間、秋は８～10月のうち２週間）農繁期に、農協・農機安全使用運動と合わせ実施してきたが、多忙な時期であるため、加入推進が徹底しない面があったこと。

２．現行制度上の問題としては、

(1)　補償の対象となる農作業の範囲ならびに補償の適用を受ける農業機械（労働大臣の定める指定農業機械）に規制があること。

(2)　雇用関係にない農業者が特別加入する場合に（わが国農業の場合にこの状態が一般的であるが）、加入農業者を構成員とする加入組合を作り運営することになっており、また、この加入組合の運営の業務は、農協が引受けることが多く、相当の手間を必要とすること。

このような意味で、今度の「労災保険特別加入推進運動」の時期の設定とその実施については、比較的農閑期であり、かつ、労災保険特別加入の、新年度へ向けての加入時期でもある昭和55年１～３月におこなうとともに、この運動と結びつけて、政府、国会に働きかけ、その改善を要請する「労災保険特別加入制度改善対策運動」を実施することが、適切であると考えます。

この２つの運動については、すでにその主旨について賛同しそれぞれの機関会議で運動の実施を確認している全国農業機械銀行連絡協議会ならびに全国農協青年組織協議会とも連携し、別紙要領にもとづき、実施いたしますので、ご多忙中とは思いますが、ご協力下さいますようご依頼申しあげます。

なお、「労災保険特別加入制度改善対策運動」のすすめ方については、その大要につきすでに諸会議においてご説明してありますが、その詳細については、追ってご連絡申しあげます。

〔添付資料〕

1．労災保険特別加入推進運動要領
2．その他、参考資料

} 省略

発 徴 第 22 号
基 発 第 156 号
昭和55年３月31日

各都道府県労働基準局長
各 都 道 府 県 知 事　殿

労 働 大 臣 官 房 長
労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が、昭和55年労働省令第４号として昭和55年４月１日から施行されることとなり、昭和40年労働省告示第46号（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第１号の規定に基づき労働大臣が定める機械の種類を定める件）の一部を改正する告示が、昭和55年労働省告示第17号として同年４月１日から実施されることとなった。また、海外派遣特別加入者については、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第32号）附則第６条及び労働者災害補償保険法施行令附則第２項により、昭和55年４月１日から通勤災害保護制度が適用されることとされている。

これらに伴い、給付基礎日額及び特別加入については、下記事項に留意のうえ、事務処理に遺漏のないよう配慮されたい。

記

１．（略）

２．特別加入者の範囲等の拡大

特別加入の対象者の範囲に再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びこれらの者の行う事業に従事する者（以下「再生資源取扱業の一人親方等」という。）が新たに加えられることとなったこと（労災則第46条の17の改正）、農作業従事者の特別加入に係る指定農業機械に新たな機械が追加されたこと（昭和40年労働省告示第46号の改正）及び海外派遣特別加入者に係る通勤災害に対し労災保険が適用されたこと（労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第32号）附則第６条及び労働者災害補償保険法施行令附則第２項参照）。

これらの者の特別加入に関する取扱い上留意すべき事項は次の(1)、(2)及び(4)のとおりである。また、一人親方等又は特定作業従事者の災害防止努力を促進するために、次の(3)の取扱いを定めるので、遺漏のないようにされたい。

(1) 再生資源取扱業の一人親方等の取扱い

再生資源取扱業の一人親方等については、実態調査を行った結果、業務の実態、災害発生状況等よりみて、特別加入の対象として取扱うこととしたものである。

イ 特別加入者の範囲

再生資源取扱業の一人親方等として特別加入できる者は、再生利用を目的とした古紙、古繊維、金属くず、ガラスくず、空容器等（以下「再生資源」という。）の回収、運搬、選別、解体、集荷等の事業を行う者（通常廃品回収業、くず鉄業と呼ばれる事業を行う者）であって、労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びそ

の者の行う事業に従事する者である。したがって、この要件に該当する者であれば、たまたま臨時的に労働者を使用することがあっても、それが常態ではなく、かつ将来継続的に使用されるものでないことが明らかな場合には、再生資源取扱業の一人親方等として認めてさしつかえない。

ロ　特別加入の手続

特別加入の手続は、従来の一人親方等の場合と同様とする。この場合一人親方等の団体は、あらかじめ、業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及び当該団体の構成員が守るべき事項を定め、これを記載した書類を加入申請書に添えて提出することとされているが（労災則第46条の23第３項第２号）、今般新たに特別加入の対象となった再生資源取扱業については、当分の間、当該団体が別紙１に掲げる法令の規定に準じた措置を、当該団体の構成員に守らせる旨の誓約書（別紙２参照）を提出させることとする。

なお、「当分の間」の取扱いは、他の特別加入者の団体との関連で、具体的には、後述「(3)一人親方等又は特定作業従事者の団体の業務災害防止について」によることとする。

ハ　特別加入の承認基準

特別加入の承認基準は、従来の一人親方等の場合と同様とするが、承認に当たっては次の点に留意すること。

(イ)　承認申請に当たっては、当該団体の構成員である再生資源取扱業を行う一人親方等が、改正後の労災則第46条の17第６号に掲げる事業に常態として従事しているかどうかを明らかにするため、特別加入申請書別紙（告示様式第34号の10〔別紙〕）の「業務又は作業の内容」欄に、特別加入者が行う作業の内容、年間の従事日数、通常の就業時間及び主として取り扱う再生資源の種類を記載させることとする。

(ロ)　承認申請に当たっては、団体から労災則第46条の23第３項に掲げる書類のほか、所定の保険料納付期限までに保険料を全く納付しない場合等労働者災害補償保険法若しくは労働保険の保険料の徴収等に関する法律又はこれらの法律の基づく労働省令の規定に違反したときは、法第35条第４項の規定により、当該団体についての保険関係を消滅させられても異議のない旨の誓約書（別紙２記載例参照）を提出させることとする。

(ハ)　再生資源取扱業の一人親方等の団体についても、従来の一人親方等の団体と同様に労働保険事務を確実に処理しうる能力を具備していることを必要とするものであるが、当面は、一応団体としての結成がなされ、その行うべき労働保険事務を、労働保険事務組合に委託することによって、円滑に処理しうるような場合には、特別加入の承認を行うこととしてさしつかえない。

ニ　業務上外の認定

再生資源取扱業の一人親方等が被った災害に係る業務上外の認定は、次により行うものとする。

(イ)　業務遂行性は、次の行為を行う場合に認めるものとすること。

a　再生資源を収集、運搬、選別又は解体する等の作業及びこれに直接附帯する行為（直接附帯する行為とは、生理的行為、反射的行為、準備・後始末行為、必要行為、合理的行為及び緊急業務行為をいう。以下同じ。）

b　再生資源を収集、運搬するために行われるトラック等の貨物運搬用車両等を運転又は操作する作業及びこれらに直接附帯する行為

(注)　再生資源の回収の事業を行う者で、自宅以外に作業場等の施設を有しない場合は、自宅を出てから自宅へ戻るまでの間、私的行為、恣意的行為を除き業務遂行性を認めるものとする。

c　台風、火災等の突発事故による緊急用務のために、再生資源の集積場所等に赴く行為

(ロ)　業務起因性の判断は、労働者の場合に準じて行うものとすること。

なお、特別加入前に発生した事故による負傷、疾病、障害又は死亡については、当然保険給付は行われないものであるが、この点に関する具体的取扱いについては、林業の一人親方等の特別加入の場合の取扱いに準ずることとすること。

ホ　特別加入の制限、取消等の取扱い

特別加入の制限、特別加入者たる地位の消滅、保険給付、給付基礎日額及び支給制限に関する取扱いは、従来の一人親方等の場合と同様であること。

なお、給付基礎日額は2,000円から10,000円の範囲のうちから希望を徴して決定することとなるが、決定に当たっては、希望額を無条件に承認することなく同種の事業の労働者の賃金その他の事情を考慮し、実情に即した額とするよう配慮すること。

ヘ　第二種特別加入保険率

再生資源取扱業の一人親方等に係る第二種特別加入保険率は1,000分の12（現行13）であること（徴収則別表第５の改正）。

なお、保険料の納付に関しては、従来の一人親方等の特別加入者の場合と同様であること。

ト　通勤災害保護制度の適用

再生資源取扱業の一人親方等に対しても通勤災害保護制度が適用になること。

なお、通勤の取扱いについては、一般の労働者の場合と同様であり、自宅（住居）から再生資源の集積場所等の作業場所までの往復行為が該当することとなる。

また、上記への保険料率については、通勤災害に係る保険料率を考慮しているものである。

(2)　農作業従事者の特別加入に係る指定農業機械等の範囲の拡大について

イ　自営農業者で労災保険の特別加入が認められるものの範囲は、重度の障害を起す危険度が高いと認められる労働大臣が定める種類の農業機械を使用して行う一定の農作業に従事する者に限定しているところであるが、最近における農業機械の普及状況、農業機械による農作業中の災害発生状況等を勘案し、次の５種類の農作業機械を定置式機械又は携帯式機械として追加することとした（昭和40年労働省告示第46号の改正）。

動力剪定機、動力剪枝機、チェーンソー、単軌条式運搬機、コンベアー

なお、特別加入の団体である特定作業従事者の団体が定めることとされている業務災害の防止に関する当該団体が講ずべき措置及び当該団体の構成員が守るべき事項に、今回の追加指定機械に関する規定を設けることは当然であるが、チェーンソーについては、労働安全衛生法第42条に基づき厚生労働大臣が定める規格（昭和52年９月29日労働省告示第85号）を具備するもの（既に保有しているものを除く。）でなければ使用してはならない旨の規定を設け、これを励行させるよう指導すること。

ロ　指定農業機械による災害の補償の範囲については、昭和52年３月28日付基発第170号によるほか、動力カッター及びコンベアーを用いて行う作業については、作業の実態を考慮して、圃場で採取したものの最終利用までの作業を圃場、圃道以外で行う場合も含めるものとする。

なお、「圃場で採取したものの最終利用までの作業」とは、牧草等を圃場で採取する時からいったんサイコロ等に貯蔵し、飼料とするためにコンベアーにより取り出すまでの作業又は動力カッターにより裁断するまでの作業をいう。したがって購入した牧草等を裁断する等の作業は含まれないものであること。

(3)　一人親方等又は特定作業従事者の団体の業務災害防止について

従来一人親方等又は特定作業従事者の団体が特別加入の申請に当たり、業務災害の防止に関する当該団体が講ずべき措置及び当該団体の構成員が守るべき事項を記載した書類に代るものとして誓約書を提出させることにより足りるものとして取り扱ってきたところであるが、これが取扱いは、施行当初の暫定措置であるので、今後特別加入の申請を行おうとする団体については、できるだけ速やかに当該書類を整備し、構成員に対して周知を図り、その励行を期するよう加入承認に際して指導すること。

なお、既に特別加入の承認が認められている団体についても、当該団体の実情に配慮しつつ、できる限り速やかに上記書類の整備を図るよう指導すること。

(4) 海外派遣特別加入者に対する通勤災害保護制度の適用について

海外派遣特別加入者に対する通勤災害保護制度が、昭和55年４月１日以降の通勤災害について適用されることとなった。

なお、通勤災害の認定並びに保険給付の請求手続等に係る留意点は次のとおりである。

イ　通勤災害の認定

海外派遣者に係る通勤災害の認定に当たっての「住居」及び「通勤」の取扱いは、日本国内における一般労働者の場合と同様であること。したがって、通勤災害の認定も日本国内の一般労働者の場合に準じて行わせるものとする。

ロ　保険給付の請求手続

(イ) 保険給付の請求は、一般の労働者の場合と同様に通勤災害に係る保険給付支給請求書により行わせるものとする。

(ロ) 保険給付の請求手続については、昭和52年８月24日付基発第481号の記の１によることとするほか、請求書別紙の「通勤災害に関する事項」のうち事業主の証明を受けなければならないこととされている事項については派遣先の事業の事業主の証明書を必ず添付されることとする。

ハ　保険給付の支給手続等については、業務災害の場合と同様であることとする。

ニ　その他

海外派遣特別加入者に係る第三種特別加入保険料率は、従来どおり1,000分の11とされている。

（別　紙１）

法令の区分	条　　項	備　　考
労働安全衛生規則		
（機械による危険の防止）	第27条	規格に適合した機械等の使用
	第28条	安全装置等の有効保持のための点検・整備
	第29条	安全装置等の有効保持、使用
	第36条	危険業務に対する特別教育事項
	第44条	定期健康診断の励行
	第61条	病者の就業禁止
	第101条	原動機、回転軸等による危険の防止
	第102条	ベルトの切断による危険の防止
	第103条	動力しゃ断装置の設置
	第104条	運転開始の合図の励行
	第105条	加工物等の飛来による危険の防止
	第106条	切削屑の飛来による危険の防止
	第107条	そうじ等の場合の運転停止
	第108条	刃部のそうじ等の場合の運転停止
	第110条	作業帽等の着用
	第111条	回転刃物等の機械使用時の手袋の使用禁止
	第131条	プレス等による危険の防止
	第131条の２	プレスのスライドの下降による危険の防止
	第132条	クラッチ等の機能の保持
	第134条の３	定期自主検査
	第135条	
	第136条	作業開始前の点検
	第137条	プレス等の補修
（荷役運搬機械等）	第151条の５	制限速度の厳守
	第151条の６	転落等の防止
	第151条の７	接触の防止
	第151条の８	合図の励行
	第151条の９	立入禁止の措置
	第151条の10	荷の積載の注意事項
	第151条の11	運転位置から離れる場合の措置
	第151条の12	車両系荷役運搬機械等の移送
	第151条の13	荷台等へのとう乗の制限
	第151条の14	主たる用途以外の使用の制限
	第151条の15	修理等
	第151条の16	前照燈及び後照燈の装備
	第151条の17	ヘッドガードの装備

法令の区分	条　項	備　考
	第151条の18	バックレストの装備
	第151条の19	パレット等の強度
	第151条の20	荷重超過使用の制限
	第151条の21	定期自主検査
	第151条の22	
	第151条の25	フォークリフトの始業点検
	第151条の26	補修等
	第151条の49	貨物自転車の適正装備
	第151条の50	荷重超過使用の制限
	第151条の51	昇降設備の設置
	第151条の52	不適格な繊維ロープの使用禁止
	第151条の53	繊維ロープの点検
	第151条の55	中抜きの禁止
	第151条の56	荷台への乗車制限
	第151条の57	
	第151条の58	保護帽の着用
	第151条の59	始業点検
	第151条の60	補修等
(爆発、火災等の防止)	第262条	通風等が不十分な場所におけるガス溶接等の作業
	第263条	ガス等の容器の取扱い
	第265条	火災におそれのある作業の場所等の整備
	第266条	自然発火の防止
	第279条	危険物等がある場所における火気等の使用禁止
	第289条	消火設備の設置
	第290条	防火措置
	第291条	火気使用場所の火災防止
	第301条	アセチレン溶接装置の圧力の制限
	第302条	発生器室
	第303条	発生器室の要件
	第304条	格納室
	第305条	アセチレン溶接装置の構造規格
	第306条	安全器の設置
	第312条	アセチレン溶接装置の管理等
	第317条	定期自主検査
(電気による危険の防止)	第329条	電気機械器具の囲い等
	第330条	手持型電燈等のガード
	第333条	漏電による感電の防止

法令の区分	条　項	備　考
	第335条	電気機械器具の操作部分の照度
	第336条	配線等の絶縁被覆
	第337条	移動電線等の被覆又は外装
	第338条	仮説の配線等
	第352条	電気機械器具の使用前点検等
	第353条	電気機械器具の囲い等の点検等
(荷役作業等における危険の	第418条	不適格な繊維ロープの使用禁止
防止)	第419条	始業前の繊維ロープの点検
	第421条	中抜きの禁止
	第427条	はいの昇降設備の設置
	第430条	はいの間隔
	第431条	はいくずし作業の注意事項
	第432条	はい崩壊等の危険防止
	第433条	はいくずし場所の立入禁止
	第434条	はいくずし場所の照度の保持
	第435条	保護帽の着用の励行

(別紙２)

〔記 載 例〕

誓　約　書

労災保険の特別加入に当たり、当団体は会員の業務災害の防止に関し、別添の法令の規定又はこれに準じた措置を会員に遵守させること及び当団体が労働者災害補償保険法若しくは労働保険の保険料の徴収等に関する法律又はこれに基づく労働省令等に違反した場合は、○○労働局長が当団体に係る保険関係を消滅させても、一切異議の申し立ては行わないことを誓約いたします。

昭和　年　月　日

団体の名称

団体の所在地

代表者の氏名　　㊞

○○労働局長　殿

事務連絡第７号
昭和55年４月４日

各都道府県労働基準局
労災主務課長　殿

労働省労働基準局補償課長

特定農作業従事者の特別加入に係る労働大臣指定農業機械の追加について

全国農業協同組合中央会による特別加入制度改善対策運動の情報については、本年１月16日付事務連絡で連絡したところであるが、これに関連して指定農業機械の拡大等の措置がとられることとなり別途通達される予定である。これに伴い、今般、別添のとおり農林水産省農蚕園芸局長及び全国農業協同組合中央会長あて通知したので連絡する。

(別　添)

基発第155号
昭和55年３月31日

農林水産省農蚕園芸局長
全国農業協同組合中央会長　殿

労働省労働基準局長

労働者災害補償保険における指定農作業従事者の特別加入に係る労働大臣指定農業機械の追加について

標記については、別紙「特定農作業従事者の労災保険加入についての基本的考え方」に基づき昭和55年度から下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、この措置による保険支出の増加に対し、当面の措置として近い時期に第２種特別加入保険料率６／1000を７／1000以上に引き上げる予定である。

記

１．指定農業機械に動力剪定機・動力剪枝機・チェーンソー・単軌条式運搬機及びコンベアーを追加する。

２．指定農業機械に係る災害の補償の範囲は、農業の特別加入制度の趣旨からして圃場内における農作業に限定することとしているが、動力カッター及びコンベアーに係る災害については、作業の実態を考慮して圃場で採取したものの最終利用までの作業については、圃場以外で使用する場合も補償の範囲に含めて運用するものとする。

(別　紙)

特定農作業従事者の労災保険特別加入についての基本的考え方

1．労災保険制度は、本来、労働基準法上の雇用労働者の業務災害について使用者の補償責任を保険制度によって履行しようとするものであり、自営農業者一般の災害補償を労災保険制度によって行うことは、本質的になじまないものである。

2．昭和40年に労災保険に特別加入制度を導入した趣旨は、雇用労働者以外の者のうち、その作業の実態・災害の発生状況よりみて、雇用労働者に準じて特に保護することが適当であると認められる一定の者に対し、労災保険本来の使命や保険技術等からみて許容し得る範囲で特別に任意加入を認めたものである。特に農業従事者の特別加入は、農作業一般に対する補償制度が農業政策の中で創設されればそれに吸収されるものとしてそれまでの間の措置として設けられたものであって、その補償の範囲も危険度が極めて高く、重度の障害を起すおそれがある特定の農業機械による特定の作業を対象として必要最少限に止めることとされたものである。

3．労災保険は使用者の無過失賠償責任を前提とした保険制度であるので、保険給付費のほか事務費まで含めた経費は使用者の保険料によって賄われているものである。

また、労災保険の保険料は、特別加入を含め危険度を異にする業種ごとに、保険収支の均衡をはかることとして、支出に見合った保険料を業種別に決定しているところである。

ところで特別加入制度においては、任意加入方式で特別加入者自身が保険料の負担者になるため、年金制度との関係については、保険料収入が全く無いにもかかわらず、給付を続けなければならないこととなることもあり得るため、財政上困難な問題が生じてくるので、特別加入保険料率は、将来、財政破綻を招来することのないよう危険負担を加味したものを考慮する必要がある。

4．現在、補償の対象として認めている農作業の範囲を養蚕・養畜等にまで拡大し、また、腰痛等の疾病及び家畜による災害等指定農業機械による災害以外の農業災害についても労災保険の対象とすることは、以上の基本原則、災害の原因及び質並びに私生活と業務との区別がつけ難いこと等からみて制度的にも技術的にも極めて困難である。

5．以上のとおり、「農作業中のすべての事故の補償」を行う制度の検討に当たっては、基本的には労災保険の特別加入の拡大によって解決すべきではなく、農業共済保険制度の充実等を含めた新制度の創設によるべきものであると考える。なお、現在特別加入の対象とされている指定農業機械の範囲については、新しい農業機械の導入の実情及びこれによる重度災害の発生状況を全般的、総合的に検討し、今般その機械の追加を行うこととしたものである。

事務連絡第10号
昭和55年５月６日

各都道府県労働基準局
労災主務課長　殿

労働省労働基準局補償課長

職場適応訓練従事者の特別加入の取り扱いの一部変更について

標記について、昭和41年12月26日付け基災発第29号及び昭和53年５月17日付け事務連絡第18号により取り扱ってきたところであるが、本年４月４日付け職発第150号により職場適応訓練生の特別加入に係る給付基礎日額が改正され、又４月５日付け職発第154号により「短期の職場適応訓練」が新たに実施され、それぞれ本年４月１日から適用されたことに伴い、職場適応訓練従事者に係る特別加入の取り扱いの一部を、本年度より下記のとおり改めることとしたので了知されたい。

記

1．職場適応訓練従事者の給付基礎日額は、訓練手当の引き上げに伴い本年４月１日より引き上げることとなった。その額は、昭和41年７月21日付け婦発第269号、職発第442号、訓発第137号通達別添「訓練手当支給要領」５の(2)に掲げる各級地区分のうち、１級地にあっては3,500円とし、２級地、３級地にあっては3,000円とすること。

なお、雇用保険法第13条又は第39条第１項の規定に該当する者及び船員保険法に基づく船員失業保険金受給資格者に係る給付基礎日額の取り扱いは従前のとおりとする。

2．職場適応訓練従事者の特別加入については、昭和48年３月29日付け職発第105号別添「職場適応訓練実施要領」に基づきおおむね６ヵ月（中小企業における訓練又は重度の心身障害者にあっては１年以内）の訓練期間を有するものとして取り扱われてきたところであるが、今般、職場適応訓練として２週間以内（重度の心身障害者については４週間以内）の訓練期間で行われる短期の職場適応訓練が実施されたことに伴い、「短期の職場適応訓練（職場実習）実施要領」に基づく訓練生についても、職場適応訓練従事者としての特別加入の対象となったこと。

なお、これらの者に係る特別加入の手続・給付基礎日額の決定等については、従来の職場適応訓練従事者と何ら変わるものではなく、又これらの者を特に区別して取り扱う必要はないものであること。

発労徴第34号
基発第283号
昭和55年5月31日

各都道府県労働基準局長
各都道府県知事　殿

労働大臣官房長
労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（昭和55年労働省令第15号。以下「改正省令」という。）が、昭和55年5月31日に公布され、労働者災害補償保険の特別加入者の給付基礎日額に関し、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災則」という。）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。）の一部改正が行われたので、下記事項に留意のうえ、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1．特別加入者の給付基礎日額は、従来は、2,000円、2,500円、3,000円、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円又は10,000円のうちから決定することとされていたが、労働者の給付基礎日額の最低保障額（昭和55年4月1日から2,670円に改定）との均衡を考慮し、このうち2,000円を削ることとされ、同時に最近の賃金動向等を考慮し、特別加入者の給付基礎日額として決定できる金額の範囲に、12,000円、14,000円及び16,000円が新たに加えられることになった（労災則第46条の20第1項の改正）。

また、これに伴い、特別加入保険料の算定基礎額についても、給付基礎日額が2,000円の場合を削るとともに、給付基礎日額が12,000円、14,000円及び16,000円の場合は、それぞれ当該給付基礎日額を365倍した額とされた（徴収則別表第4の改正）。

なお、特別加入者の給付基礎日額の決定に当たっては、当該特別加入者の収入等を考慮のうえ、その実態からかい離した給付基礎日額が決定されることのないよう事務処理に留意されたい。

2．労災則第46条の18第3号に掲げる作業に従事する者（家内労働者）については、従来からその収支の実態等を考慮し、1,000円及び1,500円の給付基礎日額が認められていたところであるが、今回の改正においてもこれらの者については、低額の給付基礎日額を認める必要があるため、なお当分の間、1,000円、1,500円及び2,000円の給付基礎日額を認めることとされた（改正省令附則第2条第3項及び第4条）。

また、これに伴い、家内労働者については、当分の間、1,000円、1,500円及び2,000円の給付基礎日額に応ずる365,000円、547,000円及び730,000円の特別加入保険料の算定基礎額を認めることとされた（改正省令附則第3条第2項及び第4条）。

3．特別加入者の給付基礎日額に、新たに12,000円、14,000円及び16,000円を加える改正に係る部分（特別加入保険料の算定基礎額の改正に係る部分を含む。）は、昭和55年6月1日から施行され、2,000円を削る改正に係る部分（特別加入保険料の算定基礎額の改正に係る部分を含む。）は、昭和56年4月1日から施行される。

なお、家内労働者に係る前記2の2,000円の給付基礎日額を認める特例については、昭和56年4月1日から施行さ

れる（改正省令附則第１条）。

4．昭和56年３月31日において、すでに特別加入している者であって、2,000円の給付基礎日額が定められているものについては、同日以前に生じた業務災害又は通勤災害に係る保険給付又は特別支給金の額の算定に用いる給付基礎日額は、業務災害又は通勤災害の発生時点において当該特別加入者について定められていた給付基礎日額を用いるものである（改正省令附則第２条第１項）。

5．昭和56年３月31日において、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第28条第１項の承認を受けている事業の期間が予定される事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第７条の規定により一括されている事業を除く。）に係る労働者災害補償保険法第27条第１号又は第２号に掲げる者であって、同日において2,000円の給付基礎日額が定められているものについては、当該事業が終了するまで、当該定められた額を給付基礎日額とする（改正省令附則第２条第２項）。

これに伴い、これらの者についての特別加入保険料算定基礎額は、当該事業が終了するまで、その給付基礎日額に応ずる改正前の徴収則別表第４の右欄に掲げる額によるものとする（改正省令附則第３条第１項）。

発労徴第25号
基発第191号
昭和56年3月31日

各都道府県労働基準局長　殿

労働大臣官房長
労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（昭和56年労働省令第8号。以下「改正省令」という。）が昭和56年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることとなり、労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める告示の一部を改正する告示（昭和56年労働省告示第25号。以下「改正様式告示」という。）が昭和56年3月28日に公布され、同年4月1日から施行されることとなった。また、一人親方等の特別加入者のうち、自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者の範囲について従来の取扱いを一部改めることとなった。

ついては、下記事項に留意のうえ、事務処理に遺漏のないよう配慮されたい。

記

1．（略）

2．特別加入者の範囲の拡大

(1)　家内労働者に係る特別加入者の範囲の拡大

次に掲げる作業に従事する家内労働法（昭和45年法律第60号）第2条第2項の家内労働者及び同条第4項の補助者が、新たに特別加入者の範囲に加えられた（労災則第46条の18第3号の改正）。

イ　労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6の2に掲げる有機溶剤又は有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第1条第1項第2号の有機溶剤含有物を用いて行う作業であって、化学物質製、皮製若しくは布製のグラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの

ロ　動力により駆動される合糸機又は撚糸機を使用して行う作業

ハ　木工機械を使用して行う作業であって仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの

なお、ハの木工機械には、動力ろくろを含むものである。

これらの作業に係る第2種特別加入保険料率は、イ及びロの作業については1,000分の4、ハの作業については1,000分の18である（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）別表第5の改正）。

(2)　自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業に係る特別加入者の範囲の拡大

自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者の特別加入者の範囲については、昭和49年2月13日付け基発第72号「自動車を使用して行う貨物運送の事業に関する特別加入の取扱いについて」により、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の一般自動車運送業の免許を受けた者及び事業の実体が運送の事業に該当し、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法（昭和42年法律131号）の適用を受ける者に限って取り扱ってきたところであるが、昭和56年度から、これらの者のほか、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省第75号）第57条第1項の軽自動車を使用して軽車両等運送事業（通称「赤帽」

といわれている。）を行う者であって、同項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出したものを含めることとする。なお、この場合の取扱いについては次によることとする。

イ　特別加入の承認基準

特別加入の承認基準は昭和40年11月１日付け基発第1454号によることとするが、軽自動車を使用して軽車両等運送事業を行う者及びその事業に従事する者については、特別加入申請書（告示様式第34号の10）別紙の「業務又は作業の内容」欄に道路運送法施行規則第57条第１項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を行った際の路線又は事業区域及び取扱貨物の種類を明記させるとともに当該書類の写を添付させることとする。

ロ　業務上外の認定

業務上外の認定については、昭和50年11月14日付け基発第671号「特別加入者に係る業務上外の認定基準等の改正について」の記のⅠの第１の１の(2)のロによることとする。この場合、「免許を受けた事業」とあるのは「軽自動車を使用して行う軽車両等運送事業」と読み替えることとする。

ハ　その他

上記に掲げるもののほか、特別加入申請の手続、保険給付の支給手続等については従前のとおりとする。

３．（略）

事務連絡第14号
昭和56年４月２日

各都道府県労働基準局
労 災 主 務 課 長 殿

労働省労働基準局補償課長

自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業に係る特別加入者の範囲の拡大について

標記については、今般、軽自動車を使用して軽車両等運送事業を行う者等を新たに特別加入の対象者とすることとし、その旨を昭和56年３月31日付け発労徴第25号及び基発第191号により通達したところであるが、同通達中記の２の(2)のイ特別加入の承認基準で特別加入申請書に添付させることとしている道路運送法施行規則第57条第１項各号に掲げる事項を記載した書類には、労災保険特別加入の承認等に不要なものも含まれているため、別添様式による届出書及び道路運送法施行規則第57条第１項各号に掲げる事項を記載した書類（通常「軽車両等運送事業届出書」といわれている。）の表紙（陸運事務所の受理印が押捺されているものに限る。）の写しが特別加入申請書に添付された場合には、当該書類の写しが添付されたものとして取り扱うこととしたので事務処理に遺漏のないよう留意されたい。

（別 添）

労災保険特別加入申請用軽車両等運送事業届出書

<table>
<tr><td rowspan="3">届出者</td><td>住 所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="2">フリガナ</td></tr>
<tr><td>名 称</td><td colspan="2">氏 名</td></tr>
<tr><td colspan="2">主たる事務所の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車庫の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>届出年月日</td><td>年 月 日</td><td>事業の開始</td><td>年 月 日</td></tr>
<tr><td>届出車両</td><td>自動車の種類</td><td>乗車人員</td><td>最大積載量</td></tr>
<tr><td>台</td><td></td><td>名</td><td>kg</td></tr>
<tr><td colspan="2">路線又は事業区域</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

上記については、道路運送法施行規則第57条に基づき提出された軽車両等運送事業届出書に記載された内容と相違ありません。

年 月 日

所在地
名称及び 赤帽 軽自動車協会
氏 名 理事長 ㊞

(参　考)

軽車両等運送事業届出書

住所 [redacted]

名称　赤帽三浦運送店

氏名 [redacted] ㊞

受理票

昭和 56.2.20 受理

神奈川県
陸運事務所

基 発 第 174 号
昭和58年３月31日

都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

建設の事業に関する特別加入の取扱いについて

労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）第46条の17第２号の「土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業」（以下「建設の事業」という。）の特別加入者の範囲については、昭和40年11月１日付け基発第1454号通達により取り扱ってきたところであるが、これが取扱いについて下記により行うこととしたので、その事務処理に遺憾なきよう配意されたい。

記

１．特別加入者の範囲

建設の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者の範囲について、今般、電気事業法に基づく電気主任技術者の免状の交付を受けている者であって自家用電気工作物の設置者との委託契約により電気工作物の工事（屋内、屋側の電気配線、電柱での高所作業等）、維持（保存）及び運用保安の作業、その他自家用電気工作物の保存のための点検・測定・試験及び故障時の応急修理等にかかる業務を行う者、（以下「電気管理技術者」という。）をその作業内容、作業実態あるいはそこに内在する災害の危険性の種類等から判断して労災則第46条の17第２号の規定による特別加入者の範囲に含めることとする。

２．特別加入の承認基準

特別加入の承認基準については、従来どおりであるが、電気管理技術者の加入申請者たる団体については、既に全国９箇所において電気管理技術者協会が設立されており、その大半が社団法人として許可された団体であって、定款、細則及び事務処理規定の面からも組織、運営方法が整備されているところから、その事務処理能力も十分と認められるので、当該電気管理技術者協会を労働者災害補償保険法第27条第３号に掲げる者の団体として認めることとする。

なお、電気管理技術者協会に対しては特別加入の申請に当たり、業務災害の防止に関して講ずべき措置及び構成員が守るべき事項を記載した災害防止基準を設けた種類を提出させることとする。

３．業務上外の認定

業務上外の認定については、昭和50年11月14日付け基発第671号通達「特別加入者に係る業務上外の認定基準等の改正について」の記の１の第１の１の(2)のイによる。この場合「請負契約」を「委託契約」と読み替えることとする。

４．その他

上記に掲げるもののほか、特別加入申請の手続、保険給付の支給手続等については従前のとおりとする。

事　務　連　絡
昭和58年11月21日

各都道府県労働基準局
　労災主務課長　殿

労働省労働基準局補償課
第一業務班長
第二業務班長

建築事業を業とする者の自宅等の建築工事中の災害について

標記のことについては、昭和23年12月25日付け基収第4281号等によりその取扱いが示されてきたところでありますが、特別加入を行っている中小事業主等の労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）の適用について必ずしも斉一的な取扱いがなされていない実情が見受けられます。今般、このことについては下記のとおりとりまとめましたので今後はこれを参考として事務処理に遺漏のないようお願いします。

記

1．建築事業を業とする者（法人であると個人であるとを問わない。以下「事業主」という。）が、その事業の一環として当該事業主の所有する社屋・作業場・住宅等の工事を行う場合に、当該工事に係る災害によってその雇用する労働者が被災した場合には、労災保険法の適用がある。

2．労災保険法第27条第1号及び第2号に定める者であって同法第28条に定める中小事業主等の特別加入の承認を受けている者が前記1の工事を行っているときに、当該工事に係る災害によって被災した場合には労災保険法の適用がある。

　なお、事業主等が当該工事に労働者を使用せず単独で行うものは私的工事と認められるので労災保険法は適用されない。

3．労働保険料の適正徴収に資するため、事業主に対し、前記1の工事に係る一括有期事業開始届等の提出励行について指導に努めること。

事務連絡第32号
昭和58年11月29日

各都道府県労働基準局
労災主務課長 殿

労働省労働基準局補償課長

産業医に対する労働者災害補償保険法の適用について

標記のことについては、従来から個別具体的な事案に即して判断していただいているところであるが、今般、その取扱いに関して下記のとおり取りまとめたので、今後はこの趣旨に則り、事務処理に遺漏のないよう御配意願います。

なお、このことについては、既に大臣官房労働保険徴収課と協議済であり、日本医師会にも連絡済であるので申し添えます。

記

1．産業医の職務等

産業医の職務等については、労働安全衛生法第13条（産業医の選任）、同法施行令第５条（選任すべき事業場の規模）、労働安全衛生規則第14条（職務）及び同規則第15条（巡視、防止措置）に規定されているが、その概要は次のとおりである。

一定規模以上の事業場については、事業者は産業医を選任して、その産業医に健康診断などの健康管理、衛生教育、健康の保持増進の措置、健康障害の調査等の職務を行わせることとなっている。また、産業医は必要に応じて事業者等に勧告、指導若しくは助言を行うこととなっている。

2．産業医の身分

(1) 事業者と直接雇用契約を締結し、事業場に専属で職務を行う産業医については、当該事業場の労働者である。

(2) 事業者（委託者）が医療機関（受託者）（法人であると、個人であるとを問わない。以下同じ。）と産業医に係る事務処理を委託する契約（以下「委託契約」という。）を締結している場合には、当該医療機関の業務として産業医に係る業務が包含されるものである。したがって、当該医療機関に雇用される医師が、その指揮監督下で産業医としての職務を行う場合は、当該医療機関の労働者として取り扱われる。

(3) 事業者（委託者）が医師個人（受託者）と委託契約を締結して、当該医師個人が産業医に係る職務を行う場合には、当該事業者と医師個人との間に使用従属関係は認められない。

3．労働者災害補償保険法の適用

(1) 上記２の(1)及び(2)の場合の労働者たる医師については当然に労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）の適用がある。

(2) 上記２の(2)の医療機関に係る事業主等は労災保険法の適用はない。

しかしながら、当該委託契約が医療機関として締結されたものであり、かつ、当該医療機関の事業主等が労災保険法第27条第１号及び第２号に定める者であって、同法第28条に定める中小事業主等の特別加入の承認を受けている場合には、当該事業主等が行う産業医に係る職務は、労働者が行う業務に準じた業務と認められるので当該職務遂行によって被った災害については労災保険法の適用がある。

(3) 上記２の(3)のごとく、当該委託契約を医師個人としての資格で締結する場合には、労災保険法は適用されない。

4．保険給付請求

上記３の(2)の場合における保険給付の請求に当たっては、当該災害が職務遂行中に発生したことを委託者である事

業者が証明する書面（別紙例）を当該請求書に添付させること。

なお、証明書は、初回の請求書に添付すれば足りるものである。

5．その他

(1) 事業主である医師等が特別加入するためには、次のような条件が必要である旨、各都道府県医師会を通じ周知に努めること。

イ　当該医療機関に雇用されている労働者について労働保険（労災保険及び雇用保険。以下同じ。）の加入手続（保険料の申告・納付）を行っていること。

ロ　当該医療機関は労災保険法第27条に基づき労働保険事務を労働保険事務組合に委託していること。

なお、医療機関が労働保険事務を労働保険事務組合に委託できるのは、その使用する労働者数が常時50人以下の事業主であること。

ハ　特別加入の申請をしようとする中小事業主である医師等は、「特別加入申請書（中小事業主等）」を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働基準局長に提出し、その承認を受けること。

なお、その際には当該申請書の「業務の内容」欄に産業医に係る職務について記入するよう指導すること。

(2) 既に特別加入している事業主等で産業医に係る職務を行っている者については、上記(1)のハの「特別加入申請書(中小事業主等)」の「業務の内容」欄に産業医に係る職務について記載のないものであっても、当面、変更届が行われるまでは産業医に係る業務について承認のあったものとみなすこととするが、当該変更届すべき者を把握した場合には「業務の内容」欄について変更届を行うよう指導すること。

（別紙例）

災　害　証　明　書

被　災　者

生 年 月 日　　年　月　日生

負傷年月日　　年　月　日

午前

時　分頃

午後

災害の原因

及び発生状況

上記の者は産業医としての職務中に災害が発生したことに相違ないことを証明いたします。

事　業（委託者）の名称

事業場（委託者）所在地

事業者の氏名　　㊞

（法人その他の団体であるときは、その名称及び代表者の氏名）

労 働 基 準 監 督 署 長 殿

事務連絡第９号
昭和59年３月10日

各都道府県労働基準局
労災主務課長　殿

労働省労働基準局補償課長

農作業従事者の特別加入に係る指定農業機械について

標記については、労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第１号の規定に基づき労働大臣が定める機械の種類を定める告示（昭和40年10月30日労働省告示第46号）により規定されているところである。ところで、同告示第３号イの「動力揚水機」は、揚水の機能はもとより、排水の機能も併せ有しているので、たとえ、排水を目的として使用する場合であっても農作業に使用する限りにおいては、指定農業機械に該当するものであるので、この点に留意のうえ、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

基 発 第 483 号
昭和59年９月12日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

家内労働者等の特別加入者に係る業務上外認定基準の改定について

家内労働者及びその補助者（以下「家内労働者等」という。）の特別加入者に係る業務上外の認定基準の取扱いについては、昭和45年10月12日付け基発第745号により実施してきたところであるが、今般、これが取扱いの一部を下記のとおり改め、昭和59年10月１日以降の災害について適用することとしたので、その運用については、遺憾のないよう配意されたい。

記

上記基発第745号通達記の５の(1)のイを次のとおり改める。

イ　家内労働者等が被った災害に係る業務上外の認定に際しては、次の場合に限り、業務遂行性を認めることとし、業務起因性の判定は、一般の労働者の場合に準じて行うこととする。

(イ)　家内労働者等が、当該家内労働者等の作業場において、特別加入申請書（告示様式第34号の10）〔別紙〕の「業務又は作業の内容」欄に記載された作業又はこれに直接附帯する行為を行う場合

なお、「直接附帯する行為」とは、当該家内労働者等の作業場において行う当該作業の準備行為又は後始末行為をいい、自宅と自宅以外の当該家内労働者等の作業場との間、自宅又は自宅以外の当該家内労働者等の作業場と委託者の事務所との間の往復は含まれない。

(ロ)　家内労働者等が、当該家内労働者等の作業場に隣接した場所（作業場の敷地内、作業場前の道路上等）において行う家内労働に係る材料、加工品等の積み込み、積み降し作業及び運搬作業を行う場合

事務連絡第29号
昭和59年9月12日

各都道府県労働基準局
労災主務課長 殿

労働省労働基準局補償課長

家内労働者等の特別加入者に係る業務上外認定基準の改正に伴う運用上の留意点について

今般、昭和59年9月12付け基発第483号通達（以下「通達」という。）をもって家内労働者等の特別加入者に係る業務上外認定基準の一部改正が示されたが、これが運用にあたっては、下記事項に十分留意のうえ、遺憾のないよう期されたい。

記

1．認定基準の改正理由について

家内労働者等の特別加入者に係る業務上外の認定については、家内労働者等の作業場所が通常家庭内の作業場に限定されることもあって、当該作業場において行われる作業行為及びこれに直接附帯する行為に限って業務遂行性を認めてきたところであるが、かねてより、家内労働審議会その他関係者から家内労働者等の作業場以外の場所における災害（いわゆる戸外事故）に対する災害補償について強い要望があり、また、家内労働者の災害調査においても戸外事故の実態が明らかにされたこと等を考慮し、検討の結果、家内労働者等に係る業務上外認定の取扱いを一部改正することとしたものである。

2．改正認定基準について

(1) 通達記のイの(ロ)の趣旨は、家内労働者等が、家内労働に係る材料等を事業委託者から受け取る場合あるいは完成した加工品等を事業委託者に受け渡す場合において、当該受け取り、受け渡しの作業が家内労働者等の作業場及び作業場に隣接した場所において行われている事例が多く見受けられるという実態を考慮し、当該作業を行う場合についても業務遂行性を認めようというものである。

なお、通達記のイの(イ)で示すとおり、自宅と自宅以外の当該家内労働等の作業場との間、自宅又は自宅以外の当該家内労働者等の作業場と事業委託者の事務所との間の往復については、従前どおり業務遂行性を認めていないので念のため申し添える。

(2) 通達記のイの(ロ)の「家内労働者等の作業場に隣接する場所」とは、家内労働者等の自宅若しくは自宅以外の作業場敷地内又は自宅若しくは自宅以外の作業場の前の道路上をいうものであるが、たとえば、家内労働者等の自宅前の道路が狭あいで、事業委託者の使用する車両等が通行できず、やむを得ず本通りにおいて材料、加工品等の積み込み、積み降しを行う場合においては当該積み込み、積み降し場所及び当該場所までの運搬路も含むものとする。

また、「材料、加工品等の積み込み、積み降し作業及び運搬作業」とは、家内労働者等が家内労働に係る材料を事業委託者から受け取り、自宅又は自宅以外の当該家内労働者等の作業場に運び込むまで、又は完成した加工品を当該作業場から事業委託者の所有する車両等に運び込むまでの一連の作業をいう。

3．特別加入に係る収支改善対策について

特別加入に係る保険収支の悪化は、保険財政の適正運用の面からもまことに憂慮すべきことであり、早急に対処をせまられている問題である。

このため、本省としても収支改善の立場から関係業界に対し機会あるごとに指導を行っているところであるが、収

支改善の基本は、料率の改正ではなく、労働災害の防止にあることから、家内労働者等の特別加入についても、今回の認定基準の改正にあたって、家内労働審議会等の場を通じて家内労働者あるいは事業委託者等家内労働関係者に対し、労働災害防止についての自らの努力を強く要請したところである。

今般の業務遂行性の範囲の拡大は、家内労働関係者が労働災害防止に努めることを前提に認めたものであり、さらには、昭和59年７月30日付け婦労発第２号「家内労働者にかかる災害防止対策の推進について」が各局賃金課長あて、通知されているところであるので、地方局においても、この点を十分に理解され関係者に対する収支改善の指導等について、特段の配慮を願いたい。

基発第549号
昭和59年10月11日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

労働組合の非専従役員等の特別加入者に係る業務上外認定の取扱いについて

労働組合の役員であって、当該労働組合の業務に専ら従事する者以外のもの（労働組合の代表者を除く。以下「非専従役員」という。）については、昭和44年３月７日付け基発第112号により労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第27条第２号（中小事業主が行う事業に従事する者）に該当する者として労災保険の特別加入を認めており、これらの者に係る業務上外の認定は、昭和50年11月14日付け基発第671号（以下「第671号通達」という。）に定める基準により取り扱ってきたところである。しかしながら、その運用に当たっては、非専従役員の業務の特殊性から、一部実情に即さない面がみられることから、今後は、下記により取り扱うこととしたので、関係労働組合に対し周知指導のうえ、これが事務処理に遺憾のないようにされたい。

記

１．労災保険法第27条第２号に該当する者として、同法第28条に定める中小事業主等の特別加入の承認を受けている非専従役員が、特別加入申請書（別紙）（告示様式第34号の７（別紙）をいう。以下同じ。）の業務の内容欄に記載された所定労働時間以外の時間で、かつ、当該労働組合の労働者（専従役員、事務局員等）が就業していない時間（以下「所定労働時間外」という。）に特別加入申請書（別紙）の業務の内容欄に記載された業務を単独若しくは当該労働組合の他の特別加入者を伴って行う場合にあっては、当該事務の遂行に当たり労働組合の代表者から業務命令があったことが明らかな場合に限り、上記第671号通達記の第１の１の(1)のロにかかわらず、業務遂行性を認めることとする。

なお、ここでいう「労働組合の代表者から業務命令があったことが明らかな場合」とは、文書等による労働組合の代表者の積極的な命令があった場合のほか、明示の業務命令がない場合であっても、非専従役員の職務として当然予想される業務を行う場合で、かつ、当該業務が当該労働組合の業務遂行計画等に基づいて行われたものであることが、明確に証明できる場合をこれに含むものとする。

２．労災保険法第27条第１号に該当する者として、同法第28条に定める中小事業主等の特別加入の承認を受けている労働組合の代表者が所定労働時間外において特別加入申請書（別紙）の業務の内容欄に記載された業務を単独で行う場合は従前どおり業務遂行性を認めないこととするが、特に上記１の非専従役員を伴って業務を行う場合に限って業務遂行性を認めることとする。

３．本取扱いは、昭和59年11月１日以後に発生した災害について適用するものとする。

事務連絡第31号
昭和59年10月11日

各都道府県労働基準局労災主務課長　殿

労働省労働基準局補償課長

労働組合の非専従役員等の特別加入者に係る業務上外認定の取扱いについて

今般、昭和59年10月11日付け基発第549号（以下「通達」という。）をもって労働組合の非専従役員等の特別加入者に係る業務上外認定の取扱いが示されたところであるが、これが運用に当たっては、下記の点に十分留意のうえ、遺憾のないよう配意されたい。

記

1．特例取扱いの設置理由

(1) 労働組合の非専従役員について

労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第27条第２号に該当する者として、同法第28条の特別加入が認められている労働組合の非専従役員（以下「非専従役員」という。）に係る業務上外の認定については、昭和50年11月14日付け基発第671号（以下「第671号通達」という。）により取り扱っているところであるが、同通達記の第１の１の(1)のロにおいては、労働者の所定労働時間外における特別加入者の業務行為については、当該事業場の労働者が時間外労働を行っている時間の範囲に限って業務遂行性を認めているところである。

しかしながら、非専従役員の業務は、当該労働組合に雇用されている労働者（専従役員、事務局員等）と異なり、当該労働組合の終業時刻以降あるいは日曜、祝祭日等労働者の所定労働時間以外の時間で、かつ、労働者が就業していない時間に行われることが一般的である。

このため、一般中小事業場の事業主等を対象にして設定された第671号通達の取扱いをそのまま非専従役員に適用することは実情に即さないこと、また、非専従役員の業務行為は労働組合の代表者の指示、命令に基づいて行われることが多く、この意味において、非専従役員は、他の中小事業主等の特別加入者に比べかなり支配従属性が強いこと等を勘案し、今般、非専従役員に係る業務上外認定の取扱いについて特例を設けたものである。

(2) 労働組合の代表者について

労災保険法第27条第１号に該当する者として同法第28条の特別加入が認められている労働組合の代表者については、業務又は作業内容について自主的判断によって確定できる立場にあり、かなり事業主的色彩が濃いので、所定労働時間外に単独で業務を行う場合は、従前どおり業務遂行性を認めないこととするが、非専従役員に対する特例取扱いを認めたことにより、特に労働組合の代表者が当該非専従役員を伴って労働者が就業していない所定労働時間外に業務を行う場合に限って業務遂行性を認めることとしたものである。

2．特例取扱い

(1) 通達記の１について

非専従役員の業務の特殊性を考慮し、第671号通達の特例措置として、非専従役員が所定労働時間以外の時間で、かつ、労働者が就業していない時間に単独又は当該労働組合の他の特別加入者を伴って業務を行う場合については、業務遂行性を認めることとする。

ただし、この場合においては、当該業務を遂行するに当たり、労働組合の代表者から業務命令があったことが客観的に明らかな場合に限るものとする。

これについては、特別加入者の業務又は作業内容が当人自身の判断によって、いわば主観的にきまる場合が多いので、災害が発生した場合、どこまでを業務上の災害にすべきか等の判断が難しく、従来より特別加入者に係る業務上外の認定基準の設定に当たっては、業務の範囲の確定や災害の現認等労災保険の技術的処理が可能な範囲で行うこととしているものである。今回の場合についても、非専従役員の業務のうち、業務遂行性が認められる業務を「労働組合の代表者からの命令に基づいて行われたことが明らかな業務」に限定することによって、業務上外の認定を保険技術的に可能ならしめたものである。したがって、業務上外の認定に当たり、当該業務について、労働組合の代表者から業務命令があったことが客観的に明らかでない場合については業務遂行性は認められないので、この旨関係労働組合に対し周知徹底を図るとともに、これが運用に当たっては、慎重かつ、適切に取扱うよう特に留意されたい。

また、通達記の１の「労働組合の代表者から業務命令があったことが明らかな場合」とは、業務命令書等の文書によって業務命令があったことが確認できる場合のほか、明示の業務命令がない場合については、業務遂行計画書その他によって非専従役員の業務として行ったことが明確に証明できる場合をいう。

(2) 通達記の２について

労働組合の代表者が労働者の所定労働時間外に単独で業務を行う場合については、第671号通達に示すとおり業務遂行性を認めないこととするが、通達記の１により非専従役員について業務遂行性を認めたことにより、労働組合の代表者が当該非専従役員を伴って労働者の就業していない所定労働時間外に業務を行う場合に限って業務遂行性を認めるものである。

３．保険給付請求

通達記の１の場合において発生した災害に係る保険給付の請求に当たっては、当該業務の遂行について、労働組合の代表者から業務命令があったことが明らかであることを労働組合の代表者が証明する業務証明書（別紙例）を当該請求書に添付させること。

なお、保険給付の決定に当たり、特に必要がある場合については、労働組合の代表者から当該業務証明書の内容を証明することができる書類等を提出させるなどして非専従役員の所定労働時間外の災害に係る業務上外の認定については、特に慎重を期すること。

(別紙例)

業　務　証　明　書

1．被災者の氏名及び職名

(生年月日　　(　　歳))

2．災害発生時に行っていた業務の内容

(イ) 業務の目的及び内容

(ロ) 作 業 場 所

(ハ) 作業予定時間 (　日　時　分 ～　日　時　分まで)

(ニ) 当該業務について具体的指示を
行った者の氏名

上記の者は、業務命令に基づき、非専従役員としての職務中に災害が発生したことに相違ないことを証明します。

労働組合の名称
及 び 所 在 地

代表者の氏名　　㊞

労 働 基 準 監 督 署 長　殿

労働省発労徴第14号
基 発 第 122 号
昭和60年３月９日

各都道府県労働基準局長
各 都 道 府 県 知 事　殿

労 働 大 臣 官 房 長
労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（昭和60年労働省令第４号。以下「改正省令」という。）及び労災保険率適用事業細目表の一部を改正する告示（昭和60年労働省告示第10号。以下「事業細目表改正告示」という。）が昭和60年３月９日に公布され、同年４月１日から施行されることとなったので、下記事項に留意の上、事務処理に遺漏のないよう配慮されたい。

記

第１　労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「徴収則」という。）の一部改正

１．特別加入者の給付基礎日額の一部改正

特別加入者の給付基礎日額については、従来2,500円から16,000円までの中から決定することとされていたが、このうち2,500円については労働者の給付基礎日額の最低保障額（昭和59年８月１日から3,210円に改定）との均衡を考慮し、昭和60年３月31日限りで廃止することとされた（労災則第46条の20第１項の改正）。

また、この改正に伴い、給付基礎日額が2,500円の場合に対応する保険料算定基礎額（912,500円）についても、昭和60年３月31日限りで廃止することとされた（徴収則別表第４の改正）。

２．労災保険率の一部改正

(1)　事業の種類の新設

日本専売公社の民営化に伴い、同公社のたばこ工場（原料工場等を含む。）について適用すべき労災保険率を検討していたところであるが、災害率、作業形態等の類似する製茶業を含めて、「たばこ等製造業」という事業の種類を新設し、その労災保険率を「1000分の５」とすることとした（徴収則別表第１の改正）。

なお、印刷工場、機械製作工場、本社、支社等については、それぞれ該当する事業の種類の労災保険率を適用する。

(2)　事業の種類の統合

「製糸業」については、近年この事業に使用される労働者数が減少し、独立した事業の種類としては適当でなくなったため、「繊維工業又は繊維製品製造業」に統合することとした。なお、統合後の労災保険率は「1000分の７」である。

また、「沿岸荷役業」及び「船内荷役業」については、最近における荷役業の形態の変化等にかんがみ、これを統合して「港湾荷役業」とし、その労災保険率を「1000分の51」とすることとした（徴収則別表第１の改正）。

３．その他

今般、「沿岸荷役業」と「船内荷役業」統合されること（２(2)参照）に伴い、メリット収支率の算定に係る特定

疾病の種類等及びそれに対応する調整率を定めた規定について、所要の字句の整理を行った（徴収則第17条の２及び第19条の２の改正）。

第２　（略）

第３　経過措置について

１．特別加入者の給付基礎日額の改正に伴い、次のとおり経過措置が講じられた。

(1)　改正省令の施行日（昭和60年４月１日）前において、すでに特別加入している者であって、給付基礎日額が2,500円と定められていたもの（次の(2)に掲げる者を除く。）については、当該給付基礎日額が2,500円と定められていた期間中の事故に係る保険給付又は休業特別支給金の額の算定に用いる給付基礎日額は、従前どおり、2,500円とすることとされた（改正省令附則第２条第１項）。

また、給付基礎日額が2,500円と定められていた期間については、当然保険料算定基礎額を912,500円として確定保険料を算定することとなる（改正省令附則第３条第２項）。

(2)　施行日の前日において、すでに有期事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第７条の規定により一括されている事業を除く。）の保険関係に基づく特別加入者として取り扱われている中小事業主等のうち、給付基礎日額が2,500円と定められていたものについては、当該事業が終了するまで2,500円を給付基礎日額とすることとされた（改正省令附則第２条第２項）。

また、これらの者については、当該事業が終了するまで、2,500円の給付基礎日額に応ずる912,500円に特別加入期間の年数（特別加入が承認された日から当該事業が終了する日までの期間の年数で、１年未満の期間は１年として算定する（徴収則第21条参照）。）を乗じて得た額を保険料算定基礎額として確定保険料を算定することになる（改正省令附則第３条第３項）。

(3)　労災則第46条の18第３号に掲げる作業に従事する者（家内労働者又はその補助者）については、今回の改正においても、これらの者についてはそれ以外の特別加入者と比べて低額の給付基礎日額を認める必要があることから、なお当分の間、従来の1,500円、2,000円に加えて2,500円の給付基礎日額を認めることとされた（改正省令附則第２条第３項）。

また、これに伴い、これらの者の特別加入保険料算定基礎額については、当分の間、2,500円の給付基礎日額に応ずる912,500円を認めることとされた（改正省令附則第３条第４項）。

２．改正された労災保険率の適用について

改正省令により労災保険率が改正されることとなる事業について、改正省令の施行後において一般保険料又は第１種特別加入保険料の額を算定する場合には、昭和60年３月31日以前の期間の分については改正前の労災保険率を適用し、昭和60年４月１日以後の期間の分については、改正省令による改正後の労災保険率を適用することとされた（改正省令附則第３条第１項）。

基 発 第 51 号
昭和61年２月３日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

粉じんばく露歴に労働者性の認められない期間を含む者に発生したじん肺症等の取扱いについて

じん肺症及びじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併するじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第６号）第１条各号に掲げる疾病（以下本通達において「合併症」という。）に係る災害補償に関する取扱いについては、昭和53年４月28日付け基発第250号通達その他の通達により指示したところであるが、最近における就業形態の多様化等に鑑み、標記について下記のとおりとすることとしたので事務処理に遺憾のないようにされたい。

記

１．対象者

本通達による取扱いの対象者は、じん肺症又は合併症にり患したと認められる者であって次の(1)及び(2)の期間をいずれも有するものである。

(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第９条に規定する労働者又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第27条に規定する特別加入者（以下「労働者等」という。）として粉じん作業に従事した期間

(2) 上記(1)の労働者等以外の者（以下「事業主等」という。）として粉じん作業に従事した期間

２．事業起因性の判断

(1) 労働者等として従事した粉じん作業と事業主等として従事した粉じん作業とを比較検討し、次のイからハまでに掲げる事項のいずれにも該当する場合には、業務起因性があるものとして取り扱う。

イ　粉じんの種類に明らかな差異が認められないこと。

ロ　粉じんの濃度に明らかな差異が認められないこと。

ハ　労働者等としての粉じん作業従事期間が事業主等として粉じん作業従事期間より明らかに長いと認められること。

(2) 上記(1)に該当しない場合には、従事した粉じん作業の内容、粉じんの種類、気中粉じん濃度、作業の方法、粉じん作業従事期間、１日の粉じん作業時間等の調査及びじん肺の経過等に関する地方じん肺診査医等の意見聴取を行ったうえで、総合的に業務起因性の判断を行うこと。

事務連絡第73号
昭和61年２月３日

各都道府県労働基準局労災主務課長　殿

労働省労働基準局補償課長

粉じんばく露歴に労働者性の認められない期間を含む者に発生したじん肺症等の取扱いに関する留意事項等について

標記については、昭和61年２月３日付け基発第51号（以下「通達」という。）をもって指示されたところであるが、通達の趣旨、基本的な考え方、留意事項等については下記のとおりであるので、これらについて関係職員等に周知のうえ、認定事務の適正迅速化が図られるようご配慮を願いたい。

記

１．通達の趣旨

通達は、労働者、事業主、一人親方、海外派遣者等の異なった就業形態による粉じん作業従事期間を二以上有する者がり患したじん肺症又は合併症（通達の「合併症」をいう。以下同じ）の業務起因性の判断について、各局における取扱いが必ずしも、斉一的に行われているとは言えない状況にあることから、その取扱いを明確にし、適正迅速な事務処理を確保するために示されたものである。

２．通達における基本的な考え方

(1) 保険給付を受ける権利は、労働者等（通達記の１の(1)の「労働者等」をいう。以下同じ。）の退職（特別加入者にあっては地位の消滅をいう。以下同じ。）によって変更されることはないので（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第12条の５第１項）、粉じん作業に従事した労働者等が退職した後において事業主等（通達記の１の(2)の「事業主等」をいう。以下同じ。）として粉じん作業に従事しても、これのみを理由に保険給付を受ける権利が消滅するものではない。

(2) 長期にわたって粉じん作業に従事した者のある時点におけるじん肺は、それまでに吸入し、肺に沈着した粉じんとこれに対する生体の反応によって形成されたものとして把握されるものである。従って、労働者等として粉じん作業に従事した期間と事業主等として粉じん作業に従事した期間との双方の職歴のある者のじん肺については、これらの粉じん作業が相まって原因をなしているものであり、いずれか一方のみの粉じん作業に原因を求めることは医学上合理性を欠くものである。また、合併症については、これにり患した時点におけるじん肺の病変を素地としてこれに細菌感染等の外因が加わること等により高頻度に発症する疾病であり、じん肺と密接な関連をもつものであるので、じん肺と同様労働者等として従事した粉じん作業と事業主等として従事した粉じん作業が相まって原因をなしているものである。

しかしながら、このような者のじん肺症又は合併症について業務起因性があると判断されるためには、粉じん作業を労働者等として従事したものと事業主等として従事したものとに区分して比較検討し、労働者等として従事した粉じん作業が相対的に有力な原因であると認められなければならない。

(3) じん肺の進展に関与する主な原因としては、粉じんの種類、粉じんの濃度及び粉じん作業従事期間がある。基本的には、じん肺の進展に明らかな差異を生じさせない範囲の種類の粉じんであれば、じん肺症又は合併症にり患した時点までに吸収し、肺に沈着した粉じんの総量が多い程じん肺が進展するものである。

従って、粉じんの種類に明らかな差異がなく、かつ、粉じん濃度に明らかな差異がない場合には、じん肺の進展は主として粉じん作業従事期間によって左右されることとなるものである。

3．留意事項

(1) 粉じんの種類の差異

通達記の２の(1)のイ「粉じんの種類に明らかな差異が認められないこと」とは、粉じんの濃度と粉じん作業従事期間が同じ程度である場合に、じん肺の進展に明らかな相違が生じるような粉じんの種類の差異がないことをいうものであり、遊離珪酸濃度が極めて高い珪石の粉じんとそれ以外の粉じんのような差異がないことをいう。

(2) 粉じんの濃度の差異

通達記の２の(1)のロの「粉じんの濃度に明らかな差異が認められないこと」の判断は、気中粉じん濃度を参考として行うことが望ましいが、これらが得られない場合には、作業方法、作業内容等を参考として推定して差し支えない。

(3) 粉じん作業従事期間

イ　通達記の１の対象者に該当することが把握された者については、聴取り調査等により、労働者としての粉じん事業従事期間、特別加入者としての粉じん作業従事期間及び事業主等としての粉じん作業従事期間の区別並びに作業方法その他必要な事項を把握すること。

ロ　通達記の２の(1)のハの「労働者等としての粉じん作業従事期間が事業主等としての粉じん作業従事期間より明らかに長いと認められること」とは、３年以上の差を有する場合をいうこととする。

ハ　労働者等として従事した粉じん作業と事業主等として従事した粉じん作業との前後関係については、これを考慮しないこととして差し支えない。

(4) 業務起因性の判断

通達記の２の(1)に該当するじん肺症又は合併症については、これを業務として取り扱うこととしているが、粉じん作業従事期間の差が３年未満の場合等これに該当しないじん肺症又は合併症についても、これを直ちに業務外とする趣旨ではなく、通達記の２の(2)に示すところにより個々の事案ごとに、慎重に判断すべきものであることに留意すること。

4．保険料給付手続きについて

(1) 通達記の２及び前記３の(4)により業務起因性が認められたもののうち、労働者等の粉じん作業従事期間に労働者及び特別加入者のそれぞれの粉じん作業従事期間を有している場合の保険給付手続きは次のとおりとする。

イ　労働者としての粉じん作業従事期間が特別加入者としての粉じん作業従事期間より明らかに長いと認められる場合には、労働者に係る保険関係により給付手続きを行うこととする。

ロ　特別加入者としての粉じん作業従事期間労働者としての粉じん作業従事期間より明らかに長いと認められる場合には、特別加入者に係る保険関係により給付手続きを行うこととする。

ハ　労働者としての粉じん作業従事期間と特別加入者としての粉じん作業従事期間とに明らかな差がない場合には、両者の粉じん作業従事期間のうちで最終の粉じん作業従事期間の身分に係る保険関係により給付手続きを行うこととする。

(2) (1)のイ及びロにおいて、「明らかに長いと認められる場合」とは３年以上の差を有する場合をいう。

基 発 第 141 号
昭和61年３月14日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

労災保険法における有限会社の取締役の取扱いについて

労災保険法における法人の重役の取扱いについては、昭和34年１月26日付け基発第48号により取り扱ってきたところであるが、法人の重役のうち有限会社の取締役の労働者性については、近年における判例等にかんがみ、下記により取扱うこととしたので、了知されたい。

記

１．代表取締役が選任されていない場合

有限会社の取締役は、有限会社法第27条第２項の規定により各自会社を代表することとされていることから、同条第３項の規定に基づく代表取締役が選任されていない場合には、代表権とともに業務執行権を有していると解されるので、労働者とは認められないこと。

２．代表取締役が選任されている場合

有限会社において代表取締役が選任されている場合であっても、代表取締役以外の取締役は、当然には業務執行権を失うものではないが、定款、社員総会の決議若しくは取締役の過半数の決定により業務執行権がはく奪されている場合、又は、実態として代表取締役若しくは一部の取締役に業務執行権が集約されている場合にあっては、業務執行権を有していないと認められることから、事実上、業務執行権を有する取締役の指揮、監督を受けて労働に従事し、その対償として労働基準法第11条の賃金を得ている取締役は、その限りにおいて労働者と認められること。

３．適用

本通達は、昭和61年４月１日以後に発生した事故に係る保険給付について適用することとする。

事務連絡第５号
昭和61年３月14日

各都道府県労働基準局労災主務課長　殿

労働省労働基準局補償課長

有限会社の取締役の取扱いにあたっての留意点について

労災保険法における有限会社の取締役の取扱いについては、昭和61年３月14日付け基発第141号（以下「141号通達」という。）により指示したところであるが、これが取扱いに当たっては、下記の事項に留意のうえ事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

１．労働者性の取扱い

141号通達は、代表権を有する取締役については労働者性が認められないことを再確認するとともに、代表権を有しない取締役（代表取締役が選任されている場合における代表取締役以外の取締役）については実態により労働者性の有無の判断を行うこととしたものであること。

なお、代表権を有しない取締役の労働者性の有無の判断に当たっては、

(1) 代表取締役との関係、代表取締役以外の他の取締役との比較、一般の労働者との関係
(2) 業務従事についての諾否の有無
(3) 業務従事についての時間的拘束及び場所的拘束の有無
(4) 業務遂行過程における具体的な指揮監督の有無
(5) 報酬の労働対償性の有無

等を総合的に勘案のうえ実態に即して行うこと。

２．適用

141号通達は、昭和61年４月１日以後に発生した事故に係る保険給付について適用するものであるが、次に該当する事案については、特に遡及して適用して差し支えない。

(1) 昭和61年３月31日以前に保険給付の請求がなされ、昭和61年４月１日以後に決定を行うもの。
(2) 昭和61年３月31日以前に労災保険法第35条に基づく審査請求又は再審請求がなされ、昭和61年４月１日現在、労働者災害補償保険審査官又は労働保険審査会において審理中のもの。この場合において、141号本通達により労働者性の認められるものについては、不支給決定を支給決定に変更し、審査の請求を取り下げさせること。

事務連絡第６号
昭和61年３月20日

各都道府県労働基準局労災主務課長　殿

労働省労働基準局補償課長

労災保険の特別加入者の給付基礎日額の適正化について

労災保険の特別加入制度は、本来労働基準法の適用労働者でない一定の者について、労災保険本来の建前を損わない範囲で保護するという目的のもとに設置されたものであるが、最近、特に特別加入の保険収支の悪化が顕著であり、保険料の公平負担の原則の見地からも、また、労災保険の健全運営の面からも、極めて憂慮すべき状況にある。

本省としても、これに対処すべく昭和61年度より第１種及び第２種特別加入保険料率の引上げを行うとともに、特別加入の業種団体に対しては労災指定団体制度の「労災特別指導団体」に指定するなど、特別加入の収支改善対策の実施を予定しているところであるが、今般、本対策を効果的に推進するために、特に、特別加入者の給付基礎日額の適正化を図ることとしたので、給付基礎日額の決定にあたっては、下記の事項に留意し、遺漏のないよう努められたい。

記

１．目的

特別加入の保険収支は年々悪化傾向にあり、年金受給者の累増が見込まれる将来に向かっては、財政的に更にひっ迫することが予想されるが、今後更に財政悪化が進むことになれば、労災保険の制度運営に重大な支障をきたすことにもなりかねないところである。

このため、特別加入の収支改善を図ることが急務であるが、収支改善対策の推進に当たっては、保険給付の適正化、労働災害の防止等の対策と併せて特別加入者の給付基礎日額を適正化することにより、保険料の適正徴収を図ることも、また、不可欠である。

特に、特別加入者の給付基礎日額については、従来から、ともすれば特別加入者の収入実態から著しく離した額で決定されることが多く、費用負担の公平上大きな問題となっているところである。

また、一部の業種については、総体的に低額な給付基礎日額を選択する傾向にありこれが当該業種全体の保険料収入を低下させるなど、収支の悪化の要因にもなっている。

このため、特別加入者の給付基礎日額について全体的な見直しを図り、各々の業種ごとに、当該業種の所得水準に見合った適正な給付基礎日額に是正させ、もって、保険料の適正徴収を図ることとする。

２．給付基礎日額の決定にあたって

(1)　特別加入者の給付基礎日額については、当該事業若しくは類似の作業を行う事業に使用される労働者（以下、「同種労働者」という。）の賃金の額その他の事情を考慮して労働大臣が定めることとされている（労災保険法第28条第１項３号、第29条第１項６号及び第30条第１項２号）。

しかしながら、特別加入者の給付基礎日額の決定に当たっては、実務上、特別加入者の希望を徴し、概ねこれに即して給付基礎日額の決定を行うこととして従来から運用しており、ともすれば特別加入者の希望する額をそのまま機械的に給付基礎日額として決定してしまう傾向にあるが、このため、当該地域における同種労働者の平均的な所得水準から著しくかい離している場合が多く見受けられ、制度の適正な運営の妨げとなっているところである。

(2)　こうしたことから、新規特別加入者の給付基礎日額の決定に当たっては、原則として特別加入者の希望に即して行うという現行の取扱いの基本的枠組みについては変更するものではないが、いやしくも、当該特別加入者の所得水準から著しくかい離した給付基礎日額の決定を行うことのないよう、必要と認められる場合には、労災保険法施

行規則第46条の20又は同施行規則第46条の24の規定に基づいて、特別加入者の所得水準又は同種労働者の所得水準を証明することのできる資料の提出を求め、これらの提出資料により特別加入者の希望する給付基礎日額を決定すること。

この場合、できれば、管内特別加入者の業種別の給付基礎日額について、おおよその基準、目安等を前もって策定しておくなどの工夫を施すことが望ましい。

(3) 既に特別加入の承認を得ている者の給付基礎日額については、総体的な見直しを行い、年度更新に際し、特に不適正であると思われる者について適正な額に変更させるなどの是正措置をとること。

3．特別加入業種の業務団体に対する指導

(1) 本省においては、昭和61年度の新施策として労災指定団体制度を創設し、収支状況に不均衡が生じているか又は今後悪化すると予想される業種に係る事業主団体を労災指定団体に指定して、災害防止等を含めた総合的な収支改善のための指導を行うこととしているが、特別加入業種の業界団体については、次の各団体が「労災特別指導団体」として指定されたところである。

団　体　名	特別加入業種
[redacted]	漁船による自営業者
[redacted]	農　業 指定農業機械従事者
[redacted]	個人タクシー、個人貨物
[redacted]	〃
[redacted]	建設業の一人親方

(2) 上記1の「労災特別指導団体」（以下、「団体」という。）は、それぞれ団体自ら収支改善計画の大綱を策定し、各団体の自助努力により、収支改善対策を推進することとしているが、これら団体が策定した収支改善計画には、すべからく特別加入者の給付基礎日額の引上げが重点項目として予定されているので、地方局においては、当該団体の地方支部機関、特別加入団体及び特別加入者等に対し、各団体の収支改善計画を知らしめるとともに、その旨の周知徹底を図り、給付基礎日額について業界団体の全体的な引き上げを図ること。

（上記指定団体については、自助努力により、給付基礎日額の引き上げを推進することを本省と了解済みであるので、適正化に当たっては、当該各団体の収支改善計画を参考とされたい。）

(3) この他、業界団体、特別加入団体等に対しては、年度更新の説明会等の機会をとらえ、給付基礎日額の適正化について指導を行うこととするが、その際、特に次の事項について周知を図ること。

イ　特別加入者の給付基礎日額は、雇用労働者の平均賃金に相当するものであり、また、保険給付の算定の基礎ともなるものであるので、特別加入者の収支等を十分に考慮してこれに見合った額を選定すること。

また、療養（補償）給付のみを目的とした低額の給付基礎日額については、重篤災害を被った場合に、休業補償、障害補償、遺族補償等について十分な給付が受けられず、保険加入の実効が失なわれること。

ロ　特別加入についても、一般労災保険と同様に収入（保険料）と支出（保険給付）の均衡の上にたって運営されるものであり、不当に低額な給付基礎日額を選択する者が増えることによって保険収支の悪化を招来することになれば、保険料率の大幅な引き上げにつながることにもなりかねないこと。

発労徴第15号
基発第182号
昭和61年3月31日

各都道府県労働基準局長
各都道府県知事　殿

労働大臣官房長
労働省労働基準局長

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行について

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（昭和61年労働省令第5号。以下「改正省令」という。）が昭和61年3月6日公布され、同年4月1日から施行されることとなり、また、労災保険率適用事業細目表の一部を改正する告示（昭和61年労働省告示第10号。以下「事業細目表改正告示」という。）が昭和61年3月6日に公布され、同年4月1日から適用されることとなった。

記

第1（略）

第2　労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（昭和60年労働省令第4号。以下「旧改正省令」という。）の一部改正

1　労災保険法施行規則第46条の18第3号に掲げる家内労働者又はその補助者である特別加入者（以下「特定特別加入者」という。）の給付基礎日額について、その収支の実態等を考慮して、当分の間、特に1,500円、2,000円及び2,500円の中からも給付基礎日額を定めることができることとされていたところであるが、このうち1,500円については、最近の家内労働者の稼得の実態に即し、適切な補償を行う必要があること等の理由から、昭和61年3月31日限りで廃止されることとされた（旧改正省令附則第2条第3項の改正）。

なお、特定特別加入者の給付基礎日額が1,500円と定められていた期間中の事故に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による保険給付及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）の規定による休業特別支給金の額の算定に用いる給付基礎日額については、従来どおり1,500円とするものである（改正省令附則第7項）。

2　上記1の改正に伴い、給付基礎日額が1,500円の場合に対応する保険料算定基礎額（547,500円）も昭和61年3月31日限りで廃止されることとされた（旧改正省令附則第3条第4項の改正）。

なお、給付基礎日額が1,500円と定められていた期間については、当然保険料算定基礎額を547,500円として確定保険料を算定することになる（改正省令附則第8項）。

第3（略）

第4（略）

基 発 第 175 号
昭和62年３月30日
（改正　平７.11.30基発第692号）

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

労災保険の特別加入にかかる加入時健康診断の実施等について

標記については、昭和62年３月30日付け労働省発労徴第23号、基発第174号「労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の施行（第二次分）等について」の記の第５により指示したところであるが、その具体的な取扱いについては下記によることとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

１．目的

労災保険の特別加入は、任意加入制度であって、希望する時に加入できることとなっているが、加入時に特別加入者の健康状態を確認することとなっていなかった。このため、特別加入者の中には特別加入後短期間のうちに疾病にり患していることが確認されるものや、特別加入前に既に疾病にり患している者が特別加入の申請手続を行い、加入承認後直ちに当該疾病について業務災害として保険給付を行うことは、労災保険に特別加入前の業務が原因となって発生した疾病について保険給付を行うという保険の原理に反する結果ともなりかねないものである。

そこで、こうした不合理が生じないよう、特別加入を希望する者（以下「特別加入予定者」という。）のうち一定の者について特別加入をする際に健康診断（以下「加入時健診」という。）の受診を義務づけ、特別加入予定者の加入時の健康状態を確認し、これにより特別加入者に係る保険給付を適正に行い、特別加入制度の健全な運営を図ることとしたものである。

２．加入時健診対象業務

特別加入予定者の業務又は作業（以下、単に「業務」という。）のうち、加入時健診の対象となる業務（以下「加入時健診対象業務」という。）は、当該業務に内在する有害因子に相当期間にわたり反復ばく露することによって疾病が発症するおそれがある業務のうち、次に掲げる業務とする（労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）第46条の19第３項参照）。

(イ)　じん肺法第２条第１項第３号の粉じん作業を行う業務

(ロ)　労働基準法施行規則別表第１の２第３号３の身体に振動を与える業務

(ハ)　労働安全衛生法施行令別表第４の鉛業務

(ニ)　有機溶剤中毒予防規則第１条第１項第６号の有機溶剤業務

３．業務歴の記載

労働者災害補償保険法（以下「労災法」という。）第33条第1号から第5号までに掲げる者であって、特別加入者として加入時健診対象業務に従事する者については、事業主又は団体は、特別加入の申請又は特別加入に関する変更の届出を行うに当たり、特別加入申請書（告示様式第34号の7及び第34号の10。以下「申請書」という。）の別紙又は特別加入に関する変更届（告示様式第34号の８。以下「変更届」という。）にその者の業務歴を記載しなければならない（労災則第46条の19第３項（労災則第46条の23第４項において準用する場合を含む。）参照）。

４．加入時健診対象者

加入時健診を必要とする者（以下「加入時健診対象者」という。）は、特別加入者として次表に掲げる業務を行う

予定の者であって、かつ、特別加入前に通算してそれぞれの業務に応ずる従事期間を超えて当該業務を行ったことがある者とする。

	特別加入予定の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間
1	粉じん作業を行う業務	3　年
2	身体に振動を与える業務	1　年
3	鉛　業　務	6　カ　月
4	有機溶剤業務	6　カ　月

5．健康診断証明書の提出に関する手続等

(1)　健康診断証明書の提出

所轄都道府県労働局長（以下「所轄局長」という。）は、特別加入にかかる申請書又は変更届を受理するに当たって、申請書又は変更届に記載された特別加入予定者の業務内容及び業務歴から判断して、当該特別加入予定者が加入時健診対象者に該当すると認められる場合は、次表の区分により、「健康診断証明書（特別加入用）」（別紙特診様式第１号～第４号。以下「健康診断証明書」という。）を申請書又は変更届に添付させることとする。

なお、「じん肺健康診断証明書」には、じん肺の所見がないと認められる者を除き、加入時健診時のエックス線写真を添付させること。

また、上記の健康診断証明書の作成は、下記６に示す方法により、所轄局長があらかじめ指定した医療機関又は健康診断機関（以下「診断実施機関」という。）において行わせることとする。

	加入時健診対象者の区分	申請書又は変更届に添付する健康診断証明書
1	特別加入者として粉じん作業を行う業務に従事する者であって、特別加入前に通算して３年以上の期間にわたって当該業務に従事したことがあるもの	じん肺健康診断証明書（特別加入用）（特診様式第１号）
2	特別加入者として身体に振動を与える業務に従事する者であって、特別加入前に通算して１年以上の期間にわたって当該業務に従事したことがあるもの	振動障害健康診断証明書（特別加入用）（特診様式第２号）
3	特別加入者として鉛業務に従事する者であって、特別加入前に通算して６カ月以上の期間にわたって当該業務に従事したことがあるもの	鉛中毒健康診断証明書（特別加入用）（特診様式第３号）
4	特別加入者として有機溶剤業務に従事する者であって、特別加入前に通算して６カ月以上の期間にわたって当該業務に従事したことがあるもの	有機溶剤中毒健康診断証明書(特別加入用)（特診様式第４号）

(2)　加入時健診の実施

加入時健診の指示等は、特別加入団体及び労働保険事務組合の主たる事務所を管轄する労働基準監督署長が行うこと。

また、加入時健診は、原則として所轄局長があらかじめ指定した診断実施機関に依頼することとするが、加入時健診対象者である特別加入予定者の居住地が管内の診断実施機関の所在地から著しく遠隔地にある場合は、所轄局長以外の都道府県労働局長が指定した診断実施機関に依頼して差し支えない。

イ．新たに団体を組織して特別加入の申請を行う場合（労災法第35条第1項）

(イ)　所轄署長は、申請書に記載された特別加入予定者の業務歴等から上記４により加入時健診の要否を審査し、

加入時健診の実施を決定したときは、別紙特診様式第５号の「特別加入健康診断指示書」に加入時健診を実施する診断実施機関及び実施期間等を記載し、当該団体に対し加入時健診の受診の指示を行い、併せて別紙特診様式第６号の「特別加入時健康診断実施依頼書」を加入時健診対象者ごとに各々１部を作成して交付すること。

(ﾛ) 所轄署長から「特別加入健康診断指示書」による指示を受けた団体は、個々の加入時健診対象者に対し、指示された実施期間内に指示された診断実施機関（以下「指示診断実施機関」という。）で加入時健診を実施させることとする。

なお、受診に際しては、指示診断実施機関に「特別加入時健康診断実施依頼書」を提示させること。

(ﾊ) 当該団体は、指示診断実施機関が作成した個々の特別加入予定者にかかる「健康診断証明書」をとりまとめ、所轄署長を経由して所轄局長に提出するものとする。

ロ．労災法第35条第１項の承認を受けた特別加入団体において、新たに特別加入者に該当するに至った者が生じたため、変更届を提出する場合（労災則第46条の23第４項において準用する第46条の19第６項）

(ｲ) 特別加入団体は、新たに特別加入者に該当するに至った者が、その者の業務歴等から判断して上記４の加入時健診対象者に該当する場合は、所轄署長に別紙特診様式第７号の「特別加入時健康診断申出書」を提出することとする。

(ﾛ) 所轄署長は、「特別加入時健康診断申出書」に基づいて加入時健診の実施を決定した場合は、上記イの(ｲ)の方法に準じて当該特別加入団体に加入時健診の指示を行うこと。

(ﾊ) 特別加入団体は、加入時健診対象者に対し、「特別加入健康診断指示書」に基づき加入時健診を実施させることとする。

なお、受診に際しては、指示診断実施機関に「特別加入時健康診断実施依頼書」を提出させること。

(ﾆ) 特別加入団体は、指示診断実施機関が作成した「健康診断証明書」を変更届に添付して所轄署長を経由して所轄局長に提出することとする。

ハ．中小事業主が特別加入の申請を行う場合又は新たに特別加入者に該当するに至った者が生じたため変更届を提出する場合（労災法第34条第１項、労災則第46条の19第６項）

(ｲ) 中小事業主は、中小事業主本人又は中小事業主が行う事業に従事する者がその者の業務歴等から判断して上記４の加入時健診対象者に該当する場合は、所轄署長に「特別加入時健康診断申出書」を提出することとする。

(ﾛ) 所轄署長は、「特別加入時健康診断申出書」に基づいて加入時健診の実施を決定した場合は、上記イの(ｲ)の方法に準じて当該中小事業主に「特別加入健康診断指示書」に交付し加入時健診の指示を行うこと。

(ﾊ) 中小事業主は、加入時健診対象者に対し「特別加入健康診断指示書」に基づき加入時健診を実施させることとする。

なお、受診に際しては、指示診断実施機関に「特別加入時健康診断実施依頼書」を提出させること。

(ﾆ) 中小事業主は、指示診断実施機関が作成した「健康診断証明書」を申請書又は変更届に添付して所轄署長を経由して所轄局長に提出するものとする。

６．診断実施機関の指定等

(1) 指定及び委託契約

イ．加入時健診は、特別加入予定者の健康状態を的確に把握し、保険給付の適正化を図ることを目的とするものであることから、所轄局長は、健康診断証明書に示された検査項目による検査の実施及び総合的な診断が可能な医療機関又は健康診断機関をあらかじめ指定しておくこと。

ロ．診断実施機関の指定は、健康診断の実施が的確かつ迅速に行われるよう、管内における加入時健診の実施可能な医療機関及び健康診断機関の状況等を把握して行うこと。

ハ．所轄局長は、診断実施機関を指定したときは、別紙様式「労災保険特別加入健康診断委託契約書」を参考にし

て委託契約を締結すること。

(2) 検査及び診断の費用

加入時健診のための検査及び診断に要する費用は、当該指示診断実施機関からの請求に基づき、労災診療費の額の算出方法の例により算出した額を支払うこと。

また、診断書の作成に要した費用（診断書料）については、昭和56年９月２日付け基発第555号「労災保険における診断書料等の取扱いについて」の記の１の(2)の診断書に要する費用の支給額に準じた額とする。

(3) 検査費用等の請求及び支払い

イ．診断実施機関において加入時健診を行った場合の検査費用及び診断書料の請求は、別紙特診様式第８号「特別加入健康診断費用請求」により加入時健診を依頼した所轄署長を経由して所轄局長に行うこと。

ロ．所轄署長は、前記請求書に提出されたときはその内容を審査したうえで、所轄局長に回付すること。

ハ．所轄局長は、上記の検査費用及び診断書料を労災勘定、(ﾎ)労働福祉事業費、(ﾍ)診療等委託費により支払うこと。

７．特別加入予定者の健康状態の確認等

(1) 所轄局長は、上記５によって提出された健康診断証明書に基づいて、各疾病ごとに次の方法により特別加入予定者の健康状態を確認することとする。

なお、健康診断証明書だけでは健康状態の確認が困難な場合には、専門医から健康診断結果について医学的所見を徴したうえで行うこと。

イ．じん肺又はじん肺の合併症

じん肺健康診断証明書の診断結果及びエックス線写真について、呼吸器疾患関係の専門医の意見を求め、その意見に基づいて、じん肺第４条に規定するじん肺法第４条に規定するじん肺管理区分に準じたじん肺の程度を確認することとし、併せて、じん肺合併症（じん肺法施行規則第１条各号に掲げる疾病）の有無についても確認すること。

ロ．振動障害

振動障害健康診断証明書に示された加入時健診対象者の症状又は障害が「振動障害の認定基準について」（昭和52年５月28日付け基発第307号）に掲げる症状又は障害であって、療養を要すると認められる程度にあるか否かについて確認すること。

なお、症状又は障害の程度が療養を要すると認められるまでに進行していない者であっても、当該症状又は障害の程度が「チェンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」（昭和50年10月20日付け基発第610号）によって示された健康管理区分のいずれかに該当するものであるかについても確認しておくこと。

ハ．鉛、その合金又は化合物による中毒症

鉛中毒健康診断証明書に示された症状及び検査数値が「鉛、その合金又は化合物（四アルキル鉛を除く。）による疾病の認定基準について」（昭和46年７月28日付け基発第550号）に掲げる症状及び検査数値から判断して療養を要すると認められる程度にあるか否かについて確認すること。

ニ．有機溶剤による中毒症

有機溶剤中毒健康診断証明書に示された症状及び検査数値が、「脂肪族化合物、脂環式化合物、芳香族化合物（芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体を除く。）又は複素環式化合物のうち有機溶剤として用いられる物質による疾病の認定基準について」（昭和51年１月30日付け基発第122号）に掲げる症状及び検査数値から判断して、療養を要すると認められる程度にあるか否かについて確認すること。

(2) (1)により確認された事項は、後日、特別加入者から職業性疾病にかかる保険給付請求があった場合に、当該疾病についての業務起因性を検討するうえで重要な判断資料ともなるものであり、また、健康診断証明書はその裏付け資料となるものなので、所轄局長は確認事項を申請書別紙又は変更届の備考欄に記録、整備しておくとともに、そ

の写しを所轄署長あて回付し、また、提出された健康診断証明書は、特別加入時に提出された申請書又は変更届と合わせて保存しておくこととする。

8．加入承認等における加入時診断結果の取扱い

(1) 特別加入の制限

加入時健診の結果、当該特別加入予定者が既に当該疾病にり患していると認められる場合は、次により特別加入についての制限を行うこととする。

イ．特別加入予定者の症状又は障害の程度が、一般的に就労することが困難であり、療養に専念しなければならないと認められる場合は、従事する業務にかかわらず、特別加入を認めない。

例えば、じん肺管理区分の管理４に相当する者、じん肺の合併症にり患している者は特別加入を認めないこととなる。

ロ．特別加入予定者の症状又は障害の程度が、当該業務からの転換が必要と認められる場合は、当該業務に係る特別加入は認めない。

例えば、

(イ) エックス線写真の像がじん肺法で定める第三型又は第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の３分の１以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるものに相当する者は、粉じん作業を行う業務を除く業務に限り特別加入を認めることとなる。

(ロ) 「チェンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」（昭和50年10月20日付け基発第610号）の健康管理区分Ｃに相当する者は、身体に振動を与える業務を除く業務に限り特別加入を認めることとなる。

ハ．上記ロに該当する者のうち労災則第46条の18第３号に該当する者（家内労働者）であって、当該業務から他の業務に転換した場合に特別加入者となり得ない者については、特別加入は認めない。

例えば、家内労働者のうち、有機溶剤等を使用して行う業務に従事する者（労災保険法施行規則第46条の18第３号のハに該当する者）として特別加入を予定している者が、有機溶剤中毒にり患しており、有機溶剤業務からの転換が必要と認められる場合がこれに該当する。

ニ．特別加入予定者の症状又は障害の程度が、上記イ．ロ．ハの程度まで進行していない場合は、特別加入についての制限は行わない。

(2) 特別加入の制限についての通知

特別加入の申請又は変更の届出に係る事業主又は団体に対する加入制限の通知は、次により行うこととする。

イ．特別加入の申請に関して不承認の決定を行った場合

所轄局長は、加入時健診の診断結果に基づき、当該特別加入の申請について承認しないこととしたときは、別紙特様式第３号によりその旨を当該事業主又は団体に通知すること。

ロ．特別加入の申請に関して、特定の特別加入予定者を除いて、加入承認を行うこととした場合

所轄局長は、申請書別紙に掲げられた特別加入予定者のうち、加入時健診の診断結果に基づき、特定の者について特別加入を認めないこととしたうえで特別加入を承認することとしたときは、別紙特様式第１号によりその旨を当該事業主又は団体に通知すること。

ハ．既に特別加入の承認を受けている事業主又は特別加入団体から、新たに特別加入者に該当する者として変更の届出があった者に関して特別加入を認めないこととした場合

所轄局長は、変更届に掲げられた者について特別加入を認めないこととした場合は、別紙特様式第７号により当該事業主又は特別加入団体にその旨通知することとする。

ニ．(1)のロにより特別加入を認める場合には、その旨を申請書の別紙又は変更届に記載し、その写しを別紙特様式第１号に添付して、当該中小事業主又は特別加入団体に送付すること。

9．保険給付の支給決定時における加入時健診の結果の取扱い

イ．特別加入者に係る業務上の災害として保険給付の対象となる疾病は、特別加入者としての業務を遂行する過程において、当該業務に起因して発症したことが明らかな疾病に限定されるものであり、特別加入前に発症した疾病及び特別加入前の事由により発症した疾病に関しては、当然保険給付は行われない。

従って、加入時に既に当該疾病の症状が労災保険の療養補償給付の対象となる程度まで進行していたことが明らかな者については、特別加入後に当該疾病を事由とする保険給付の請求があっても保険給付は行われないものであること。

ロ．上記８の(1)のニに該当する者として特別加入を認められた者から特別加入後に当該疾病にり患したとして保険給付の請求があった場合は、特別加入前又は加入後の有害因子へのばく露のいずれが当該疾病の発症の有力な要因であるかについて医学的に判断することとし、加入時点における疾病の程度及び特別加入後における有害因子へのばく露濃度、ばく露期間等からみて、加入前の業務に主たる要因があると認められる場合には保険給付は行われないこと。

ハ．特別加入後に保険給付の請求があった場合であって、上記イ、ロにより特別加入者として保険給付を受けられないときであっても、特別加入前に労働者として当該業務に従事した期間がある場合には、その期間の有害因子へのばく露の状況を十分調査し、その間の業務が当該疾病の有力な原因となっていると認められる場合には、労働者に係る保険関係により給付手続きを行うこと。

（別　紙）

労災保険特別加入健康診断委託契約書

労災保険に特別加入する予定の者（以下、「特別加入予定者」という。）の特別加入時の健康状態を把握するための検査及び診断（以下、「加入時健診」という。）の実施に関して労働局長（以下、「甲」という。）と病院院長（又は健康診断機関の長）（以下、「乙」という。）は、次のとおり契約する。

第１条　甲は、乙の所属する病院（又は健康診断機関）を「診断実施機関」に指定する。

第２条　乙は労働基準監督署長が加入時健診を指示した特別加入予定者本人から「特別加入時健康診断実施依頼書」（特診様式第６号）が提出されたときは、次条の「健康診断証明書」（特診様式第１号～４号）に示された診断項目により検査及び診断を行うものとする。

第３条　この契約に基づいて実施する加入次健診の種類及びこれに用いる健康診断証明書の区分は次のとおりとする。

	健　診　の　種　類	健康診断証明書
イ	じん肺及びじん肺合併症の検査	じん肺健康診断証明書（特別加入用）
ロ	振動障害の検査	振動障害健康診断証明書（特別加入用）
ハ	鉛又は鉛化合物による慢性中毒症の検査	鉛中毒健康診断証明書（特別加入用）
ニ	有機溶剤による慢性中毒症の検査	有機溶剤中毒健康診断証明書（特別加入用）

第４条　乙は、「健康診断証明書」に示された内容の検査のみでは受診者の疾病についての適確な診断が困難と認めたときは、必要な検査を追加し、又は変更することができるものとする。

ただし、この場合は事前に（止むを得ない事由がある場合は事後速やかに）加入時健診を依頼した労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に連絡するものとする。

第５条　乙は、この契約による検査及び診断が終了したときは、第３条の「健康診断証明書」を特別加入予定者が所属する特別加入団体（特別加入承認前の団体を含む。）又は事業主を経由して所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

第６条　この契約による検査に要した費用は、労災診療費の額の算出方法によって算出し、「労災保険特別加入健康診断費用請求書」（特診様式第８号）により所轄労働基準監督署長を経由して、甲に請求するものとする。

ただし、甲の所轄外の労働基準監督署長から依頼があった場合には、乙は当該依頼を行った労働基準監督署長を経由して、当該労働基準監督署長を指揮監督する都道府県労働局長（以下、「所轄局長」という。）に請求するものとする。

第７条　この契約による診断及び健康診断証明書作成に要した費用は別に定めるところにより、甲又は所轄局長が前条の規定による費用の額と併せて乙に支払うものとする。

第８条　この契約に定めのない事項については、甲乙双方が協議して定めるものとする。

第９条　この契約の当事者は、２カ月前までに予告すればいつでも解約することができるものとする。

この契約を証するため本書２通を作成し、双方署名押印のうえ、各１通を所持するものとする。

年　　月　　日

甲　　労働局長　　㊞

乙　　病院院長
（又は健康診断機関の長）　　㊞

事務連絡第12号
昭和62年４月14日

各都道府県労働基準局労災主務課長　殿

労働省労働基準局補償課長

「労災保険の特別加入にかかる加入時健康診断の実施について」の運用上の留意点について

労災保険の特別加入にかかる加入時健康診断の実施については、昭和62年３月30日付け基発第175号（以下「通達」という。）により指示されたところであるが、これが具体的な取扱いについては、下記事項に留意のうえ、その円滑な運営に配意されたい。

記

１．通達の記の２（加入時健診対象業務）及び（加入時健診対象者）について

(1) 加入時健診は、本来、全員について義務づけることが望ましいが、財政的・技術的問題等もあり、また、事務の省力化の観点から、特に、遅発性の疾病の発症原因となる四業務に限定したものである。

従って、特別加入予定の業務又は作業が加入時健診対象業務以外の業務又は作業である場合は、加入時健診を実施しないこと。

(2) 加入時健診対象業務を別紙のとおり例示したので、この範囲の特別加入業務又は作業を行う特別加入予定者について加入時健診を実施すること。

(3) 労災保険法第27条第６号及び第７号に規定する海外派遣者については、加入時健診対象者から除外する。

なお、同法第５号に規定する者のうち職場適応訓練作業従事者についても、訓練が短期間であり、遅発性疾病にり患する可能性が少ないことから加入時健診対象者から除外する。

２．通達の記の５の(1)（健康診断証明書の提出）について

(1) 健康診断証明書の提出が必要か否かの判断は、都道府県労働基準局長が行うこととされているが、事務の迅速処理のため、所轄労働基準監督署長（以下「所轄署長」という。）は、特別加入の事業主又は団体に対して、通達の記の５の(2)に示された方法に従ってあらかじめ所轄署長に「加入時健診申出書」を提出して健康診断を実施し、当該健康診断に基づく健康診断証明書を申請書又は変更届に添付して提出するよう指導すること。

なお、新たに団体を組織して特別加入の申請を行う場合の健康診断証明書の提出に限っては、当該団体が事務に不慣れであることを考慮して、事前に申請書を提出させ、これに基づき所轄署長が加入時健診を指示することとする。

また、申請書又は変更届が都道府県労働基準局へ直接提出された場合には、当該申請書又は変更届は受理せず、改めて所轄署長に提出させること。

(2) 雇用労働者であった者が、退職後引き続き特別加入する場合において、雇用労働者の時に実施した健康診断の結果により作成された証明書等を健康診断証明書に代えて提出することは原則として認めない。

ただし、特別加入の申請又は変更の届出を行った日前６ケ月以内に実施した健康診断であって、診断の項目、内容が通達で定める健康診断証明書に相当すると認められる場合は、当該健康診断書を代用することを認めることとする。

(3) 所轄署長は、申請書又は変更届に、加入時健診対象者にかかる健康診断証明書が添付されていない場合は、加入時健診について指導するとともに、健康診断証明書の提出があるまでは、申請書又は変更届を受理しないこととする。

3．通達の記の５の(2)（加入時健診の実施等）について

「特別加入健康診断指示書」において、加入時健診を指示する期間は１カ月間とする。

4．通達の記の６の(1)（診断実施機関の指定及び委託契約）について

(1) 日本医師会に対し、労働省労働基準局長から、加入時健診の実施及び健康診断実施機関の指定について協力を要請したところであるが、地方局にあっても、都道府県医師会に対し、必要に応じ協力を要請すること。

(2) 加入時健診を円滑に実施するため、速やかに健康診断実施体制の整備を図ることとし、できれば加入時健診実施機関名簿等を作成して特別加入者の利便を図ること。

また、診断実施機関の指定に当たっては、労災指定医療機関名簿、特殊健康診断機関名簿から健康診断の実施可能な機関を把握し、検診用機器の整備状況等から実施しうる健康診断の種類等を確認したうえで、当該医療機関との間で委託契約を締結すること。

(3) 所轄局長は、診断実施医療機関と委託契約を締結（解消を含む）した場合には、その都度管内労働基準監督署長に対して当該医療機関名簿を送付すると同時に、本省補償課に対しても報告すること。

なお、本省補償課においては、各都道府県労働基準局長から報告された医療機関をとりまとめ、定期的に各都道府県労働基準局長あて送付することとする。

(4) 診断実施機関の指定に当たっては、加入時健診の対象となるすべての検診が行える医療機関又は健康診断機関が望ましいが、特定の業務に係る検診のみを行う医療機関又は健康診断機関を指定しても差し支えない。

(5) 指定する数については、当該局における特別加入予定者数、地理的事情等を考慮して定めるものとする。

5．通達の記の６の(2)（検査及び診断の費用）について

(1) 加入時健診のための検査については、次によることとする。

特定の検査を行った結果、通達の記の８の(1)のイに該当すると認められた場合には、それ以外の検査を行う必要はないこと。

(2) 加入時健診のための検査に要した費用については、労災診療費の額の算出方法の例により算出した額により支払うこととし、初診料についても労災診療費の例にならい請求を認めて差し支えない。

なお、初診料については「特別加入健康診断費用請求書」の「その他」の欄に記入して請求するよう指導すること。

(3) (2)により算出できない検査については、実費相当額を支払うものとする。

6．通達の記７（特別加入予定者の健康状態の確認等）について

(1) 特別加入予定者の健康状態の確認は、健康診断証明書に基づいて行うこととするが、当該健康診断証明書の診断結果だけでは十分な確認ができない場合、その他特に必要な場合は、追加の検査、精密検査等を指示するものとする。

なお、この場合の指示の方法及び費用の支払いについては、通達記の５の(2)及び記の６の(2)、(3)の方法に準ずるものとする。

7．通達記の８（加入時健康診断の取扱い）について

(1) 特別加入の制限

都道府県労働基準局長及び労働基準監督署長は、加入時健診結果に基づく特別加入の制限について事前に労働保険事務組合、特別加入団体等に対して周知、理解されるよう努め、特定業務に就業できない程度の疾病にり患している者については、加入申請又は変更の届出に際し、あらかじめ特別加入予定者の名簿から除外しておくよう指導すること。

(2) 特別加入の制限についての通知

通達記の８の(2)のニにより特別加入を認める場合には、申請書別紙又は変更届の備考欄に特別加入を認めない業務の内容を朱書して通知すること。

8．その他の留意事項

加入時健診は、通達に示すとおり４月１日以降の特別加入について適用することとするが、加入時健診制度の実施に当たっては、診断実施機関の指定及び委託契約の締結、労働保険事務組合関係者に対する周知等の準備が必要である。

このため、本年度においては４月１日から６月30日までをその準備期間にあてるので、その間については、健康診断証明書が添付されずに申請書又は変更届の提出があったものについてもこれを受理することとし、これらの特別加入者については７月１日以降に改めて健康診断証明書を提出させることとする。

したがって、４月１日から６月30日の間に発症した疾病について保険給付の請求があった場合には、従前の方法により個別に業務起因性を判断することとする。

〔別紙〕

特別加入の加入時健診を必要とする業務の種類

特別加入しようとする業務の種類	具体的内容	過去の業務歴の範囲
１．一人親方等 イ　粉じん作業を行う業務（じん肺法施行規則別表（じん肺法第２条関係）に定める作業）	１．建設業の一人親方 主として ①　岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業 ②　研ま材の吹き付けにより研まし、又は研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物もしくは金属を研まし、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業 （石工、はつり工等） ２．家内労働者 じん肺法第２条第１項第３号の粉じん作業 （陶磁器の製造業）	粉じん作業を行う業務（じん肺法施行規則別表（じん肺法第２条関係）に定める作業）
ロ　振動工具を用いて行う業務 （振動工具の例 さく岩機、鋲打ち機、チェーンソー、チッピングハンマー、コンクリートブレーカー、ブッシュクリーナー等）	１．林業の一人親方（木材の伐採の作業に従事する者） ２．建設業の一人親方（掘削工、はつり工等常時振動工具を用いて業務を行う者） ３．指定農業機械作業従事者（チェーンソー等を用いて農作業を行う者）	振動工具を用いて行う業務
ハ　有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う業務 （有機溶剤の例 アセトン、エチルエーテル、キシレ	１．建設業の一人親方 主として屋内において有機溶剤含有物を用いて行う塗装の作業（塗装工）	有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う業務

特別加入しようとする業務の種類	具　体　的　内　容	過去の業務歴の範囲
ン、クレゾール、クロルベンゼン、クロロホルム等	2．家内労働者 労働安全衛生法施行令別表第６の２に掲げる有機溶剤又は有機溶剤中毒予防規則第１条第１項第２号の有機溶剤含有物を用いて行う作業 （化学物質製、皮製若しくは布制の履物、鞄、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造・加工の作業に従事する者）	
ニ　鉛又は鉛化合物を用いて行う業務 鉛化合物の例 酸化鉛、水酸化鉛、塩化鉛、炭酸鉛、珪酸鉛等	家内労働者 ①　労働安全衛生法施行令別表第４第６号の鉛化合物（以下「鉛化合物」という。）を含有する釉薬を用いて行う施釉の作業 ②　鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業 ③　①又は②の作業を行った物の焼成の作業 （陶磁器の製造の作業に従事する者）	鉛又は鉛化合物を用いて行う業務
2．中小事業主等		
イ　粉じん作業を行う業務	じん肺法施行規則別表（じん肺法第２条関係）に定める作業	同　左
ロ　振動工具を用いて行う業務 振動工具の例 さく岩機、鋲打ち機、チェーンソー、チッピングハンマー、コンクリートブレーカー、ブッシュクリーナー等	労働基準法施行規則別表第１の２第３号３に規定する業務	同　左
ハ　有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う業務 有機溶剤の例 アセトン、エチルエーテル、キシレン、クレゾール、クロルベンゼン、クロロホルム等	労働安全衛生法施行令別表第６の２に掲げる有機溶剤又は有機溶剤中毒予防規則第１条第１項第２号の有機溶剤含有物を用いて行う作業	同　左
ニ　鉛又は鉛化合物を用いて行う業務 鉛化合物の例 酸化鉛、水酸化鉛、塩化鉛、炭酸鉛、珪酸鉛等	労働安全衛生法施行令別表第４に掲げる鉛業務	同　左

事務連絡第25号
昭和62年10月12日

各都道府県労働基準局
労災主務課長　殿

労働省労働基準局補償課長

労災保険の特別加入にかかる健康診断証明書等の取扱いについて

標記については、昭和62年４月14日付け事務連絡第12号（以下「事務連絡」という。）により取り扱っているところであるが、今般、下記のとおり健康診断証明書等にかかる事務処理につき、地方局署より照会のあった点に関する取扱いを明確にするとともに、事務連絡の一部を改めたので遺漏のないよう配意されたい。

記

１．健康診断証明書に係る事務処理について

(1) 労働基準監督署における事務処理

イ　新たに団体を組織して特別加入の申請を行う場合の特別加入申請書（以下「申請書」という。）は所轄労働基準監督署長（以下「所轄署長」という。）が一旦受理することとしているが、受理後の申請書の取扱いについては、次のとおり処理すること。

(イ) 申請書に記載された特別加入予定者の業務歴等から判断して、すべての特別加入予定者について加入時健康診断を要しない場合には、逐次、当該申請書を所轄労働基準局長（以下「所轄局長」という。）あて送付すること。

(ロ) 申請書に記載された特別加入予定者の業務歴等から判断して、加入時健康診断が必要であると認められる特別加入予定者がいる場合には、当該申請書を整理保管し、当該申請書に記載された特別加入予定者のうち健康診断の受診を指示したすべての者の健康診断証明書の提出がなされたものから、逐次、当該申請書に健康診断証明書を添付して所轄局長あて送付すること。

ロ　中小事業主又は既に承認を受けた団体から申請書又は特別加入に関する変更届（以下「変更届」という。）が提出された場合で、記載された特別加入予定者の業務歴等から判断して、加入時健康診断が必要であると認められるものの事務処理についても、上記イの(ロ)と同様の取扱いとすること。

ハ　申請書又は変更届に記載された特別加入予定者であって加入時健康診断を必要とする者について、当該年度の末日までに健康診断証明書が提出されなかった場合は、当該年度終了後、速やかに当該申請書又は変更届に特別加入健康診断指示書及び特別加入時健康診断実施依頼書の写しを添付して所轄局長あて送付すること。

ただし、１月１日から３月末日までの間に提出された申請書又は変更届については、健康診断証明書の提出までに時間を要すること等を考慮して、同年６月末日まで整理保管すること。

(2) 都道府県労働基準局における事務処理

上記(1)のハにより所轄署長から送付された申請書又は変更届については、健康診断結果を証明する書類の提出がないものであるので、当該申請書に記載されているすべての特別加入予定者及び当該変更届に記載されている特別加入予定者について特別加入を承認しないこととし、当該事業主又は団体に対してその旨を通知すること。

２．特別加入時健康診断申出書に併せて申請書又は変更届が提出された場合等の取扱い

加入時健診対象者に係る申請書又は変更届は、新たに団体を組織して特別加入の申請を行う場合を除き、健康診断証明書が提出されるまで所轄署長は受理しないこととしているところであるが、今般、事務連絡の記の２の(3)に係る

部分を改め、特別加入時健康診断申出書に併せて申請書又は変更届が提出された場合及び特別加入時健康診断申出書が提出された後、これら加入時健診対象者に係る申請書又は変更届が提出された場合には、健康診断証明書が添付されていないものであっても、これを受理することとする。

なお、この取扱いは昭和62年11月１日から適用することとするが、同日前すでに特別加入時健康診断申出書が提出されているものであって、同年12月末日までに提出される申請書又は変更届については、当該特別加入時健康診断申出書が提出された日に遡って政府が受理したものとして取り扱って差し支えないこと。

したがって、昭和62年11月１日前に特別加入時健康診断申出書が提出されているものについては、早急に申請書又は変更届を提出するよう団体等を指導すること。

追って、前記の取扱いにより所轄署長の受理した申請書又は変更届の受理後の事務処理については、上記１によること。

３．その他の留意事項

(1) 身体に振動を与える業務に該当するか否かを判断する場合における振動工具とは、昭和52年５月28日付け基発第307号の記の２及び同日付け事務連絡第23号の記の２の(1)に掲げる工具をいうものであること。

(2) 加入時健康診断の要否を判断する場合における特定業務に従事した期間の計算に関する取扱いについては、昭和52年５月28日付け事務連絡第23号の記の２の(2)のイ及びロに準じて行うこと。

(参考１)

昭和52年５月28日付け基発第307号記の２	昭和52年５月28日付け事務連絡第23号記の２の(1)
振動業務の範囲について 本認定基準の適用の対象となる「振動業務」とは、次に掲げる振動工具（圧搾空気を動力源とし、又は内燃機関、電動モーター等の動力により駆動される工具で身体局所に著しい振動を与えるものに限る。）を取り扱う業務をいう。 (1) さく岩機 (2) チッピングハンマー (3) 鋲打ち機 (4) コーキングハンマー (5) ハンドハンマー (6) ベビーハンマー (7) コンクリートブレーカー (8) スケーリングハンマー (9) サンドランマー (10) チエンソー (11) ブッシュクリーナー (12) エンジンカッター (13) 携帯用木材皮はぎ機 (14) 携帯用タイタンバー (15) 携帯用研削盤 (16) スイング研削盤 (17) 卓上用研削盤 (18) 床上用研削盤 (19) (1)から(18)までに掲げる振動工具と類似の振動を身体局所に与えると認められる工具	振動業務の範囲について 本認定基準の適用の対象となる振動業務の範囲が明らかにされており、取り扱う振動工具が例示されているが、これら以外の振動工具として解説２の(19)に該当するものには、例えば、次に掲げるものなどがある（商品名で示したものが含まれている。）。 ストーパー、シンカー、ジェットタガネ、オートケレン、スーパーチゼル、ペーピングブレーカー、フラックスチッパ、エアーチッパ、アングルグラインダー、コンクリートバイブレーター、インパクトレンチ（ナットランナ）、バイブレーションシャー（ハンドシャー又はニプラー）、バイブレーションドリル、電動ハンマー、オービタルサンダー。

（参考２）

昭和52年５月28日付け事務連絡第23号記２の(2)のイ及びロ（抜粋）

(2) 振動業務への従事歴について

振動業務におおむね１年又はこれを超える期間従事していたことが認定要件の一つとされているが、この従事期間の取扱いについては、原則として次によられたい。なお、詳細な事項については握が困難な場合には、は握した資料に基づき推定により判断して差し支えない。

イ ほぼ毎日のように振動業務に従事し、振動業務に従事しない期間があってもその期間が連続して１カ月に満たない場合は、常時振動業務に従事したものとする（１日における振動業務従事時間数の長短は原則として問わない。以下同じ。）。

（例１）毎日のように振動業務に従事した例（従事期間　約１年１カ月）

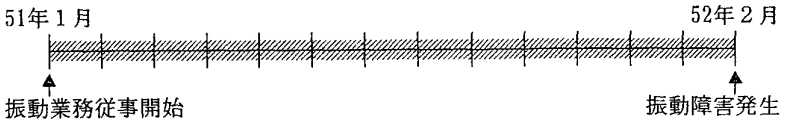

（斜線は、振動業務従事期間。以下同じ。）。

（例２）間けつ的に振動業務に従事した例（従事期間　約１年２カ月）

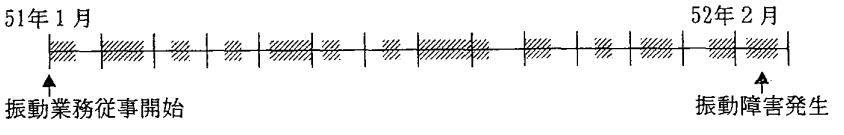

ロ 振動業務に従事しない期間が途中１カ月以上に及ぶことがある場合はその期間を除いた合計期間を振動業務に従事した期間とする。

（例１）一部の期間を除いて毎日のように振動業務に従事した例（従事期間　約１年１カ月）

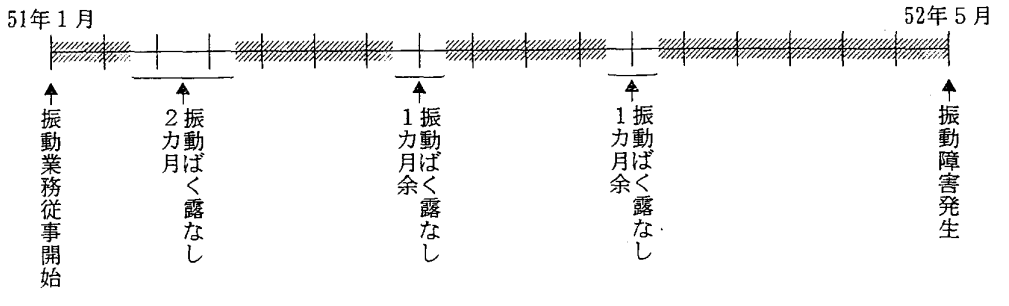

（例２）間けつ的に振動業務に従事し、１カ月以上にわたって振動業務に従事しない期間のある例（従事期間　約１年）

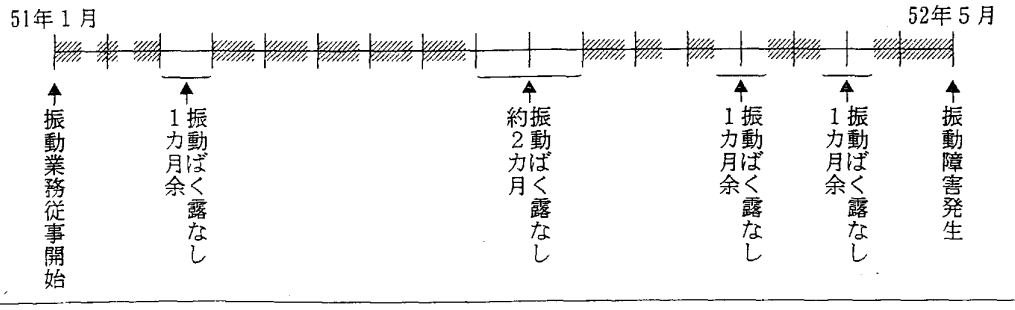

事務連絡第３号
平成元年２月16日

各都道府県労働基準局
労災主務課長　殿

労働省労働基準局補償課長

特別加入に係る加入時健康診断の取扱いについて

労災保険の特別加入に係る加入時健康診断（以下「加入時健診」という。）の実施については、昭和62年３月30日付け基発第175号通達等（以下「通達等」という。）により取り扱っているところであるが、労働省労働基準局長が中央労働災害防止協会に委託して実施する家内労働者巡回特殊健康診断（以下「家内労働者巡回健診」という。）が行われた場合の家内労働者及びその補助者（以下「家内労働者等」という。）に係る加入時健診の取扱いについては、自今、下記によることとしたので留意されたい。

記

1　健康診断証明書の代用

特別加入を希望する家内労働者等であって、加入時健診を必要とする者が、粉じん作業を行う業務、鉛業務又は有機溶剤業務に従事していることにより家内労働者巡回健診を受診している場合の特別加入申請書（以下「申請書」という。）又は特別加入に関する変更届（以下「変更届」という。）に添付する健康診断証明書（以下「健康診断証明書」という。）については、当該健診が次の全ての要件を満たすものであるときは、当該健診に係る証明書等を代用しても差し支えないこと。

(1)　申請書又は変更届を提出する日前６カ月以内に受診したものであること。

(2)　健康診断の項目、内容が通達等で定めるものに相当するものと認められるものであること。

2　加入時健診の実施

(1)　特別加入団体の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長は、申請書又は変更届に添付された家内労働者巡回健診に係る証明書等が上記１の要件を満たしていないと判断した場合は、改めて加入時健診を受けるよう通達等で示した「特別加入健康診断指示書」により指示を行うこと。

(2)　家内労働者巡回健診に係る証明書等において「要精検」又は「異常有り」等と記載されている場合は、(1)と同様に取り扱うこと。

3　その他

(1)　地方公共団体が家内労働者等に対して特殊健康診断を実施している場合における当該健診に係る証明書等についても上記１及び２に準じて取り扱うこと。

(2)　執務参考資料「労災保険特別加入事務の取扱い」（昭和63年３月作成）の「㈡家内労働者等の加入制限について」のＣ項に係る部分（67頁上１行目から20行目まで）については、通達等により廃止されたものであるので当該箇所を削除すること。

(3)　家内労働者等の特別加入については、当該承認の日の属する保険年度の末日までの期限付き承認とされているため、毎保険年度当初に承認申請を行うこととされているが、前年度の特別加入に係る業務と同様の業務について継続して特別加入を希望する場合の加入時健診に係る健康診断証明書については、改めて当該証明書等の添付は必要としないこと。

労働省発労徴第19号
基発第135号
平成元年3月23日

〔改正　平元.5.29基発第279号
平3.2.1基発第72号
平3.8.1発労徴第69号・基発第479号〕

各都道府県労働基準局長
各都道府県知事　殿

労働大臣官房長
労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等（平成元年労働省令第4号。以下「改正省令」という。）が平成元年3月17日に公布され、同年4月1日から施行されることとなり、また、労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める職業訓練であって事業主又は事業主の団体に委託されるものを定める告示（平成元年労働省告示第14号。以下「職業訓練を定める告示」という。）が同年3月17日に公布され、同年4月1日から適用されることとなった。ついては、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏のなきを期されたい。

記

第1（略）

第2　特別加入者の範囲の拡大

1　改正の趣旨及び内容

職業能力開発行政においては、特定不況業種等に係る労働者の円滑な労働移動及び離職者の再就職の促進に資する見地から、経済活動の停滞等による雇用失業情勢の悪化に対応し、機動的な職業訓練を実施する必要がある場合であって、雇用促進事業団が設置する技能開発センター若しくは総合高等職業訓練校又は都道府県が設置する職業訓練校に当該職業訓練を実施するための訓練科を直ちに設置することが困難である場合又は当該職業訓練を事業主団体若しくは個別事業主（以下「事業主団体等」という。）が実施することが迅速かつ効果的である場合に、特定不況業種等在職者、特定不況業種離職者、特定雇用機会増大促進地域離職者、緊急雇用安定地域離職者及び高年齢離職者に対して事業主団体等委託訓練を実施している（事業主団体等委託訓練実施要領（平成3年2月1日付け能発第23号）。別添「事業主団体等委託訓練のしくみ」参照）。

この事業主団体等委託訓練は国（雇用促進事業団）又は都道府県を実施主体として、事業主団体等に委託して行われる公共職業訓練であるが、その受講者のうち離職者である者は、訓練を実施する事業主団体等との間に使用従属関係が認められず、労働者ではないので、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による保護の対象とはならないものである（なお、事業主団体等委託訓練を受講する者であって在職者であるものが、事業主の命令により受講する場合は、当然、労災保険法の適用がある。しかしながら、事業主団体等委託訓練として行われる作業は生産現場において労働者と同様の作業形態で行われることから、事業主団体等委託訓練の受講者であって離職者である者（以下単に「委託訓練生」という。）について、現行の職場適用訓練の訓練

生と同様、労働者に準じて保護する必要があるので、特別加入の対象者に加えることとしたものである（労災則第46条の18第２号の改正。職業訓練を定める告示参照（略）。）。

2　事務処理上の留意事項

(1)　特別加入者の範囲等

イ　委託訓練生として特別加入できる者は、事業主団体等委託訓練実施要領に規定する事業主団体等委託訓練の対象者のうち、離職者であって、公共職業安定所長から事業主団体等委託訓練の受講指示又は受講推薦を受けた雇用保険受給資格者であること。

ロ　この場合、労災保険法第35条第１項に規定する団体（以下「特別加入団体」という。）の名称は、①都道府県が設置する職業訓練校の場合は、「○○県事業主団体等委託訓練生組合」（以下「県委託訓練組合」という。）とし、当該都道府県名を付すこと。②雇用促進事業団が設置する技能開発センター及び総合高等職業訓練校の場合は、「○○事業主団体等委託訓練生組合」（以下「事業団委託訓練組合」という。）とし、当該技能開発センター等の名を付すこと。また、当該特別加入団体の代表者は、県委託訓練組合にあっては各都道府県職業能力開発主管課長とし、事業団委託訓練組合にあっては技能開発センター所長又は総合高等職業訓練校長とすること。

(2)　特別加入の手続

イ　特別加入の申請書の受付等を取り扱う労働基準監督署は、各特別加入団体の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署とし、特別加入の承認等は、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うものであること。

ロ　特別加入申請書（様式第34号の10）の記載は、別紙(1)の例によることとし、特別加入申請書の別紙の添付は必要がないこと。また、団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類及び業務災害の防止に関する措置の内容を記載した書類の添付は必要がないこと。

ハ　委託訓練生の給付基礎日額は、当該委託訓練生に支給される基本手当の日額（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第16条）の算定基礎となる賃金日額を基礎として、特別加入者の給付基礎日額として定められた額（3,000円、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円及び16,000円）のうち、当該賃金日額を超える額であって直近のものとし、当該賃金日額が16,000円を超えるものにあっては、16,000円とすること。

ニ　特別加入の申請に対する承認通知は、別紙(2)の通知書（特様式第１号）（略）により行うこととし、当該通知書に別紙(3)及び業務災害又は通勤災害の認定に関する書類（別紙(4)）を添付すること。

(3)　保険料の算定等

イ　保険料の算定については、給付基礎日額に応ずる徴収則別表第４「特別加入保険料算定基礎額表」の右欄の保険料算定基礎額の12分の１の額に委託訓練生の訓練月数（暦月により計算することとし、端数は１カ月に切り上げる。）を乗じて得た額を賃金総額の算定の基礎となる額とし、この額に1000分の７（改正省令による改正後の徴収則別表第５「第二種特別加入保険料率表」の特14）を乗じて算定すること。

ロ　概算保険料の申告、納付については、保険年度ごとにその保険年度の初日（保険年度の途中に保険関係が成立したものについては、当該保険関係が成立した日）から45日以内に、当該年度内の委託訓練生の見込数に係る概算保険料を申告、納付させること。

ハ　確定保険料報告書の提出に際しては、別紙(5)の例による賃金総額の内訳書を提出させること。なお、委託訓練生についての変更届の提出は必要がないこと。

(4)　保険給付の請求

イ　保険給付請求書の事業主の証明は、当該特別加入団体の代表者が行うこととし、証明事項のうち、負傷又は

発病年月日、災害の原因及び発生状況等については、委託を受けて訓練を実施した事業主団体等のその事実を証明する書類を添付させること。

なお、平均賃金欄に記載された給付基礎日額については、別紙(6)の例により当該特別加入団体の代表者の証明を受けさせること。

ロ　保険給付に関する事務は、当該特別加入団体の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長が行うこと。

ハ　保険給付の事務のうち、療養の費用システム、休業（補償）給付システム及び年金システムについては、特別加入者コードに「事業主団体等委託訓練」として、コード「26」を追加したので、機械処理の請求書及び帳票の記入に当たっては留意すること。

(5)　業務上外の認定等

イ　業務遂行性及び業務起因性の判断については、労働者の場合に準ずること。

ロ　委託訓練生の住居と訓練実施場所との間の往復の実情等から、通勤災害についても労災保険の対象とすること。

なお、通勤災害の認定基準についても、労働者の場合に準ずること。

ハ　委託訓練生であるか否かについては、公共職業安定所長が委託訓練生に対して交付する指示書又は推薦書（別紙(7)）により確認すること。

3　その他

昭和63年５月17日に公布された港湾労働法（昭和63年法律第40号）の施行及び旧港湾労働法（昭和40年法律第120号）の廃止（昭和64年１月１日）により、旧港湾労働法の規定に基づき雇用促進事業団が行うこととされる登録日雇港湾労働者に対する作業環境適応訓練が廃止された。これに伴い、昭和61年７月７日付け基発第407号「作業環境適応訓練を受講する登録日雇港湾労働者の特別加入について」は昭和64年１月１日をもって廃止する。

別紙(1)

様式第34号の10

労働者災害補償保険
特別加入申請書
(一人親方等)

① 団体	
イ 名称	○○県事業主団体等委託訓練生組合
ロ 代表者の氏名	○○県○○部職業能力開発課長 ○○○○○○
ハ 事業又は作業の種類	事業主団体等委託訓練作業
② 特別加入予定者数	○○人 (特別加入予定者の氏名、法第33条第3号に掲げる者との関係、業務又は作業の内容、業務歴及び希望する給付基礎日額は別紙のとおり。)
③ 添付する書類の名称	
イ 団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類	
ロ 業務災害の防止に関する措置の内容を記載した書類	
④ 特別加入を希望する日(申請の翌日から14日以内)	平成 ○○年 ○○月 ○○日

上記のとおり特別加入の申請をします。

平成××年××月××日

○ ○ 労働局長 殿

団地の
名称 ○○県事業主団体等委託訓練生組合
郵便番号 ○○○−○○○○
主たる事務所の所在地 ○○県○○市○○町○○番地 ×××局 ○○県○○部職業能力開発課内電話××××番
代表者の氏名 ○○県○○部職業能力開発課長 ○○○○○○ ㊞

[注意]

1 ①のハには、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第5の第2種特別加入保険料率表」の事業又は作業の種類を記載すること。

2 特別加入予定者の氏名、法第33条第3号に掲げる者との関係、業務又は作業の内容、 業務歴及び希望する給付基礎日額を別紙に記載すること。

3 特別加入予定者の団体が、家内労働者又はその補助者(労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第3号に掲げる作業に従事する者をいう。)の団体であるときは、③ロの記載及びその書類の添付は必要がないこと。

4 「団体の代表者氏名」の欄は、氏名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

別紙(1)

様式第34号の10

労働者災害補償保険
特別加入申請書
(一人親方等)

① 団体

イ 名称　○○技能開発センター事業主団体等委託訓練生組合

ロ 代表者の氏名　○○技能開発センター所長　○○○○○○

ハ 事業又は作業の種類　事業主団体等委託訓練作業

② 特別加入予定者数　○○人

(特別加入予定者の氏名、法第33条第３号に掲げる者との関係、業務又は作業の内容、業務歴及び希望する給付基礎日額は別紙のとおり。)

③ 添付する書類の名称

イ 団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類

ロ 業務災害の防止に関する措置の内容を記載した書類

④ 特別加入を希望する日(申請の翌日から14日以内)

平成　○○年　○○月　○○日

上記のとおり特別加入の申請をします。

××年××月××日

○　○　労働局長　殿

名称　○○技能開発センター事業主団体等委託訓練生組合

郵便番号　○○○－○○○○

団地の　主たる事務所の所在地　○○県○○市○○町○○番地　○○技能開発センター内　×××局　電話××××番

代表者の氏名　○○技能開発センター所長　○○○○○○　㊞

[注意]

1　①のハには、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第５の第２種特別加入保険料率表」の事業又は作業の種類を記載すること。

2　特別加入予定者の氏名、法第33条第３号に掲げる者との関係、業務又は作業の内容、　業務歴及び希望する給付基礎日額を別紙に記載すること。

3　特別加入予定者の団体が、家内労働者又はその補助者(労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第３号に掲げる作業に従事する者をいう。)の団体であるときは、③ロの記載及びその書類の添付は必要がないこと。

4　「団体の代表者氏名」の欄は、氏名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

別紙(2)（略）

別紙(3)

事業主団体等委託訓練生給付基礎日額通知書

貴組合の構成員である事業主団体等委託訓練生の給付基礎日額は、当該訓練生に支給される基本手当の日額（雇用保険法第16条）の算定基礎となる賃金日額を基礎として、特別加入者の給付基礎日額として定められた額（3,000円、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円及び16,000円）のうち、当該賃金日額を超える額であって直近のものとし、当該賃金日額が16,000円を超えるものにあっては、16,000円とする。

別紙(4)

業務災害、通勤災害の認定について

特別加入された方々が業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害等を被った場合、労働省労働局長により定められた基準に合致する場合に限り、保険給付等が行われます。

業務災害の認定（概略）

○　事業主団体等から包括的又は個別的に指示された訓練の作業及びこれに直接附帯する行為（生理的行為、反射的行為、準備・後始末行為、必要行為、合理的行為及び緊急行為をいいます。）中の災害

○　訓練の作業時間内における当該事業場施設の利用中及び当該事業場施設内での行動中の災害

通勤災害の認定（概略）

○　訓練生の住居と訓練実施場所との間を合理的な経路及び方法により往復中の災害

なお、往復の経路を逸脱し、又は往復を中断した場合には、当該逸脱又は中断の間及びその後の往復中の災害は通勤災害とは認められません。

別紙(5)

○○○事業主団体等委託訓練生組合賃金総額内訳書

① 給付基礎日額	② 当該年度における 訓練月数	③ 賃金総額の算定の 基礎となる額	④ 人数	⑤ （③×④）
計				

別紙(6)

給付基礎日額証明書

受講者の氏名	
賃金日額	
給付基礎日額	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年　月　日

○○○事業主団体等委託訓練生組合

代表者氏名　○○○技能開発センター所長　○○○○○○　印

別紙(7)

職業訓練受講指示書

第　　号

年　月　日

殿

公共職業安定所長　印

あなたは、職業訓練を受けることが適当であると認められるので、次の職業訓練を受けることを指示します。

職業訓練の種類	
訓練科又は訓練職種	
施設の名称	
訓練期間	ケ月
訓練開始時期	年　月　日
適用条項	

職業訓練受講推薦通知書

第　　号

平成　　年　　月　　日

殿

公共職業安定所長　印

あなたは、次の職業訓練を受けることが適当であると認められるので、受講を推薦します。

職業訓練の種別	
訓練科名	
施設の名称	
訓練期間	カ月（又は　　日）
訓練開始時期	平成　　年　　月　　日
適用区分	

（注意）　この推薦に基づいて職業訓練を受講することによる特別の手当等の支給はありません。

別　添

事業主団体等委託訓練のしくみ

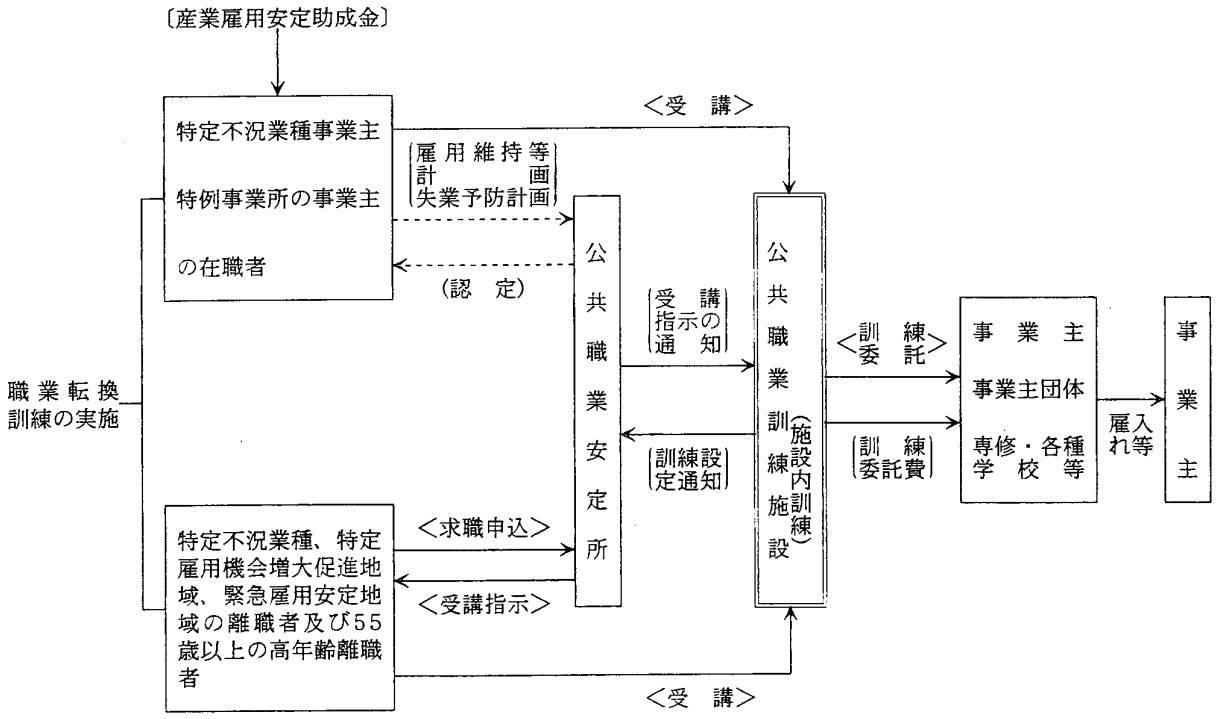

事業主団体等委託訓練実施要領

平成３年２月１日能発第23号

構造転換能力開発事業及び高年齢者職業能力開発援助事業の訓練受講生を対象として、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第３項の規定に基づき、雇用促進事業団（以下「事業団」という。）が設置する技能開発センター（総合高等職業訓練校を含む。）又は都道府県が設置する職業訓練校（以下「技能開発センター等」という。）が行う委託訓練のうち、事業主団体・個別事業主（以下「事業主団体等」という。）への委託訓練（以下「事業主団体等委託訓練」という。）の実施に当たっては、この要領に定めるところによるものとする。

１　目　的

(1)　構造転換能力開発事業

産業・職業、地域、年齢間における労働力需給のミスマッチの発生、高年齢者の雇用機会の不足等に対応し、機動的な職業訓練を実施する必要がある場合であって、技術開発センター等において当該職業訓練を実施するための訓練科を直ちに設定することが困難であると判断される場合又は当該職業訓練を事業主団体が実施することが迅速かつ効果的であると判断される場合に、下記３の(1)に示す訓練対象者に対して現場実習を中心とした事業主団体等委託訓練を実施し、在職労働者の円滑な労働移動及び離職者の再就職の促進に資するものとする。

(2)　高年齢者職業能力開発援助事業

高年齢者が長年にわたり培ってきた経験・技能、知識を活かしながら、関連する職業に再就職等するのに必要な幅の広い、又は高度かつ専門的な技能・技術、知識（以下「技能等」という。）を追加的に付与するため、技能開発センターに設置した高年齢者特別訓練コース（以下「マスターコース」という。）であって、当該の訓練対象者について施設内訓練、速成訓練、専修・各種学校等で修得した訓練内容の実践的応用を目的に行う場合に下記３の(2)に示す訓練対象者に対して事業主団体等委託訓練を実施し、高年齢者の円滑な労働力移動及び雇用の場の拡大に資するものとする。

２　訓練の実施主体

(1)　構造転換能力開発事業

訓練の実施主体は、技能開発センター等とする。

(2)　高年齢者職業能力開発援助事業

訓練の実施主体は、技能開発センターとする。

３　訓練対象者

(1)　構造転換能力開発事業

イ　在職者である訓練対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(イ)　特定不況業種等在職者

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和58年法律第39号。以下「業種法」という。）第２条第１項第２号に規定する特定不況業種事業主又は同項第４号に規定する特例事業所の事業主（以下「特定不況業種事業主等」という。）に雇用される者であって、特定不況業種事業主等が公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）に提出し、その認定を受けた雇用維持等計画又は失業の予防のための措置に関する計画において「配置転換等」、「在籍出向等」又は「離職を余儀なくされる者」として位置づけられた者のうち、能力再開発訓練を受講することが必要と認められたもの

(ロ) 定年退職予定者等

60歳以上の定年制を基盤とする再雇用制度等を有する事業所の事業主に雇用される高年齢者であって、当該事業主が安定所長に提出し、その認定を受けた再就職援助の促進に関する計画において「離職を予定される者」として位置づけられた者のうち、能力再開発訓練を受講することが必要と認められたもの（雇用保険一般被保険者に限る。）

ロ　離職者である訓練対象者は、次の各号のいずれかに該当するものであって、安定所長の職業訓練受講指示又は職業訓練受講推薦（以下「職業訓練受講指示等」という。）を受けた雇用保険受給資格者とする。

なお、次の各号のうち大規模プロジェクト求職者及び過疎地域等プロジェクト求職者に対する職業訓練受講指示等に当たっては、職業訓練受講指示要領等に基づき当該職業訓練を受けさせることが、大規模プロジェクト計画又は地域雇用開発プランに基づいて設置される事業所に就かせるために必要であると認められた者に対して行うものとする。

(イ) 特定不況業種離職者

業種法第２条第１項第３号の規定に基づく事業所の事業規模の縮小等に伴う離職者

(ロ) 大規模プロジェクト求職者

地域雇用開発等促進法（昭和62年法律第23号。以下「地域法」という。）に規定する雇用開発促進地域内に居住し、又は当該地域へ住所若しくは居所を変更しようとする求職者（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第113条第１項第３号の規定による求職者に限る。）のうち、厚生労働大臣の認定を受けた大規模雇用開発プロジェクト計画に基づき設置される新規事業所（新規事業所として計画されている他の事業主が設置する事業所（以下「付随事業所」という。）が含まれている場合、当該付随事業所を含む。）に雇用される可能性が高いと安定所長が認めた者（雇用開発促進地域内に居住する求職者については、自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によって退職した者を除く。）であって、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの

(ハ) 過疎地域等雇用開発プロジェクト求職者

地域法に規定する雇用開発促進地域内に居住し、又は当該地域へ住所若しくは居所を変更しようとする求職者のうち、過疎地域等雇用開発プロジェクトの一環として、厚生労働省の委託を受けた各都道府県地域雇用開発協議会が策定した地域雇用開発プランに沿って具体的に設置・整備する事業所に雇用される可能性が高いと安定所長が認めた者（雇用開発促進地域内に居住する求職者については、自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、又は正当な理由がなく自己都合によって退職した者を除く。）であって、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの

(ニ) 特定雇用機会増大促進地域離職者

地域法第２条第１項第９号に基づく特定雇用機会増大促進地域離職者（自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によって退職した者を除く。）であって、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの

(ホ) 緊急雇用安定地域離職者

地域法第２条第１項第10号の規定に基づく緊急雇用安定地域離職者（自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によって退職した者を除く。）であって、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの

(ヘ) 高年齢離職者

雇用保険の受給資格の係る離職の日において55歳以上65歳未満の高年齢離職者

(2) 高年齢者職業能力開発援助事業

イ 在職者である訓練対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(イ) 選択定年希望者

60歳以上の年齢での定年制を有し、かつ選択定年制（就業規則又は労働協約等に定めた「早期退職優遇制度」に限る。）を併せて実施している事業所の事業主に雇用される高年齢者（雇用保険一般被保険者に限る。）であって、マスターコース相談申込時において本人の意志に基づき同制度により55歳以上65歳未満までに離職することが確定しているもののうち、訓練開始日において55歳以上65歳未満のもの

(ロ) 前期３の(1)のイの(ロ)に示す定年退職予定者等

(ハ) 前期３の(1)のイの(イ)に示す特定不況業種等在職者のうち、訓練開始日において55歳以上65歳未満のもの

ロ 離職者である訓練対象者は、前記(1)のロの(ハ)に示す高年齢離職者であって、安定所長の職業訓練受講指示を受けた雇用保険受給資格者とする。

4 訓練職種

(1) 構造転換能力開発事業

訓練職種の選定に当たっては、訓練対象者の有する技能・知識や労働市場の状況から判断して雇用可能性の高いものとする。この場合、第３次産業関連職種やマイクロエレクトロニクス関連職種をより多く取り入れるよう配慮すること。特に、高年齢者の訓練職種については、高年齢者が就業可能な職務について、すべての産業、業種を対象とした幅広い把握・選定に努めるものとすること。

(2) 高年齢者職業能力開発援助事業

訓練職種については、事業団の各雇用促進センター内に設置された高年齢者職業能力開発相談コーナーにおける職業能力開発に関する相談に基づき、訓練対象者が有する技能等及び求人ニーズ等から判断して雇用の可能性等の高いものを設定すること。

5 訓練形態

この要領に基づく委託訓練は、技能開発センター等において委託訓練期間の最初と最後の数日間オリエンテーション等を実施し、訓練の実施を事業主団体等に委託することを基本とする。

6 委託先事業主団体等

委託先事業主団体は、次の諸条件を満たす事業主団体であること。

なお、個別事業主であっても次の諸条件を満たし、適切に委託訓練を実施する能力があると認められる場合は、当該個別事業主に対しても訓練の実施を委託することができるものとする。

(1) 委託訓練を行う設備の余裕があること。

(2) 訓練担当者として下記９の(1)に掲げる者がいること。

(3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること。

7 委託訓練の内容

(1) 訓練期間及び訓練時間

イ 構造転換能力開発事業

(イ) 原則として、職業転換課程の能力再開発訓練とし、訓練期間及び訓練時間は、概ね６カ月、800時間程度とする。これにより難い場合には、２カ月以上１年以下の範囲において現に有する技能・知識等を勘案して弾力的に定めることができる。

(ロ) (イ)により難い場合においては、短期課程の能力再開発訓練とし、その訓練期間及び訓練時間は１カ月以上２カ月未満、150時間程度とする。

ロ　高年齢者職業能力開発援助事業

職業転換課程の能力再開発訓練とするが、技能開発センターでの施設内訓練、速成訓練及び専修・各種学校等で修得した訓練内容の実践的応用を目的とする観点から原則として訓練期間及び訓練時間はマスターコースの終期において１カ月以上２カ月未満、150時間程度とする。

(2)　訓練内容

イ　構造転換能力開発事業

訓練の実施に当たっては、基礎的技能（関連する知識を含む。）の修得に重点を置きつつ、さらにその職種について遂行することが要求される応用作業に係る技能についても習熟することを目的とする。

ロ　高年齢者職業能力開発援助事業

訓練の実施に当たっては、技能開発センター又は専修・各種学校等で修得した訓練内容の実践的応用のほか、その職種について遂行することが要求されるその他の技能等について修得することを目的とする。

8　訓練人員

訓練を行う一単位の訓練生数は、概ね10人とする。ただし、離転職者等の発生状況及び地域労働市場の動向等によって弾力的に取り扱うものとし、１人を単位とすることができる。

9から14まで（略）

15　事業主団体等委託訓練生の労働者災害補償保険特別加入

不幸にして災害が発生した場合に、それを補償するため、あらかじめ労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の特別加入を行うこと。

(1)　労災保険の特別加入の方法

事業主団体等委託訓練生の労災保険への特別加入は、同訓練生が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第27条第５号に該当する者として同法第29条第１項の規定に基づく団体を結成し、管轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長あて申請することが必要であるが、特別加入及びその後の関係事務は、都道府県分にあっては都道府県職業能力開発主管課、事業団分にあってはそれぞれの技能開発センターにおいて行うものであること。

(2)　特別加入申請の手続き

イ　特別加入申請の手続きに関し、都道府県分については特別加入の申請団体名を「○○県事業主団体等委託訓練生組合」とし、代表者は職業能力開発主管課長をもってあて、事務所を職業能力開発主管課内に置くものとし、事業団分については特別加入の申請団体名を「○○技能開発センター（又は○○総合高等職業訓練校）事業主団体等委託訓練生組合」とし、代表者はそれぞれの技能開発センターの長又は総合高等職業訓練校長をもってあて、事務所を技能開発センター内又は総合高等職業訓練校内に置くものとすること。

ロ　特別加入するものは、当該年度における事業主団体等委託訓練生のうち前記３の(1)のロ及び(2)のロに掲げる離職者の訓練対象者全員であること。

(3)　給付基礎日額

労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第46条の24に規定する給付基礎日額は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第13条の規定に該当する者及び同法第39条第１項の規定に該当する者の基本手当の額の算定の基礎となる賃金日額又は船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく船員失業保険金受給資格者の失業保険金の額の算定の基礎となる標準報酬日額が3,000円を超え、16,000円以下のものにあっては、同給付基礎日額の決定基準額（3,000円、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円及び16,000円）に相当する額のうち、当該基本手当の額の算定の基礎となる賃金日額又は当該失業保険金の額の算定の基礎となる標準報酬日額の直近の高い額とし、16,000円を超えるものにあっては16,000円とすること。

(4) 保険料の算定

保険料の算定については、給付基礎日額に応ずる労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第８号。以下「徴収則」という。）別表第４「特別加入保険料算定基礎額表」の右欄の保険料算定基礎額の12分の１の額に事業主団体等委託訓練生の訓練月数（暦月により計算することとし、端数は１カ月に切り上げる。）を乗じて得た額を「賃金総額の算定の基礎となる額」とし、この額に1,000分の７（徴収則別表第５「第２種特別加入保険料率表」の特14）を乗じて算定すること。

なお、保険年度の中途又は２保険年度にわたって事業主団体等委託訓練を受講する場合の受講を開始した保険年度についての保険料は、特別加入した月から当該保険年度の末日までの事業主団体等委託訓練生の訓練月数（暦月により計算することとし、端数は１カ月に切り上げる。）により計算すること。

(5) 概算保険料の申告・納付

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第15条の規定に基づき、保険年度ごとにその保険年度の初日から45日以内に当該年度内の訓練受講予定者に係る概算保険料を申告し、納付すること。

(6) 確定保険料の申告・納付

徴収法第19条の規定に基づき、保険年度ごとに次の保険年度の初日から45日以内に確定保険料の申告をすること。

確定保険料の申告に際しては、当該保険年度における全事業主団体等委託訓練生について賃金総額の内訳書（様式第２号）を添付すること。

(7) 保険給付の請求

保険給付請求を行う場合、保険給付請求書の事業主の証明は、当該特別加入団体の代表者が行うこととし、また証明事項のうち、負傷又は発病年月日、災害の原因及び発生状況等については、受託事業主のその事実を証明する書類を添付させること。

なお、平均賃金欄に記載されるべき給付基礎日額については、当該特別加入団体の代表者が給付基礎日額証明書（様式第３号）により証明するものであること。

(8) 加入者名簿の整理

都道府県分については都道府県職業能力開発主管課、事業団分については技能開発センターにおいて、訓練開始年月日、訓練修了年月日、当該年度内における訓練月数等を記載した「特別加入者名簿」（様式第４号）を整備しておくこと。

(9) その他

イ　本業務については、各都道府県労働局又は管轄の労働基準監督署と協議の上すすめること。

ロ　保険料の経費は、交付金対象として取り扱うものとする。

以下略

労働省発労徴第50号
基　発　第２７９号
平成元年５月29日

各都道府県労働基準局長
各都道府県知事　殿

労働大臣官房長
労働省労働基準局長

平成元年労働省告示第14号（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第２号ロの規定に基づき、労働大臣が定める職業訓練であって事業主又は事業主の団体に委託されるものを定める件）の改正等について

標記告示は、平成元年５月29日、平成元年労働省告示第35号により、別紙のとおり改正されたので、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1　告示改正の趣旨

標記告示は、平成元年３月23日付け労働省発労徴第19号・基発第135号（以下「施行通達」という。）により既に通達したとおり、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第46条の18第２号ロの規定により、労災保険の特別加入の対象となる特定作業従事者に係る作業として、事業主団体等に委託される職業訓練に係る作業が掲げられることに関し、同規定に基づき、当該職業訓練の範囲を、事業主団体等委託訓練実施要領（昭和63年４月７日付け能発第82号別添４）（略）に基づく事業主団体等委託訓練に限定するものであるが、実際の規定振りとして、事業主団体等に委託する訓練のうち上記事業主団体等委託訓練の対象離職者すべてを列挙する方法をとっていたところである（別紙新旧対照表参照、略）。

今般、平成元年５月29日付け能発第110号（参考）により、上記事業主団体等委託訓練実施要領が改正され、事業主団体等委託訓練の対象離職者に、大規模プロジェクト求職者（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第108条第３号にいう求職者をいう。以下同じ。）が加えられることとなり、これに伴い、標記告示を改正して当該事業主団体等委託訓練の対象となる大規模プロジェクト求職者も労災保険の特別加入の対象とすることとするのが、今回の告示改正の趣旨である。

2　告示改正の内容等

今回の告示の改正に際し、従来採用してきた事業主団体等委託訓練の対象者すべてを列挙する方法を改め、事業主団体等委託訓練の性質を規定する方法によることとし、今後仮に事業主団体等委託訓練の対象者が加えられても、告示を改正することなく、当然に当該対象者が労災保険の特別加入の対象者となるようにしたものである。

なお、今回の告示等の改正によっては、労災保険の特別加入の対象者として事業主団体等委託訓練の対象となる大規模プロジェクト求職者が加わること以外、特に施行通達に示した取扱いを変更するものではない。

3　告示改正等に伴う施行通達の改正について

(1)　上記のほか、施行通達のうち記の第２の２(1)イ中「事業主団体等委託訓練の受講指示」とあるのは「事業主団体等委託訓練の受講指示又は受講推薦」の意味であることを明確にすることとし、これらに伴い、施行通達のうち記の第２を次のように改正する。

１（改正の趣旨及び内容）中「、緊急雇用安定地域離職者及び高年齢離職者」を「、緊急雇用安定地域離職者等」

に改める。

2(1)イを次のように改める。

イ　委託訓練生として特別加入できる者は、事業主団体等委託訓練実施要領に規定する事業主団体等委託訓練の対象者のうち、離職者であって、公共職業安定所長から事業主団体等委託訓練の受講指示又は受講推薦を受けた雇用保険受給資格者であること。

2(5)ハ中「指示書」を「指示書又は推薦書」に改める。

(2)　また、施行通達の別添（事業主団体等委託訓練のしくみ）中「、緊急雇用安定地域の離職者及び55歳以上の高年齢離職者」を「、緊急雇用安定地域の離職者等」に改め、施行通達の別紙(7)に別添（職業訓練受講推薦通知書）（略）を加える。

（編注）　記１中、雇用保険法施行規則第108条第３号は、現行においては同規則第113条第３号である。また、事業主団体等委託訓練実施要領（昭和63年４月７日付け能発第82号別添４）は、平成３年２月１日付けで廃止され、事業主団体等委託訓練実施要領（平成３年２月１日付け能発第23号別添）が同時に制定された（平成3年2月1日付け基発第72号参照）。

（参考）

能発第110号
平成元年５月29日

各都道府県知事
雇用促進事業団理事長　殿

労働省職業能力開発局長

「在職者能力再開発訓練実施要領」等の一部改正について

構造転換能力開発事業については、昭和63年４月７日付け能発第82号「在職者能力再開発訓練実施要領等の制定について」通達により類型別の職業訓練について積極的な実施をお願いしているところであるが、今般、平成元年度より新たに「定年退職予定者等再就職援助促進事業」及び「大規模雇用事業所育成能力開発事業」を創設し、これらの新規事業を従前の構造転換能力開発事業の一環として実施し、雇用対策のより一層の充実・強化を図ることとした。

ついては、上記通達の在職者能力再開発訓練実施要領等について下記のとおり一部改正を行ったので、本事業の円滑な運営について特段の御配慮をお願いする。

記

1　一部改正の概要

(1)　(略)

(2)　雇用開発促進地域での大規模な雇用開発を促す大規模モデルプロジェクト推進事業の実施の一環として、当該地域内の求職者に対して、構造転換能力開発事業として、公共職業訓練施設が事業主団体等への委託訓練を中心に能力再開発訓練を実施する「大規模雇用事業所育成能力開発事業」を創設した。

これに伴い、事業主団体等委託訓練実施要領にその実施方法について定めたほか、所要の改正を行った。

(以下略)

事　務　連　絡
平成２年６月８日

各都道府県労働基準局労災主務課長
各都道府県雇用保険主務課長　殿

労働大臣官房　労働保険徴収課長
労働省労働基準局　労災管理課長
補償課長

事業主団体等委託訓練実施要領の改正に伴う労災保険の特別加入対象者の追加について

事業主団体等委託訓練の対象者に係る労災保険の特別加入については、平成元年３月23日付け労働省発労徴第19号・基発第135号及び平成元年５月29日付け労働省発労徴第50号・基発第279号により実施してきたところであるが、標記の事業主団体等委託訓練実施要領（昭和63年４月７日付け能発第82号別添４）（略）が本日付けで改正され、事業主団体等委託訓練の対象者に過疎地域等プロジェクト求職者が追加されることとなったため、事業主団体等委託訓練の対象となる過疎地域等プロジェクト求職者も労災保険の特別加入の対象となることとなるので、念のため通知する。

（編注）　事業主団体等委託訓練実施要領（昭和63年４月７日付け能発第82号別添４）は、平成３年２月１日付けで廃止され、事業主団体等委託訓練実施要領（平成３年２月１日付け能発第23号別添）が同時に制定された（平成３年２月１日付け基発第72号参照）。

労働省発労徴第４号
基　発　第７２号
平成３年２月１日

各都道府県労働基準局長
各都道府県知事　殿

労働大臣官房長
労働省労働基準局長

事業主団体等委託訓練実施要領の廃止・新設に伴う労災保険の特別加入対象者の範囲の変更について

事業主団体等委託訓練の対象者に係る労災保険の特別加入については、平成元年３月23日付け労働省発労徴第19号・基発第135号（以下「施行通達」という。）及び平成元年５月29日付け労働省発労徴第50号・基発第279号（以下「改正通達」という。）により実施してきたところであるが、標記の事業主団体等委託訓練実施要領（昭和63年４月７日付け能発第82号別添４）が本日付けで廃止され、訓練の対象を追加した新しい事業主団体等委託訓練実施要領（平成３年２月１日付け能発第23号別添）（略）が同時に制定された（別紙参照）（略）ので、これに伴う所要の整理を行うため、改正通達による改正後の施行通達の一部を下記のとおり改正し、本日から適用する。

なお、今回の新しい事業主団体等委託訓練実施要領は、従来、構造転換能力開発事業の訓練方法として行われていた事業主団体等委託訓練を、構造転換能力開発事業及び高年齢者職業能力開発援助事業の両事業に共通した訓練方法として位置づけたもので、高年齢者職業能力開発援助事業として行われる高年齢者特別訓練コースの受講者が新しく訓練対象者として付け加えられるものである。

記

平成元年３月23日付け労働省発労徴第19号・基発第135号の記の第２の１中「昭和63年４月７日付け能発第82号」を「平成３年２月１日付け能発第23号」に改める。

(参考)　平成元年３月23日付け労働省発労徴第19号・基発第135号通達、新旧対照表

改　正　後	改　正　前
第２　特別加入者の範囲の拡大 １　改正の趣旨及び内容 職業能力開発行政においては、特定不況業種等に係る労働者の円滑な労働移動及び離職者の再就職の促進に資する見地から、・・・（中略）・・・当該職業訓練を事業主団体若しくは個別事業主（以下「事業主団体等」という。）が実施することが迅速かつ効果的である場合に、特定不況業種等在職者、特定不況業種離職者、特定雇用開発促進地域離職者、緊急雇用安定地域離職者等に対して事業主団体等委託訓練を実施している（事業主団体等委託訓練実施要領（平成３年２月１日付け能発第23号）。別添「事業主団体等委託訓練の仕組み」参照）。 （以下略）	第２　特別加入者の範囲の拡大 １　改正の趣旨及び内容 職業能力開発行政においては、特定不況業種等に係る労働者の円滑な労働移動及び離職者の再就職の促進に資する見地から、・・・（中略）・・・当該職業訓練を事業主団体若しくは個別事業主（以下「事業主団体等」という。）が実施することが迅速かつ効果的である場合に、特定不況業種等在職者、特定不況業種離職者、特定雇用開発促進地域離職者、緊急雇用安定地域離職者等に対して事業主団体等委託訓練を実施している（事業主団体等委託訓練実施要領（平成63年４月７日付け能発第82号）。別添「事業主団体等委託訓練の仕組み」参照）。 （以下略）

基　発　第７５号
平成３年２月１日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

赴任途上における業務災害等の取扱いについて

赴任途上における災害に関する業務上災害又は通勤災害の認定については、従来、特段の基準がなく、一般原則に従って個別に判断されてきたところであるが、先の労働者災害補償保険審議会の建議等を踏まえて、今般、当該取扱いの基準を下記のとおり定めたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1　赴任途上における業務上の事由による災害（以下「赴任途上災害」という。）の範囲

赴任途上における災害のうち次の(1)～(4)の要件をすべて満たす場合に赴任途上災害とすること。

(1)　新たに採用された労働者が、採用日以後の日において、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所（以下「住居地」という。）から採用事業場等に赴く（以下「新規赴任」という。）途上又は転勤を命ぜられた労働者が、その転勤に伴う移転のため転勤前の住居地等から赴任先事業場等に赴く（以下「転勤」という。）途上に発生した災害であること。

イ　新規赴任とは、住居地から、採用事業場への通勤が可能な地域への転居を前提とした移転をいう。

具体的には、移転のため住居地から採用事業場所属の社宅等へ赴く場合のほか、移転先住居等の都合によりホテル等へ赴く場合又は直接採用事業場へ赴く場合が該当すること。

ロ　転勤とは、住居地等から、赴任先事業場への通勤が可能な地域への転居を前提とした移転をいう。

具体的には、移転のため、住居地又は赴任元事業場から赴任先事業場所属の社宅等へ赴く場合のほか、移転先住居等の都合によりホテル等へ赴く場合又は直接赴任先事業場へ赴く場合が該当すること。

(2)　赴任先事業主の命令に基づき行われる赴任であって社会通念上合理的な経路及び方法による赴任であること。

イ　「赴任先事業主の命令に基づき行われる赴任」とは、次の要件に該当する場合をいう。

(イ)　「命令」の内容が具体的かつ一定の拘束性を持ったものであること。

具体的かつ一定の拘束性を持ったものであるためには、赴任の日時及び方法等が一定程度具体的に示されたものであり、かつ、当該命令に従うことが当該命令を行った事業場においては一般的であると認められる場合をいうこと。

(ロ)　転勤の場合において、赴任先事業主から当該労働者に対し命令がなされた場合を「命令」があったものとするものであるが、赴任先事業主より命令がなされた場合であっても、事前に赴任先事業主との合意に基づきなされたものと認められる場合には、赴任先事業主の命令によるものとして取り扱って差し支えないこと。

ロ　「社会通念上合理的と認められる経路及び方法」とは、当該赴任を行う場合に一般に労働者が用いると認められる経路及び手段をいうものであること。

(3)　赴任のために直接必要でない行為あるいは恣意的行為に起因して発生した災害でないこと。

(4)　当該赴任に対し赴任先事業主より旅費が支給される場合であること。

「赴任先事業主より旅費が支給される場合」には、例えば、企業内転勤の場合のように赴任元事業主又は本社等より旅費が支給されるとしても、当該事業場における過去の取扱い等から判断して赴任先事業主の了解のもとに支給されたものと一般的に認められる場合を含むものであること。

2　保険関係の処理

赴任途上災害については、赴任先の事業場の保険関係を適用する。

3　海外派遣者に係る赴任途上災害についての認定

海外派遣者として特別加入している者に係る赴任途上災害についても上記１と同様の扱いをするものである。したがって、昭和52年３月30日付け基発第192条通達中の「記の10の(6)　業務上外の認定基準」の赴任途上及び帰任途上の災害に関する部分は廃止する。

4　通勤災害関係通達の見直し

通勤災害の範囲については、昭和48年11月22日付け基発第644号により示しているところであるが、新規赴任又は転勤のためやむを得ない事情によりホテル等に宿泊する場合における当該ホテル等を労働者災害補償保険法第７条第２項における「住居」とし、同通達別紙の３の「住居」の意義の項中、「早出出勤等」を「早出出勤及び平成３年２月１日付け基発第75号通達における新規赴任、転勤のため等」に改める。

(参考)　昭和52年３月30日付け基発第192号通達中、「海外派遣者に係る赴任途上災害についての認定」に係る新旧対照表

改　正　後	改　正　前
3　業務上外の認定基準 海外派遣者として特別加入している者の災害の業務上外の認定については、国内の労働者の場合に準ずる。	3　業務上外の認定基準 海外派遣者として特別加入している者の災害の業務上外の認定については、国内の労働者の場合に準ずる。したがって、赴任途上及び帰任途上の災害については保険給付は行われない。

昭和48年11月22日付け基発第644号通達中、「３　「住居」の意義」に係る新旧対照表

改　正　後	改　正　前
3　「住居」の意義 「住居」とは、・・・（中略）・・・認められる。また、長時間の残業や、早出出勤及び平成３年２月１日付け基発第75号通達における新規赴任、転勤のため等の勤務上の事情や、交通ストライキ等交通事情、台風などの自然現象等の不可抗力的な事情により、一般的に通常の住居以外の場所に宿泊するような場合には、やむを得ない事情で就業のために一時的に居住の場所を移していると認められるので、当該場所を住居と認めて差し支えない。	3　「住居」の意義 「住居」とは、・・・（中略）・・・認められる。また、長時間の残業や、早出出勤等の勤務上の事情や、交通ストライキ等交通事情、台風などの自然現象等の不可抗力的な事情により、一般的に通常の住居以外の場所に宿泊するような場合には、やむを得ない事情で就業のために一時的に居住の場所を移していると認められるので、当該場所を住居と認めて差し支えない

事務連絡第2号
平成3年2月1日

各都道府県労働基準局
労災主務課長殿

労働省労働基準局補償課長

赴任途上における業務災害等の取扱いに関する運用について

赴任途上の災害の取扱いについては、平成3年2月1日付け基発第75号（以下「75号通達」という。）により通達したところであるが、これが運用に当たっては、下記の点に留意のうえ、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1　75号通達の趣旨

労働者の赴任途上の災害については、従来から、①事業場施設外の災害であること、②赴任のための旅行の手段、具体的な旅行の日程等個人の裁量、選択に任されている部分が多いこと、③通常業務とは異なること等の理由により業務遂行性の有無を判断する上で困難な面を含んでいたところである。

また、一方、昨今の労働事情によれば、新規赴任をはじめ、国内、外を問わず、転居を要する労働者は増加傾向にあり、これら赴任途上の災害についてもできる限り広く業務上災害ないしは通勤災害と認定すべきではないかという要請等を踏まえて、先の労働者災害補償保険審議会においても「業務災害又は通勤災害と認められる範囲についてその基準の明確化を図る」旨指摘されたところであり、今般、75号通達により赴任途上の災害の類型化を図り、業務遂行性及び業務起因性の考え方を整理し、当該取扱いを明確化したものである。

2　75号通達の運用について

75号通達の運用に当たっては、次の点に留意すること。

(1)　新規赴任の場合においては、労働を提供しようとする者は、事業主と労働契約を締結し、契約履行の始期が到来してはじめて労働者として、事業主の支配下に入るものであるため、契約履行の始期前に赴任したとしても労働者たる身分の取得前の行為について業務と考えることは困難である。

したがって、新規赴任の場合、労働者の採用日以後の日のものに限ることとされたものである。

(2)　赴任は、新規赴任の場合にあっては「住居地」を、転勤の場合にあっては「住居地等」をそれぞれ赴任の始点とされており、それ以前の行為については、赴任の対象外とされているところである。

この場合、労働者の転居に伴う引っ越し等の作業については、その態様、方法等は労働者自身に任され、また、作業内容も労働者の私的生活に関わるものである等事業主の支配性が希薄であることから、原則として業務上の災害とは認められないものである。

(3)　赴任は、新規赴任の場合にあっては「採用事業場等」を、転勤の場合にあっては「赴任先事業場等」をそれぞれ赴任の終点とされており、それ以後の行為については、上記(2)と同様の理由により、赴任の対象外とされているところである。

なお、赴任前において移転の準備のため、赴任元事業場から一旦、旧住居地に戻り、その後赴任するような場合における赴任元事業場から旧住居地に帰宅までの間の災害は通勤災害とする。

この場合、当該通勤が転勤の発令日以後の日において行われる場合は、既に赴任先事業場の事業主の支配下に入るものであるため、赴任先事業場の保険関係を適用する。

また、赴任完了後において、新住居地から「採用事業場」又は「赴任先事業場」へ赴く行為は、通勤災害として

取り扱うこととなる。

(参考)

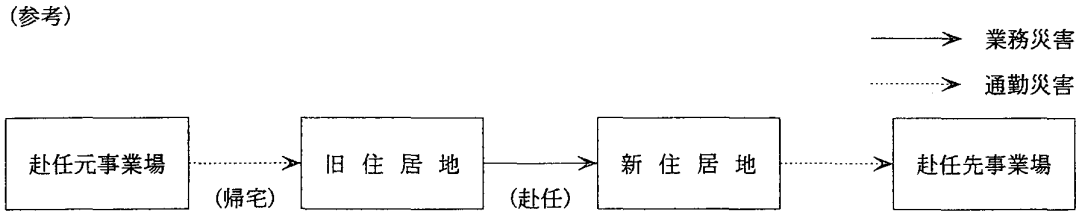

(4) 赴任行為については、通常、一度「採用事業場等」又は「赴任先事業場等」に移動すれば、赴任行為は完了するものであり、その後、労働者の事情により「住居地」又は「住居地等」との間を往復したとしても、それを赴任行為と解することはできない。

(5) 75号通達施行日以後の日に支給決定すべきものについては、75号通達及び本内かんにより取り扱うこと。

(6) なお、個々の事案において、75号通達及び本内かんによって判断することが適当でないものと認められる場合は、本省と協議すること。

労働省発労徴第13号
基　発　第１２３号
平成３年３月１日

各都道府県労働基準局長
各都道府県知事　殿

労働大臣官房長
労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の施行（第３次分）等について

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（平成２年法律第40号）による労災保険制度の改正の大綱並びに第１次施行分及び第２次施行分の実施細目については、既に平成２年６月22日付け労働省発基第43号並びに平成２年７月31日付け労働省発労徴第55号・基発第484号及び平成２年９月28日付け基発第588号により通達されたところであるが、今般、同法の第３次施行分が平成３年４月１日から施行されることとなった。

ついては、下記事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

目　　次

1　改正の趣旨及び概要
(1)　改正の趣旨
(2)　改正の概要
2　特別加入事業における労働者の保険関係
(1)　労働者に係る保険関係の成立
(2)　労働者に係る保険関係の消滅
(3)　農業関係特別加入からの脱退の効果
3　特別加入手続に係る通達の改正
(1)　労働者に係る保険関係成立手続の確保
(2)　特別加入の承認通知等
4　農業関係特別加入等に係る労働保険関係事務の取扱い等
(1)　労働保険関係事務の取扱い
(2)　農業関係特別加入等に係る労働保険関係事務を取り扱う労働保険事務組合の認可についての留意事項
5　その他
(1)　実施時期
(2)　特別加入等の承認通知書等の統一

記

1　改正の趣旨及び概要

(1)　改正の趣旨

イ　全面適用の困難性

労災保険は、その制度趣旨からいって、すべての労働者に適用されることが望ましく、昭和47年４月１日からは、政令で定める暫定任意適用事業を除き労働者を使用するすべての事業が適用事業とされた（旧44年法附則第

12条)。

この暫定任意適用事業の範囲も、昭和50年４月１日から、個人経営の労働者５人未満の農林水産業の一部にまで縮小が図られた（昭和50年政令第26号）が、農業については、適用拡大の必要性が比較的高い（注１）ものの、その事業場における労働実態の把握が困難であること等の理由（注２）から、その後特段の適用拡大の措置は講じられてこなかった。

(注１) 林業は常時１人以上労働者を使用していれば適用事業であるし、水産業についても総トン数５トン以上の漁船は内水面のみにおける操業を除いて適用事業となっているため、未適用の範囲は農業と比較して小さいと考えられる。

(注２) 具体的理由として、以下のことがあげられる。

① 農家では、ゆい・手間替えという労力の相互融通の習慣があり、ゆい・手間替えによって働く者は一般的には労働者とはいえないが、これらの者と労働者とは外見的には区別が困難であること。

② 農繁期のみに労働者を使用する場合が多く、その実態を把握することが困難であること。

③ このため、個人経営の労働者５人未満の農業を当然適用事業とした場合、各事業場が適用事業となるか否かの判断が困難又は煩瑣であること。

なお、①のゆい・手間替えの定義において、昭和52年農林省統計情報部の1975年農業センサスでは、「農家相互間の労力交換のことで、労力の等価交換を原則としているすべての労力交換が含まれる。したがって、労力の過不足を金銭、物品で清算したものも該当する。・・・（中略）・・・共同田植、共同防除などの共同作業で作業をしてもらった場合もここに含める。」とある。

ロ 特別加入制度を利用した新たな適用拡大

農業に関しては、指定農業機械（耕うん機、コンバイン、動力揚水機等）を使用する作業に従事する者について特別加入することができることとなっている（労災則第46条の18第１号）が、さらに、平成３年度実施予定の対象作業の範囲を拡充した新しい特別加入の制度を新設する（そのための省令改正は、平成３年４月１日又は平成３年度予算成立の日の翌日のいずれか遅い日に施行させる予定である。詳細は、おって通達する。）こととして（その結果、農業の特定作業従事者に係る特別加入は２種類が並立することとなり、これらを以下「農業関係特別加入」という。）、これら農業（畜産及び養蚕の事業を含む。）に係る特別加入者が行う事業を適用事業とすることとした（新44年法附則第12条）。

これは、

① 現在、暫定任意適用事業とされている事業についても、労働者保護の観点から、できる限り適用拡大を図っていく必要があり、特に、事業主が特別加入することによって労災保険の保護を受けている事業に労働者が使用された場合は、均衡上も適用事業とすることが適当と考えられること。

② 特別加入団体及びその加入者が、農業協同組合（以下「農協」という。）等に労働保険関係事務の処理を委託することができ、その場合には、各加入者の行う事業の実体等を把握することが比較的容易であり、特別加入者が行う事業に係る保険関係手続の適正化が図りやすいと考えられること。

③ 平成元年12月25日の労働者災害補償保険審議会の建議において、新たな農業の特別加入制度を新設するとともに、当該特別加入事業主が労働者を雇用した場合は、自動的に労災保険を適用する仕組みを設ける旨の提言がなされたこと。

等を理由とするものである。

(2) 改正の概要

常時５人以上労働者を使用しない個人経営の農業の事業（毒劇物・危険有害ガスの取扱い等業務災害の発生のおそれが多いものとして厚生労働大臣が定めるものを除く。）については、加入申請をしない限り、そこに使用され

る労働者に労災保険の適用はないが、その事業主がその事業について特別加入をしている場合には、当然に労災保険が適用されることとなる。その結果、当該事業主は保険関係成立に係る種々の手続を行わなければならないこととなる。

2　特別加入事業における労働者の保険関係

(1)　労働者に係る保険関係の成立

イ　保険関係の成立時期

労働者に係る保険関係の成立の時期は、「労働者を使用する事業」の開始の日と特別加入の日の前後関係に応じ、次の２つの場合があるので、いずれの場合もその保険関係の成立の日から10日以内に通常の保険関係が成立した場合と同様の保険関係成立手続をすべきこととなる。

①　事業主が農業関係特別加入に加入し、その行う事業がその日以後に労働者を使用する事業になるに至った場合には、当該労働者を使用する事業になるに至った日に、労働者に係る保険関係が成立する。

②　事業主が行う事業が先に労働者を使用する事業になるに至った後、当該事業主が農業関係特別加入に加入する場合には、当該特別加入をする日（当該特別加入の承認の日）に、労働者に係る保険関係が成立する（整備法第７条）。

なお、平成３年４月１日前に指定農業機械作業に係る特別加入をし、かつ、当該事業に労働者を使用し（特別加入をした日と労働者を使用した日との先後関係は問わない。）、その状態が同日まで継続している場合には、同日において労働者に係る保険関係が成立することとなる（改正法附則第６条）。

ロ　保険関係成立の判断に関する留意点

循環的な季節雇用を通例とする農業の事業の場合には、上記イの②における保険関係の成立の判断については、事業主が特別加入の日に労働者を現に使用していなくても、当該特別加入の日前１年間に労働者を使用していた実績があり、かつ、以後１年以内に労働者を使用することが見込まれる場合においては、事業主の申出により、当該事業は労働者を使用する事業として既に成立し、特別加入の日において当該事業が「事業の一時的休止」(注)に準じた状態にあるものとして取り扱い、当該特別加入の日におけて労働者に係る保険関係が成立するものとして取り扱って差し支えない。

上記イのなお書きの場合の平成３年４月１日における保険関係の成立の判断についても、これに準じて差し支えない。

(注)　事業主が一時的に休業する場合を「事業の一時的休止」といい、休止期間中も保険関係は継続するものとして取り扱われる（労働保険適用関係事務処理手引（平成３年２月13日付け労働省発労徴第８号）第１編第２章第３前文イ）。

(2)　労働者に係る保険関係の消滅

上記(1)により成立した保険関係は、事業主が労働者を使用しなくなった時に消滅する。この場合において、循環的な季節雇用を通例とする農業の事業に関しては、単に一時的に労働者を使用しなくなったに過ぎず、同一事業に１年以内に労働者を使用する予定がある場合には、その労働者が使用されない期間を「事業の一時的休止」の期間に準じるものとして取り扱い、保険関係は継続するものとして取り扱って差し支えない。

他方、労働者を使用しなくなった場合において、以後１年以内に労働者を使用することが見込まれないとき又は現に当該１年間において労働者を使用しなかったときであってその状態が続くと認められるときは、保険関係が消滅したものとして消滅の手続をとらせること。

(3)　農業関係特別加入からの脱退の効果

事業主が農業関係特別加入から脱退しても、引き続き労働者が使用される限り、当然労災保険が適用され、労働者に係る保険関係は消滅しない（新44年法附則第12条第１項第２号最初の括弧書き）。

3　特別加入手続に係る通達の改正

指定農業機械作業に係る特別加入の手続については、昭和40年11月１日付け基発第1454号（以下「基本通達」という。）の記の第２の４及び５によってきたところであるが、上記法改正の趣旨を踏まえ、今後は新設予定の特別加入を含めて下記によることとし、この趣旨に沿って別紙のとおり基本通達を改正し、平成３年４月１日以後の農業関係特別加入の承認について適用する。

(1)　労働者に係る保険関係成立手続の確保

特別加入申請書（告示様式第34号の10）別紙に記載される特別加入予定者又は特別加入に関する変更届（告示様式第34号の８）に記載される新たに加わる特別加入者が、当該特別加入に係る事業につき労働者を使用していることが明らかとなった場合は、既に労働者に係る保険関係成立届が提出されている場合を除き、特別加入の申請又は変更届と同時に労働者に係る保険関係成立届を提出させることとし、提出がなされない場合は当該特別加入予定者について特別加入の承認又は変更届に基づく承認内容変更決定を行わないこと。

(2)　特別加入の承認通知等

特別加入の承認通知若しくは不承認通知又は特別加入の変更届に関する承認通知若しくは不承認通知は、下記５の(2)の別紙による改正後の基本通達の第２の６(3)及び別添特様式第１号、第３号又は第７号により行うこと。

4　農業関係特別加入等に係る労働保険関係事務の取扱い等

(1)　労働保険関係事務の取扱い

農業関係特別加入に係る労働保険関係事務は、特別加入団体又は特別加入団体から事務委託を受けた労働保険事務組合等が処理することとなるが、当該特別加入団体の構成員である特別加入者が労働者を使用して行う事業に係る労働保険関係事務についても、特別加入に係る事務と相関連して処理されるようにすることにより、これらの適用徴収の円滑化と労働保険関係事務の運営のより一層の適正化が確保されるので、次のとおり、農業関係特別加入団体及び農協等の関係団体を指導するものとする。

①　農協の構成員である農家を主たる構成員とする特別加入団体に係る労働保険関係事務については、当該農協若しくはその近隣の農協又はその関係団体たる農業協同組合連合会若しくは都道府県農業協同組合中央会が労働保険事務組合となり、当該特別加入団体から委託を受けてその処理を行うようにすること。

②　①の場合において、当該特別加入団体の構成員である特別加入者が労働者を使用して農業の事業を行う場合には、当該労働者に係る労働保険関係事務についても、当該特別加入者の委託を受けて、①と同一の労働保険事務組合がその処理を行うようにすること。

(2)　農業関係特別加入等に係る労働保険関係事務を取り扱う労働保険事務組合の認可についての留意事項

労働保険事務組合の認可基準については、労働保険事務組合事務取扱手引（昭和62年３月10日付け労働省発労徴第13号。以下「手引」という。）の第３章の３に定めているところであるが、上記(1)により農業関係特別加入及び当該特別加入の加入者が労働者を使用して行う事業に係る労働保険関係事務を処理することとなる農協等の労働保険事務組合の認可に当たっては、特に次の点に留意すること。

イ　委託予定事業主数

手引の第３章の３(1)②の「労働保険事務の委託を予定している事業主が30以上あることを要する」ことについては、農協等が労働保険事務組合の認可を受けようとする場合においては、農業関係特別加入団体の構成員たる個々の特別加入者も、当該特別加入者が労働者を使用するに至った場合には必ず当該農協等に労働保険関係事務を委託することを条件に、委託予定事業主として算入して差し支えない。

ロ　団体の組織等

農協等の関係団体に対し労働保険事務組合の認可をする場合は、特に次の基準を満たしているか十分審査の上行うこと。

① 本来の主たる事業を過去２年以上にわたって安定的、継続的に運営しているものであること。

② 財政基盤が安定しており、予定する労働保険料の納付に係る事故について当該団体に責めがある場合、これを補填するに足りる状況にあること。

③ 労働保険事務を確実に行う能力を有する者を配置し、労働保険事務を適切に処理できるような事務処理体制が確立されていること。

ハ 農業協同組合連合会等について

労働保険事務組合の許可を受けようとする団体が、農業協同組合連合会又は都道府県農業協同組合中央会（以下「連合会等」という。）であるときは、その事務が円滑に処理されるよう、傘下の関係農協においても農業関係特別加入団体及び特別加入者に対し、労働保険関係事務の取次・あっせん、助言等の体制が整備されているとともに、連合会等による傘下の関係農協等に対する指導・助言体制が確立されている必要があること。

5 その他

(1) 実施時期

農業にかかる特別加入者が行う事業が当然適用事業となる法改正は、平成３年４月１日から実施される（改正法附則第１条第３号）。

(2) 特別加入等の承認通知書等の統一

特別加入等の承認通知書は、①昭和40年11月15日付け基災発第18号通達別紙様式３、②昭和61年７月７日付け基発第407号通達別紙(3)特様式第１号及び③昭和62年３月30日付け基発第175号通達別紙特様式第１号又は平成元年３月23日付け労働省発労徴第19号・基発第135号通達（以下「第135号通達」という。）別紙(2)特様式第１号の３種類が示されてきたが、今後は第135号通達別紙(2)特様式第１号を統一の様式として扱うこととし、また、既に特別加入の承認を受けている事業主又は特別加入団体から、新たに特別加入者になる者又は別の業務を行うことになった者として変更の届出（告示様式第34号の８）があった場合の手続等も統一することとし、別紙のとおり基本通達の記の第２の３を改正し、平成３年４月１日から適用する。

なお、昭和62年３月30日付け基発第175号通達により示された特様式第７号は、別紙による改正後の基本通達に示された特様式第７号に変更する。

（別紙）昭和40年11月１日付け基発第1454号通達の改正

昭和40年11月１日付け基発第1454号通達（以下「基本通達」という。）を次のように改正する。

1 記の第２の３を次のように改める。

(1)中「第34条の11第１号」を「第27条第１号」に改める。

(2)の表題中「第34条の12第１項」を「第28条」に、(2)ハ中「第34条の11第２号」を「第27条第２号」に、「第46条の19第４項」を「第46条の19第６項」に改める。

３に(4)として次のように加える。

(4) 特別加入の承認等の手続

イ 承認通知

特別加入の申請に対する所轄都道府県労働局長の承認は、当該申請の日の翌日を承認年月日とすることとし、その通知は、別添１の通知書（特様式第１号）により行うこととする。

ロ 不承認通知

特別加入の申請に対する不承認通知は、別添２の通知書（特様式第３号）により行うこととする。

ハ　変更通知

則第46条の19第６項（則第46条の23第４項及び則第46条の25の２第２項により準用する場合を含む。）により届出のあった事項のうち、特別加入者の行う業務内容の変更及び特別加入者の追加については、当初の特別加入の承認の内容の要素となる事項の変更であり、当該当初の特別加入の承認の変更決定がなされない限り効果が生じないため、所轄都道府県労働局長は、当該変更内容を適当と認めるときは、当該届出の日の翌日付けにより承認内容変更決定を行うこととする。なお、その通知については、当分の間、別添１の通知書（特様式第１号）により行うこととする。

ニ　変更内容の不承認

上記ハの場合において、所轄都道府県労働局長が当該変更内容を不適当と認めるときは、その旨の通知を別添３の通知書（特様式第７号）により行うこととする。

２　記の第２の４を次のように改正する。

(1)中「第34条の13第１項第１号」を「第29条第１項第１号」に改める。

(2)中「第34条の13第１項」を「第29条第１項」に、「第34条の11第３号及び第４号」を「第27条第３号及び第４号」に改める。

４に(3)として次のように加える。

(3)　特別加入の承認等の手続

上記３(4)と同様とする。

３　記の第２の５を次のように改める。

５　特定作業従事者の特別加入手続

特定作業従事者の加入手続は、次のことを除いて、一人親方等の手続と同様である。

(1)　指定農業機械作業従事者

イ　災害防止措置

加入申請書に添付させるべき業務災害防止措置の内容を記載した書類に関し、一般的事項を別途通達する。

ロ　労働者に係る保険関係成立手続の確保

特別加入申請書別紙に記載される特別加入予定者が、当該特別加入に係る事業につき労働者を使用していることが明らかとなった場合は、既に労働者に係る保険関係成立届が提出されている場合を除き、特別加入の申請又は特別加入者の追加に関する変更届と同時に労働者に係る保険関係成立届を提出させることとし、提出がなされない場合は特別加入の承認又は変更届に基づく承認内容変更決定を行わないこと。

(2)　職場適応訓練生

職場適応訓練の作業が他の労働者の作業とともに行われるのが通常であり、かつ、当該事業場には労働基準法、労働安全衛生法等が適用されるので、加入申請書における作業内容の記載及び業務災害防止措置の内容を記載した書類の添付を要しないものとして取り扱われたい。

４　記の第２の８を次のように改正する。

(1)中「法第34条の12第２項、法第34条の13第１項第１号、法第11条第１項」を「法第28条第２項、法第29条第３項、法第30条第２項」に改める。

(1)イのなお書きを次のように改める。

なお、脱退の承認の通知は、別添１の通知書（特様式第１号）により、承認年月日は当該特別加入の脱退の申請の日と同日とする。脱退の承認があったときは、当該承認の日の翌日に特別加入者たる地位が消滅するものとして取り扱う。

(1)ロを次のように改める。

ロ　特別加入した一人親方等、特定作業従事者及び海外派遣者についても、上記イと同様である。

(2)中「法第34条の12第３項、法第34条の13第３項」を「法第28条第３項、法第29条第４項、法第30条第２項」に、「則第46条の26」を「則第46条の25、則第46条の25の３」に、「特定作業従事者の団体」を「特定作業従事者の団体若しくは海外派遣者」に改め、(2)に後段として、次のように加える。

特別加入の承認の取消又は保険関係の消滅の通知は、別添４の通知書（特様式第４号）により行うこと。

(3)中「第34条の11」を「第27条」に、「第34条の12第１項」を「第28条第１項」に改め、「、当該保険事業が任意適用事業である場合において法第11条の規定により」を削り、「第34条の13第１項」を「第29条第１項」に、「事業の廃止（一人親方等又は特定作業従事者の団体の解散は、法第34条の13第１項第４号の規定により任意適用事業の廃止とみなされる。）又は終了があったときは、その廃止又は終了」を「一人親方等又は特定作業従事者の団体の解散があったときは、その解散の日」に改める。

5　基本通達に別添１（特様式第１号（略））、別添２（特様式第３号（略））、別添３（特様式第７号（略））及び別添４（特様式第４号（略））として次のように加える。

労働省発労徴第38号
基 発 第 259 号
平成３年４月12日
（改正　平11.2.18基発第77号）

各都道府県労働基準局長
各 都 道 府 県 知 事　殿

労 働 大 臣 官 房 長
労 働 省 労 働 基 準 局 長

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成３年労働省令第11号）が、本日付けで公布され、施行されることとなった。なお、これに伴い、平成３年労働省告示第37号（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第１号イの労働大臣が定める規模を定める件）及び平成３年労働省告示第38号（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第４号の労働大臣が定めるものを定める件）が制定された。

ついては、下記事項に留意の上、事務処理に遺憾なきを期されたい。

記

第１　特定農作業従事者に係る特別加入の新設

１　改正の趣旨及び概要

(1)　改正の趣旨

農業の個人事業主については、指定農業機械作業従事者に係る特別加入の制度が設けられている（旧労災則第46条の18第１号）が、農業関係者からの要望及び最近における農作業の実態からみて補償対象範囲の拡充を図ることが適当であること、農業関係の特別加入の拡大が図られることにより労働者の保護にもつながること（44年法附則第12条第１項第２号）、平成元年12月25日の労働者災害補償保険審議会の建議においても同様の観点から農業の特別加入制度の新設について提言がなされたこと等から、対象作業を拡充した特別加入制度を新設することとした。

(2)　改正の概要

厚生労働大臣が定める規模（年間農業生産物総販売額300万円以上又は経営耕地面積２ヘクタール以上）の農業（畜産及び養蚕を含む。）の事業場における土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取、又は家畜（家きん及びみつばちを含む。）若しくは蚕の飼育の作業（以下「耕作等作業」という。）であって、動力により駆動される機械（以下「動力機械」という。）を使用して行うもの、高さ２メートル以上の箇所におけるもの、サイロ・むろ等の酸素欠乏危険場所におけるもの、農薬散布に係るもの又は牛・馬・豚に接触し若しくはそのおそれのあるものに従事する者（以下「特定農作業従事者」という。）について、新たに特別加入できることとしたものである（新労災則第46条の18第１号イ、平成３年労働省告示第37号）。

(注)　従来の指定農業機械作業従事者は、その内容を変更せず引き続き存続する（畜産及び養蚕に係る作業は対象とされていない。新労災則第46条の18第１号ロ参照）。

(3)　44年法との関係

平成３年３月１日付け労働省発労徴第13号・基発第123号通達（以下「改正法実施通達」という。）の記の１(2)にあるように、今回新設の特定農作業従事者に係る特別加入に加入した者が行う当該特別加入に係る事業に使用

される労働者についても、当然に労災保険が適用される（44年法附則第12条第１項第２号）。

2　具体的内容

(1)　加入対象事業場

イ　対象事業場の限定

特別加入の対象となるべき者は、労働者に準じて労災保険により保護するに値する者であることが原則であること、また、保険技術上（業務上外の認定等）の観点から、家庭生活と区別できる程度に独立した規模を有する事業場に従事していることが必要である。また、今回の特別加入の新設の目的の１つは、当該特別加入に係る事業に使用される労働者への労災保険の適用拡大にあることから、労働者を使用する可能性の大きい年間農業生産物総販売額300万円以上又は経営耕地面積２ヘクタール以上の規模の事業場において作業する者（当該事業場に係る農地の所有者又は賃借人及びその共同作業者に限る。）に加入対象を限ることとした。

ロ　対象事業場の規模の根拠

水稲栽培農家においては、経営耕地面積２ヘクタール（粗収益約310万円）以上の規模を有する農家では労働者を使用する割合が特に高くなるため、果樹農家や畜産・養蚕農家にも共通の基準として年間農業生産物総販売額300万円以上とすることとした。また、農業生産物総販売額の把握が困難な場合もあるため、経営耕地面積２ヘクタールの要件も付加的に加えることとした。

なお、農業生産物総販売額のうちには、農作業の受託料金は含まれない。また、経営耕地面積には、田、畑、果樹園、牧草地及び休耕地が含まれるが、作業受託の対象となる農地は含まれない。したがって、下記ハの営農集団の構成員の場合を除き、作業受託のみにより農作業を行う者は特別加入の対象とならない。

ハ　「事業場」の単位

「事業場」については、１農家単位を基本とする。ただし、農家の集団が共同で作業を行う場合（いわゆる地域営農集団（以下「営農集団」という。）又は農事組合法人をいう。）は、事業場の規模を判断するに当たっては、当該集団を１つの事業場として取り扱う。したがって、個々の農家の規模が小さくても、営農集団又は農事組合法人において農業生産物総販売額300万円以上又は経営耕地面積２ヘクタール以上であれば、各構成農家につき特別加入のための規模要件を満たすものとして取り扱う。

営農集団であるか否かの判断は、

①　代表者および構成員の定めがあり、定款や規約等が整備されていること、

②　共同作業の方法その他の集団内の作業に関する定めがあること

によるが、以下の集団については、上記の２要件が整備されているものとして取り扱って差し支えない。

水田農業確立対策実施要綱（昭和62年５月20日付け62農蚕第1820号農林水産事務次官通達別添、参考１参照）別紙１の第２の３に基づく水田農業確立対策実施要領（昭和62年５月20日付け62農蚕第1821号農林水産省農蚕園芸局長通達別添、参考２参照）別紙３の第３（加算額の交付要件等）の３（各加算ごとの交付要件）の(1)（高能率生産単位育成加算）又は(3)（生産組織加算）の交付要件を満たす「生産集団」

(2)　加入対象作業

加入対象作業は、次のとおりである。次のいずれかの作業を、上記(1)の事業場において行う者が特別加入できることとなる。

①　動力機械を使用して行う耕作等作業

動力機械を使用して行う作業は、機械による身体の傷害の危険性が高いので、対象作業としたものである。

動力機械とは、動力（電動機、内燃機関等）により駆動される機械の総称をいい、現在の指定農業機械はすべて含まれる。

② 高さ２メートル以上の箇所における耕作等作業

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第518条および第519条の規定によっても、高さ２メートル以上の箇所は墜落の危険性が高いものと考えられており、高さ２メートル以上の箇所における耕作等作業も対象とすることとしたものである。

なお、40度以上の傾斜地については、水平面から２メートル以上の高さにあれば、その箇所における耕作等作業も対象となる。

③ サイロ・むろ等の酸素欠乏危険場所における耕作等作業

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第６第７号の酸素欠乏危険場所（穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピットの内部）における作業は、酸素欠乏により酸素欠乏症にかかり又は死亡する危険性が高いため、対象としたものである。

④ 耕作等作業のうちの農薬散布の作業

耕作等作業のうちの農薬中毒にかかる危険性が高いため、対象作業としたものである。

「農薬」とは、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第１条の２第１項に規定する薬剤であって、同法第２条第３項の規定により登録を受けたものをいう。

⑤ 牛・馬・豚に接触し又はそのおそれのある耕作等作業

牛・馬は、蹴られたり噛まれたりする危険性が高く、豚は体重300キログラムにも及び、移送作業中の危険等が予測されるため、対象作業としたものである。この３種類の家畜に限定した理由は、他の家畜の場合は、過去の例からみても、重大災害発生の可能性がほとんどないと見込まれるからである。

なお、調教は耕作等作業に該当しないので、対象とならない。

(3) 保険料率及び特定業種区分

第２種特別加入保険料率は1000分の８(現行1000分の７)、作業の種類の番号は特15とされた（徴収則第23条及び別表第５)。

(4) 特別加入の手続

特別加入の手続は、指定農業機械作業従事者に係る特別加入の手続と同様とする（昭和40年11月１日付け基発第1454号（以下「基本通達」という。）の記の第２の４及び５参照）ほか、次に定めるところによる。

イ 事務の所轄

特別加入申請書（告示様式第34号の10）の受付等を取り扱う労働基準監督署は、各特別加入団体の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署とし、特別加入の承認等は、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うものであること（労災則第１条第２項及び第３項)。

ロ 災害防止措置

特別加入に際して、特定農作業従事者の団体に対し、あらかじめ業務災害の防止に関し特定農作業従事者の団体が講ずべき措置及び特定農作業従事者が守るべき事項を定めさせる（労災則第46条の23第２項）こととし、「業務災害防止規則例」（別紙２）に定める内容と実質的に同じ内容の定めを作成させ、これを特別加入申請書に添付させること。

ハ 年間農業生産物総販売額又は経営耕地面積の証明書の添付

特別加入の申請の際、年間農業生産物総販売額又は経営耕地面積の証明書を特別加入申請書に添付させること。ただし、上記(1)ハの「生産集団」又は農事組合法人の構成員として申出があった場合は、下記二に定める提出書類の提出で足りるものとする。

年間農業生産物総販売額の証明書としては、農協に販売した場合には農協の証明書（別紙３)、市場に売却

した場合には市場の証明書（別紙４）を添付するものとするが、税務署に提出した所得税青色申告決算書（農業所得用）の控え（税務署の受領印のあるものに限る。）の写しその他年間農業生産物総販売額を証明できる書類の添付でも差し支えない。

経営耕地面積の証明書としては、市町村の農業委員会の証明書（別紙５）による。

ニ　営農集団等としての証明

特別加入者のうち上記(1)ハの営農集団の構成員として申出があった場合については、当該特別加入者が上記(1)ハの「生産集団」の構成員である場合には市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が作成する「確認書」（水田農業確立対策実施要領別紙様式第17号、参考２参照）の写しを提出させ、その他については上記(1)ハの①及び②の定款・規約及び共同作業等の定めを記載した書面並びに当該営農集団の構成員名簿を提出させること。

農事組合法人の構成員として申出があった場合は、農事組合法人登記簿の謄本及び当該申出をした者が当該農事組合法人の組合員であることを証明する書面を提出させること。

ホ　健康診断証明書の提出

昭和62年３月30日付け基発第175号通達（労災保険の特別加入にかかる加入時健康診断の実施について）は、特定農作業従事者についても適用があるので、留意すること。

ヘ　労働者に係る保険関係成立手続の確保

特別加入予定者が、当該特別加入に係る事業につき労働者を使用していることが明らかとなった場合は、既に労働者に係る保険関係成立届が提出されている場合を除き、特別加入の申請又は変更届と同時に労働者に係る保険関係成立届を提出させるべきことその他につき、指定農業機械作業従事者と同様である（改正法実施通達の記の３(1)参照）。

ト　特別加入の承認通知等

特別加入の承認通知若しくは不承認通知又は特別加入の変更届に関する承認通知若しくは不承認通知は、基本通達の記の第２の６の(3)及び別添特様式第１号、第３号又は第７号により行うこと。

(5)　業務上外の認定基準

上記(2)の作業を上記(1)の事業場において行う場合の業務上の災害が補償の対象となる（法第29条第１項第５号）が、具体的な業務上外の認定については、昭和40年12月６日付け基発第1591号通達（以下「認定基準通達」という。）を別紙６のとおり改正し、改正後の認定基準通達の記の第１の１(3)イを特定農作業従事者に係る労災則第46条の26の基準とすることとしたので、これによって行うこと。なお、この認定基準通達の改正の中で、あわせて他の特別加入に係る認定基準についても所要の整備を行ったところである。

また、通勤途上災害は、補償の対象とはならない（労災則第46条の22の２）ので、留意すること。

(6)　保険給付の請求

イ　保険給付請求書の事業主の証明は、当該特別加入団体の代表者が行うこと。

ロ　保険給付に関する事務は、当該特別加入団体の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長が行うこと（労災則第１条第３項）。

ハ　保険給付の事務のうち、療養の費用システム、休業（補償）給付システム、一時金システム及び年金システムについては、特別加入者コードに「特定農作業従事者」として、コード「51」を追加したので、機械処理の請求書及び帳票の記入に当たっては留意すること。

(7)　保険給付の支給制限

特定農作業従事者に係る保険給付の支給制限については、別紙６による改正後の認定基準通達の記の第２によること。

3　その他

(1)　実施時期

特定農作業従事者に係る特別加入の新設に関する省令改正は、本日平成３年４月12日から施行される（改正省令附則）。

特別加入の申請に対する承認の年月日は、当該申請の日の翌日から起算して14日の範囲内において申請者が加入を希望する日である。

(2)　中小事業主等の特別加入等との関係

イ　中小事業主等の特別加入との関係

農業の事業における中小事業主等の特別加入と今回新設の特定農作業従事者（又は指定農業機械作業従事者。以下このイにおいて同じ。）に係る特別加入とは、それぞれの加入要件を満たせば、本人の選択によりいずれにも特別加入できることとなるが、重複加入は認められない。

したがって、農業に関し中小事業主等として特別加入している者が、特定農作業従事者として特別加入する場合は、特定農作業従事者としての特別加入の申請書（告示様式第34号の10）の提出と同時に又はそれ以前に、中小事業主等としての特別加入の脱退申請書（告示様式第34号の９）を提出しなければならない。この場合、中小事業主等としての特別加入の脱退の承認の年月日は当該脱退申請の日から起算して14日の範囲内において申請者が脱退を希望する日とし、特定農作業従事者としての特別加入の承認の年月日は当該加入申請の日の翌日から起算して14日の範囲内において申請者が加入を希望する日とすること。

誤って重複加入した場合は、先に加入した特別加入が優先し、後から手続した特別加入に係る保険関係は無効となることを充分留意し、特定農作業従事者に係る特別加入の申請を受け付ける際には、特別加入予定者が中小事業主等として特別加入していないか確認の上、中小事業主等として特別加入している者がある場合は、必ずその脱退の申請又は届出を同時に提出するよう指導すること。

ロ　指定農業機械作業従事者に係る特別加入との関係

引き続き存続する指定農業機械作業従事者に係る特別加入（新労災則第46条の18第１号ロ）と、今回新設の特定農作業従事者に係る特別加入についても、加入要件上いずれにも特別加入できる場合が生ずるが、重複加入は認められない（法第35条第２項）。

したがって、指定農業機械作業従事者として特別加入している者が、特定農作業従事者として特別加入する場合は、上記イの中段で示した手続と同様の手続を要する。

誤って両方の特別加入が重複した場合は、後から加入した特別加入に係る保険関係が無効となることに充分留意し、上記イの後段で示した指導を行うこと。

ハ　中小事業主等・指定農業機械作業従事者から切り替える場合の保険料

中小事業主等・指定農業機械作業従事者から特定農作業従事者に係る特別加入に切り替える場合の保険料の算定の基礎となる賃金総額算定基礎額の算定については、昭和41年４月４日付け基災発第10号通達の記の３によるので、留意すること。

(3)　労働保険関係事務の取扱い

改正法実施通達の記の４は、特定農作業従事者の場合も適用があるので、留意すること。

第２　労働組合等の常勤役員の行う作業に係る特別加入の新設

1　改正の趣旨及び概要

(1)　改正の趣旨

イ　従来の労働組合等の常勤役員の取扱い

労働組合（これに類する国家公務員の職員団体等を含む。以下「労働組合等」という。）の執行機関及び監

査機関を構成する者（以下「組合役員」という。）は、一般的には労働者ではないと考えられ、その場合は、労災保険の適用はない。

しかし、専従職員（労働組合等が雇用する労働者をいう。以下同じ。）を置かず、常勤役員を置く労働組合等にあっては、通常、常勤役員が、専従職員と同様の業務もあわせて行い、かつ、当該常勤役員はその報酬により生計を立てているのが一般的である。

このように、労働者を使用しない労働組合等の常勤役員は、ほぼ労働者たる専従職員と同様の実態にあり、労働者に準じて保護するに値する者であるが、この者に対する特別加入の制度は存在せず、代わりに、昭和44年３月７日付け基発第112号通達（以下「第112号通達」という。）により、代表者を除く専従役員（労働組合等の業務に専ら従事する組合役員をいい、ここでは、常勤の役員と同義である。）を労働者とみなして労災保険を適用してきたところである（注１）。

ロ　従来の取扱いの問題点

従来の取扱いでも、専従職員又は労働者とみなされる常勤役員がいないいわゆる一人専従役員たる代表者は、労働者とみなされず、かつ、中小事業主等として労災保険に特別加入することもできないため、労災保険が適用されないという問題が残っており、また、労災保険の適用に関する法律関係が不明確であるという問題があった。

ハ　今後の取扱い

このような事情及び平成元年12月25日の労働者災害補償保険審議会の建議を踏まえ、労働者を使用しない労働組合等の常勤役員について、労働者に準じて労災保険による保護の充実を図るため、労災保険に特別加入する途を開くこととしたものである（注２）。

(注１)　この取扱いにより労働者とみなされる者又は専従職員が置かれる労働組合等の代表者又は非常勤役員は、中小事業主等として労災保険に特別加入することができることとなる。

(注２)　専従職員が置かれる労働組合等については、役員は中小事業主等として特別加入することができ、また、役員を中小事業主等として特別加入させた方が労働者に対する労災保険の適用促進に役立つことから、今回新設の特別加入の対象とはしなかったところである。

(2)　改正の概要

労働組合等の常勤役員が行う集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に不可欠な作業に従事する者については、特別加入の制度を新設することとした（新労災則第46条の18第４号）。

また、この措置と併せて、第112号通達を改正して、専従職員を置かず常勤役員（代表者を除く。）を置く労働組合等の非常勤役員が中小事業主等として特別加入できるようにする（同通達と実質的に同一の取扱いとする）ため、法の趣旨の範囲内で特別の扱い（当該常勤役員について、それが実質的に労働者である場合が多いことから、原則として、労働者として取り扱う。）を行うこととした（下記3(2)ロ）。

2　具体的内容

(1)　加入対象労働組合等

特別加入の対象となるのは、労働組合等の常勤役員として一定の作業に従事する者である（新労災則第46条の18第４号）。

この労働組合等は、平成３年労働省告示第38号により、

①　労働組合法（昭和24年法律第174号）第２条及び第５条第２項の規定に適合しているもの

②　国家公務員法（昭和22年法律第120号。裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）において準用する場合を含む。以下同じ。）第108条の３第５項若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第５項の規定により登録された職員団体

③　職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）第５条により認証された職員団体等

④　国会職員法（昭和22年法律第85号）第18条の２の組合であって労働組合法第５条２項各号（第８号を除く。）に掲げる内容と同様の内容を規定する規約を有しているもの

をいう（参考３参照）。

これらの労働組合等には、単位労働組合等に限らず、その連合団体も含まれる（労働組合法第２条等）。また、支部、分会等の名称を有する下部組織についても、独立した組織としての実体を有する場合であって、上記①から④までの団体に該当するものは、労働組合等と認められる㈱。

㈱　上部団体の決定に基づいて役員が選任され、派遣されるような団体は、労働組合等とは認められない。当該団体の役員の報酬が上部団体から支払われる場合であっても、独立した組織としての実体を有し、上記①から④までの条件に適合する場合には、労働組合等として認めて差し支えない。

(2)　加入対象者

常時労働者を使用することのない労働組合等の下記(3)の作業を行う常勤役員が加入の対象者となるが、そのうち代表者を除く常勤役員は、下記３(2)ロで述べるように、原則として労働者として取り扱われるので、実際に特別加入の対象者となるのは、結果として、原則としていわゆる一人専従の場合（常勤役員が一人のみいる場合をいう。）における代表者たる常勤役員のみとなる。ただし、代表者を除く常勤役員が実質的にも労働者と評価できない場合であって、中小事業主等として特別加入することもできない場合は、今回新設の特別加入者として認めて差し支えない。

(3)　加入対象作業

加入対象作業は、当該労働組合等の事務所、事業場若しくは集会場又は道路、公園その他の公共の用に供する施設においてなす以下の作業（当該作業に必要な移動を含む。）である（新労災則第46条の18第４号）。

イ　集会の運営の作業

総会、中央執行委員会、代議員大会、監査委員会等の労働組合等の機関における会議に限らず、労働組合等が主催若しくは共催する集会の運営の作業を含む。

ロ　団体交渉の作業

労働組合法第６条、国家公務員法第108条の５又は地方公務員法第55条の交渉の作業をいう。

ハ　その他の当該労働組合等の活動に係る作業

集会への参加、デモ行進への参加・先導、労働組合員の勧誘、ビラ配付等の宣伝活動等の作業、争議行為を指導する作業、役員等の選挙のための作業、労働組合費の徴収その他労働組合会計処理に必要な作業等をいうほか、それぞれの作業に付随する作業をいう。

なお、国家公務員法第98条第２項等により争議行為そのものが禁止されている場合、当該争議行為を指導するための作業は「当該労働組合の活動に係る作業」とは認められないが、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項のような手続規定に違反する争議行為を指導するための作業は、この限りではない。

(4)　保険料率及び特定業種区分

第２種特別加入保険料率は1000分の６、作業の種類の番号は特16とされた（徴収則第23条及び別表第５）。

(5)　特別加入の手続

特別加入の手続は、一人親方等の加入手続（基本通達の記の第２の４参照）並びに上記第１の２の(4)のイ、ホ及びトと同様とするほか、次に定めるところによる。

イ　労働組合等としての証明

①　労働組合法上の労働組合の場合

(a)　法人格を有する労働組合については、当該労働組合の登記簿の謄本又は法人格取得のためになされた労

働組合法第11条第１項に基づく労働委員会の証明書の写しを、

(b) 法人格を有しない労働組合については、当該特別加入の申請時前５年間に労働組合法第５条第１項に基づく労働委員会の証明を受けた場合にあっては当該証明書の写しを、

(c) その他の場合にあっては、労働組合の規約を、

特別加入申請書に添付させること。

なお、(c)の場合にあっては、当該規約が労働組合法第５条第２項各号に定める内容を有しているか否かを申請の受理の際に確認すること。

② 国家公務員法又は地方公務員法上の職員団体について

国家公務員法第108条の３第５項前段に基づきなされた、登録された旨の人事院の通知の写しを特別加入申請書に添付させること。ただし、国家公務員法第108条の６第１項ただし書に基づき所轄庁のいわゆる在籍専従の許可を受けている場合にあっては、当該許可書の写し等当該許可の事実を証明する書類を特別加入申請書に添付させることで足りる。

地方公務員法上の職員団体についても、同様とすること（同法第53条第５項前段及び第55条の２第１項ただし書）。

③ 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第５条により認証された職員団体等について

認証機関（人事院、最高裁判所、人事委員会又は公平委員会をいう。）による認証の通知の写しを特別加入申請書に添付させること。

④ 国会職員の組合

国会職員の組合については、当該組合の規約を、特別加入申請書に添付させること。この場合には、当該規約が労働組合法第５条第２項各号（第８号を除く。）に定める内容と同様の内容を有しているか否かを申請の受理の際に確認すること。

ロ 役員選出の議事録の添付

特別加入申請書別紙に記載される特別加入予定者が、当該特別加入に係る労働組合等の役員であることを証明する労働組合等の当該役員選出に係る議事録を、特別加入申請書に添付させること。ただし、上記イ②ただし書のいわゆる在籍専従の許可の事実を証明する書類の添付がある場合は、この限りでない。

ハ 災害防止措置

労災則第46条の23第２項に基づく特別加入団体が講ずべき措置及び労働組合等の常勤役員の作業従事者が守るべき事項については、当分の間、特別加入申請書の③のロ欄に「労働者を使用した場合に準ずる」旨の記載があれば足りることとする。

(6) 業務上外の認定基準

具体的な業務上外の認定については、認定基準通達を別紙６のとおり改正し、改正後の認定基準通達の記の第１の１(3)ヘを労働組合等常勤役員に係る労災則第46条の26の基準とすることとしたので、これによって行うこと。

なお、通勤災害の認定基準については、昭和52年３月30日付け労働省発労徴第21号・基発第192号通達の記の９(3)にあるとおり、労働者の通勤災害の場合に準ずる。

(7) 保険給付の請求

イ 保険給付請求書の事業主の証明は、当該特別加入団体の代表者が行うこと。

ロ 保険給付に関する事務は、当該特別加入団体の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長が行うこと（労災則第１条第３項）。

ハ 保険給付の事務のうち、療養の費用システム、休業（補償）給付システム、一時金システム及び年金システムについては、特別加入者コードに「労組役員作業従事者」として、コード「27」を追加したので、機械処理

の請求書及び帳票の記入に当たっては留意すること。

3　その他

(1)　実施時期

労働組合等の常勤役員に係る特別加入の新設に関する省令改正は、本日平成３年４月12日から施行される（改正省令附則）。この場合、当該特別加入の承認の年月日は、特定農作業従事者の場合と同様である（上記第１の３(1)参照）。

(2)　所要の整備

イ　特支則の改正

特支則第16条第２号の規定の適用に係る読替え規定につき、所要の整備を行った（特支則第17条第５号）。

ロ　第112号通達の改正等

第112号通達を別紙７のとおり改正する。

その概要は、専従職員を置かない労働組合等の代表者以外の常勤役員については、その職務内容・報酬の在り方等にかんがみ、実質的に労働者と考えて差し支えない場合が通常であるため、原則として、当該常勤役員を労働者として取り扱うこととするものである㈱。

なお、専従職員を使用する労働組合等の代表者を除く常勤役員についても、それが実質的に労働者であると判断できる場合には、従来どおり労働者として取り扱うこととした。

㈱　この取扱いの結果、代表者以外の常勤役員は、原則として、労働者として取り扱われるため、新設の特別加入の対象とはならない（法第27条各号列記以外の部分）。また、代表者以外の常勤役員を置く労働組合等の代表者たる常勤役員や非常勤役員は、原則として、当該代表者以外の常勤役員に係る保険関係を基礎として、中小事業主として特別加入することができる（原則として、新設の特別加入の対象とはならない。）。これら労働組合等の役員に係る労災保険の適用関係を図示すると、別紙８のとおりとなる。

(別紙１)　昭和40年11月１日付け基発第1454号通達の改正

昭和40年11月１日付け基発第1454号通達を次のように改正する。

1　記の第２の２を次のように改正する。

(1)中「第34条の11第１号及び第２号」を「第27条第１号及び第２号」に、「第34条の11第１号」を「第27条第１号」に、「卸売業、小売業又はサービス業にあっては50人」を「小売業又はサービス業にあっては50人、卸売業にあっては100人」に、「300人又は50人」を「300人、50人又は100人」に、「第34条の11第３号」を「第27条第３号」に改める。

(2)中「又は「漁船による水産動植物の採捕の事業」」を「、「漁船による水産動植物の採捕の事業」、「林業の事業」、「医薬品の配置販売の事業」又は「再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業」」に改め、(2)イに㈡として次のように加える。

㈡　林業の事業、医薬品の配置販売の事業又は再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者については、別途通達する（昭和51年９月29日付け労働省発労徴第60号・基発第697号通達の記の１(2)及び昭和55年３月31日付け労働省発労徴第22号・基発第156号通達（６(2)チにおいて「昭和55年通達」という。）の記の２(1)イ参照）。

(3)を次のように改める。

(3)　特定作業従事者（法第27条第５号）

イ　特定農作業従事者（則第46条の18第１号イ）

別途通達する（平成３年４月12日付け労働省発労徴第38号・基発第259号通達（以下「平成３年通達」という。）の記の第１の２(1)及び(2)参照）。

ロ　指定農業機械作業従事者（則第46条の18第１号ロ）

小規模農家を含めた自営農業者については、その業態の特殊性、災害発生状況が的確に把握されていない現状等を考慮し、重度の障害を起こす危険度が高いと認められる種類の農業機械を使用する一定の農作業に従事する者に限ることとした。

(イ)　対象となる農業機械は、動力耕うん機その他の農業用トラクター、動力溝掘機、自走式田植機、自走式防除用機械、自走式収穫用機械、動力揚水機、動力草刈機、動力カッター、動力摘採機、動力脱穀機、動力剪定機、動力剪枝機、チェーンソー、単軌条式運搬機、コンベアーである（昭和40年労働省告示第46号）。

(ロ)　指定農業機械を使用する農作業の範囲は、土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業に限られ、養蚕、畜産等の作業を含まない。

ハ　職場適応訓練生（則第46条の18第２号イ）

別途通達する（昭和41年12月26日付け基災発第29号通達参照）。

ニ　事業主団体等委託訓練生（則第46条の18第２号ロ）

別途通達する（平成元年３月23日付け労働省発労徴第19号・基発第135号通達（以下「平成元年通達」という。）の記の第２の２(1)参照）。

ホ　家内労働者（則第46条の18第３号）

別途通達する（昭和45年10月12日付け基発第742号通達（以下「昭和45年通達」という。）の記の２の(3)、昭和49年３月23日付け労働省発労徴第17号・基発第142号通達の記の３及び昭和50年３月29日付け基発第174号通達の記の４参照）。

ヘ　労組常勤役員（則第46条の18第４号）

別途通達する（平成３年通達の記の第２の２(1)、(2)及び(3)参照）。

２に(4)として次のように加える。

(4)　海外派遣者（法第27条第６号及び第７号）

別途通達する（昭和52年３月30日付け労働省発労徴第21号・基発第192号通達（以下「昭和52年通達」という。）の記の10参照）。

２　記の第２の５を次のように改める。

５　特定作業従事者及び海外派遣者の特別加入手続

特定作業従事者及び海外派遣者の加入手続は、次のことを除いて、一人親方等の手続と同様である。

(1)　特定農作業従事者

別途通達する（平成３年通達の記の第１の２(4)参照）。

(2)　指定農業機械作業従事者

イ　災害防止措置

加入申請書に添付させるべき業務災害防止措置の内容を記載した書類に関し、一般的事項を別途通達する。

ロ　労働者に係る保険関係成立手続の確保

特別加入申請書別紙に記載される特別加入予定者が、当該特別加入に係る事業につき労働者を使用していることが明らかとなった場合は、既に労働者に係る保険関係成立届が提出されている場合を除き、特別加入の申請又は特別加入者の追加に関する変更届と同時に労働者に係る保険関係成立届を提出させることとし、提出がなされない場合は特別加入の承認又は変更届に基づく承認内容変更決定を行わないこと。

(3)　職場適応訓練生

職場適応訓練の作業が他の労働者の作業とともに行われるのが通常であり、かつ、当該事業場には労働基準法、労働安全衛生規則等が適用されるので、加入申請書における作業内容の記載及び業務災害防止措置の内容を記載

した書類の添付を要しないものとして取り扱われたい。

(4) 事業主団体等委託訓練生

別途通達する（平成元年通達の記の第２の２(2)参照)。

(5) 家内労働者

別途通達する（昭和45年通達の記の３参照)。

(6) 労組常勤役員

別途通達する（平成３年通達の記の第２の２(5)参照)。

(7) 海外派遣者

別途通達する（昭和52年通達の記の10(2)参照)。

3 記の第２の６を次のように改正する。

(1)中「第34条の11第３号」を「第27条第３号」に改める。

(2)ホ中「則第３条の２第３項第３号」を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第６条第２項第４号」に改める。

(2)にチとして次のように加える。

チ 再生資源取扱業の一人親方等については、別途通達する（昭和55年通達の記の２(1)ロ及びハ参照)。

4 記の第２の７を次のように改正する。

７中「第34条の13第２項」を「第29条第２項、則第46条の19第３項等」に改め、７に次のように加える。

また、特別加入を希望する者のうち一定の者について特別加入をする際に健康診断の受診を義務付け、検診結果によっては特別加入を制限することとなっているが、これについては別途通達する（昭和62年３月30日付け基発第175号通達参照)。

さらに、指定農業機械作業従事者及び特定農作業従事者のうち労働者を使用する者については、当該労働者に係る保険関係成立届を提出しない場合に特別加入を制限することになっている（上記５(2)ロ及び平成３年通達の記の第１の２(4)へ参照)。

なお、指定農業機械作業従事者、特定農作業従事者及び農業の中小事業主等に係る３つの特別加入の関係については、平成３年通達の記の第１の３(2)を参照されたい。

5 記の第２の９中「第34条の14、則第46条の27」を「第31条、則第46条の26」に、「第34条の11第１号及び第３号」を「第27条第１号及び第３号」に改める。

6 記の第２の10中「法第34条の12第４項、法第34条の13第４項」を「法第28条第４項、法第29条第５項、法第30条第２項」に改める。

7 記の第２の11中「法第34条の12第１項第３号、法第34条の13第１項第６号」を「法第28条第１項第３号、法第29条第１項第６号、法第30条第１項第２号」に、「則第46条の24」を「則第46条の24、則第46条の25の３」に、「400円以上3,000円以下の範囲内において、100円きざみで都道府県局長が専決することとなる（昭和40年11月１日労働省訓第19号)。」を「3,000円、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円及び16,000円のうちから、都道府県労働局長が定める（則第１条第１項)。なお、家内労働者等については、当分の間、2,000円及び2,500円の給付基礎日額も認められる（労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（昭和60年労働省令第４号）附則第２条第３項)。」に、「告示様式第34号の10別紙」を「告示様式第34号の10別紙、告示様式第34号の11別紙」に改める。

8 記の第２の12を次のように改正する。

12 支給制限

支給制限については、特別加入者が、労働者とみなされることにより、法第12条の２の２の規定が適用される。具体的な運用の基準については、別途通達する（昭和40年12月６日付け基発第1591号通達の記の第２参照)。

（別紙２）　業務災害防止規則例

○○地区労災保険加入組合

第１章　総則

（目的）

第１条　この組合の組合員は、この規則を遵守して、農業労働災害を防止し、安全確保に努めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において特定農作業とは、土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取、又は家畜（家きん及びみつばちを含む。）若しくは蚕の飼育の作業であって、動力により駆動される機械（以下「動力機械」という。）を使用して行うもの、高さが２メートル以上の箇所におけるもの、酸素欠乏危険場所におけるもの、農薬の散布に係るもの、又は牛・馬・豚に接触し若しくはそのおそれのあるものをいう。

２　この規則において農作業従事者とは、前項の特定農作業に従事する者をいう。

（特定農作業に従事できない場合）

第３条　組合員は、身心に重大な欠陥があるため、安全性を守り得ない場合には、特定農作業に従事しないものとする。

（安全管理の指導）

第４条　組合員は、行政庁、都道府県農作業安全推進本部、農業協同組合等が行う特定農作業の安全確保に関する指導を受けるものとする。

（特定農作業に従事する場合の資格）

第５条　農作業従事者は、特定農作業に従事する場合において、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）第20条各号に規定する業務を行うときは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第61条第１項に規定する資格を取得しなければならないものとする。

（特定農作業に従事する場合の特別教育）

第６条　農作業従事者は、特定農作業に従事する場合において、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第36条各号に規定する業務を行うときは、安衛法第59条第３項に規定する特別の教育を受けるものとする。

（定期健康診断）

第７条　農作業従事者は、１年以内ごとに１回、定期に、次の項目について医師による健康診断を受けるものとする。

一　既往症及び業務歴の調査

二　自覚症状及び他覚症状の有無の検査

三　身長、体重、視力及び聴力の検査

四　胸部エックス線検査及び喀痰検査

五　血圧の測定

六　貧血検査

七　肝機能検査

八　血中脂質検査

九　尿検査

十　心電図検査

２　前項各号に掲げる健康診断の項目のうち、25歳以上の者に係る身長の検査、胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は結核発病のおそれがないと診断された者に係る喀痰検査及び35歳未満又は36歳以上40歳未満の者に係る貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査並びに心電図検査については、医師が必要でないと認めるときは、

省略することができるものとする。

（夜間における照明）

第８条　農作業従事者は、夜間に特定農作業を行う場合には、当該作業を安全に行うために必要な照明を用いるものとする。

（障害物に対する注意）

第９条　農作業従事者は、特定農作業を行う場合には、路面、ほ場及び畦畔の乾湿、傾斜、凹凸等の状態及びかん排水溝その他の障害物の状態に注意するものとする。

第２章　動力機械の使用に関する事項

（動力機械の規格等）

第10条　農作業従事者は、動力機械を使用する場合には、安衛法第42条の労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものを使用するものとする。

（動力機械の安全装置等）

第11条　農作業従事者は、動力機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の危険箇所には、安全装置、覆い、囲い等危険を防止するための装置（以下「安全装置」という。）を設けるものとする。

（安全装置等の管理）

第12条　農作業従事者は、動力機械の安全装置等について次の事項を遵守するものとする。

一　安全装置等が有効な状態で使用されるようそれらの点検及び整備を行うこと。

二　安全装置等を取り外し又はその機能を失わせないこと。ただし、整備その他の特別の理由により臨時に安全装置等を取り外す必要がある場合は、この限りでないこと。この場合において、その必要がなくなった後、直ちにこれを原状に復すること。

三　安全装置等が機能を失ったことを発見した場合は、速やかにその補修を行うこと。

（動力機械の動力遮断装置）

第13条　農作業従事者は、動力機械には動力遮断装置を設けるものとする。

（作業時の服装等）

第14条　農作業従事者は、動力機械に頭髪又は被服が巻き込まれることのないよう適当な作業帽、作業服等災害防止に必要な保護具を着用するものとする。

（道路交通法及び道路運送車両法の遵守）

第15条　農作業従事者は、その使用する動力機械が道路交通法（昭和35年法律第105号）に定める自動車に該当し、同法に定める道路上を運行する場合には、同法を遵守して道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図るものとする。

２　農作業従事者は、その使用する動力機械が道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める自動車に該当する場合には、同法に定める自動車に係る道路運送車両法保安基準に適合したものを使用するとともに、車両の登録整備等について同法を遵守するものとする。

（動力機械の能力を超える使用の禁止）

第16条　農作業従事者は、動力機械の能力を超えて当該動力機械を使用してはならないものとする。

（主たる用途以外の使用の禁止）

第17条　農作業従事者は、動力機械をその主たる用途以外の用途に使用しないものとする。

（作業開始前の点検整備）

第18条　農作業従事者は、動力機械の原動機、操縦装置、制動装置、車両又は無限軌道、警音器、方向指示器、燈火装置、後写鏡、昇降装置、加圧装置の安全弁及び作業機の連絡又は装着部並びに燃料オイル及び冷却水の有無につ

いて、その日の作業を開始する前に点検整備するものとする。

（ラジエーター、バッテリー等の点検整備における注意）

第19条　農作業従事者は、動力機械を用いて特定農作業を行う場合には、ラジエーターの点検、冷却水の補充、バッテリーの点検、バッテリー液の補充その他沸騰又は爆発を防止する措置を講じた後に特定農作業を行うものとする。

（動力機械の運転停止）

第20条　農作業従事者は、動力機械の掃除、給油、検査、修理、調整、部品の取替え、内容物の取出し等の作業を行うときは、動力機械の運転を停止するものとする。

（石等の飛散による災害の防止）

第21条　農作業従事者は、動力機械を用いて特定農作業を行う場合には、石、木片等の飛散による災害の防止に努めるものとする。

（動力機械の転倒等の防止）

第22条　農作業従事者は、動力機械を用いて特定農作業を行う場合には、動力機械の転倒、転落又は接触による危険を防止するため、必要な幅員の確保、地盤の不同沈下防止、路肩の崩壊防止、運転者以外の物の動力機械の稼働範囲内への立入禁止等必要な措置を講ずるものとする。

（運転位置から離れる場合の措置）

第23条　農作業従事者は、動力機械の運転位置から離れるときは、次の措置を講ずるものとする。

一　荷役装置及び作業装置を最低降下位置に置くこと。

二　原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等により動力機械の逸走を防止する措置を講ずること。

（荷の積載）

第24条　農作業従事者は、動力機械に荷を積載するときは、次に定めるところによるものとする。

一　偏荷重が生じないように積載すること。

二　荷崩れ又は荷の落下による危険を防止するため、荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を講ずること。

（動力機械の移送）

第25条　農作業従事者は、動力機械を移送するため自走又は牽引により貨物自動車に積卸しを行うときは、次の定めるところによるものとする。

一　積卸しは、平たんで堅固な場所において行うこと。

二　道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当な勾配で確実に取り付けること。

三　盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅及び強度並びに適当な勾配を確保すること。

第３章　高所作業に関する事項

（墜落による危険の防止）

第26条　農作業従事者は、高さが２メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で特定農作業を行う場合には、墜落による危険を防止するため足場を組み立てる等の方法により作業床を設けるものとする。

２　農作業従事者は、高さが２メートル以上の作業床の端、開口部等で特定農作業を行う場合には、墜落による危険を防止するための囲い、手すり、覆い等（以下「囲い等」という。）を設けるものとする。

３　農作業従事者は、第１項の規定により作業床を設けることが困難なとき又は第２項の規定により囲い等を設けることが困難なとき若しくは作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、安全帯を使用する等墜落による危険を防止するための措置を講ずるものとする。

（足場の材料等）

第27条　農作業従事者は、前条第１項の足場の材料については、著しい損傷、変形又は腐食のあるものを使用しない

ものとする。

第４章　酸素欠乏危険場所における作業に関する事項

（定義）

第28条　この章において酸素欠乏危険場所とは、穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫又はピットの内部をいう。

（作業環境測定）

第29条　農作業従事者は、酸素欠乏危険場所において特定農作業を行う場合には、作業を行う前に、当該酸素欠乏危険場所における空気中の酸素の濃度を測定するものとする。

（換気）

第30条　農作業従事者は、酸素欠乏危険場所において特定農作業を行う場合には、当該酸素欠乏危険場所における空気中の酸素の濃度を18パーセント以上に保つように換気しなければならない。ただし、爆発、酸化等を防止するため換気をすることができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、この限りでない。

（保護具の使用）

第31条　農作業従事者は、酸素欠乏危険場所において特定農作業を行う場合であって前条ただし書に該当するときは、空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスクを使用するものとする。

（安全帯の使用）

第32条　農作業従事者は、酸素欠乏危険場所において特定農作業を行う場合であって酸素欠乏症等にかかって転落するおそれのあるときは、安全帯その他の命綱を使用するものとする。

（立入禁止）

第33条　農作業従事者は、酸素欠乏危険場所において特定農作業を行う場合には、当該作業に従事する者以外の者が当該酸素欠乏危険場所に立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示するものとする。

第５章　農薬散布作業に関する事項

（保護具の使用）

第34条　農作業従事者は、農薬散布作業を行う場合には、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具、保護手袋等適切な保護具を使用するものとする。

（風下での作業の禁止）

第35条　農作業従事者は、農薬散布作業を行う場合には、散布した農薬を吸入し、又は直接皮膚に接触することを防止するため、風上に位置して当該作業を行うものとする。

（洗眼等）

第36条　農作業従事者は、農薬散布作業を行った場合には、身体に付着した農薬を除去するための洗眼、洗身、うがい等を行うとともに、衣服に付着した農薬の洗浄を行うものとする。

（農薬の貯蔵）

第37条　農作業従事者は、農薬を屋内に貯蔵する場合には、農薬がこぼれ、漏えいし、しみ出し、又は発散するおそれのない蓋又は栓をした堅固な容器を用いるものとする。

第６章　牛・馬・豚の飼育作業に関する事項

（移動させる場合の危険の防止）

第38条　農作業従事者は、飼育する牛、馬及び豚の角、牙、後足等により身体に危害を及ぼさないよう注意するものとする。

（別紙３）　農業協同組合による農業生産物総販売額の証明書の様式例

農業生産物販売額証明書

○○○農業協同組合組合長　殿

（申請者）

住　所

氏　名

私の年間農業生産物販売額は下記のとおりであることを証明願います。

記

（販売内容）

作　　目	販　売　金　額
米	円
麦・雑穀・豆類	円
野　　菜	円
畜　産　物	円
果樹・花き・花木類	円
工芸作物・きのこ類その他	円
計	円

（販売期間：　年　月～　年　月）

上記のとおり、相違ないことを証明する。

平成　年　月　日

○○農業協同組合

組合長

（別紙４）　市場による農業生産物総販売額の証明書の様式例

農業生産物販売額証明書

○○○市場　　長　殿

（申請者）
住　所
氏　名

私の年間農業生産物販売額は下記のとおりであることを証明願います。

記

（販売内容）

作　　目	販　売　金　額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
計	円

（販売期間：　年　月～　年　月）

上記のとおり、相違ないことを証明する。

平成　年　月　日

○○○市場
長

(別紙５)　農業委員会による経営耕地面積の証明書の様式例

耕　作　面　積　証　明　書

○○○農業委員会会長　殿

(申請者)

住　所

氏　名

私の耕作面積は下記のとおりであることを証明願います。

記

(経営内容)

地　　目	面　　積
田	㎡
畑	㎡
採　草　放　牧　地	㎡
計	㎡

上記のとおり、相違ないことを証明する。

平成　年　月　日

○○農業委員会

会長

(別紙６)　昭和40年12月６日付け基発第1591号通達の改正

昭和52年３月28日付け基発第170号により改正された昭和50年11月14日付け基発第671号通達記Ⅰによる改正後の昭和40年12月６日付け基発第1591号通達（以下「通達」という。）を次の１から４までに定めるとおり改正する。

また、これに伴い、昭和45年10月12日付け基発第742号通達の記の５の(2)を次の５に定めるとおり改正する。

1　通達本文中「第34条の12及び法第34条の13」を「第27条から第30条まで」に改める。

2　通達の記の第１の１を次のように改正する。

(2)にニとして次のように加える。

ニ　再生資源取扱業者について

別途通達する（昭和55年３月31日付け労働省発労徴第22号・基発第156号通達（(3)イ(イ)において「昭和55年通達」という。）の記の２(1)ニ参照）。

(3)イ(イ)中「及び動力カッター」を「並びに動力カッター及びコンベヤー（昭和55年通達の記の２(2)ロ参照）」に改める。

(3)中ロをハとし、イをロとし、(3)にイとして次のように加える。

イ　特定農作業従事者について

(イ)　自営農業者が、農作業場において、動力により駆動される機械（以下「動力機械」という。）を使用して行う土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜（家きん及びみつばち含む。）若しくは蚕の飼育の作業（以下「耕作等作業」という。）及びこれに直接付帯する行為を行う場合

なお、下記ロ(イ)のなお書き及び別紙は、特定農作業従事者たる自営農業者が委託を受けて行う作業について準用する。

（注１）「農作業場」には、特別加入の対象となる事業場（ほ場、牧場、格納庫、農舎、畜舎、堆肥場・草刈り場・サイロ・むろ等の恒常的作業場等）のほか、他のほ場等を含み、主として家庭生活に用いる場所を除く。また、ほ場、牧場、格納庫、農舎、畜舎、恒常的作業場及び共同集荷施設（いわゆる野菜集送センター等）の相互間の合理的経路を含む。以下同じ。

（注２）「直接付帯する行為」としては、例えば、耕作等作業中又は耕作等作業の前後において行う耕作等作業のための動力機械の点検・修理作業（日常行い得るものに限る。）、農産物を共同集荷施設までトラック等で運ぶ集荷作業（出荷作業と認められるものを除く。）、動力機械をほ場相互間において運転若しくは運搬する作業、苗・農薬・堆肥等を共同育苗施設等とほ場との間でトラック等で運搬する作業が、原則として、該当する。一方、例えば、労働者をほ場までマイクロ・バス等で送迎する作業、農産物を市場までトラック等で出荷する出荷作業、畜舎・農舎の建築作業等は、原則として、「直接付帯する行為」に該当しない。

(ロ)　農作業場の高さが２メートル以上の箇所において、耕作等作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合

(注)　40度以上の傾斜地において、水平面から２メートル以上の高さにある箇所における作業を行う場合を含む。

なお、高さが２メートル以上ある畜舎・農舎の屋根の補修作業又は雪下ろし作業は、当該補修作業等が他に委託するよりも農業を行う者が通常行うべきものであって農作業に密接不可分な場合に限り、業務遂行性を認める。

(ハ)　農作業場の酸素欠乏危険場所における耕作等作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合

（注１）「酸素欠乏危険場所」とは、労働安全衛生法施行令別表第６第７号に規定するサイロ、むろ等をいう。

（注２）「直接付帯する行為」としては、例えば、家畜の飼育のための飼料の醗酵・貯蔵又は土地の耕作のための堆肥の醗酵・貯蔵が、原則として、これに該当する。

(ニ)　農作業場において農薬散布作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合

(注)　「農薬」とは、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第１条の２第１項に規定する薬剤であって、同法第２条第３項の規定により登録を受けたものをいう。

(ホ)　農作業場において牛・馬・豚に接触し又はそのおそれのある耕作等作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合

（注１）　牛・馬・豚に接触し又は接触するおそれのある作業に限り、牛・馬・豚のいない畜舎内の清掃等の作業は含まない。

（注２）「直接付帯する行為」としては、例えば、家畜を一箇所に集めるため檻等に追い込む作業が、原則として、これに該当する。

(3)に次のように加える。

ニ　事業主団体等委託訓練生について

別途通達する（平成元年３月23日付け労働省発労徴第19号・基発第135号通達の記の第２の２(5)参照）。

ホ　家内労働者について

別途通達する（昭和45年10月12日付け基発第742号通達の記の５の(1)参照）。

ヘ　労働組合等常勤役員について

労働組合等の常勤役員が、当該労働組合等の事務所、事業場、集会場又は道路、公園その他の公共の用に供する施設において、集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に係る作業（当該作業に必要な移動を含む。）を行う場合

（注１）　事業場とは、当該労働組合の組合員が属する企業の事業場に限らず、広く事業が行われている敷地内を指すものである。

（注２）　争議行為そのものが法律（労働関係調整法第36条、第38条、国営企業労働関係法第17条第１項、国家公務員法第98条第２項、地方公務員法第37条第１項等）により禁止されている場合、当該争議行為を指導する作業は「当該労働組合等の活動に係る作業」に該当しないが、労働関係調整法第26条第４項、第37条第１項のような手続規定に違反した争議行為の指導作業は、原則として、これに該当する。

第１の１に次のように加える。

(4)　海外派遣者（法第27条第６号及び第７号）

別途通達する（昭和52年３月30日付け労働省発労徴第21号・基発第192号通達の記の10(6)参照）。

3　通達の記の第２を次のように改正する。

１中「第19条」を「第12条の２の２」に、「法第34条の11第１号及び第２号」を「法第27条各号」に改め、「これらの者の事故が同条第１号の者の事業主としての故意又は重大な過失により発生したと認められる場合を除いては、すべて」を削る。

２を次のように改める。

2　法第12条の２の２と法第12条の４第１項が同時に適用される場合

法第12条の２の２と法第12条の４第１項が同時に適用される場合は、まず、法第12条の２の２の規定を適用し、その結果、減額支給された保険給付について法第12条の４の規定を適用すること。

３を次のように改める。

3　法第28条第１項第４号及び第29条第１項第７号の規定による支給制限

これらの規定の適用要件及び支給制限の方法については、上記２及び昭和47年９月30日付け基発第643号通達（記の４を除く。）に準じる。

第２に４として次のように加える。

4　支給制限に関する規定が重複して適用される場合

(1)　法第12条の２の２と、法第28条第１項第４号前段又は第29条第１項第７号とが同時に適用される場合には、まず法第12条の２の２を適用し、その残余の部分について法第28条第１項第４号前段又は第29条第１項第７号を適用すること。

(2)　法第12条の２の２と法第28条第１項第４号後段とが同時に適用される場合には、同号後段のみを適用すること。

(3)　法第28条第１項第４号の前段と後段とが同時に適用される場合には、いずれか支給制限率の高い方の規定のみを適用すること。

4　通達の記の第３を削る。

5　昭和45年10月12日付け基発第742号通達の記の５の(2)を次のように改正する。

(2)　保険給付の制限

昭和40年12月６日付け基発第1591号通達の記の第２による。

(別紙７)　昭和44年３月７日付け基発第112号通達の改正

昭和44年３月７日付け基発第112号通達を次のように改正する。

1　記の１中「当該労働組合に使用される労働者とみなして取り扱うこと。」を「当該労働組合が労働者を使用しない場合にあっては、当該専従役員の職務内容、報酬の在り方等にかんがみ、実質的に労働者と考えて差し支えない場合が通常であるため、原則として、当該専従役員を労働者として取り扱うこと。また、当該労働組合が労働者を使用する場合は、当該専従役員は、原則として、中小事業主に係る特別加入の対象となるが、当該専従役員が実質的に労働者と判断できるときも少なからずあり、そのときは、当該専従役員を労働者として取り扱うこと。」に改め、「したがって、労働組合が使用する一般労働者と、この取扱いによって労働者とみなされる者の合計が常時５人以上の場合には、強制適用事業として取り扱うこと。」を削り、「労働者とみなされる専従役員」を「労働者として取り扱われる専従役員」に改める。

2　記の２中「第34条の11第１号及び第２号」を「第27条第１号及び第２号」に、「労働者とみなされる」を「労働者として取り扱われる」に、「第34条の12第１項」を「第28条」に、「労働者災害補償保険法施行規則第３条の２第３項第３号」を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第６条第２項第４号」に改める。

3　記の５中「労働者とみなされる」を「労働者として取り扱われる」に、「賃金とみなして」を「賃金として」に改める。

(別紙８)　労災保険の適用関係概要図〔●：常勤（専従）、○：非常勤（非専従）〕

1　代表者のみが常勤役員である場合（一人専従役員）

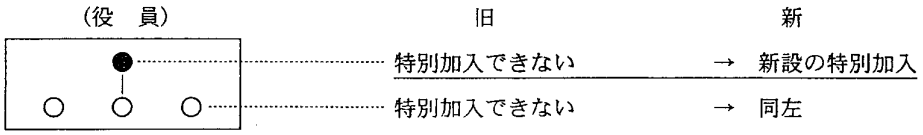

2　代表者以外の役員に常勤役員がいる場合

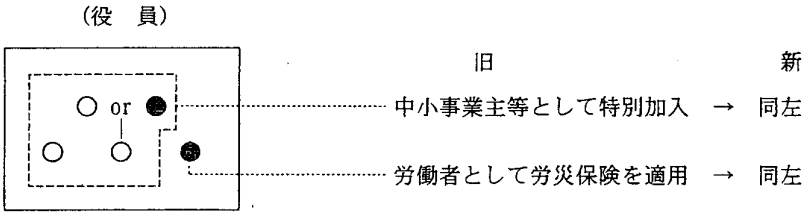

3　労働組合等が労働者を使用する場合

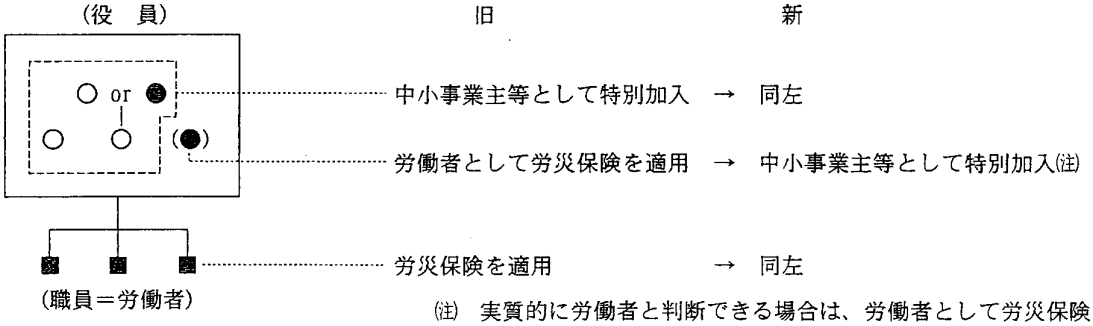

(注)　実質的に労働者と判断できる場合は、労働者として労災保険を適用。

（参考１）　水田農業確立対策実施要綱（昭和62年５月20日付け62農蚕第1820号農林水産事務次官通達別添）（抄）

第１　趣旨

・・(前略)・・担い手を中心とした生産組織の育成や農地流動化を通ずる規模の拡大を進めつつ、・・(中略)・・生産性の向上と地域の条件を活かした多様な水田農業と水田利用の展開を図るとともに、・・(中略)・・需要の動向に即した農作物の生産性を推進する水田農業確立対策を実施するものとする。

第２から第５まで（略）

第６　水田農業確立対策の実施

１　水田農業確立対策実施計画の策定

(1)　・・(前略)・・転作等目標面積が確定された農業者は、・・(中略)・・水田農業対策実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、・・(中略)・・市町村長に提出するものとする。

(以下略)

第７　水田農業確立助成金補助金

１　水田農業確立助成補助金の交付

国は実施計画に基づいて転作、水田預託、自己保全管理又は土地改良通年施行を実施した農業者に対して、別紙１「水田農業確立助成補助金交付基準（以下「交付基準」という。)」に定めるところにより、水田農業確立助成補助金（以下「助成金」という。)」を交付するものとする。

２　(略)

３　助成金の内容等

(1)　助成金は、基本額と加算額とで構成するものとする。

ア　基本額は、転作、水田預託、自己保全管理又は土地改良通年施行が行われた水田等について、当該水田等の面積に応じて交付するものとする。

イ　加算額は、基本額が交付される水田等のうち水田農業の生産性の向上、地域営農の推進等が図られていると認められるものについて、当該水田等の面積に応じ基本額に付加して交付するものとする。

(2)　助成金の内容、交付要件等については、交付基準の定めるところによる。

(以下略)

（別紙１）水田農業確立助成補助金交付基準

第１　助成金の交付対象

１　交付対象者

助成金の交付を受けることができる者は、次の表のとおりとする。ただし、農林水産省農蚕園芸局長が別に定める場合にあっては、その定める者とする。

区　　分	交　付　対　象　者
(1)　転作に係る助成金	対象水田において権原に基づいて転作を実施している者
(2)　水田預託に係る助成金	対象水田を権原に基づいて預託している者
(3)　自己保全管理に係る助成金	対象水田を権原に基づいて管理している者
(4)　土地改良通年施行に係る助成金	土地改良通年施行が行われた対象水田を権原に基づいて使用及び収益している者

2　(略)

第2　加算額

1　加算額の種類及び内容は、次の表のとおりとする。

種　　類	内　　容
(1)　生産性向上等加算	
ア　高能率生産単位育成加算	転作田の団地化及び転作田を含む水田の作業規模の拡大により高能率の生産単位の育成を図るための加算をいう。
イ　規模拡大加算	(略)
ウ　生産組織加算	中核農家等を中心に組織される生産組織による稲作及び転作の組織化を図るための加算をいう。
(以下略)	(以下略)

2　(略)

3　加算額の交付要件等については、1に定める内容に従い、農林水産省農蚕園芸局長が定めるものとする。

第3　(略)

第4　助成金の交付手続き

1及び2　(略)

3　確認すべき事項

助成金を交付することが適当であること等の確認は、‥(中略)‥農林水産省農蚕園芸局長が定める方法により行うものとする。

4　助成金の交付関係事務の委託等

(1)　農林水産大臣は、助成金の交付に関する事務を‥(中略)‥都道府県の機関に委任して行わせる‥(中略)‥ものとする。

(2)　知事は、3による確認を行うために必要な事務(以下「確認事務」という。)を市町村長に委託することができるものとする。

(以下略)

(参考2)水田農業確立対策実施要領(昭和62年5月20日付け62農蚕第1821号農林水産省農蚕園芸局長通達別添)(抄)

第1から第5まで(略)

第6　水田農業確立助成補助金

助成金については、要綱に定めるもののほか、別紙3の交付基準細目に定めるところによるものとする。

(以下略)

(別紙3)水田農業確立助成補助金交付基準の細目

第1及び第2　(略)

第3　加算額の交付要件等

1及び2　(略)

3　各加算ごとの交付要件

各加算ごとの交付要件は、次の表のとおりとする。

加算の名称	基本的な要件	左の細部運用
(1) 高能率生産単位育成加算	ア　生産集団が基幹作業を行う場合 (ｱ) 次に掲げる要件のすべてを満たす生産集団が組織されていること。 ㋐ 代表者および構成員が定められており、定款、規約等が整備されていること。 ㋑ 作業の受託、保有する機械の利用等に関する定めがあること。 ㋒ 構成員の住所がおおむね同一の市町村であること。 ㋓ 中核的な農業者を中心に組織されているものであること。 ㋔ 稲作及び転作に係る作業を受託するものであること。 (ｲ) 当該生産集団が自ら行う基幹作業のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものが２以上あること。 ㋐ 対象作物（当該年度において転作等として取り扱われるものに限る。）に係る作業面積がおおむね３ヘクタール（北海道にあっては、おおむね９ヘクタール）以上あること。 ㋑ ㋐の作業面積には、構成員以外の者からの受託に係る面積がおおむね１ヘクタール（北海道にあっては、おおむね３ヘクタール）以上含まれていること。	a　生産集団とは、栽培、飼育、販売等の過程を共同で行うことを目的として２以上の農業者で構成される組織であって、法人格なき社団又は財団に該当するものをいうものとする。 b　アの(ｱ)の㋓において、中核的な農業者とは、地域の農業生産を中心的に担う者と認められる者とする。 c　アの(ｲ)、(ｳ)、(ｴ)及びイの基幹作業の数については、次の区分により算定するものとする。 (a) 耕起、整地 (b) は種、育苗、移植 (c) 防除、中耕、除草 (d) 収穫 (e) 乾燥、調製、出荷 (f) (a)から(e)までに掲げるもののほか知事が特に必要なものとして地方農政局長と協議して定めた作業 ただし、地方農政局長は、地理的条件、栽培作物の特性等から特に必要があると認める場合は、これにかかわらず基幹作業について、これらに準じた別の区分を定めることができるものとする。 (注) 基幹作業の数の具体的な判定及びそれに伴う作業面積の判定は、次のとおり行うものとする。 ① 上記(a)から(f)までの区分内の作業の１以上を行った場合（例えば(c)の区分のうち除草のみを行った場合）は、その区分の基幹作業が実施されたものとする。 ② 同一区分に属する複数の作業を行った場合（例えば(c)の区分のうち防除と除草の作業を行った場合）には、基幹作業の数は１とし、区分内のそれぞれの作業に係る面積を重複して計上することはできないものとする。 ③ 同一ほ場において同一の作業が複数回行われた場合（例えば、防除が複数回行われた場合）には、作業が行われた延べ面積ではなく、当該ほ場の実面積を作業面積に計上するものとする。

	(ｳ) おおむね団地化された10ヘクタール（北海道にあっては20ヘクタール）、山村地域にあっては６ヘクタール（北海道にあっては12ヘクタール）以上の対象水田（転作の非対象作物（稲を除く。）が作付けられているものを除く。）において当該生産集団が自ら行う基幹作業が２以上あること。 (ｴ) 当該生産集団自らにより２以上の基幹作業が行われている助成水田であって、かつ、(4)の団地加算の要件を満たすものであること。 イ 一の農業者が基幹作業を行う場合 (ｱ) 当該農業者が自ら行う基幹作業のうち対象作物（当該年度において転作等として取り扱われるものに限る。）に係る作業面積がおおむね３ヘクタール（北海道にあっては、おおむね９ヘクタール）以上あるものが２以上あること。 (ｲ) おおむね団地化された10ヘクタール（北海道にあっては20ヘクタール）、山村地域にあっては６ヘクタール（北海道にあっては12ヘクタール）以上の対象水田（転作の非対象作物（稲を除く。）が作付けされているものを除く。）において当該農業者が自ら行う基幹作業が２以上あること。 (ｳ) 当該農業者により２以上の基幹作業が行われている助成水田であって、かつ、(4)の団地加算の要件を満たすものであること。	④ 複数の作業区分にまたがる作業を同時に行う場合（例えば、耕起とは種を同時に行う場合）には、基幹作業の数は１とするものとする。この場合、作業面積の計上に際しては、その属するいずれか一方の作業区分（この例の場合は、(a)の区分又は(b)の区分）に分類するものとする。 d アの(ｳ)及びイの(ｲ)の山村地域とは、山村振興法第７条第１項の規定による指定を受けた振興山村の地域（離島振興法第２条第１項の規定による指定を受けた離島振興対策地域及び奄美群島振興開発特別措置法の対象となる奄美群島にある山村振興法第２条の山村に該当する地域を含む。） e アの(ｲ)、(ｳ)及び(ｴ)において生産集団の構成員が権原に基づき使用及び収益をしている対象水田について当該生産集団の規約等に定めるところに従って自ら行う基幹作業については、当該生産集団が自ら行う基幹作業として取り扱うことができるものとする。 (注) 大規模カントリーエレベーター、ライスセンターにおける乾燥調製等当該生産集団以外の者に委託して行われる基幹作業については、当該生産集団が自ら行う作業としては原則として取り扱わないものとする。 f 一の転作作業に係る基幹作業が２年度にまたがる場合にあっては、アの(ｲ)、(ｳ)、(ｴ)及びイの要件の判定に当たり、当該作物の栽培が転作等として取り扱われる年度の作業として取り扱うものとする。 g イの(ｱ)、(ｲ)及び(ｳ)において大規模カントリーエレベーター、ライスセンターにおける乾燥調製等当該農業者以外の者に委託して行われる基幹作業については、当該農業者が自ら行う作業としては原則として取り扱わないものとする。
(2) 規模拡大加算	(略)	(略)

(3) 生産組織加算	ア 地区内で次に掲げる要件のすべてを満たす生産集団が組織されていること。 (ア) 代表者及び構成員が定められており、定款、規約等が整備されていること。 (イ) 作業の受託、保有する機械の利用等に関する定めがあること。 (ウ) 構成員の住所がおおむね同一の市町村であること。 (エ) 中核的な農業者を中心に組織されているものであること。 (オ) 稲作及び転作に係る作業を受託するものであること。 イ 当該生産集団が自ら行う基幹作業のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものが２以上あること。 (ア) 対象作物（当該年度において転作等として取り扱われるものに限る。）に係る作業面積がおおむね３ヘクタール（北海道にあっては、おおむね９ヘクタール）以上あること。 (イ) (ア)の作業面積には、構成員以外の者からの受託に係る面積がおおむね１ヘクタール（北海道にあっては、おおむね３ヘクタール）以上含まれていること。	a 生産集団とは、栽培、飼育、販売等の過程を共同で行うことを目的として２以上の農業者で構成される組織であって、法人格なき社団若しくは財団又は農業生産法人（農地法第２条第７項に規定するものをいう。）に該当するものをいうものとする。 b アの(エ)において、中核的な農業者とは、地域の農業生産を中心的に担う者と認められる者とする。 c イ及びウの基幹作業の数については、次の区分により算定するものとする。 (a) 耕起、整地 (b) は種、育苗、移植 (c) 防除、中耕、除草 (d) 収穫 (e) 乾燥、調製、出荷 (f) (a)から(e)までに掲げるもののほか知事が特に必要なものとして地方農政局長と協議して定めた作業 ただし、地方農政局長は、地理的条件、栽培作物の特性等から特に必要があると認める場合は、これにかかわらず基幹作業について、これらに準じた別の区分を定めることができるものとする。 (注) 基幹作業の数の具体的な判定及びそれに伴う作業面積の判定は、次のとおり行うものとする。 ① 上記(a)から(f)までの区分内の作業の１以上を行った場合（例えば(c)の区分のうち除草のみを行った場合）は、その区分の基幹作業が実施されたものとする。 ② 同一区分に属する複数の作業を行った場合（例えば(c)の区分のうち防除と除草の作業を行った場合）には、基幹作業の数は１とし、区分内のそれぞれの作業に係る面積を重複して計上することはできないものとする。 ③ 同一ほ場において同一の作業が複数回行われた場合（例えば、防除が複数回行われた場合）には、作業が行われた延べ面積ではなく、当該ほ場の実面積を作業面積に計上するものとする。 ④ 複数の作業区分にまたがる作業を同時に行う場合（例えば、耕起とは種を同時に行う場合）には、基幹作業の数は１とするものとする。この場合、作業面積の計上に際しては、その属するいずれか一方の作業区分（この例の場合は、(a)の区分又は(b)の区分）に分類するものとする。

	ウ　当該生産集団自らにより２以上の基幹作業が行われている助成水田であること。	d　イ及びウにおいて生産集団の構成員が権原に基づき使用及び収益をしている対象水田について当該生産集団の規約等に定めるところに従って自ら行う基幹作業については、当該生産集団が自ら行う基幹作業として取り扱うことができるものとする。 ㈱　大規模カントリーエレベーター、ライスセンターにおける乾燥調製等当該生産集団以外の者に委託して行われる基幹作業については、当該生産集団が自ら行う作業としては原則として取り扱わないものとする。 e　一の転作作業に係る基幹作業が２年度にまたがる場合にあっては、イの要件の判定に当たり、当該作物の栽培が転作等として取り扱われる年度の作業として取り扱うものとする。

（以下略）

第４及び第５（略）

第６　助成金の交付手続き

１　（略）

２　確認事務の実施について

交付基準第４の３及び４の確認事務の実施については、次によるものとする。

(1)及び(2)（略）

(3)　確認事務を実施する者は、確認結果を、別紙様式第17号を参考として知事が定める様式により、知事に報告するものとする。

（以下略）

別紙様式第17号

確　　認　　書

下記のとおり転作等が実施されたことを確認する。

年　　月　　日

市(町村)長

氏　　名　　㊞

区　分	確　認　事　項	確　認　方　法	備　　考

〈記入上の注意〉

1　別表の確認事項ごとに記入する。

2　加算については、別紙「加算制度関係確認資料」を添付する。

(別紙)　加算制度関係確認資料

1　目標達成確認資料（略）

2　高能率生産単位育成加算確認資料

(1)　生産組織加算・団地加算要件確認資料

年　度		市町村名	
集　団　名			

集団構成員が使用収益する水田、受託水田の別	農業者名	水田番号	対象水田面積	左の水田に係る基幹作業（○印） 耕起、整地	は種、育苗、移植	防除、中耕、除草	収穫	乾燥、調整、出荷	2作業該当水田（加算対象水田）	団地加算該当	高能率育成加算該当	市町村担当者確認欄 生産集団要件の確認	総合判定
集団の構成員が権原に基づいて使用及び収益している対象水田			a　㎡									（基幹作業面積） ⓕ、ⓖ、ⓗ、ⓘ、ⓙのうち2作業以上≧おおむね3ha（9ha）の場合可 可・否 （受託作業面積） 基幹作業面積おおむね3ha（9ha）以上の要件を満たす基幹作業の中でⓐ、ⓑ、ⓒ、ⓓ、ⓔのうち2作業以上≧おおむね1ha（3ha）の場合可 可・否 （生産集団要件） 可・否	可・否
	小　計			a　㎡	a　㎡	a　㎡	a　㎡	a　㎡	a　㎡				
集団が構成員以外の者から受託している対象水田													
	小　計			ⓐ a　㎡	ⓑ a　㎡	ⓒ a　㎡	ⓓ a　㎡	ⓔ a　㎡	a　㎡				
合　計				ⓕ	ⓖ	ⓗ	ⓘ	ⓙ	A				

＜記入上の注意＞

1　本表は、生産集団ごとに作成する。

2　本表の集計の対象となる水田は、対象水田のうち対象作物に係る基幹作業について当該生産集団が1以上を行っているものである。

3　「農業者名」、「水田番号」、「対象水田面積」及び「左の水田に係る基幹作業」の欄は、当該生産集団の作業日誌等により記入した上で、前3者については実績確認書、作業受委託契約書等により対象水田の面積、使用収益権者、生産集団と委託農業者との受委託関係を確認する。

4　当該市町村（「生産集団の構成員の住所がおおむね同一である市町村」をいう。）以外の市町村に住所を有する農業者に係る対象水田については、確認しやすいように別途整理する。

5　「生産集団の要件」については、交付基準細目第3の3の表の(1)のアに定める要件をすべて満たしているか否かにより可・否のいずれかに○印を付す。

6　「対象水田」ごとに基幹作業欄の○印が2つ以上ある場合は、2作業要件を満たすものとして「2作業該当水田」の欄に○印を付す。

7　団地加算の要件を満たしているか否かについては団地加算確認資料を準用するものとし、団地加算の要件を満たしている場合○印を付す。

8　「高能率生産単位育成加算該当」の欄は、「2作業該当水田」および「団地加算該当」が○印の対象水田について当該加算に該当するものとして○印を付す。

9　「総合判定」の欄は、(2)の「水田2作業面積確認資料」による確認結果及び当該地区の目標達成も踏まえ可・否のいずれかに○印を付す。

10　なお、一の農業者の場合にあっては、「生産集団の要件」および「受託作業面積の要件」以外について、本資料を準用するものとする。

(2)　水田2作業面積要件確認資料（略）

3　規模拡大加算確認資料（略）

4　生産組織加算確認資料

年　度		市町村名	
集　団　名			

集団構成員が使用収益する水田、受託水田の別	農業者名	水田番号	対象水田面積	左の水田に係る基幹作業（○印）					2作業該当水田（加算対象水田）	市町村担当者確認欄	
				耕起、整地	は種、育苗、移植	防除、中耕、除草	収穫	乾燥、調整、出荷		生産集団要件の確認	総合判定
集団の構成員が権原に基づいて使用及び収益している対象水田			a　㎡							（基幹作業面積） ⓕ、ⓖ、ⓗ、ⓘ、ⓙのうち2作業以上≧おおむね3ha（9ha）の場合可 可・否 （受託作業面積） 基幹作業面積おおむね3ha（9ha）以上の要件を満たす基幹作業の中でⓐ、ⓑ、ⓒ、ⓓ、ⓔのうち2作業以上≧おおむね1ha（3ha）の場合可 可・否 （生産集団要件） 可・否	可・否
	小　計			a　㎡	a　㎡	a　㎡	a　㎡	a　㎡	a　㎡		
集団が構成員以外の者から受託している対象水田											
	小　計			ⓐ a　㎡	ⓑ a　㎡	ⓒ a　㎡	ⓓ a　㎡	ⓔ a　㎡	㎡		
合　計				ⓕ	ⓖ	ⓗ	ⓘ	ⓙ			

<記入上の注意>

1　本表は、生産集団ごとに作成する。

2　本表の集計の対象となる水田は、対象水田のうち対象作物に係る基幹作業について当該生産集団が1以上を行っているものである。

3　「農業者名」、「水田番号」、「対象水田面積」及び「左の水田に係る基幹作業」の欄は、当該生産集団の作業日誌等により記入した上で、前3者については実績確認書、作業受委託契約書等により対象水田の面積、使用収益権者、生産集団と委託農業者との受委託関係を確認する。

4　当該市町村（「生産集団の構成員の住所がおおむね同一である市町村」をいう。）以外の市町村に住所を有する農業者に係る対象水田については、確認しやすいように別途整理する。

5　「生産集団の要件」については、交付基準細目第3の3の表の(3)のアに定める要件をすべて満たしているか否かにより、可・否のいずれかに○印を付す。

6　「対象水田」ごとに基幹作業欄の○印が2つ以上ある場合は、2作業要件を満たすものとして「2作業該当水田」の欄に○印を付す。

7　「総合判定」の欄は、当該地区の目標達成も踏まえ可・否のいずれかに○印を付す。

（以下略）

事　務　連　絡
平成３年４月12日

各都道府県労働基準局労災主務課長　殿

労働省労働基準局
労　災　管　理　課　長
補　　償　　課　　長

労働組合等常勤役員に係る特別加入対象労働組合等の認定について

労働組合等常勤役員に係る特別加入の新設については、本日付けの労働省発労徴第38号・基発第259号通達（以下「施行通達」という。）の記の第２により通達されたところであるが、労働組合等常勤役員に係る特別加入の対象となる労働組合等（以下「対象労働組合等」という。）の認定については、下記に留意の上、事務処理に遺憾なきを期されたい。

記

1　対象労働組合等の範囲についての考え方

特別加入の対象となる労働組合等常勤役員については、その作業実態が明確である必要があるが、その前提として、その所属する労働組合等の組織が明確である必要がある。そのため、対象労働組合等の範囲を、民間の労働組合については法人格を取得しえる程度に労働組合組織としての実体があることを要件とすることとし、労働組合法第２条及び第５条第２項に適合する労働組合に限定し（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第４号）、国会職員の組合についてもこれに準じることとした（平成３年労働省告示第38号及び施行通達の記の第２の２(1)④）。

2　民間の労働組合に係る対象労働組合等の認定

民間の労働組合については、施行通達の記の第２の２(5)イ①(a)又は(b)に掲げる登記簿の謄本又は労働委員会の証明書の写し（以下「謄本又は証明書」という。）がある場合は当該労働組合は労働組合法第２条及び第５条第２項に適合していると認められるので、それをもって対象労働組合等と認定できるが、実際には、通常の労働組合活動を行う上で法人格の取得又は労働委員会の証明を受けることは必要ではないことから、法人格を取得し又は労働委員会の証明を受けていない労働組合が多数存在している。

以上のような実情から、謄本又は証明書のない場合（施行通達の記の第２の２(5)イ①(c)の場合）における対象労働組合等の認定は、以下により行うこととされたい。

(1)　特別加入予定者の属する労働組合が、特別加入の申請時から５年より前に労働委員会の証明を受けたことがある場合については、当該証明を受けた日以後、特に当該労働組合の組織の大幅な改編等がなされた事実が明白である場合を除き、当該証明書の写しをもって対象労働組合等として認定して差し支えない。

(2)　特別加入予定者の属する労働組合が、上記(1)により対象労働組合等として認定されない場合は、当該労働組合の規約等から判断して、次の場合に該当するものを除き、対象労働組合等として認定して差し支えない。

イ　当該労働組合の活動状況、運営状況等にかんがみて、労働組合法第２条の要件に適合するものであるか否かについて重大な疑義がある場合

例えば、当該労働組合が政治活動又は共済事業のみを行っていると考えられる場合、構成員の大半が労働者ではないと考えられる場合等がこれに当たる。

ロ　当該労働組合の規約が、労働組合法第５条第２項の要件に適合するものであるか否かについて重大な疑義がある場合

別紙１に示された解釈例等に照らし、労働組合法第５条第２項各号に掲げる規定を含んでいないと考えられる場合をいう。なお、同項各号に示された規約の内容を示す文言について、これと全く同様の文言がなくとも、内容的に同趣旨のものであればよく、また、同項各号の規定の趣旨に反しない限り、別途の規定を含んでいたり、その内容が一部変更されていても差し支えない（例えば、第９号の規約改正要件をより厳格にすることがこれに当たる。）。

おって、別紙２規定例を参考にされたい。

ハ　当該労働組合が、かつて労働委員会から、労働組合法第２条及び第５条第２項の規定に適合しない旨の指摘を受けている場合

なお、イ、ロ又はハに該当する場合には、当該労働組合は、所要の補正により労働組合法第２条及び第５条第２項の規定に適合することとなる場合を除き、謄本又は証明書が提出されない限り対象労働組合等と認められないものであるので、申請者等に対する説明に当たって留意すること。

３　国会職員組合等に係る対象労働組合等の認定

(1)　特別加入予定者の属する団体が、国会職員の組合である場合は、上記２(2)に準じて対象労働組合等の認定を行うこと。

(2)　特別加入予定者の属する団体が、国家公務員又は地方公務員の職員団体等である場合にあっては、施行通達の記の第２の２(5)イ②及び③どおり、登録又は認証の事実を確認の上、対象労働組合等と認定すること。

（別紙１）労働組合規約に係る規定の解釈について

労働組合法第５条第２項各号に係る一般の解釈例を示すと、以下のとおりである。

(1)　第１号（名称）

組合の名称には制限がなく、組合という呼称を用いずに○○会、○○グループという名称であっても差し支えない。

(2)　第２号（主たる事務所の所在地）

現実に存在する地名が記載されていることが要件である。都道府県名のみの記載では足りず、市町村（特別区を含む。）名まで記載しなければならないが、町名、番地等まで表示する必要はない。

(3)　第３号（連合団体である労働組合以外の労働組合（以下「単位労働組合」という。）の組合員は、その労働組合のすべての問題に参与する権利及び均等の取扱いを受ける権利を有すること。）

イ　「組合員は、組合のすべての問題に参与する権利及び均等の取扱いを受ける権利を有する。」旨の定めがあれば、この要件を満たすものとして取り扱ってよいが、他の条項でこれに反する定めがあれば、この要件に違反することとなる。

ロ　組合の役員の立候補資格として、過去数年間組合による統制処分を受けなかったこと等を要件として付記している場合があるが、このような種類の定めは、原則として合理的な定めと考えられ、この要件に違反するものではない。

(4)　第４号（何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われないこと。）

これと同趣旨の定めがあれば、この要件を満たすものとして取り扱ってよい。

(5)　第５号（単位労働組合にあっては、その役員は、組合員の直接無記名投票により選挙されること、及び連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあっては、その役員は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票により選挙されること。）

例えば、挙手による役員選挙、役員の選任を上部組合の承認にかからしめる旨の規定、役員の選任は委員長の指名による旨に規定、役員の選任は中央執行委員会の決定による旨に規定は、これに違反している。

一方、役員選出に際し選挙区制度を設けること、組合員の直接無記名投票により選出された役員の互選により委員長、副委員長等を選出すること等の定めは、これに違反しない。

(6) 第6号（総会は少なくとも毎年1回開催すること。）

「総会」とは、必ずしも組合員全員により構成されるものであることを要せず、代議員制度を採っている場合は、その代議員制度による大会であっても差し支えない。ただし、全国的規模を有しない単位労働組合にあっては、上記(5)及び下記(9)の役員選挙及び規約改正についてこの代議員制度による大会で決する旨の規定は、上記(5)及び下記(9)に違反することとなる。

(7) 第7号（すべての財源及び使途、主要な寄付者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合委員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年1回組合員に公表されること。）

「職業的に資格がある会計監査人」とは、公認会計士、監査法人及び信託会社であるので、そのような表現になっていてもよい。

(8) 第8号（同盟罷業は、組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票の過半数による決定を経なければ開始しないこと。）

合同労組（複数の企業にまたがって組織される労働組合をいう。）では、同盟罷業（ストライキ）の決定は、その対象となる事業主に使用されている組合員の過半数によることとしている場合が多いが、このような規定でも差し支えない。

(9) 第9号（単位労働組合にあっては、その規約は、組合員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと、及び連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあっては、その規約は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと。）

この規約改正の要件を緩和することは許されないが、この要件を強め、例えば、全員一致を要するとか、3分の2以上の賛成を要するものとすることは、差し支えない。

(別紙2)　労働組合規約の規定例

第1章　総則

(目的及び事業)

第1条　本組合は、組合員の労働条件を維持改善し、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

2　本組合は、前項の目的を達成するために次の活動を行う。

一　労働条件の維持改善に関する事項

二　団体交渉及び労働争議に関する事項

三　組織の強化充実に関する事項

四　組合員の福利厚生の改善に関する事項

五　共済事業に関する事項

六　その他目的達成に必要な事項

(名称)

第2条　本組合は、○○○株式会社労働組合と称する。

（事務所の所在地）

第３条　本組合は、主たる事務所を○○県△△市××町□番○号に置く。

第２章　組合員

（組合員の資格）

第４条　本組合の組合員たる資格を有する者は、○○○株式会社に勤務する者であって、本組合の趣旨に賛同する者とする。

２　組合員の加入手続は、総会の議決を経て、別に定める。

（平等原則）

第５条　組合員は、本組合のすべての問題に参与する権利及び均等の取扱いを受ける権利を有する。

（脱退）

第６条　組合員は、事項による場合のほか、次の場合に脱退するものとする。

一　組合員たる資格を喪失したとき。

二　死亡したとき。

三　除名されたとき。

２　組合員は、脱退を希望する日の10日前までに委員長に脱退する旨の通知をしたときは、当該希望する日において本組合を脱退することができる。

（除名）

第７条　委員長は、総会の決定に基づき、次の各号に該当する組合員を除名する。

一　総会決議事項の不遵守、組合費の不払いその他の本組合に対する義務違反を行った組合員

二　本組合の目的を妨げようとする行為のあった組合員

三　犯罪その他信用を失う行為のあった組合員

２　何人も、人種、宗教、性別、門地又は身分によって、除名その他組合員たる資格を奪われることはない。

第３章　役員

（役員）

第８条　本組合に、次の役員を置く。

一　委員長　１人

二　副委員長　１人

三　書記長　１人

四　監事　１人

２　役員は、役員の業務を遂行する能力を有する者のうちから、前項各号の役員ごとに、組合員全員による無記名投票により選挙する。

３　役員の任期は○年とする。役員によりその義務違反があった場合又は役員の業務を遂行する能力を有しなくなったと認められる場合は、任期が満了する前に総会において解任することができる。

４　役員は、再任することができる。

５　役人の任期が満了した後において後任が就任するまでの間は、当該役員は、引き続き在任するものとする。

（委員長等）

第９条　委員長は、本組合を代表し、本組合の事務を総理する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

３　書記長は、委員長及び副委員長を補佐し、業務を処理する。

（監事）

第10条　監事は、本組合の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

第４章　総会

（総会）

第11条　本組合に、総会を置く。

2　総会は、本組合の組合員全員をもって組織する。

3　委員長は、毎年、８月に総会を招集するほか、必要があるときに随時これを招集する。

4　総会の招集は、委員長が開催日の10日前までに、会議の目的、議決事項、日時及び場所を各組合員に通知して行う。

5　総会は、全組合員の過半数が出席しなければ、開催できない。

6　総会の議事は、出席組合員の過半数を以て決する。

7　総会の議長は、委員長がなるものとする。

8　総会における付議事項は、次のとおりとする。

一　組合運営の基本方針の決定

二　規約の改正

三　組織の変更又は解散

四　予算及び決算の承認

五　役員の解任

六　上部団体への加盟又は脱退

七　組合員の除名

八　組合費の額及び納付の手続

九　組合員の加入手続

十　その他重要事項

第５章　同盟罷業

（同盟罷業）

第12条　同盟罷業は、組合員の直接無記名投票による、過半数の決定をもって開始する。

第６章　会計

（組合費）

第13条　本組合の組合員は、組合費を納付しなければならない。

2　前項の組合費の額及び納付の手続は、総会の議決により、別に定める。

（経理）

第14条　監事は、本組合の会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告するときは、公認会計士による当該会計報告が正確である旨の証明書を添えなければならない。

第７章　雑則

（規約の改正）

第15条　この規約の改正は、総会における組合員の直接無記名投票による過半数の賛成による決議に基づいて行う。

附　則

この規約は、○○×年△月□日から施行する。

労働省発労徴第69号
基発第479号
平成３年８月１日

各都道府県労働基準局長
各都道府県知事　殿

労働大臣官房長
労働省労働基準局長

事業主団体等委託訓練実施要領の一部改正に伴う労災保険の特別加入対象者の名称の変更について

事業主団体等委託訓練の対象者に係る労災保険の特別加入については、平成元年３月23日付け労働省発労徴第19号・基発第135号（以下「施行通達」という。）により実施してきたところであるが、本日、同委託訓練に係る「雇用開発促進地域」を「雇用機会増大促進地域」に改めることを改正内容に一つとする地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律（平成３年法律第56号）が施行されたことに伴い、事業主団体等委託訓練実施要領（平成３年２月１日付け能発第23号別添）が一部改正されたので、これに伴う所要の整理を行うため、施行通達の一部を下記のとおり改正する。

なお、今回の事業主団体等委託訓練実施要領の一部改正は、要領中の文言修正のみであり、これに伴う今回の施行通達の改正についても、文言修正を行っただけであって、従来の施行通達に示した取扱いを変更するものではない。

記

平成元年３月23日付け労働省発労徴第19号・基発第135号通達を次のように改正する。

１　記の第２の１中「特定雇用開発促進地域離職者」を「特定雇用機会増大促進地域離職者」に改める。

２　別添（事業主団体等委託訓練のしくみ）中「特定雇用開発促進地域」を「特定雇用機会増大促進地域」に改める。

基発第111号
平成4年3月12日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

職場適応訓練従事者の給付基礎日額について

労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第2号イの作業に従事する特別加入者（以下「職場適応訓練従事者」という。）の給付基礎日額については、昭和41年12月26日付基災発第29号等により取り扱ってきたところであるが、今般、別添「職場適応訓練従事者の給付基礎日額決定基準」を定めたので事務処理に遺漏なきを期されたい。

（別添）

職場適応訓練従事者の給付基礎日額決定基準

1　職場適応訓練従事者が雇用保険法第13条又は同法第39条第1項の規定に該当する者である場合

給付基礎日額は、労災則第46条の20第1項に規定する額（以下「決定基準額」という。）のうち、当該職場適応訓練従事者に支給される基本手当（雇用保険法第16条に規定する基本手当）の算定の基礎となる賃金日額を超える額であって、直近のものとする。ただし、当該賃金日額が16,000円を超える場合は16,000円とする。

2　職場適応訓練従事者が船員保険法に基づく船員失業保険金受給資格者である場合

給付基礎日額は、決定基準額のうち、当該職場適応訓練従事者に支給される失業保険金の算定の基礎となる標準報酬日額を超える額であって、直近のものとする。ただし、当該標準報酬日額が16,000円を超える場合は16,000円とする。

3　職場適応訓練従事者が「職場適応訓練実施要領（昭和56年6月8日付職発第320号、訓発第124号別添）」の職場適応訓練生であって、上記1及び2以外の者である場合

給付基礎日額は、決定基準額のうち、当該年度の4月1日において当該職場適応訓練従事者に支給されるべき基本手当の日額及び受講手当の日額（「訓練手当支給要領（昭和41年7月21日付婦発第269号、職発第442号、訓発第137号別添）」に規定する基本手当及び受講手当）の合算額を超える額であって直近のものとする。ただし、当該合算額が16,000円を超える場合は16,000円とする。

4　職場適応訓練従事者が「振動障害再発防止援護措置（昭和57年7月19日付基発第476号）」の職種転換訓練受講者である場合

給付基礎日額は、決定基準額のうち、当該年度の4月1日において当該職場適応訓練従事者に支給されるべき基本手当の日額及び受講手当の日額（「振動障害再発防止援護措置要綱（昭和57年7月19日付基発第476号別添）」に規定する基本手当及び受講手当）の合算額を超える額であって直近のものとする。ただし、当該合算額が16,000円を超える場合は16,000円とする。

労働者発労徴第17号
基 発 第 177 号
平成５年３月24日

各都道府県労働基準局長
各 都 道 府 県 知 事　殿

労 働 大 臣 官 房 長
労 働 省 労 働 基 準 局 長

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成５年労働省令第５号。以下「改正省令」という。）が平成５年３月22日に公布され、同年４月１日から施行されることとなった。

ついては、下記の事項に留意の上、事務処理に遺憾なきを期されたい。

記

1　特別加入者の給付基礎日額の一部改正

特別加入者の給付基礎日額については、従来3,000円から16,000円までの中から決定することとされていたが、このうち3,000円については労働者の給付基礎日額の最低保証額（平成３年10月１日から3,960円に改定）との均衡を考慮し、平成５年３月31日限りで廃止することとされた（労災則第46条の20第１項の改正）。

また、この改正に伴い、給付基礎日額が3,000円の場合に対応する保険料算定基礎額（1,095,000円）についても、平成５年３月31日限りで廃止することとされた（徴収則別表第４の改正）。

2　経過措置

(1)　改正省令の施行日（平成５年４月１日）前において、すでに特別加入している者であって、給付基礎日額が3,000円と定められていたもの（次の(2)及び(3)に掲げる者を除く。）については、当該給付基礎日額が3,000円と定められていた期間中の事故に係る保険給付又は休業特別支給金の額の算定に用いる給付基礎日額は、従前のとおり3,000円とすることとされた（改正省令附則第２条第１項）。

また、給付基礎日額が3,000円と定められていた期間については、当然保険料算定基礎額を1,095,000円として確定保険料を算定することとなる（改正省令附則第３条第１項）。

(2)　施行日の前日において、すでに有期事業（労働保険の保険料の徴収等の関する法律（昭和44年法律第84号）第７条の規定により一括されている事業を除く。）の保険関係に基づく特別加入者として取り扱われている中小事業主等のうち、給付基礎日額が3,000円と定められていたものについては、当該事業が終了するまで3,000円を給付基礎日額とすることとされた（改正省令附則第２条第２項）。

また、これらの者については、当該事業が終了するまで、3,000円の給付基礎日額に応ずる1,095,000円に特別加入期間の年数（特別加入が承認された日から当該事業が終了する日までの期間の年数で、１年未満の期間は１年として算定する。）を乗じて得た額を保険料算定基礎額として確定保険料を算定することとなる（改正省令附則第３条第２項）。

(3)　労災則第46条の18第３号に掲げる作業に従事する者（家内労働者又はその補助者）については、今回の改正においても、これらの者についてはそれ以外の特別加入者と比べて低額の給付基礎日額を認める必要があることから、

なお当分の間、従来の2,000円、2,500円に加えて3,000円の給付基礎日額を認めることとされた（改正省令附則第２条第３項）。

また、これに伴い、これらの者の特別加入保険料算定基礎額については、当分の間、3,000円の給付基礎日額に応ずる1,095,000円を認めることとされた（改正省令附則第３条第３項）。

基発第186号
平成5年3月29日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

職業能力開発促進法の一部を改正する法律等の施行に伴う労災保険関係法令等の一部改正について

職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）及び職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号）による労働基準局関係法令の一部改正の概要については、先に平成5年3月3日付け基発第127号により通知したところであるが、今般、職業能力開発促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係労働省告示の整備に関する告示（平成5年労働省告示第23号。以下「整備告示」という。）が公布され、平成5年4月1日から施行されることとなった。

今回の改正により、労災保険関係法令等についても所要の整備が行われたところであるが、その取扱いについては、下記の1及び2のとおりであるので、これが事務処理に遺憾なきを期されたい。

また、これら関係法令の改正に伴い、労災就学等援護費支給要綱の一部を別紙のとおり改正し、平成5年4月1日から適用することとしたので、併せて下記の3に留意の上、事務処理に遺憾なきを期されたい。

記

1　労働者災害補償保険法施行規則第8条第2号の一部改正について

本号の改正は、従来、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第4項において規定されていた公共職業訓練施設の定義規定が、同法の改正により職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定されることとなったこと、また、「公共職業訓練施設」の字句が「公共職業能力開発施設」に改められることとなったことに伴い、形式的な整備がなされたものである。

したがって、当該施設に係る通勤災害の取扱いに変更を及ぼすものではなく、改正後の当該施設についても、従前のとおり取り扱って差し支えない。

なお、今回の改正による改正後の職業能力開発促進法（以下「新能開法」という。）及び改正後の職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「新能開則」という。）において、国及び都道府県は、主として知識を習得するために行われる短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練であって、その教科のすべての科目について簡易な設備を使用して行うことができるものを公共職業能力開発施設以外の施設でも行うことができることとされた（新能開法15条の6第1項ただし書及び新能開則第3条参照）が、当該公共職業能力開発施設以外の施設に係る通勤災害の取扱いについては、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第8条第2号の「その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の開発向上に資するもの」に該当するものとして、平成5年4月1日から取り扱うこととするので、通勤災害の認定に際して留意すること。

2　事業主団体等委託訓練生の特別加入に係る告示の一部改正について

整備告示による労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第2号ロの規定に基づき労働大臣が定める職業訓練であって事業主又は事業主の団体に委託されるものを定める告示（平成元年労働省告示第14号）の改正は、従来、職業能力開発促進法第16条第3項において規定されていた事業主団体等委託訓練が、同法の改正により職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定されることとなったことに伴い、形式的な整備がなされたものである。

したがって、当該委託訓練生に係る特別加入の取扱いに変更を及ぼすものではなく、当該改正後についても、従前のとおり取り扱って差し支えない。

3　（略）

基発第242号
平成5年4月1日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

振動障害者社会復帰特別援護金支給要綱の一部改正及び「振動障害再発防止特別援護措置」の廃止について

振動障害者社会復帰特別援護金の支給については、昭和57年7月19日付け基発第475号「振動障害者社会復帰特別援護金の支給について」により取り扱われてきたところであるが、今般、振動障害者社会復帰特別援護金支給要綱の一部を別紙（略）のとおり改正し、平成5年4月1日から適用することとし、また、振動障害再発防止特別援護措置の実施については、昭和57年7月19日付け基発第476号「振動障害再発防止特別援護措置の実施について」により取り扱われてきたところであるが、これを、平成4年度限りで廃止することとしたので、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1及び2　(略)

3　昭和57年7月19日付け基発第476号「振動障害再発防止特別援護措置の実施について」の廃止について

(1)　廃止の時期について

昭和57年7月19日付け基発第476号「振動障害再発防止特別援護措置の実施について」は、平成5年3月31日をもって廃止すること。

(2)　廃止に伴う取扱いについて

イ　振動障害再発防止特別援護措置申請書を提出しようとする者に対しては、平成5年度から本制度が廃止される旨説明し、申請書を受理しないこと。

ロ　本制度に基づく職種転換訓練受講者に係る特別加入制度についても、これにより廃止されるものであること。

(以下略)

基発第244号
平成5年4月1日

各都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

医薬品配置販売業の一人親方等の特別加入者に係る業務上外の認定基準の一部改正について

医薬品配置販売業の一人親方等の特別加入者に係る業務上外の認定基準については、昭和51年9月29日付け基発第697号（以下「697号通達」という。）により取り扱ってきたところであるが、今般、これが取扱いの一部を下記のとおり改めることとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

医薬品配置販売業の一人親方等として特別加入者している者に係る業務上外の認定基準について、当該特別加入者が、医薬品の配置販売業務のために行う住居と当該業務を行う地域の宿泊施設等の拠点の間の移動及び当該業務を行うための拠点と用務先又は次の拠点の間の移動については、これを、出張として取り扱い業務遂行性を認めるものとする。

これにより、697号通達中の記の1の(2)のロの(ハ)のaの「直接附帯する行為」の次に「並びに医薬品の配置販売業務を行うために出張する場合（住居以外の施設における宿泊を伴う場合に限る。）」を加え、「ついてのみ認める」を「ついて認める」に改める。

〔参考〕

697号通達中、「医薬品の配置販売の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びその者の行う事業に従事する者の業務上外の認定」に係る新旧対照表

改　正　後	改　正　前
a　業務遂行性は、住居を出た後の最初の用務先からその日の最後の用務先までの間において行う医薬品の配置販売業務（医薬品の仕入れを含む。以下同じ。）及びこれに直接附帯する行為並びに医薬品の配置販売業務を行うために出張する場合（住居以外の施設における宿泊を伴う場合に限る。）について認めるものとすること。ただし、この場合の医薬品の配置販売業務は薬事法第32条及び同法施行規則（昭和31年厚生省令第1号）第37条の規定により都道府県知事に届け出た配置販売に従事する区域及び期間内において行うものでなければならない。	a　業務遂行性は、住居を出た後の最初の用務先からその日の最後の用務先までの間において行う医薬品の配置販売業務（医薬品の仕入れを含む。以下同じ。）及びこれに直接附帯する行為についてのみ認めるものとすること。ただし、この場合の医薬品の配置販売業務は薬事法第32条及び同法施行規則（昭和31年厚生省令第1号）第37条の規定により都道府県知事に届け出た配置販売に従事する区域及び期間内において行うものでなければならない。

事務連絡第14号
平成５年４月１日

各都道府県労働基準局労災主務課長　殿

労働省労働基準局補償課長

医薬品配置販売業の一人親方等の特別加入者に係る業務上外の認定基準の一部改正について

標記については、平成５年４月１日付け基発第244号（以下「244号通達」という。）により指示されたところであるが、これが運用に当たっては、下記に留意のうえ、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1　244号通達の趣旨

医薬品配置販売業の一人親方等の特別加入者に係る業務上外の認定については、従来、昭和51年９月29日付け基発第697号通達に基づき、医薬品の配置販売業務（薬事法第32条及び同法施行規則第37条の規定（以下「薬事法令」という。）により都道府県知事に届け出た配置販売に従事する区域及び期間内において行うものに限る。）のため、住居と住居以外の宿泊施設等との間を移動する場合等（参考参照）については、業務遂行性を認めていなかったところである。

しかしながら、当該業務を行う労働者及び中小事業主等の特別加入者については、従来より、当該業務のための出張として業務遂行性を認めているところであること等を踏まえ、今般、労働者及び中小事業主等の特別加入者の場合に準じて、一人親方等の特別加入者が、医薬品の配置販売業務を行うため、住居から住居以外の宿泊施設等へ移動する場合等については、出張用務として取り扱い、業務遂行性を認めることとしたものである。

2　244号通達の運用について

244号通達にいう医薬品の配置販売業務を行うための出張とは、当該特別加入者が、住居と住居以外の宿泊施設及び当該宿泊施設を拠点として医薬品の配置販売業務を行う区域（以下「宿泊施設を拠点とした区域等」という。）との間並びに宿泊施設を拠点とした区域等と他の宿泊施設を拠点とした区域等との間を移動し、宿泊施設を拠点として薬事法令に基づき都道府県知事に届け出た区域及び期間内において医薬品の配置販売業務を行うことをいうものである。

したがって、積極的な私的行為、恣意行為等にわたるものを除き、宿泊施設内を含めて業務遂行性を認めるものである。

3　医薬品の配置販売業に係る中小事業主等の特別加入者について

当該特別加入者が、薬事法令の規定に基づく医薬品の配置販売業務を行うに当たって、住居から住居以外の宿泊施設等への移動等を行う行為については、従来より「当該事業の運営に直接必要な業務（事業主の立場において行う本来の業務を除く。）のために出張する場合」として業務遂行性を認めているものである。

4　適用について

244号通達施行日以後の日において支給すべき事案については、244号通達及び本内かんにより取り扱うこと。

なお、これに伴い昭和51年９月29日付け補償課長事務連絡第39号中の記の５の(3)のハについては、244号通達施行日をもって次のとおり改正する。

「「住居」とあるのは、」の次に「自宅に限るものである。」を加え、「特別加入者が宿泊し、……」以下を削除する。

おって、個々の事案において、244号通達及び本内かんによって判断することが適当でないと認められる場合は、

本省と協議すること。

5　その他

244号通達の内容については、関係する特別加入団体及び労働保険事務組合等に周知すること。

昭和51年９月29日付け補償課長事務連絡第39号中の記の５の(3)のハに係る新旧対照表

改　正　後	改　正　前
ハ　昭和51年９月29日付基発第697号通達の記の１・(2)、ロ、(ハ)中に「住居」とあるのは、自宅に限るものである。	ハ　昭和51年９月29日付基発第697号通達の記の１・(2)、ロ、(ハ)中に「住居」とあるのは、特別加入者が宿泊し、販売活動の拠点とする施設を指すものである。したがって、自宅（家族と共に居住する住宅）である場合と自宅以外の宿泊施設の場合がある。

〔参考〕

医薬品配置販売業の特別加入者（一人親方等）に係る業務災害及び通勤災害の取扱い

244号通達による取扱い

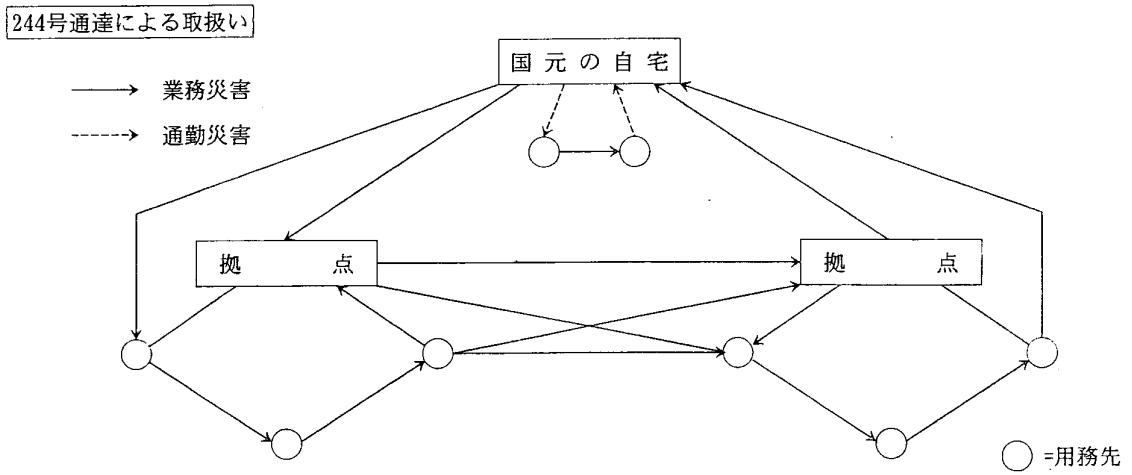

従前の取扱い

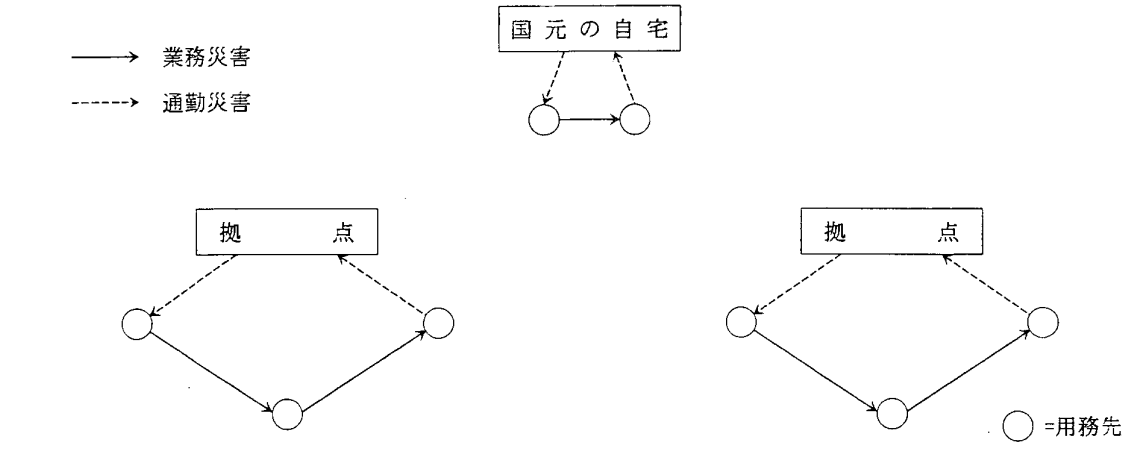

事　務　連　絡
平成６年２月21日

各都道府県労働基準局労災主務課長　殿

労働省労働基準局労災管理課長
補　償　課　長

自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業に係る特別加入の取扱いについて

標記については、昭和40年11月１日付け基発第1454号、昭和49年２月13日付け基発第72号並びに昭和56年３月31日付け発労徴第25号及び基発第191号により特別加入者の範囲を示しているところであるが、先般、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定に基づき、二輪の自動車を使用する貨物軽自動車運送事業（以下「バイク便事業」という。）に対する届出制が導入されたことから下記事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1　二輪の自動車を使用する貨物軽自動車運送事業を行う者等の特別加入について

(1)　バイク便事業を行う者の特別加入

自動車を使用して行う貨物の運送の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者の特別加入者の範囲に関しては、昭和56年３月31日付け発労徴第25号及び基発第191号「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」により、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第57条第１項の軽自動車を使用して軽車両等運送事業を行う者であって、同項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出したものを含める取扱いとされてきたところである。これについては、先般、道路運送法から貨物自動車運送事業に係る規定を独立させること等を内容とする貨物自動車運送事業法が制定（平成２年12月１日施行）されたことに伴い、従来から特別加入の対象とされている軽車両等運送事業（通称「赤帽」といわれている。）に加え、これまでは同法による改正前の道路運送法が適用されていなかったバイク便事業も、貨物軽自動車運送事業の一類型として、貨物自動車運送事業法第36条第１項の経営の届出が義務づけられることとなり、平成４年12月１日から適用されている（同法附則第９条）ところである。

このため、これらバイク便事業を行う者であって、貨物自動車運送事業法第36条第１項の経営の届出を行ったものについても、従前の軽車両等運送事業と同様に特別加入の範囲に含むものとして取り扱われたい。

(2)　有償運送許可を受けてバイク便事業に従事する者の特別加入

現在、バイク便事業においては、自ら保有する二輪の自動車をバイク便事業者に持ち込んで当該バイク便事業者に専属して貨物を運送する形態が見られるところであるが、これらの者が道路運送法第80条第１項の有償運送の許可（バイク便事業に使用される二輪の自動車の有償運送の許可については、総排気量125ccを越えるものに限られている。）を受けてバイク便事業に従事する場合については、賃金の算定方法が請負制となっていても、バイク便事業者との間で使用従属関係が存在し労働者性が認められる場合が一般的であるので、これらの者が請負の形態により従事していることのみをもって労働者性の判断をすることのないよう留意するとともに、実態からみて労働者性が認められないと判断される者については、上記(1)と同様に特別加入者の範囲に含まれるものとして取り扱われたい。

なお、特別加入申請に係る事務処理については、従前と同様であるが、有償運送の許可を受けてバイク便事業に従事する者にあっては、有償運送許可証の写しを特別加入申請書に添付させることとする。

2　貨物自動車運送事業法の制定に伴う各種運送事業の根拠規定の変更等について

貨物自動車運送事業法の制定等関係法令の改正に伴い、各種運送事業の根拠規定等が変更されたため、自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業に係る特別加入者の範囲に係る従来の通達は、別紙のとおり読み替えて適用されるものであるので留意されたい。

なお、当該特別加入の申請に係る事務処理は、前記1(2)に係る有償運送許可証の写しを添付することを除き従前と変更されるものではない。

〔別紙〕

自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業に係る特別加入者についての、従来の通達と貨物自動車運送事業法施行後との対応関係

	従　来　の　通　達 （読　替　え　前）	貨物自動車運送事業法施行後 （読　替　え　後）
昭和40年 基発第1454号	・　自動車を使用して行なう旅客又は貨物の運送の事業を行なう者 〔道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条の一般自動車運送事業の免許を受けた者〕	・　道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条の一般旅客自動車運送事業の免許を受けた者 ・　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第３条の一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者
昭和49年 基発第72号	・　事業の実体が運送の事業に該当し、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の適用を受ける者	同　左
昭和56年 発労徴第25号 基発第191号	・　道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第57条第１項の軽自動車を使用して軽車両等運送事業（通称「赤帽」という。）を行う者であって同条各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出したもの	・　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第36条の貨物軽自動車運送事業の届出を行った者 ・　自ら保有する二輪の自動車を、二輪の自動車を使用する貨物軽自動車運送事業を行う者（「バイク便事業者」という。）に持ち込んで、当該バイク便事業者に専属して貨物を運送する者であって、道路運送法80条第１項の有償運送許可を受けた者

(注)　上記通達における免許、許可又は届出等に係る権限を有する者は、従前の都道府県知事から、現在、地方運輸局長、地方運輸局陸運支局長となっている。

（参考１）

有　償　運　送　許　可　証

氏名又は名称	
車　両　番　号	
有　償　運　送 許　可　期　間	年　　月　　日　から 年　　月　　日　まで
運　送　需　要　者	

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	1　運送に使用する二輪の自動車、運送を行う期日及び運送需要者は上記のとおり。 2　この許可証は、許可を受けた者が常時携帯すること。 3　この許可証は、許可期間が過ぎたときは、速やかに返納すること。

年　　月　　日第　　号許可

陸運支局長　　印

（参考２）　略

労働省発労徴第５号
基　発　第　74　号
平成７年２月20日

都道府県労働基準局長
都　道　府　県　知　事　殿

労　働　大　臣　官　房　長
労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成７年労働省令第５号。以下「改正省令」という。）が平成７年２月10日に公布され、同年４月１日から施行されることとなった。

ついては、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、これにより、昭和41年４月４日付け基災発第10号は廃止する。

記

第１　特別加入者の給付基礎日額の一部改正について

特別加入者の給付基礎日額については、従来3,500円から16,000円までの間で示された金額の中から決定することとされていたが、昨年12月16日付けの労働者災害補償保険審議会の建議を受けて、給付基礎日額の上限額を引き上げることとし、新たに18,000円及び20,000円の給付基礎日額を加えることとした（労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災則」という。）第46条の20第１項の改正。

また、この改正に伴い、給付基礎日額が18,000円及び20,000円の場合に対応する保険料算定基礎額6,570,000円及び7,300,000円を加えることとした（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第８号。以下「徴収則」という。）別表第４の改正）。

第２　特別加入保険料の算定基礎額の特例について

１　改正の内容

(1)　改正の趣旨

現行の特別加入者に対する保険料算定基礎額は、原則として、年度単位の定額制をとっているが、年度途中で加入・脱退があった場合は、加入月数に応じた保険料算定基礎額により特別加入保険料を算定するようにとの要望がなされており、今般、特別加入保険料の算定基礎額を特別加入者の加入期間（加入月数）に応じた額とする改正を行うこととした。

(2)　改正の内容

現行の特別加入者に対する保険料算定基礎額は、同一年度内の特別加入期間の長短にかかわらず、原則として、年度単位の定額制としているが、今般の改正により、新たに特別加入者となったとき又は特別加入から脱退したときは、当該事由に該当する年度内の特別加入保険料は、特別加入月数に応じた保険料算定基礎額により算定することとする特例を設けることとした（徴収則第21条、第22条及び第23条の２の改正）。

2　事務処理上の留意事項

改正省令の施行後における特別加入者の保険料算定基礎額の適用については、次によるものとする。

(1)　改正省令は、平成７年４月１日の施行日以後に第一種特別加入者、第二種特別加入者及び第三種特別加入者として労災保険の適用を受けることとされた者及び同日以後に特別加入者でなくなった者の特別加入保険料の算定基礎額について適用すること（改正省令附則第３条、第５条、第６条）。

(2)　平成７年３月31日以前に労働保険に係る保険関係が成立している有期事業については、第一種特別加入者の特別加入保険料の算定基礎額は、改正前の算定基礎額を適用し、平成７年４月１日以後に労災保険に係る保険関係が成立した有期事業については、改正省令による特別加入保険料の算定基礎額を適用すること（改正省令附則第４条）。

（以下略）

労徴発第28号
平成7年3月30日

各都道府県労働基準局労災主務課長
各都道府県労働主管部(局)雇用保険料主務課長　殿

労働大臣官房労働保険徴収課長

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に当たっての留意点について

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成7年労働省令第5号。以下「改正省令」という。）の施行については、平成7年2月20日付け労働省発労徴第5号、基発第74号「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」の具体的取扱いについては下記のとおりであるので、これが運用につき留意されたい。

記

1　継続事業に係る特別加入保険料の場合

(1)　改正省令による取扱いは、平成7年4月1日以降の特別加入期間について適用されること。

このため、平成7年3月30日以前に特別加入の申請を行った者については、当該申請に基づく承認が平成6年度内（平成7年3月31日まで）に行われることから、従前の取扱いによる保険料算定基礎となること。

(2)　改正省令による取扱いを行う特別加入者に係る保険料算定基礎額の算定に当たり、別表第4の右欄に掲げる額を12で除して得た額に1円未満の端数が生じるときは、これを1円に切り上げることとされている（別添参照。）ので留意すること。また、これに乗ずべき特別加入期間の算定に当たり、「その月数に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。」とは、保険年度の中途に新たに特別加入者となった者については当該特別加入申請に係る承認日の属する月を、保険年度の中途に特別加入者に該当しなくなった者については当該特別加入に係る特別加入者たる地位の消滅日の前日の属する月を、それぞれ端数処理するものと解すこと。

(例)　平成7年5月30日に特別加入の承認があり、平成8年3月8日に当該特別加入に係る脱退の承認があった場合は、平成7年5月と平成8年3月をそれぞれ端数処理することとなるので、この場合の特別加入期間の月数は11月となること。

2　有期事業に係る特別加入保険料の場合

(1)　改正省令による取扱いは、平成7年4月1日以降に事業開始となる有期事業についての特別加入期間について適用されること。

このため、平成7年3月31日以前に事業開始となった有期事業についての特別加入の申請を行った者については従前の取扱いによる保険料算定基礎額となること。

(2)　改正省令による取扱いを行う特別加入者に係る保険料算定基礎額の算定に当たり、別表第4の右欄に掲げる額を12で除して得た額に1円未満の端数が生じるときは、前記1(2)に同じくこれを1円に切り上げることとされている(別添参照。）ので留意すること。

ただし、これに乗ずべき特別加入期間の算定に当たっての端数処理は、前記1(1)の取扱いとは異なり、当該有期事業についての特別加入期間の全てにおいての端数処理であると解すこと。

(例)　平成7年5月30日に特別加入の承認があり、平成9年7月3日に当該特別加入に係る有期事業が終了した場

合は、当該特別加入期間は２年１月４日となるので、この場合の特別加入期間の月数は26月となること。

3　その他

(1)　改正省令による取扱いは、当該改正省令による取扱いを受けるに至った理由の如何を問わず適用されること。

したがって、現に特別加入者である者が他の種類の特別加入に切り替わる場合であっても、改正省令による取扱いは適用されること。ただし、この場合は、現に承認されている特別加入に係る保険料算定基礎額と新たに承認を受ける他の種類の特別加入に係る保険料算定基礎額は別個のものであることから、それぞれ改正省令による端数処理を行うものであること。

(2)　現に特別加入者である者が、事務委託をしている労働保険事務組合又は構成員となっている特別加入団体の変更等により他の組織へ異動する場合であって、異動先の組織においても引き続き特別加入を行う場合にあっても、前記３(1)と同様に、現に承認されている特別加入に係る保険料算定基礎額と新たに承認を受ける特別加入に係る保険料算定基礎額は別個のものとして、それぞれ改正省令による端数処理を行うものであること。

なお、この場合、異動前の特別加入に係る給付基礎日額と異動後の特別加入に係る給付基礎日額とが異なる場合もあり得るので留意すること。

(3)　平成７年度以降の特別加入保険料の申告・納付に当たり、改正省令による取扱いを行う特別加入者がいる場合は、「概算・増加概算・確定保険料申告書（徴収則様式第６号)」の提出の際に、別紙様式第１号「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」又は別紙様式第２号（同　労働保険事務組合用）を添付させること。

(4)　前記３(3)による様式の印刷・配布は平成７年度中に行う予定であるが、配布までの間は別紙の複写により対応すること。

なお、当該様式の規格はA4判・２枚複写（事業主控（第２様式にあっては事務組合控）及び提出用）とすること。

(5)　当該改正省令の施行に伴って、昭和50年２月28日付け労徴発第６号「特別加入者に係る保険料算定基礎額について」は、平成７年３月31日付けをもって廃止とする。

別　添

特別加入保険料算定基礎額表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	特例による1/12の額
20,000円	7,300,000円	608,334円
18,000円	6,570,000円	547,500円
16,000円	5,840,000円	486,667円
14,000円	5,110,000円	425,834円
12,000円	4,380,000円	365,000円
10,000円	3,650,000円	304,167円
9,000円	3,285,000円	273,750円
8,000円	2,920,000円	243,334円
7,000円	2,555,000円	212,917円
6,000円	2,190,000円	182,500円
5,000円	1,825,000円	152,084円
4,000円	1,460,000円	121,667円
3,000円	1,277,500円	106,459円
(3,000円)	(1,095,000円)	(91,250円)
(2,500円)	(912,500円)	(76,042円)
(2,000円)	(730,000円)	(60,834円)

別紙様式第１号

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

平成　　年度分

枚のうち　　枚目

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

整理番号	特別加入者氏名	給付基礎日額	当該保険料算定期間における特別加入期間	特例による理由	加入月数	１月分の保険料算定基礎額	特例による保険料算定基礎額
		円	年　月　日～ 年　月　日		月	円	円
		円	年　月　日～ 年　月　日		月	円	円
		円	年　月　日～ 年　月　日		月	円	円
		円	年　月　日～ 年　月　日		月	円	円
		円	年　月　日～ 年　月　日		月	円	円
		円	年　月　日～ 年　月　日		月	円	円
		円	年　月　日～ 年　月　日		月	円	円
		円	年　月　日～ 年　月　日		月	円	円
		円	年　月　日～ 年　月　日		月	円	円
計	人						円

上記のとおり報告します。

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿労働基準局労働保険特別会計歳入徴収官　殿

（郵便番号　　－　　）
電話（　　）－（　　）
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿番

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業主
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞
（法人のときはその名称及び代表者の氏名）

別紙様式第２号

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

（労働保険事務組合用）

平成　　年度分

枚のうち　　枚目

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号

整理番号	特別加入者氏名	給付基礎日額	当該保険料算定期間における特別加入期間	特例による理由	加入月数	１月分の保険料算定基礎額	特例による保険料算定基礎額
		円	年　月　日～ 年　月　日		月	円	円
		円	年　月　日～ 年　月　日		月	円	円
		円	年　月　日～ 年　月　日		月	円	円
		円	年　月　日～ 年　月　日		月	円	円
		円	年　月　日～ 年　月　日		月	円	円
		円	年　月　日～ 年　月　日		月	円	円
		円	年　月　日～ 年　月　日		月	円	円
		円	年　月　日～ 年　月　日		月	円	円
		円	年　月　日～ 年　月　日		月	円	円
		円	年　月　日～ 年　月　日		月	円	円
計	人						円

上記のとおり報告します。

平成　　年　　月　　日

労働基準局
_____都道府県　労働保険特別会計歳入徴収官　殿

（郵便番号　　－　　）

電話（　　）－（　　）

_____番

労働保険の事務組合

名　称_____

所在地_____

代表者氏名_____　㊞

労働省発労徴第16号
平成７年３月31日

都道府県労働基準局長
都道府県知事　殿

労働大臣官房長
労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（平成７年労働省令第17号。以下「改正省令」という。別添１）及び平成元年労働省告示第14号（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第２号ロの規定に基づき、労働大臣が定める職業訓練であって事業主又は事業主の団体に委託されるものを定める件）の一部を改正する告示（平成７年労働省告示第30号。以下「改正告示」という。別添２）が平成７年３月30日公布され、同年４月１日から施行されることとなった。

ついては、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

１　改正の趣旨及び内容

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による特別加入制度においては、平成元年４月１日から、特定不況業種離職者、高年齢離職者等の求職者を対象として、再就職を容易にするために行われる事業主団体等委託訓練を受講する者をそれの範囲としてきた。

ところで、現下の景気低迷によって企業の採用意欲が低下しているなか、いわゆる団塊の世代の子が就職時期に差しかかること等から、今後も若年者の就職難は続くものと考えられる。

このため、職業能力開発行政においては、大学等の卒業生で就職したことのないもの等若年求職者のうち就職に必要な能力の開発を必要とするものの職業能力開発を支援することを目的とする「若年求職者職業能力開発事業」を実施することとし、同事業の一つとして、これら若年求職者の就職又は再就職を容易にするための事業主団体等委託訓練を行うこととしている（別添３参照）。

これら事業主団体等委託訓練を受講する若年求職者（以下「若年委託訓練生」という。）は、訓練を実施する事業主団体等との間に使用従属関係が認められず、労働者ではないので、労働者災害補償保険法による保護の対象とはならないものであるが、これら若年委託訓練生が従事する作業は労働者と同様の作業形態で行われることから、現行の事業主団体等委託訓練の委託訓練生と同様に、労働者に準じて保護する必要があるので、特別加入の対象者に加えることとし、所要の法令の改正を行ったものである（別添１、２参照）。

なお、本委託訓練事業は、国（雇用促進事業団）を主体として行うものである。

２　事務処理上の留意事項

(1)　特別加入者の範囲等

若年委託訓練制として新たに特別加入することができることとなった者は、①大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校又は専修学校の卒業者であって未就職の者又は②18歳以上25歳未満の早期離転職者等求職者であって、都道府県雇用促進センター所長から職業訓練の受講推薦を受けたものである。

(2)　特別加入の手続

イ　若年委託訓練生に係る特別加入の手続については、他の事業主団体等委託訓練の委託訓練生と合わせて行うも

のであること。

なお、具体的な手続については、平成元年３月23日付け労働省発労徴第19号・基発第135号（以下「施行通達」という。）記の第２の２(2)によるものであること。

ロ　若年委託訓練生の給付基礎日額については、施行通達記の第２の２(2)ハにかかわらず、一律に、雇用保険法第17条第４項第１号ロに定める賃金日額の最低額である3,960円の直近上位の額である4,000円とすること。

この場合、施行通達別紙(3)による通知に当たっては、「ただし、若年求職者職業能力開発事業の訓練生については、一律に4,000円とする」旨明示すること。

(3)　保険料の算定等

若年委託訓練生に係る特別加入の手続については、他の事業主団体等委託訓練の委託訓練生と合わせて行うものであること。

なお、具体的な手続については、施行通達記の第２の２(3)によるものであること。

(4)　保険給付の請求

若年委託訓練生の保険給付の請求は、他の事業主団体等委託訓練の委託訓練生の保険請求手続と同様に行うものであること。

なお、具体的な手続については、施行通達記の第２の２(4)によるものであること。

(5)　業務上外の認定等

イ　若年委託訓練生の業務上外の認定等は、他の事業主団体等委託訓練の委託訓練生の業務上外の認定等と同様に行うものであること。

なお、具体的な方法については、施行通達記の第２の２(5)（ハを除く。）によるものであること。

ロ　若年委託訓練生であるか否かの確認は、都道府県雇用促進センター所長が若年委託訓練生に対して交付した職業訓練受講推薦通知書（別紙１）により行うこと。

3　その他

特別加入者の給付基礎日額の上限額が16,000円から20,000円に引き上げられたこと等を踏まえ、次のとおり施行通達を改正する。

(1)　記の第２の２(2)ハ及び別紙(3)中「3,000円」を削り、「及び16,000円」を、「16,000円、18,000円及び20,000円」に、「当該賃金日額が16,000円を越えるものにあっては、16,000円とすること」を「当該賃金日額が20,000円を越えるものにあっては、20,000円とすること」に改める。

(2)　記の第２の２(3)イ中「12分の１の額」の次に「(その額に１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げる。)」を加える。

別紙１

様　式

職業訓練受講推薦通知書

第　　号

平成　　年　　月　　日

殿

雇用促進センター所長　印

あなたは，次の職業訓練を受けることが適当であると認められるので，受講を推薦します。

職業訓練の種別	
訓　練　科　名	
施　設　の　名　称	
訓　練　期　間	カ月
訓練開始時期	年　　月　　日

別添１（略）

別添２（略）

別添３

若年者職業能力開発事業の概要

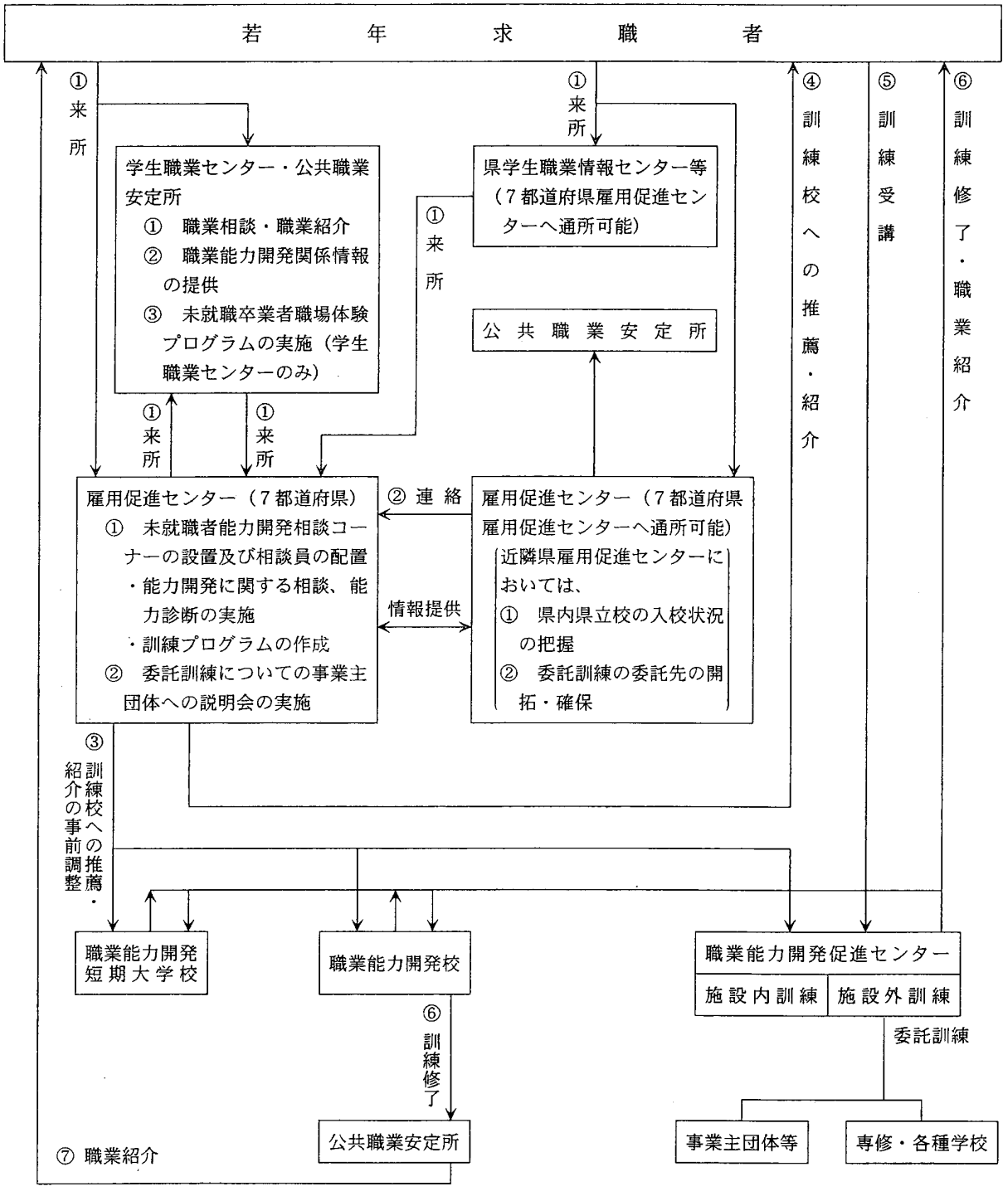

（参　考）

事業主団体等委託訓練実施要領

構造転換能力開発事業、高年齢者職業能力開発援助事業、炭鉱労働者職業転換訓練、地方転職求職者能力開発事業及び若年求職者職業能力開発事業の訓練受講生を対象として、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の６第３項の規定に基づき、雇用促進事業団（以下「事業団」という。）が設置する職業能力開発促進センター又は都道府県が設置する職業能力開発校（以下「職業能力開発促進センター等」という。）が行う委託訓練のうち、事業主団体・個別事業主（以下「事業主団体等」という。）への委託訓練（以下「事業主団体等委託訓練」という。）の実施に当たっては、この要領に定めるところによるものとする。

１　目的

(1)　構造転換能力開発事業

産業・職業、地域、年齢間における労働力需給のミスマッチの発生、高年齢者の雇用機会の不足等に対応し、機動的な職業訓練を実施する必要がある場合であって、職業能力開発促進センター等において当該職業訓練を実施するための訓練科を直ちに設定することが困難であると判断される場合又は当該職業訓練を事業主団体等が実施することが迅速かつ効果的であると判断される場合に、下記３の(1)に示す訓練対象者に対して現場実習を中心とした事業主団体等委託訓練を実施し、在職労働者の円滑な労働移動及び離職者の再就職の促進に資するものとする。

(2)　高年齢者職業能力開発援助事業

高年齢者が長年にわたり培ってきた経験・技能、知識を活かしながら、関連する職業に再就職等するのに必要な幅の広い、又は高度かつ専門的な技能・技術、知識（以下「技能職」という。）を追加的に付与するため、職業能力開発促進センターに設置した高年齢者特別訓練コース（以下「マスターコース」という。）の訓練対象者について、施設内訓練、速成訓練、専修・各種学校等で修得した訓練内容の実践的応用を目的に行う場合に、下記３の(2)に示す訓練対象者に対して事業主団体等委託訓練を実施し、高年齢者の円滑な労働力移動及び雇用の場の拡大に資するものとする。

(3)　炭鉱労働者職業転換訓練

石炭企業の経営多角化、新分野開拓に対する支援策として、炭鉱労働者の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和34年法律第199号。以下「(炭)」法という。）第２条第１項に規定する炭鉱労働者に対して職業訓練を実施し、炭鉱労働者の円滑な労働力移動に資するものとする。

(4)　地方転職求職者能力開発事業

人材の地方還流を推進する観点から、機動的な職業訓練を実施する必要がある場合であって、職業能力開発促進センター等において当該職業訓練を実施するための訓練科を直ちに設定することが困難であると判断される場合又は当該職業訓練を事業主団体等が実施することが迅速かつ効果的であると判断される場合に、下記３の(4)に示す訓練対象者に対して現場実習を中心とした事業主団体等委託訓練を実施し、求職者の円滑な労働力移動と再就職の促進に資するものとする。

(5)　若年求職者職業能力開発事業

大卒等未就職卒業者及び若年離職者等若年求職者の増加に対応し、機動的な職業訓練を実施する必要がある場合であって、職業能力開発促進センターにおいて当該職業訓練を実施するための訓練科を直ちに設定することが困難であると判断される場合又は当該職業訓練を事業主団体等が実施することが迅速かつ効果的であると判断される場合に、下記３の(5)に示す訓練対象者に対して現場実習を中心とした事業主団体等委託訓練を実施し、若年求職者の就職の促進に資するものとする。

2　訓練実施主体

(1)　構造転換能力開発事業

訓練の実施主体は、職業能力開発促進センター等とする。

(2)　高年齢者職業能力開発援助事業

訓練の実施主体は、職業能力開発促進センターとする。

(3)　炭鉱労働者職業転換訓練

訓練の実施主体は、職業能力開発促進センター等とする。

(4)　地方転職求職者能力開発事業

訓練の実施主体は、職業能力開発促進センター等とする。

(5)　若年求職者職業能力開発事業

訓練の実施主体は、職業能力開発促進センター等とする。

3　訓練対象者

(1)　構造転換能力開発事業

イ　在職者である訓練対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(イ)　特定不況業種等在職者

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和58年法律第39号。以下「業種法」という。）第２条第１項第２号に規定する特定不況業種事業主又は同項第４号に規定する特例事業所の事業主（以下「特定不況業種事業主等」という。）に雇用される者であって、特定不況業種事業主等が公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）に提出し、その認定を受けた雇用維持等計画又は失業の予防のための措置に関する計画において「配置転換等」、「在籍出向等」又は「離職を余儀なくされる者」として位置づけられた者のうち、短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を修得させるためのものに限る。）の普通職業訓練（以下「離転職に係る短期・普通訓練」という。）を受講することが必要と認められるもの

(ロ)　高齢期就業準備制度利用者

60歳以上の定年の制度を有する事業所等の事業主がその雇用する45歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者（雇用保険法第38条第１項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第１項に規定する日雇労働被保険者を除く。）に対して創設した高齢期の職業生活に向けた準備を円滑に行われる制度を利用する者（以下「高齢期就業準備制度利用者」という。）のうち、離転職に係る短期・普通訓練を受講することが可能と認められたもの。

ロ　離職者である訓練対象者は、次の各号のいずれかに該当するものであって、安定所長の職業訓練受講指示又は職業訓練受講推薦（以下「職業訓練受講指示等」という。）を受けた雇用保険受給資格者とする。

なお、次の各号のうち大規模プロジェクト求職者及び地域プロジェクト求職者に対する職業訓練受講指示等に当たっては、職業訓練受講指示要領等に基づき当該職業訓練を受けさせることが、大規模プロジェクト計画又は地域雇用開発プランに基づいて設置される事業所に就職させるために必要であると認められた者に対して行うものとする。

(イ)　特定不況業種離職者

業種法第２条第１項第３号の規定に基づく事業所の事業規模の縮小等に伴う離職者

(ロ)　大規模プロジェクト求職者

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号。以下「地域法」という。）に規定する雇用機会増大促進地域内に居住し、又は当該地域へ住居若しくは居所を変更しようとする求職者（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第113条第１項第３号の規定による求職者に限る。）のうち、労働大臣の認定を受けた大規模雇用

開発プロジェクト計画に基づき設置される新規事業所（新規事業所として計画されている他の事業主が設置する事業所（以下「付随事業所」という。）が含まれている場合当該付随事業所を含む。）に雇用される可能性が高いと安定所長が認めた者（雇用機会増大促進地域内に居住する求職者については、自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によって退職した者を除く。）であって、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの

(ハ) 地域プロジェクト求職者

地域法に規定する雇用機会増大促進地域内に居住し、又は当該地域へ住居若しくは居所を変更しようとする求職者のうち、地域雇用開発プロジェクトの一環として、労働省の委託を受けた各都道府県地域雇用開発協議会が策定した地域雇用開発プランに沿って具体的に設置・整備する事業所に雇用される可能性が高いと安定所長が認めた者（雇用機会増大促進地域内に居住する求職者については、自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によって退職した者を除く。）であって、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの

(ニ) 特定雇用機会増大促進地域離職者

地域法第２条第１項第９号の規定に基づく特定雇用機会増大促進地域離職者（自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によって退職した者を除く。）であって、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの

(ホ) 緊急雇用安定地域離職者

地域法第２条第１項第11号の規定に基づく緊急雇用安定地域離職者（自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によって退職した者を除く。）であって、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの

(ヘ) 高年齢離職者

雇用保険の受給資格に係る離職の日において55歳以上65歳未満の高年齢離職者

(2) 高年齢者職業能力開発援助事業

イ 在職者である訓練対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(イ) 選択定年希望者

60歳以上の年齢で定年制を有し、かつ選択定年制（就業規則又は労働協約等に定めた「早期退職優遇制度」に限る。）を併せて実施している事業所の事業主に雇用される高年齢者（雇用保険一般被保険者に限る。）であって、マスターコース相談申込時において本人の意志に基づき同制度により55歳以上65歳未満までに離職することが確定しているもののうち、訓練開始日において55歳以上65歳未満のもの

(ロ) 前記３の(1)のイの(ロ)に示す高齢期就業準備制度利用者

(ハ) 前記３の(1)のイの(イ)に示す特定不況業種等在職者のうち、訓練開始日について55歳以上65歳未満のもの

ロ 離職者である訓練対象者は、前記(1)のロの(ヘ)に示す高年齢離職者であって、安定所長の職業訓練受講指示を受けた雇用保険受給資格者とする。

(3) 炭鉱労働者職業転換訓練

在職者であって炭法第２条の３第１項に規定する「雇用安定計画」において、職業訓練を受講する者と位置づけられた者

(4) 地方転職求職者能力開発事業

東京、埼玉、千葉、神奈川、愛知及び大阪の各都府県（以下「首都圏等」という。）から首都圏等以外の道府県に就業地を移転しようとする求職者であって、安定所長の職業訓練受講指示等を受けた雇用保険受給資格者とする。

(5) 若年求職者職業能力開発事業

次の各号のいずれかに該当する求職者であって、雇用促進センター所長の受講推薦により職業能力開発促進センターに入校したものとする。

イ 大学等未就職卒業者（「大学等」とは、大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校及び専修学校をいう。）

ロ 18歳以上25歳未満の早期離転職者求職者

4 訓練職種

(1) 構造転換能力開発事業

訓練職種の選定に当たっては、訓練対象者の有する技能・知識や労働市場の状況から判断して離職者及び特定不況業種等在職者については、雇用可能性の高いものとし、高齢期就業準備制度利用者については、高齢期の職業生活に向けた準備を円滑に行わせるものとする。この場合、第３次産業関連職種やマイクロエレクトロニクス関連職種をより多く取り入れるよう配慮すること。特に、高年齢者の訓練については、高年齢者が就業可能な職務について、全ての産業、業種を対象とした幅広い把握・選定に努めるものとすること。

(2) 高年齢者職業能力開発援助事業

訓練職種については、事業団の各雇用促進センター内に設置された高年齢者職業能力開発相談コーナーにおける職業能力開発に関する相談に基づき、訓練対象者が有する技能等及び求人ニーズ等から判断して雇用の可能性等の高いもの又は継続雇用への移行の促進に資するものを設定すること。

(3) 炭鉱労働者職業転換訓練

訓練職種の選定に当たっては、訓練対象者の有する技能・知識や労働市場の状況に応じ、炭鉱労働者の円滑な職種転換が図られるものを設定すること。

(4) 地方転職求職者能力開発事業

必要に応じて多様な職種の訓練を積極的に実施すること。

(5) 若年求職者職業能力開発事業

必要に応じて多様な職種の訓練を積極的に実施すること。

5 訓練形態

この要領に基づく委託訓練は、職業能力開発センター等において委託訓練期間の最初と最後の数日間オリエンテーション等を実施し、訓練の実施を事業主団体等に委託することを基本とする。

6 委託先事業主団体等

委託先事業主団体は、次の諸条件を満たす事業主団体であること。

なお、個別事業主であっても次の諸条件を満たし、適切に委託訓練を実施する能力があると認められる場合は、当該個別事業主に対しても訓練の実施を委託することができるものとする。

(1) 委託訓練を行う設備の余裕があること。

(2) 訓練担当者として下記の９の(1)に掲げる者がいること。

(3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること。

7 委託訓練の内容

(1) 訓練期間及び訓練時間

イ 構造転換能力開発事業

(イ) 訓練期間及び訓練時間は、原則として６ヵ月、700時間程度とする。これにより難い場合には、２ヵ月以上１年以下で、かつ、150時間以上の範囲において現に有する技能・知識等を勘案して弾力的に定めることができる。

(ロ) (イ)により難い場合においては、１ヵ月以上２ヵ月以下で、かつ、150時間未満（ただし、できる限り150時間程度とする。）とすることができる。

ロ　高年齢者職業能力開発援助事業

訓練期間及び訓練時間は、職業能力開発促進センターでの施設内訓練、速成訓練及び専修・各種学校等で修得した訓練内容の実践的応用を目的とする観点から、原則として、マスターコースの終期において１ヵ月以上２ヵ月未満、150時間程度とする。

ハ　炭鉱労働者職業転換訓練

訓練期間及び訓練時間は上記イで示す構造転換能力開発事業を準用する。

ニ　地方転職求職者能力開発事業

訓練期間及び訓練時間は上記イで示す構造転換能力開発事業を準用する。

ホ　若年求職者職業能力開発事業

訓練期間は、原則として３ヵ月とするが、これにより難い場合には、１年以下で弾力的に定めることができる。

(2)　訓練内容

イ　構造転換能力開発事業

訓練の実施に当たっては、基礎的技能（関連する知識を含む。）の修得に重点を置きつつ、さらにその職種について遂行することが要求される応用作業に係る技能についても習熟する事を目的とする。

ロ　高年齢者職業能力開発援助事業

訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進センター又は専修・各種学校等で修得した訓練内容の実践的応用のほか、その職種について遂行することが要求されるその他の技能等について修得することを目的とする。

ハ　炭鉱労働者職業転換訓練

上記イを準用する。

ニ　地方転職求職者能力開発事業

上記イを準用する。

ホ　若年求職者職業能力開発事業

訓練の実施に当たっては、職業に必要な基礎的な技能（関連する知識を含む。）の修得に重点を置くものとする。

8　訓練人員

訓練を行う１単位の訓練生数は、概ね10人とする。ただし、離転職者等の発生状況及び地域労働市場の動向等によって弾力的に取り扱うものとし、１人を単位とすることができる。

9　訓練担当者

(1)　訓練担当者の資格

訓練担当者は、職業訓練指導員免許を有する者、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の２第２項の規定に該当するものと認められる者等とする。

(2)　訓練担当者の数

訓練担当者は、訓練生概ね10人につき１人の割合で置くものとする。

10　委託訓練の訓練生の取扱い

(1)　委託訓練の訓練生についても、当該職業能力開発促進センター等の訓練生として指導、援助等に十分配意すること。

(2)　職業能力開発促進センター等の長は、訓練期間中における委託訓練の受講者の把握を訓練生指導要録（昭和30年５月10日付け職発第602号通達）により行うこと。

11　委託先事業主団体等に対する措置

職業能力開発促進センター等の長は、委託先事業主団体に対して、次の12による委託契約に基づいて委託費を支給するものとする。

12　委託契約の締結

職業能力開発促進センター等の長は、事業主団体等に訓練を委託する場合には、様式第１号「事業主団体等委託訓練契約書（準則）」を参考として委託契約を締結するものとし、委託契約を締結するに当たっては、次の事項が担保されるようにするものとする。

(1)　訓練生の取扱い

委託先事業主団体等は、次に定めるところにより訓練生を取り扱うものとする。

イ　訓練に関係がない作業に従事させないこと。

ロ　訓練が作業を伴う場合は、安全、衛生、その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取り扱いをすること。

(2)　委託費の支給

職業能力開発促進センター等の長は、委託先事業団体等が訓練を実施した場合には、原則として、次により、委託費を支払うものとする。

イ　委託費の額は、委託先の個別事業主等がOJTを中心とする職業訓練の場合は、訓練生１人につき月額22,800円とし、また、委託先が事業主団体等であって教育訓練施設を有し、OFF-JTが相当の割合を占める職業訓練の場合には、訓練生１人につき月額60,000円とする。

ただし、訓練が月の途中で開始又は修了若しくは解除した場合は、委託費の額は、訓練が行われた日（実際に訓練が行われた日及び事業所が定める休日（日曜日及び国民の祝日を除く。）をいう。以下同じ。）については、日割計算によって得た額とする。この場合において、１ヵ月は25日として計算するものとし、１円未満の端数は切り捨てる。また、日曜日又は国民の祝日を休日扱としない事業所については、当該日曜日又は国民の祝日の代替日として定めた休日は、訓練が行われた日に含めないものとすること（この場合には、実際の日曜日又は国民の祝日は訓練が行われた日に含めるものである。）。

１暦月において、月の初日から末日までが訓練期間になっている場合（月の初日から訓練が開始された場合又は月の末日で訓練が修了する場合及び訓練の開始又は修了の日を含まない月をいう。以下同じ。）で、当該月において訓練が行われた日が16日未満であるときについても、訓練が月の途中で開始又は修了若しくは解除した場合と同様の取扱いをすること。

なお、月の初日から末日までが訓練期間になっている場合又は訓練を開始する月の初日が日曜日若しくは国民の祝日であるため、その翌日から訓練を開始する場合で、当該月において訓練が行われた日が16日以上であるとき、１ヵ月分の訓練に係る委託費を支払うものとする。

ロ　委託費は、委託先事業主団体等の請求により、訓練の行われた期間について支払われるものであること。

(3)　委託費の返還

委託先事業主団体等が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合には、職業能力開発促進センター等は当該事業主団体等に対し、すでに支給した委託費の額の全部又は一部を返還させるものとすること。

(4)　委託契約の変更及び解除

イ　委託契約は、次のいずれに該当するときは変更又は解除することができること。

(イ)　委託先事業主団体等が、特別の事情により、職業能力開発促進センター等の長に対し委託契約の変更又は解除の協議をし、同意を得たとき。

(ロ)　次のいずれかに該当すると職業能力開発促進センター等の長が認めたとき。

a　委託契約締結後の事情の変更により、当該委託訓練を実施できなくなった場合

b　委託先事業主団体等が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合

ロ　上記イの(イ)又は(ロ)に該当する場合には、委託契約は、当該同意又は通知により、その内容を変更し、又は解除されるものとすること。

(5)　実施状況報告及び調査

職業能力開発促進センター等の長は、訓練の適正な実施を確保するため、必要と認めるときは、訓練の実施中又は修了後において、当該訓練の実施の状況に関し委託先事業主団体等から報告を求め、又は関係職員をして調査させることができること。

13　実施手順

(1)　制度の周知徹底

本委託訓練を円滑に推進するためには、特定不況業種事業主等、訓練委託先事務所等の理解と協力を得ることが重要であるので、職業能力開発促進センター等は、訓練生の送り出し事業主、受け入れ事業主団体等双方に対し、制度の趣旨、内容等について十分に周知徹底を図ること。

(2)　委託先事業主団体等の把握

本委託先訓練の成否は、いかに多くの委託先事業主団体等を確保するかにかかっており、県、地域レベルの雇用吸収力のある事業主団体等に対し、訓練生の受入れについての依頼を行うものとすること。その際、公共職業安定所（以下「安定所」という。）、県、市町村等の協力を得るよう努めることが必要であること。

(3)　訓練生の把握

職業能力開発促進センター等は、近接の安定所と連携をとり、前記３の訓練対象者の中から訓練生を把握すること。

(4)　訓練料及び訓練生の決定

前記(2)、(3)において把握した情報をもとに、事業主団体等の訓練能力、訓練生の転職希望職種等を勘案し、当該事業主団体等における委託訓練の訓練科及び対象となる訓練生を決定すること。

14　訓練期間中の災害防止等

訓練期間中における訓練生の災害については未然に防止するよう留意するものとするが、委託先事業主団体等の開拓時においては、事業所の安全衛生管理体制に十分配慮するものとし、特に高年齢者については委託先事業主団体等に対し、より一層の安全衛生管理指導を行うものとする。

15　事業主団体等委託訓練生の労働者災害補償保険特別加入

不幸にして災害が発生した場合に、それを補償するため、あらかじめ労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の特別加入を行うこと。

(1)　労災保険の特別加入の方法

事業主団体等委託訓練生の労災保険への特別加入は、同訓練生が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第27条第５号に該当する者として同法第29条第１項の規定に基づく団体を結成し、管轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働基準局長あて申請することが必要であるが、特別加入及びその後の関係事務は、都道府県分にあっては、都道府県職業能力開発主管課、事業団分にあってはそれぞれの職業能力開発促進センターにおいて行うものであること。

(2)　特別加入申請の手続き

イ　特別加入申請の手続きに関し、都道府県分については特別加入の申請団体名を「○○県事業主団体等委託訓練生組合」といい、代表者は職業能力開発主管課長をもってあて、事務所を職業能力開発主管課内に置くものとし、事業団分については特別加入の申請団体名を「○○能力開発促進センター事業主団体等委託訓練生組合」とし、

代表者は職業能力開発促進センターの長をもってあて、事務所を職業能力開発促進センター内に置くものとすること。

ロ　特別加入するものは、当該年度における事業主団体等委託訓練生のうち前記３の(1)のロ、(2)のロ及び(4)に掲げる離職者並びに(5)に掲げる若年求職者の訓練対象者全員であること。

(3)　給付基礎日額

労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第46条の24に規定する給付基礎日額は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第13条の規定に該当する者及び同法第39条第１項の規定に該当する者の基本手当の額の算定の基礎となる賃金日額又は船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく船員失業保険金受給資格者の失業保険の額の算定の基礎となる標準報酬日額が3,500円を超え、20,000円以下のものにあっては、同給付基礎日額の決定基準額（3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円及び20,000円）に該当する額のうち、当該基本手当の額の算定の基礎となる賃金日額又は当該失業保険金の額の算定の基礎となる標準報酬日額の直近の高い額とし、20,000円を超えるものにあっては20,000円とすること。

ただし、若年求職者職業能力開発事業の訓練対象者については、給付基礎日額は4,000円とすること。

(4)　保険料の算定

保険料の算定については、給付基礎日額に応ずる労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第８号。以下「徴収則」という。）別表第４「特別加入保険料算定基礎額表」の右欄の保険料算定基礎額の12分の１の額（その額に１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げる。）に事業主団体等委託訓練生の訓練月数（暦月により計算することとし、端数は１ヵ月に切り上げる。）を乗じて得た額を「賃金総額の算定の基礎となる額」とし、この額に1000分の７（徴収則別表第５「第２種特別加入保険料率表」の特14）を乗じて算定すること。

なお、保険年度の中途又は２保険年度にわたって事業主団体等委託訓練を受講する場合の受講を開始した保険年度についての保険料は、特別加入した月から当該保険年度の末日までの事業主団体等委託訓練生の訓練月数（暦月により計算することとし、端数は１ヵ月に切り上げる。）により計算すること。

(5)　概算保険料の申告・納付

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第15条の規定に基づき、保険年度ごとにその保険年度の初日から45日以内に当該年度内の訓練受講予定者に係る概算保険料を申告し、納付すること。

(6)　確定保険料の申告・納付

徴収法第19条の規定に基づき、保険年度ごとに次の保険年度の初日から45日以内に確定保険料の申告をすること。

確定保険料の申告に際しては、当該保険年度における全事業主団体等委託訓練生について賃金総額の内訳書（様式第２号）を添付すること。

(7)　保険給付の請求

保険給付請求を行う場合、保険給付請求書の事業主の証明は、当該特別加入団体の代表者が行うこととし、また証明事項のうち、負傷又は発病年月日、災害の原因及び発生状況等については、委託事業主のその事実を証明する書類を添付させること。

なお、平均賃金欄に記載されるべき給付基礎日額については、当該特別加入団体の代表者が給付基礎日額証明書（様式第３号）により証明するものであること。

(8)　加入者名簿の整理

都道府県分については都道府県職業能力開発主管課、事業団分については職業能力開発促進センターにおいて、訓練開始年月日、訓練修了年月日、当該年度内における訓練月数等を記載した「特別加入者名簿」（様式第４号）

を整備しておくこと。

(9) その他

イ　本業務については、各都道府県労働基準局又は管轄の労働基準監督署と協議の上すすめること。

ロ　保険料の経費は、交付金対象として取り扱うものとする。

16　その他の事項

本要領における船員等に関する適用は次のとおりとする。

(1) 在職者関係

前記３の(1)のイ及び(2)のイの訓練対象者には、船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第６条第１項に規定する船員（以下「船員」という。）は含まないこと。

(2) 離職者関係

前記３の(1)のロ、(2)のロ及び(4)の訓練対象者には船員になろうとする者は含まないこと。この場合３の(2)のロ及び(4)中の「雇用保険受給資格者」は、「船員保険失業保険金受給資格者であって船員になろうとする者以外の者」と読み替えること。

(3) 若年求職者関係

前記３の(5)の訓練対象者には船員になろうとする者は含まないこと。

労徴発第101号
平成7年11月13日

各都道府県労働基準局労災主務課長　殿

労働大臣官房労働保険徴収課長

第3種特別加入保険料申告内訳について

「第3種特別加入保険料申告内訳」（海特様式第1号。以下「申告内訳」という。）の提出については、昭和53年3月3日付け、労徴発第9号により通達されているところであるが、労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成7年労働省令第5号。以下「改正省令」という）の施行に伴い、平成8年度より申告内訳を別紙様式に改めることとしたので、下記の留意の上、事務処理に遺漏のなきよう取り扱われたい。

記

1　申告内訳のうち確定保険料の欄については、毎年4月1日から翌年3月31日まで（以下「保険年度」という）に第3種特別加入者であった者すべてを記入させることとし、上段には保険年度を通じて加入していた者、下段には保険年度の中途で「特別加入に関する変更届（海外派遣者）」（様式第34号の12）により加入、及び脱退した者等改正省令による取扱いを行う者を記入させるものであること。

2　申告内訳のうち概算保険料の欄については、毎年申告時（4月1日から5月15日までの期間のものに限る。）において第3種特別加入者である者をすべて記入させることとし、上段には保険年度を通じて加入する者、下段には保険年度の中途で脱退する者等改正省令による取扱いを行う者を記入させるものであること。

3　「第3種特別加入保険料申告内訳名簿」（海特様式第2号）については、従来どおり提出させることとし、また、改正省令による取扱いを行う者がいる場合は、平成7年3月30日付け、労徴発第28号による「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」（様式第1号又は第2号）を併せて提出させるものであること。

4　その他

「申告内訳」は別途管理換えすること。

別添　（略）

基 発 第 692 号
平成７年11月30日

都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

特別加入の加入時健康診断における検査項目の一部改正について

労災保険の特別加入に係る加入時健康診断については、昭和62年３月30日付基発第175号通達（以下「175号通達」という。）等をもって取り扱っているところであるが、今般、加入時健康診断における検査項目の一部を下記のとおり改正することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1　改正の趣旨

現行の加入時健康診断における検査項目は、昭和62年に加入時健康診断制度が創設された際に設定されたものであるが、近年の健康診断における検査技術の進歩や加入時健康診断の実施状況等を踏まえて、今般、鉛健康診断及び有機溶剤健康診断に係る検査項目について所要の改正を行うこととしたものである。

2　改正の内容

175号通達記の５(1)の「健康診断証明書（特別加入用）」において記載されている検査項目のうち、「鉛中毒健康診断証明書」（以下「特診様式第３号」という。）及び「有機溶剤中毒健康診断証明書」（以下「特診様式第４号」という。）に基づく検査項目の一部を次のように改正する。

なお、上記検査項目の改正に伴い、特診様式第３号及び特診様式第４号を別添のとおり改正することとする。

(1)　鉛中毒健康診断

イ　特診様式第３号の４．血液の項目において、「全血比重」、「ヘマトクリット値」、「好塩基点赤血球数」及び「その他(　)」を削除する。

ロ　特診様式第３号の５．尿の項目において、「コプロポルフィリン」、「鉛量」及び「その他(　)」を削除する。

(2)　有機溶剤中毒健康診断

イ　特診様式第４号の７．血液・尿検査において、血液の「全血比重」、「ヘマトクリット値」及び尿の「ウロビリノーゲン」を削除する。

ロ　肝機能検査については、「GOT」、「GPT」及び「γ-GTP」の３項目を必ず実施すべき検査項目として新設し、原則として、これにより肝機能障害の有無を判断することとする。

ハ　腎機能検査については、尿中の「蛋白」を従来どおり必ず実施すべき検査項目とし、原則として、これにより腎機能障害の有無を判断することとする。

ニ　加入時健康診断を受診する者が一定の有機溶剤等を取り扱っていた場合については、当該有機溶剤等の種類に応じた尿中の有機溶剤の代謝物の量の測定を必ず実施すべき検査項目として新設する。

3　適　用

本通達による取扱いは、平成８年１月１日以降に加入時健康診断を指示する者について適用することとする。

なお、実施に当たっては、健康診断実施医療機関等に対し十分な周知を図ること。

4　その他

改正後の様式については、本省で別途管理換することとする。

なお、加入時健康診断の取扱いに当たっては、従来どおり175号通達等によること。

別　添　（略）

基 発 第 95 号
平成８年３月１日

労働省労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行（第２次分）について

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成７年法律第35号）による労災保険制度の改正の大綱については、既に平成７年３月23日付け労働省発基第25号をもって労働事務次官より通達されたところであるが、今般同法の一部が平成８年４月１日から施行されるとともに、労働者災害補償保険法施行規則等の一部改正する省令（平成８年労働省令第６号）が制定され、同日から施行されることとなった。

ついては、下記事項に留意の上、事務処理に遺憾なきを期されたい。

なお、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律中平成７年８月１日施行及び平成８年４月１日施行に係る部分以外の部分の施行については、施行の都度おって通達する。

(注)　(略)

記

第１　(略)

第２　(略)

第３　海外派遣者の特別加入制度の改善

１　改正の趣旨

日本国内から海外に派遣される労働者については、昭和51年改正で導入された海外派遣特別加入制度により保護の対象とされているが、近年、急激に増加している現地法人の代表者等として派遣される者については、対象とはならないこととされている。

しかしながら、海外の中小企業の代表者等として派遣される者は、国内の中小企業事業主の場合と同様、事業主が労働者とともに、労働者が従事する作業と同様の作業に従事する場合が多く、労働者に準じて保護する必要性が高いと考えられる。

このため、国内の中小事業主については特別加入が認められていることとの均衡等を考慮して、派遣先の事業の代表者等として派遣される者についても特別加入の対象とすることとされたものである。

２　改正の内容（新法第27条第７号関係）

派遣先の海外の事業が中小企業（使用する労働者数が常時300人（金融業、保険業、不動産業、小売業またはサービス業においては50人、卸売業については100人）以下であるもの。以下同じ。）に該当するときは、当該事業の代表者等であっても、実質的には労働者に準じて保護すべき状況にあることから、国内の中小事業主等と同様に特別加入の対象とするものである。

３　海外派遣者の特別加入制度の対象者の拡大に伴う留意点

今回の改正により新たに海外派遣者の特別加入制度の対象となる派遣先の海外の事業の代表者等の取扱いについては、基本的には昭和52年３月30日付け労働省発労徴第21号・基発第192号（以下「基本通達」という。）によることとなるが、当該対象者が従来の対象者と異なる性格を有する者であること等にかんがみ、留意すべき点は次のとおりである。

(1) 特別加入対象者

基本通達記の10の(1)に加え、派遣先の海外の事業が中小企業に該当する場合に限り、当該事業に従事する者であってその代表者（例えば、現地法人の社長）等一般的に労働者としての性格を有しないと考えられるもの（以下「海外派遣される事業主等」という。）についても、特別加入することができるものであること。

(2) 派遣先の事業の規模

特別加入の対象者が海外派遣される事業主等である場合には、派遣先の事業の規模について確認を行うことが必要となるが、この派遣先の事業の規模の判断については、海外の各国ごとに、かつ、企業を単位として判断することとし、その取扱いについては、国内における中小事業主等の特別加入の場合に準ずること。

また、派遣先の事業の規模の把握に当たっては、派遣先の事業主から派遣先の労働者に係る労働者名簿、派遣先の事業案内書等の資料の提出等を求めること。

(3) 特別加入対象者の具体的範囲及び海外で従事する業務の内容

イ 基本通達記の10の(3)により、海外派遣される事業主等についても、派遣先の事業主が申請書に添付して提出する名簿（申請書別紙）に登載されることによって、特別加入者となること。

ロ この場合、基本通達記の10の(4)にかかわらず、名簿の「海外で従事する業務の内容」欄には、派遣先の事業における地位、当該派遣先の事業の種類及び当該事業に係る労働者数も記載させること。

ハ 基本通達記の10の(4)なお書きにより、特別加入者の業務の内容に変更のあった場合にも変更届が必要とされているが、海外の派遣先の事業に従事する労働者であって特別加入しているものが海外派遣される事業主等となり引き続き特別加入させようとする場合又はその逆の場合についても、これに該当するので、変更届（新告示様式第34号の12）を提出しなければならないこと。なお、この場合の取扱いについてもロに準ずること。

(4) 業務上外の認定基準等

海外派遣される事業主等として特別加入している者の災害の業務上外の認定については、基本通達記の10の(6)にかかわらず、国内における中小事業主等の特別加入の場合に準ずること。また、通勤災害の認定についても、国内における中小事業主等の特別加入の場合に準ずること。

(5) 保険給付

海外派遣される事業主等に係る保険給付の取扱いについては、基本通達記の10の(7)によることとするが、この場合、派遣先の事業の事業主の証明書を添付させる必要はないこと。

4 施行期日（改正法附則第１条関係）

この改正は、平成８年４月１日から施行される。

基 発 第 77 号
平成11年２月18日

都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

特別加入の申請等に対する承認等に関する手続の一部改正について

特別加入の加入申請、変更届出又は脱退申請（以下「申請等」という。）に対する所轄都道府県労働基準局長の承認又は変更決定（以下「承認等」という。）の手続については、昭和40年11月１日付け基発第1454号、昭和52年３月30日付け労働省発労徴第21号・基発第192号及び平成３年４月12日付け労働省発労徴第38号・基発第259号に基づき指示しているところであるが、今般、この取扱いを下記によることとし、これらの通達を別紙のとおり一部改正するので、この運用については遺漏なきを期されたい。

記

1　特別加入の申請等に対する承認等の手続について

(1)　加入申請の手続について

特別加入の加入申請に対する所轄都道府県労働基準局長の承認については、当該加入申請の日の翌日から起算して14日の範囲内において加入申請者が加入を希望する日を承認年月日とすること。

(2)　変更届出の手続について

特別加入の変更届出に対する所轄都道府県労働基準局長の変更決定については、当該変更届出の日の翌日から起算して14日の範囲内において変更届出を行う者が変更を希望する日を変更決定年月日とすること。

(3)　脱退申請の手続について

特別加入の脱退申請に対する所轄都道府県労働基準局長の承認については、当該脱退申請の日から起算して14日の範囲内において脱退申請者が脱退を希望する日を承認年月日とすること。

2　その他

本通達は、平成11年４月１日から施行することとし、施行日以降に申請等が行われたものについて本通達によって取り扱うこととする。

(別　紙)

特別加入の申請等に対する承認等に関する手続の改正について

昭和40年11月１日付け基発第1454号、昭和52年３月30日付け労働省発労徴第21号・基発第192号及び平成３年４月12日付け労働省発労徴第38号・基発第259号を次のように改正する。

1　昭和40年11月１日付け基発第1454号の改正

(1)　記の第２の３(4)イ及びハを次のように改正する。

イ中「翌日を承認年月日」を「翌日から起算して14日の範囲内において申請者が加入を希望する日」に改める。

ハ中「翌日付け」を「翌日から起算して14日の範囲内において当該届出を行う者が変更を希望する日付け」に改める。

(2)　記の第２の８を次のように改正する。

(1)イ中「申請の日と同日」を「申請の日から起算して14日の範囲内において申請者が脱退を希望する日」に改める。

2　昭和52年３月30日付け労働省発労徴第21号・基発第192号の改正

記の10(2)の第４段落本文中「翌日」を「翌日から起算して14日の範囲内において申請者が加入を希望する日」に改める。

3　平成３年４月12日付け労働省発労徴第38号・基発第259号の改正

(1)　記の第１の３(1)の後段中「原則どおり、当該申請の日の翌日」を「当該申請の日の翌日から起算して14日の範囲内において申請者が加入を希望する日」に改める。

(2)　記の第１の３(2)イの中段中「当該脱退申請の日の当日」を「当該脱退申請の日から起算して14日の範囲内において申請者が脱退を希望する日」に、「当該加入申請の日の翌日」を「当該加入申請の日の翌日から起算して14日の範囲内において申請者が加入を希望する日」に改める。

事　務　連　絡
平成11年２月18日

都道府県労働基準局労災主務課長　殿

労働大臣官房労働保険徴収課長
労働省労働基準局補償課長

特別加入の申請等に対する承認等に関する手続の一部改正に係る留意事項及び一人親方等及び特定作業従事者を除く特別加入者に係る給付基礎日額変更期間の改正について

特別加入の加入申請、変更届出又は脱退申請（以下「申請等」という。）に対する所轄都道府県労働基準局長の承認又は変更決定（以下「承認等」という。）に関する手続の一部改正については、平成11年２月18日付け基発第77号（以下「77号通達」という。）をもって指示されたところであるが、その運用に当たっては下記の事項に留意し、その取扱いに遺漏のないよう期されたい。

また、特別加入者の給付基礎日額変更期間は、中小事業主等特別加入者については、昭和42年２月21日付け基災発第４号、昭和48年２月９日付事務連絡第６号（以下「６号内かん」という。）により、海外派遣者特別加入者の給付基礎日額変更期間については、昭和53年３月３日付け労徴発第９号（以下「９号内かん」という。）により指示されているところであるが、６号内かん及び９号内かんの一部を下記のとおり改めるので、その取扱いに遺漏のないよう期されたい。

記

1　77号通達記の１に係る改正趣旨について

特別加入の申請等に対する所轄都道府県労働基準局長の承認等の手続については、昭和40年11月１日付け基発第1454号、昭和52年３月30日付け労働省発労徴第21号・基発第192号及び平成３年４月12日付け労働省発労徴第38号・基発第259号に基づき、当該申請等の日の翌日又は当日を承認等の年月日とするよう指示されているところであるが、これらの承認等の手続は、申請等を行う者が特別加入の承認等を受けようとしている日の前日又は当日が閉庁日の場合に申請等を行うことができないこととなり、この結果、補償の対象となる期間が申請等を行う者の意思と異なるという問題が発生していたことから、今般、見直しを行ったものである。

2　77号通達記の１に係る留意事項について

承認等の希望日が閉庁日の取扱いについては、申請者等が承認等の希望日を閉庁日としている場合であっても、要件を満たしている場合には、承認等を行って差し支えないこと。

3　６号及び９号内かんの改正趣旨について

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成７年法律第35号）によって労働保険の保険料の徴収等に関する法律が一部改正されたことに伴い、平成９年度から年度更新が４月１日から５月20日までの期間に行うこととされたことから、給付基礎日額変更期間を年度更新に係る事務処理期間と統一させるため、今般、見直しを行ったものである。

4　６号及び９号内かんの改正について

(1)　６号内かんの記の１(2)中「５月15日」を「５月20日」に改める。

(2)　９号内かんの記の１(2)中「５月15日」を「５月20日」に、記の２(2)中「５月15日」を「５月20日」に、記の３(1)中「５月15日」を「５月20日」に改める。

5　6号及び9号内かんの改正に係る留意事項について

(1)　5月21日以降の年度途中については、従来どおり、給付基礎日額を変更することができないこと。

(2)　一元適用の中小事業主等特別加入者が年度更新の手続を行う場合、都道府県雇用保険主務課長に対して手続を行うこととなるので、従来どおり、都道府県雇用保険主務課長が年度更新期間内に受理した「保険料申告書内訳」の写しを都道府県労働基準局長あて送付したものについて審査すること。

6　その他

今回の改正内容については、別途送付するリーフレット等を活用し、労働保険事務組合、特別加入団体及び事業主に対して年度更新期間前及び同期間中の指導会等の機会を通じて周知徹底を図ること。

労働省発労徴第78号
基 発 第 695 号
平成11年12月３日

都道府県労働基準局長
都 道 府 県 知 事　殿

労 働 大 臣 官 房 長
労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成11年労働省令第48号）が本日公布され、施行されたところである。

ついては、下記に留意の上、事務処理に遺憾なきを期されたい。

記

1　改正の趣旨及び概要

(1)　改正の趣旨

今般、中小企業基本法等の一部を改正する法律（平成11年法律第146号）により、中小企業基本法における中小企業者の範囲等について改正が行われ、本日公布、施行されたところである。

これは、物価水準の上昇等により資本金が増大していること、サービス業においては、対事業所サービスの増大等により従業員数が増大していることにより、中小企業者の範囲が従来に比べて相対的に狭くなっていることから、これを拡大することとされたものである。

改正後の中小企業基本法における中小企業者の範囲は、改正前と同様、中小企業施策における標準的な中小企業の概念として機能するものであることから、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）及び労働保険の保険料の徴収等の関する法律（以下「徴収法」という。）についても、引き続き中小企業基本法における中小企業者の範囲と同様に見直しを行うこととすることが妥当であるため、平成11年12月３日付け労働省発労徴第77号・基発第694号「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」で通知したとおり、所要の省令を改正するとともに、別紙のとおり関係通達を改正することとしたものである。

(2)　省令改正の概要

今回の改正は、以下の事項について、サービス業を主たる事業とする事業主の範囲を、「50人以下」の労働者を使用する事業主から、常時「100人以下」の労働者を使用する事業主に拡大するものである。

イ　労災保険法第27条第１号に基づき、労働者災害補償保険に特別加入することができる事業主
（労働者災害補償保険法施行規則第46条の16）

ロ　徴収法第12条の２に基づく特例メリット制の適用を受けることができる事業主
（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「徴収法施行規則」という。）第20条の２、様式第５号の３(2)（裏面））

ハ　徴収法第33条第１項に基づき、労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託することができる事業主
（徴収法施行規則第58条第２項）

2　改正後の取扱いに当たっての留意点

改正後の徴収法施行規則第20条の２に基づき、新たに徴収法第12条の２の特例メリット制の適用を受けることがで

きる事業主は、平成11年度以後に徴収法施行規則第20条の３で定める措置を講じた事業主であること。

3　関連通達の改正等の所要の整備

中小企業基本法及び本省令の改正を受けて、本日付けで別紙のとおり関連通達を改正する。

別　紙

通達の改正について

1　特別加入関係

昭和40年11月１日付基発第1454号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第２条の規定の施行について」の第２の２の(1)のイについて、「金融業、保険業、不動産業、小売業又はサービス業にあっては50人、卸売業にあっては100人」とあるところを「金融業、保険業、不動産業、小売業にあっては50人、卸売業又はサービス業にあっては100人」に改める。

2　(以下略)

基発第233号
平成13年３月30日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公印象略）

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第124号）による労働者災害補償保険制度の改正の大綱については、既に平成12年12月26日付け労働省発基第101号をもって労働事務次官より通達されたところである。

今般、同法の施行に伴い、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成13年政令第１号）、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成13年厚生労働省令第31号）及び労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件（平成13年厚生労働省告示第128号）が平成13年４月１日（介護作業従事者に関する特別加入制度の創設及び継続事業（一括有期事業含む。）における建設の事業又は立木の伐採の事業に係るメリット制の増減率の改定に係る部分については平成13年３月31日）から施行されることとなった。

ついては、下記事項に留意の上、事務処理に遺憾なきを期されたい。

(注)　(略)

記

第１　(略)

第２　介護作業従事者に係る特別加入の新設

１　改正の趣旨

高齢化の進展等に伴い、身体上又は精神上の障害がある者に対する介護サービスを担う労働力への需要が増大していることから、介護サービスの供給の必要性が高まってきており、介護作業に従事する者の就労条件を整備し、介護サービスの安定した供給を図る必要がある。

このような中で、介護サービスを供給する者には、個人家庭に使用されるために家事使用人として労働基準法及び労働者災害補償保険法が適用されない者が存在するが、当該者の就労形態は、介護保険法（平成９年法律第123号）に規定する指定居宅サービス事業者に使用され労災保険が適用される訪問介護員（ホームヘルパー）の就労形態と類似しており、労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしい者であると考えられる。

こうした観点から、平成12年１月25日の労働者災害補償保険審議会においても、介護作業に携わる者を新たに特別加入の対象に加えることについて建議がなされたこと等から、介護作業に従事する者に係る特別加入制度を新設することとしたものである。

２　改正の内容

(1)　加入対象作業（新労災則第46条の18第５号関係）

特別加入の対象となる作業（以下「加入対象作業」という。）は、介護労働者法第２条第１項に規定する介護関係業務（以下「介護関係業務」という。）に係る作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るものであること。

ア　介護関係業務とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理その他のその者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための福祉サービス又は保健医療サービスであって、介護労働者則第１条で定めるものを行う業務であるが、このうち加入対象作業は、介護関係業務に係る作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの（以下「介護作業」という。）のみであること。

イ　介護関係業務に係る作業であっても、以下のサービスに係るものは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活に支障がある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るものには含まれないので、加入対象作業とならないこと。

(ｱ)　介護労働者則第１条第17号に規定する福祉用具の貸与

(ｲ)　同条第18号に規定する福祉用具の販売

(ｳ)　同条第19号に規定する移送

(ｴ)　同条第20号に規定する食事の提供

(ｵ)　同条第22号に規定する療養上の管理及び指導

(ｶ)　同条第28号に規定する居宅サービス計画の作成、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整、介護保険施設への紹介その他の便宜の供与

(ｷ)　同条第29号に基づく「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第１条第１号から第28号までに掲げる福祉サービス又は保健医療サービスに準ずるサービス」（厚生労働大臣定め）のうち、第16号に規定する地域療育等支援事業として行われる相談、健康診査、各種福祉サービスとの調整その他の援助

ウ　入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活に支障がある者に対する、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除、買い物等の家事その他の当該者本人に必要な日常生活上の世話であり、直接本人の世話に該当しない行為（本人以外の者に係る調理、洗濯、掃除、買い物等）や日常生活上の世話に該当しない行為（草むしり、室内外家屋の修理及び植木の剪定等の園芸等）と判断される行為は含まれないこと。

(2)　加入対象者

ア　労働者以外の者であって(1)の加入対象作業に従事する者（以下「介護作業従事者」という。）を加入対象者とすること。

イ　介護作業に携わる者には、自発的に、かつ、報酬を得ないで労務を提供するいわゆるボランティアが存在するが、労災保険の特別加入制度は、労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしい者に対し、労災保険の適用を及ぼそうとするものであるから、これらの者については特別加入が認められないこと。

なお、交通費等の実費弁償として支払われるものはここでいう報酬に含まれないこと。

ウ　職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく有料職業紹介事業と介護保険法に基づく指定居宅サービス事業を併せて行っている事業者については、指定居宅サービス事業者に労働者として使用されている訪問介護員（ホームヘルパー）であっても、同一事業者が行う有料職業紹介事業の紹介により個人家庭に使用され介護保険の給付の対象とならないサービスを提供する者がおり、これらの者のついては特別加入の加入対象者となること。

これらの者が特別加入した場合には、指定居宅サービス事業者に使用されている労働者として業務を遂行している際に被災した場合は、指定居宅サービス事業者に使用される労働者として労災保険の適用を受け、個人家庭に使用され介護作業に従事する際に介護作業により被災した場合は、特別加入者として労災保険の適用を受けることとなること。

なお、これらの者については、特別加入者として介護作業に従事する日数及び時間が少ない場合があるが、特別加入者として労災保険の適用を受ける介護作業のみによる収入等を考慮のうえ給付基礎日額を希望するよう、制度を十分理解させること。

(3) 特別加入手続及び特別加入承認の基準

特別加入手続及び特別加入承認の基準は、一人親方等及び特定作業従事者の特別加入手続及び特別加入承認の基準（昭和40年11月１日付け基発第1454号（以下「基本通達」という。）の記の第２の４及び６の(2)参照）と同様とするほか、次に定めるところによること。

ア 事務の所轄（新労災則第１条第２項及び第３項関係）

特別加入申請書（告示様式第34号の10）の受付等を取り扱う労働基準監督署は、各特別加入団体の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署とし、特別加入の承認等は、当該事務所の所轄労働局長が行うものであること。

イ 承認の基準等

(ｱ) 介護作業従事者の団体についても、一人親方等の団体と同様に労災保険事務を確実に処理しうる能力を必要とするものであるが、現段階では、その団体の組織、運営方針等も十分に整備されがたいものと予想されるので、当面は、団体としての結成がなされ、その行うべき労災保険事務を、社会保険労務士又は労働保険事務組合に委託することによって、円滑に事務処理しうるような場合には、特別加入の承認を行うこととすること。

(ｲ) 有料職業紹介事業の許可基準（※）に、「その紹介により就職した者のうち介護作業に従事するものが、労災保険の特別加入を希望する場合に、団体の代表者として所定の申請を行うものであること」を加えることが予定されている（別紙１参照）。

有料職業紹介事業者が、介護作業従事者の団体の代表者である場合は、承認申請に当たって、当該団体から新労災則第46条の23第３項に掲げる書類のほか、職業安定法第32条の４に規定する許可証の写し（別紙２）を提出させること。

(※) 有料職業紹介事業の許可基準：有料の職業紹介事業を行う事業所に対する職業安定法第30条の規定による厚生労働大臣の許可の基準。

(ｳ) 特別加入の申請に対する承認の年月日は、当該申請の日の翌日から起算して14日の範囲内において申請者が加入を希望する日である。

(4) 特別加入の制限

特別加入の制限については、一人親方等及び特定作業従事者の特別加入承認の基準（基本通達の記の第２の７参照）と同様とすること。

介護作業従事者として２以上の団体の構成員となることがあり、加入要件を満たせば本人の選択によりいずれかの団体の構成員として特別加入できることとなるが、重複加入は認められないこと（新労災法第35条第２項）。また、誤って重複加入した場合は、先に加入した特別加入が優先し、後から手続した特別加入に係る保険関係は無効となることに十分留意すること。

(5) 業務上外及び通勤災害の認定

ア 業務上外の認定

(ｱ) 業務遂行性は介護労働者法第２条第１項に規定する介護関係業務に係る作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの及びこれに直接附帯する行為を行う場合に認めることとすること。

なお、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話とは、身体上又は精神上の障害があること

により日常生活に支障がある者に対する、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除、買い物等の家事その他の当該者本人に必要な日常生活上の世話であり、直接本人の世話に該当しない行為、日常生活上の世話に該当しない行為は含まないこと。

また、「直接附帯する行為」とは、生理行為、反射的行為、準備・後始末行為、必要行為、合理的行為及び緊急業務行為をいう。例えば、介護用器具の準備・片付け等が該当すること。

(イ) 業務起因性は、労働者の場合に準ずること。

イ 通勤災害の認定

介護作業従事者の住居と作業場との間の往復の実状等から、通勤災害についても労災保険の対象とし、通勤災害の認定については、労働者の場合に準ずること。

ウ 就業の場所間の移動

複数の個人家庭等に使用される介護作業従事者が行うそれぞれの就業の場所間の移動については、業務遂行性は認められないこと。また、当該行為は通勤にも該当しないこと。

(6) 保険給付の請求

ア 保険給付請求書の事業主の証明は、当該特別加入団体の代表者が行うこと。

イ 保険給付に関する事務は、当該特別加入団体の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長が行うこと（新労災則第1条第3項）。

ウ 保険給付の事務のうち、短期給付一元管理システム及び年金・一時金システムについては、特別加入者コードに「介護作業従事者」としてコード「28」を追加し、平成13年4月2日から稼働させることとしているので、同日以降入力すること。

(7) 保険給付の支給制限

保険給付の支給制限については、昭和40年12月6日付け基発第1591号通達の記の第2によること。

(8) 保険料

保険料については、一人親方等及び特定作業従事者の保険料と同様とする（基本通達の記の第2の13参照）ほか、次に定めるところによること。

ア 保険料率及び特定業種区分（新徴収則第23条及び別表第5関係）

第二種特別加入保険料率は1000分の7、作業の種類の番号は特17とされること。

イ 保険料の納付

特別加入者の保険料については、特別加入者自身が負担するのが原則であるが、個人家庭に使用される介護作業従事者については、他の特別加入者の場合と異なり、介護作業従事者を使用している個人家庭が保険料を実質負担する場合があること。

なお、本日職業安定法施行規則の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第97号）が公布され、平成13年3月31日から有料職業紹介事業者が労災保険の特別加入の関係事務を行う場合は、有料職業紹介事業者は、その紹介により就職した介護作業従事者の特別加入保険料に充てるべきものとして、手数料を徴収できるものとされたこと（別紙3参照）。

しかし、保険料について、介護作業従事者の団体が事業主とみなしてその納付義務を負うことについては、従来と同様であること。

3 その他

労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第16条第2号の規定の準用に係る同規則第17条第5号の読替え規定につき、所要の整備を行った。

第3 （以下略）

基労発第６号
平成13年12月18日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部長
（公印省略）

一人親方等特別加入者に係る給付基礎日額変更期間の改正について

一人親方等特別加入者に係る給付基礎日額変更期間については、昭和42年２月21日付け基災発第４号（以下「４号通達」という。）により指示しているところであるが、４号通達の一部を下記のとおり改めるので、今後の取扱いに遺漏のないよう万全を期されたい。

記

1　改正内容

４号通達の記の3(1)中「４月20日」を「５月20日」に改める。

2　改正の趣旨

給付基礎日額変更期間は、中小事業主等特別加入者（第一種）及び海外派遣者特別加入者（第三種）については、既に年度更新期間の５月20日までとしているところである。

しかしながら、一人親方等特別加入者（第二種）の給付基礎日額期間については４号通達により４月１日から４月20日までとなっていることから、今般すべての特別加入者に係る給付基礎日額変更期間を年度更新期間に統一し、事務処理の合理化に資するため、上記１のとおり改めることとしたものである。

3　施行日及び変更の方法

平成14年４月１日から施行する。

また、給付基礎日額の変更方法については、従来どおり給付基礎日額変更申請書（特様式第２号）によること。

4　その他

今回の改正内容については、別途送付するリーフレット等を活用し、労働保険事務組合、特別加入団体等に対し、年度更新期間前、同期間中の説明会等の機会を通じて周知徹底を図ること。

昭和42年２月21日付け基災発第４号中、特別加入者に係る
給付基礎日額変更申請書による申請期間に係る新旧対象表

改　　正	現　　行
3 (1)　中小事業主等及び一人親方等の特別加入者の給付基礎日額は、当該事業又は当該事業（作業）と同種もしくは類似の事業（作業）に使用される労働者の賃金の額その他の事情を考慮して決定されることとされているが、年度更新時において特別加入者がすでに決定された給付基礎日額の変更を希望する場合には、別紙「給付基礎日額変更申請書」（特様式第２号）（略）により５月20日までに所轄都道府県労働局長に申請させるものとする。	3 (1)　中小事業主等及び一人親方等の特別加入者の給付基礎日額は、当該事業又は当該事業（作業）と同種もしくは類似の事業（作業）に使用される労働者の賃金の額その他の事情を考慮して決定されることとされているが、年度更新時において特別加入者がすでに決定された給付基礎日額の変更を希望する場合には、別紙「給付基礎日額変更申請書」（特様式第２号）（略）により４月20日までに所轄都道府県労働局長に申請させるものとする。

基発第 0329008 号
平成14年３月29日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公印省略）

中小事業主等特別加入者に係る業務上外の認定基準の一部改正について

中小事業主等特別加入者に係る業務上外の認定基準に関する取扱いについては、昭和40年12月６日付け基発第1591号「特別加入者に係る業務上外の認定及び支給制限の取扱いについて」（以下「1591号通達」という。）により取扱ってきたところであるが、この取扱いの一部を下記のとおり改めることとしたので、事務処理に遺漏のないよう期されたい。

記

1　記の第１の１の(1)のロ及び(注)の「時間外労働」を「時間外労働又は休日労働」に改める。

2　記の第１の１の(1)のハの「就業時間（時間外労働を含む。以下同じ。）に接続して行われる準備・後始末の業務」を「イ又はロに接続して行われる業務（準備・後始末行為を含む。）」に改める。

また、(注)を全文削除する。

3　1591号通達の記の第１の２の次に第１の３として次を加える。

３　業務上外の判断についての留意点

疾病に係る業務上外の判断のために就業時間の把握を行う場合は、当該特別加入者が客観的に就業したことが明らかな時間を就業時間とすること。

4　施行日

本通達は平成14年４月１日以降に発生した災害について適用する。

基労補発第0329001号
平成14年３月29日

都道府県労働局
総務部（労働保険徴収部）長
労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

中小事業主等特別加入者に係る業務上外の認定基準の一部改正に伴う事務処理上の留意事項について

中小事業主等特別加入者（以下「特別加入者」という。）が特別加入申請書記載の所定労働時間外に就業する場合には、これまで、当該事業場の労働者が時間外労働を行っている時間の範囲（以下「労働者の就業時間」という。）内において業務遂行性を認めてきたところである。

しかしながら、災害の発生状況等から明らかに労働者に準じた業務を行っている場合についても業務遂行性を認めるべきとの不服申立てが少なからず見られ、労働保険審査会においても平成14年２月８日付け裁決書（平成11年労第138号）において、労働者の有無により一律に業務遂行性を認めないことは妥当性を欠くとの附言がなされたところである。

このような状況をも踏まえながら特別加入者に係る業務上外の認定基準の見直しを行った結果、今般、平成14年３月29日付け基発0329008号（以下「通達」という。）によりその一部改正が行われたところであるので、その運用に当たっては、下記に留意の上、事務処理に遺漏のないよう期されたい。

記

1　通達の記の２の「イ又はロに接続して行われる業務」の解釈について

通達の記の２の「イ又はロに接続して行われる業務」、すなわち、特別加入申請書別紙の業務の内容欄に記載された所定労働時間又は労働者の時間外労働・休日労働に接続して行われる業務とは、労働者とともに就業していた場所において継続して就業した（又は就業が予定される）ことをいい、例えば、当日やり残した仕事の処理、仕事全体が円滑、効率的に行われるために必要な前処理等の通常作業の準備のための作業等が考えられる。

また、当該業務の過程で、短時間の休息、休憩あるいは食事の行為があったとしても、その間を除き、前後に接続して行われる業務として取扱うものである。

なお、特別加入者が単独で行う業務が事業主本来業務であったり、労働者の出勤が予定されない休日等に特別加入者が単独で作業を行う場合はこれまでどおり補償の対象とはならないものである。

2　特別加入者の就業時間の判断についての留意点について

特別加入者の疾病に係る業務上外を判断する際に、特別加入者の長期間の就業時間の把握が必要となる場合があるが、特別加入者の就業時間については、タイムカード、業務日報、コンピュータの使用時間の記録、施錠記録等の労働者の労働実態を示す客観的資料を参考に、関係者からの聴取り等により、その就業実態を可能な限り詳細に把握し、労働者に準じた業務に就業していることが客観的に把握できた時間を就業時間として取り扱うこと。

3　周知について

労働者の就業時間に接続して行われる（又は接続が予定される）業務及び特別加入者の脳・心臓疾患等の疾病の認定に当たって、明らかに労働者に準じた業務を行っていたと認められる場合にのみ業務遂行性を認めるものであるので、その旨を特別加入を希望する事業主及び労働保険事務組合に、周知徹底すること。

2. 特別加入制度の推移

通達番号	施行日	新規適用関係	適用拡大等
40.11. 1 基発第1454号	40.11. 1	特別加入制度発足 1 常時300人（金融業、保険業、不動産業、卸売業、又はサービス業については50人）以下の労働者を使用する事業の事業主で労災保険事務組合に事務処理を委託するもの及びその事業主の行う事業に従事する者 2 次の種類の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びその者の行う事業に従事する者 イ 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業 ロ 建設の事業 ハ 漁船による水産動植物の採捕の事業 3 農作業を次の機械を使用して行う者 イ 農業用トラクター ロ 動力溝掘機、自走式防除用機械、自走式収穫用機械、自走式運搬用機械 4 職場適応訓練作業従事者	
45.10.12 基発第745号	45.10. 1	次の作業を行う家内労働者及びその補助者が対象となる。 イ プレス機械又はシャーを使用して行う金属加工の作業 ロ 研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって金属製洋食器又は刃物の製造又は加工に係るもの ハ 有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって化学物質製履物の製造又は加工に係るもの ニ 粉じん作業又は鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくはその施釉若しくは絵付けされた物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの	
48.10.15 基発第590号	48.10.15		卸売業の事業主については100人以下の労働者を使用する事業主が対象となる。
49. 2.13 基発第72号	49. 2.13		自動車を使用して行う貨物の運送の事業に通称「白ダンプ」を含める。
49. 3.23 基発第142号	49. 4. 1		次の作業を行う家内労働者及びその補助者が対象となる。 イ プレス機械若しくはシャーを使用して行う合成樹脂の加工又は旋盤、ボール盤若しくはフライス盤を使用して行う金属若しくは合成樹脂の加工の作業 ロ 研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を

通達番号	施行日	新規適用関係	適用拡大等
			用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの ハ　有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって、皮製の履物又は化学物質製若しくは皮製の鞄、袋物若しくは服装用ベルトの製造又は加工に係るもの ニ　動力織機を使用して行う作業
49. 3.25 基発第151号	49. 4. 1		農作業を次の機械を使用して行う者が対象となる。 イ　自走式田植機 ロ　自動揚水機 ハ　自動草刈機 ニ　動力カッター ホ　動力摘採機 ヘ　動力脱穀機
50. 3.29 基発第174号	50. 4. 1		次の作業を行う家内労働者及びその補助者が対象となる。 イ　プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤若しくはフライス盤を使用して行う皮、ゴム、布若しくは紙の加工の作業又は型付け機若しくは型打ち機を使用して行う金属若しくは合成樹脂の加工の作業 ロ　有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって、布製の履物、鞄、袋物又は服装用ベルトの製造又は加工に係るもの
50.11.14 基発第671号	50.11.14		業務上外の認定基準の改正
51. 9.29 基発第697号	51.10. 1	次の種類の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びその者の事業に従事する者が対象となる。 イ　林業の事業 ロ　医薬品の配置販売の事業	
52. 3.28 基発第170号	52. 4. 1		指定農業機械作業従事者に係る業務上外の認定基準の改正
52. 3.30 基発第192号	52. 4. 1	1　海外派遣者が対象となる。 2　中小事業主等について通勤災害保護制度が適用されることとなる。 ただし、一人親方等のうち自動車による旅客又は貨物の運送事業を行う者及び漁業を行う者並びにこれらの者の行う事業に従事する者、特定農作業従事者、家内労働者並びに海外派遣者は、その業務災害についてのみ保険給付が行われる（海外派遣者については、昭和55年4月からは通勤災害についても保険給付等が行われる。）。	

通達番号	施行日	新規適用関係	適用拡大等
55. 3.31 基発第156号	55. 4. 1	労働者を使用しないことを常態とする再生資源取扱業者及びその者の事業に従事する者が対象となる。	1 農作業を次の機械を使用して行う者が対象となる。 イ 動力剪定機 ロ 動力剪枝機 ハ チェーンソー ニ 単軌条式運搬機 ホ コンベアー 2 指定農業機械作業従事者に係る業務上外の認定基準の改正
56. 3.31 基発第191号	56. 4. 1		1 次の作業を行う家内労働者及びその補助者が対象となる。 イ 有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって、皮製、化学物質製若しくは布製のグラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの ロ 動力により駆動される合糸機又は撚糸機を使用して行う作業 ハ 木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの 2 自動車を使用して行う貨物の運送の事業に、通称「赤帽」を含める。
57. 7.19 基発第476号	57. 8. 1	振動障害再発防止特別援護措置に基づく職種転換訓練受講者が対象となる。 (平5.4.1をもって廃止)	
58. 3.31 基発第174号	58. 4. 1		建設の事業に従事する電気管理技術者をその作業内容、作業実態あるいはそこに内在する災害の危険性の種類等から判断して労災則第46条の17第2号の規定による特別加入者の範囲に含める。
59. 9.12 基発第483号	59.10. 1		家内労働者等の業務上外の認定基準の改正
59.10.11 基発第549号	59.11. 1		労働組合の非専従役員等の特別加入者に係る業務上外の認定の取扱い
61. 7. 7 基発第407号		作業環境適応訓練を受講する登録日雇港湾労働者を労災法第27条第5号に該当する者とした(64.1.1をもって廃止)。	
62. 3.30 基発第175号	62. 4. 1	労災保険の特別加入に係る加入時健康診断の実施 ・加入時健診を必要とする者は、特別加入者として次に掲げる業務を行う予定の者であって、かつ、特別加入前に通算してそれぞれの業務に応ずる従事期間を超えて当該業務を行ったことがある者 ① 粉じん作業を行う業務 (従事期間3年) ② 身体に振動を与える業務 (同上 1年)	

通達番号	施行日	新規適用関係	適用拡大等
		③ 鉛業務　　(同上　6カ月) ④ 有機溶剤業務 (同上　6カ月)	
元. 3.23 基発第135号	元. 4. 1	事業主団体等委託訓練従事者が対象となる。	海外派遣者の赴任途上の災害が保護の対象となる。
3. 2. 1 基発第75号			
3. 4.12 基発第259号		1 農業の事業場における土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取、又は家畜若しくは蚕の飼育の作業であって、以下に該当するものに従事する者が対象となる。 (1) 動力機械を使用するもの (2) 高さ2メートル以上におけるもの (3) 酸欠危険場所におけるもの (4) 農薬散布にかかるもの (5) 牛・馬・豚に接触し、若しくはそのおそれのあるもの 2 労働者を使用することのない労働組合等の常勤役員が行う集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合の活動に不可欠な作業に従事する者が対象となる。	
5. 4. 1 基発第244号	5. 4. 1		医薬品配置販売業の一人親方等の業務上外の認定基準の改正
6. 2.21 事務連絡	6. 2.21		自動車を使用して行う貨物の運送の事業に通称「バイク便」を含める。
8. 3. 1 基発第95号	8. 4. 1		海外派遣特別加入者に海外の中小企業の代表者等として派遣される労働者を含める。
11.12. 3 基発第695号	11.12. 3		サービス業の事業主については100人以下の労働者を使用する事業主が対象となる。
13. 3.30 基発第233号	13. 4. 1	介護作業従事者が対象となる。	
14. 3.29 基発第0329008号	14. 4. 1		中小事業主等の業務上外の認定基準の改正

3. 第２種特別加入保険料率改定経緯

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	料率改定時期															
		昭40.11	昭45.10	昭49. 4	昭50. 4	昭51.10	昭52. 4	昭55. 4	昭56. 4	昭58. 4	昭61. 4	平元. 4	平 3. 4	平 4. 4	平 7. 4	平10. 4	平13. 4
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第１号の事案（自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業）	6	→	→	→	→	→	11	12	→	15	→	→	→	→	→	→
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第２号の事業（土木、建築、その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業）	8	→	→	12	→	13	20	24	→	25	→	→	→	23	22	21
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第３号の事業（漁船による水産動植物の採捕の事業）	34	→	→	38	→	→	41	43	→	48	→	→	→	→	→	→
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第４号の事業（林業の事業）	－	－	－	－	20	21	32	33	36	44	48	→	52	→	→	53
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第５号の事業（医薬品の配置販売の事業）	－	－	－	－	6	7	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第６号の事業（再生利用の目的となる廃棄物の収集、運搬、選別、解体等の事業）	－	－	－	－	－	－	12	→	→	→	→	→	→	→	→	13
特 7	労災保険法施行規則第46条の18第１号ロの作業（農業における土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業であって、厚生労働大臣が定める種類の機械を使用するもの）	5	→	→	→	→	→	6	→	→	→	→	→	→	→	→	→
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第２号イの作業（国又は地方公共団体が実施する訓練として行われる作業のうち、求職者を作業環境に適応させるための訓練として行われる作業）	2	→	→	→	→	3	6	→	→	7	→	→	→	→	→	→
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第３号イ又はロの作業（プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業又は研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼もどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの）	－	12	→	→	→	→	→	16	→	17	→	→	18	→	→	→
特１０	労災保険法施行規則第46条の18第３号ハの作業（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第６の２に掲げる有機溶剤又は有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第１条第１項第２号の有機溶剤含有物を用いて行う作業であって、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、鞄、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの）	－	4	→	→	→	→	→	→	→	5	→	→	6	→	→	→

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	料率改定時期															
		昭40.11	昭45.10	昭49. 4	昭50. 4	昭51.10	昭52. 4	昭55. 4	昭56. 4	昭58. 4	昭61. 4	平元. 4	平 3. 4	平 4. 4	平 7. 4	平10. 4	平13. 4
特１１	労災保険法施行規則第46条の18第３号ニの作業（じん肺法（昭和35年法律第30号）第２条第１項第３号の粉じん作業又は労働安全衛生法施行令別表第４第６号の鉛化合物（以下「鉛化合物」という。）を含有する釉薬を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの）	－	12	→	→	→	→	→	16	→	→	→	→	→	→	→	17
特１２	労災保険法施行規則第46条の18第３号ホの作業（動力により駆動される合糸機、撚糸機又は織機を使用して行う作業）	－	－	3	→	→	→	→	4	→	→	→	→	→	→	→	→
特１３	労災保険法施行規則第46条の18第３号への作業（木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの	－	－	－	－	－	－	－	18	→	→	→	→	→	→	→	→
特１４	労災保険法施行規則第46条の18第２号ロの作業（国又は地方公共団体が実施する訓練として行われる作業のうち、求職者の再就職を容易にするために必要な技能を習得させるための職業訓練であって、事業主又は事業主の団体に委託されるもの（厚生労働大臣が定めるものに限る。）として行われる作業）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7	→	→	→	→	→
特１５	労災保険法施行規則第46条の18第１号イの作業（厚生労働大臣の定める規模の事業場において、土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取の事業又は家畜（家きん及びみつばちを含む。）若しくは蚕の飼育の作業で次のいずれかに該当するもの ①　動力により駆動される機械を使用する作業 ②　高さ２メートル以上の箇所における作業 ③　労働安全衛生法施行令別表第６第７号に掲げる酸素欠乏危険場所における作業 ④　農薬の散布の作業 ⑤　牛・馬又は豚に接触し、又は接触するおそれのある作業）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	8	→	→	→	→
特１６	労災保険法施行規則第46条の18第３号の作業（労働組合法（昭和24年法律第174号）第２条及び第５条第２項の規定に適合する労働組合その他これに準ずるものであって厚生労働大臣が定めるもの（常時労働者を使用するものを除く。以下「労働組合等」という。）の常勤の役員が行う集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に係る作業であって、当該労働組合等の事務所、事業場、集会場又は道路、公園その他の公共の用に供する施設におけるもの（当該作業に必要な移動を含む。））	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	6	→	→	→	→

4. 特 別 加 入 関 係 事 務 様 式

様式第34号の７	特別加入申請書（中小企業主等）	348
様式第34号の８	特別加入に関する変更届（中小企業事業主等及び一人親方等）	350
様式第34号の９	特別加入脱退申請書	351
様式第34号の10	特別加入申請書（一人親方等）	352
様式第34号の11	特別加入申請書（海外派遣者）	354
様式第34号の12	特別加入に関する変更届（海外派遣者）	356
特様式第１号	特別加入／加入脱退承認・特別加入者の給付基礎日額決定通知書	357
特様式第２号	給付基礎日額変更申請書	358
特様式第３号	特別加入／加入脱退不承認通知書	360
特様式第４号	中小事業主等・一人親方等・海外派遣者の特別加入承認取消通知書	361
特様式第５号	海外派遣に関する報告書	362
特様式第６号	海外派遣者の特別加入に係る事業の保険関係消滅届	363
特様式第７号	特別加入不承認通知書	364
特診様式第１号	じん肺健康診断証明書（特別加入用）	365
特診様式第２号	振動障害健康診断証明書（特別加入用）	367
特診様式第３号	鉛中毒健康診断証明書（特別加入用）	371
特診様式第４号	有機溶剤中毒健康診断証明書（特別加入用）	372
特診様式第５号	特別加入健康診断指示書	373
特診様式第６号	特別加入時健康診断実施依頼書	374
特診様式第７号	特別加入時健康診断申出書	375
特診様式第８号(1)	特別加入健康診断費用請求書	376
特診様式第８号(2)	内訳書（特別加入用）	377
海特様式第１号	第３種特別加入保険料申告内訳（海外派遣者）	378
海特様式第２号	第３種特別加入保険料申告内訳名簿（海外派遣者）	379

様式第34号の７

労働者災害補償保険

特別加入申請書

（中小事業主等）

① 事業主の氏名又は名称

② 申請に係る事業

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

イ 労働保険番号

ロ 名称

ハ 事業場の所在地

③ 特別加入予定者数　　人

（特別加入予定者の氏名、事業主との関係、業務の内容、業務歴及び希望する給付基礎日額は別紙のとおり。）

④ 労働保険事務の処理を委託した年月日

平成　　年　　月　　日

⑤ 労働保険事務組合の証明

上記の日より労働保険事務の処理の委託を受けていることを証明します。

平成　　年　　月　　日

労働保険事務組合の　名称

主たる事務所の所在地　　局　電話　　番

代表者の氏名　　㊞

⑥ 特別加入を希望する日（申請日の翌日から14日以内）

平成　　年　　月　　日

上記のとおり特別加入の申請をします。

（郵便番号　　－　　）

平成　　年　　月　　日

住所　　局　電話　　番

事業主の

労働局長 殿

氏名　　㊞

（法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名）

〔注意〕 1 特別加入予定者の氏名、事業主との関係、業務の内容、業務歴及び希望する給付基礎日額を別紙に記載すること。
2 「労働保険事務組合の代表者の氏名」の欄及び「事業主の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

様式第34号の７（別紙）

整理番号	特別加入予定者の氏名	事業主との関係	業務の内容		業務歴		希望する給付基礎日額	備考
			業務の具体的内容	特定業務との関係				
				イ　粉じん作業を行う業務 ロ　振動工具使用の業務 ハ　鉛業務 ニ　有機溶剤業務 ホ　該当なし	特定業務に	最初に従事した年月　年　月 従事した期間の合計　年　月		
				イ　粉じん作業を行う業務 ロ　振動工具使用の業務 ハ　鉛業務 ニ　有機溶剤業務 ホ　該当なし	特定業務に	最初に従事した年月　年　月 従事した期間の合計　年　月		
				イ　粉じん作業を行う業務 ロ　振動工具使用の業務 ハ　鉛業務 ニ　有機溶剤業務 ホ　該当なし	特定業務に	最初に従事した年月　年　月 従事した期間の合計　年　月		
				イ　粉じん作業を行う業務 ロ　振動工具使用の業務 ハ　鉛業務 ニ　有機溶剤業務 ホ　該当なし	特定業務に	最初に従事した年月　年　月 従事した期間の合計　年　月		
				イ　粉じん作業を行う業務 ロ　振動工具使用の業務 ハ　鉛業務 ニ　有機溶剤業務 ホ　該当なし	特定業務に	最初に従事した年月　年　月 従事した期間の合計　年　月		

〔注意〕

1　「事業主との関係」欄には、事業主が行う事業に従事する者について、事業主が法人その他の団体であるときはその事業における従業上の地位を、事業主が個人であるときは事業主との続柄を記載すること。

2　「業務の具体的内容」欄には、特別加入者として行う業務の具体的内容並びにその者の従事する事業の使用労働者の所定の始業及び終業の時刻を記載すること。

3　特別加入者として行う業務が「特定業務との関係」欄のイからニまでに掲げる特定業務（労働者災害補償保険法施行規則第46条の19第３項各号に掲げる業務をいう。）のいずれかに該当する場合には、その該当する特定業務の記号を○で囲むこと。

なお、イからニまでのいずれにも該当しない場合には、ホを○で囲むこと。

4　「業務歴」欄には、特別加入者として行う業務が「特定業務との関係」欄のイからニまでに掲げる特定業務のいずれかに該当する場合であって、当該特別加入予定者が過去において当該該当する特定業務に従事したことがあるときに、当該該当する特定業務に最初に従事した年月及び従事した期間の合計を記載すること。

なお、特別加入者として行う業務が「特定業務との関係」欄のイからニまでに掲げる特定業務のいずれにも該当しない場合は、「業務歴」欄には斜線を引くこと。

5　該当欄に記載することができない場合には、別紙を付して記載すること。

様式第34号の8（表面）

労働者災害補償保険

特別加入に関する変更届

（中小事業主等及び一人親方等）

特別加入者に関する事項の変更	変更事項 ＼ 変更を生じた者の氏名			
	変更後の氏名			
	業務又は作業の内容	変更前		
		変更年月日		
		変更後		
	法第33条第1号又は第3号に掲げる者との関係	変更前		
		変更後		

特別加入者の異動（特別加入者でなくなった者）	異動年月日	氏名

特別加入者の異動（新たに特別加入者になった者）	異動年月日		氏名		法第33条第1号又は第3号に掲げる者との関係	

業務又は作業の内容		業務歴		希望する給付基礎日額	備考
業務又は作業の具体的内容	特定業務との関係				
	イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ホ 該当なし	特定業務に	最初に従事した年月　年　月		
			従事した期間の合計　年　月		

変更決定を希望する日（変更届提出日の翌日から14日以内）　平成　年　月　日

上記のとおり変更を生じたので届けます。

平成　年　月　日

労働局長殿

労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

事業の名称

事業場の所在地

（郵便番号　－　）

事業主の　住所　電話　局　番

事業主の　氏名　㊞

（法人その他の団体のときはその名称及び代表者の氏名）

様式第34号の９

労働者災害補償保険

特別加入脱退申請書

① 特別加入の承認に係る事業

イ 労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

ロ 名称

ハ 事業場の所在地

② 事業主の氏名又は名称

③ 特別加入の脱退を希望する日（申請日から14日以内）

平成　　年　　月　　日

④ 申請の理由

上記のとおり特別加入脱退の申請をします。

（郵便番号　　－　　）

平成　　年　　月　　日　　住所　　電話　　局番

事業主の

労働局長 殿　　氏名　　㊞

（法人その他の団体のときはその名称及び代表者の氏名）

（注意）「事業主の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

様式第34号の10

労働者災害補償保険
特別加入申請書
（一人親方等）

① 団　体 イ 名　　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ロ 代表者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ハ 事業又は作業の種類 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
② 特別加入予定者数 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿人 （特別加入予定者の氏名、法第33条第３号に掲げる者との関係、業務又は作業の内容、業務歴及び希望する給付基礎日額は別紙のとおり。）
③ 添付する書類の名称 イ 団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ロ 業務災害の防止に関する措置の内容を記載した書類 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
④ 特別加入を希望する日（申請日の翌日から１４日以内） 平成　　年　　月　　日

上記のとおり特別加入の申請をします。

平成　　年　　月　　日

労働局長 殿

団体の
名　　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（郵便番号　　－　　）
主たる事務所の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 局 電話 番
代表者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

［注意］

1　①のハには、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第５の第２種特別加入保険料率表」の事業又は作業の種類を記載すること。

2　特別加入予定者の氏名、法第33条第３号に掲げる者との関係、業務又は作業の内容、業務歴及び希望する給付基礎日額を別紙に記載すること。

3　特別加入予定者の団体が、家内労働者又はその補助者（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第３号に掲げる作業に従事する者をいう。）の団体であるときは、③ロの記載及びその書類の添付は必要がないこと。

4　「団体の代表者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

様式第34号の10（別紙）

整理番号	特別加入予定者の氏名	法第33条第3号に掲げる者との関係	業務又は作業の内容		業務歴			希望する給付基礎日額	備考
			業務又は作業の具体的内容	特定業務との関係					
				イ　粉じん作業を行う業務 ロ　振動工具使用の業務 ハ　鉛　業　務 ニ　有機溶剤業務 ホ　該当なし	特定業務に	最初に従事した年月	年　月		
						従事した期間の合計	年　月		
				イ　粉じん作業を行う業務 ロ　振動工具使用の業務 ハ　鉛　業　務 ニ　有機溶剤業務 ホ　該当なし	特定業務に	最初に従事した年月	年　月		
						従事した期間の合計	年　月		
				イ　粉じん作業を行う業務 ロ　振動工具使用の業務 ハ　鉛　業　務 ニ　有機溶剤業務 ホ　該当なし	特定業務に	最初に従事した年月	年　月		
						従事した期間の合計	年　月		
				イ　粉じん作業を行う業務 ロ　振動工具使用の業務 ハ　鉛　業　務 ニ　有機溶剤業務 ホ　該当なし	特定業務に	最初に従事した年月	年　月		
						従事した期間の合計	年　月		
				イ　粉じん作業を行う業務 ロ　振動工具使用の業務 ハ　鉛　業　務 ニ　有機溶剤業務 ホ　該当なし	特定業務に	最初に従事した年月	年　月		
						従事した期間の合計	年　月		

〔注意〕

1　「法第33条第３号に掲げる者との関係」欄には、団体の構成員が行う事業に従事する者についてその構成員との続柄を記載すること。

2　「業務又は作業の具体的内容」欄には、特別加入者として行う業務又は作業の具体的内容を記載すること。

3　特別加入者として行う業務又は作業が「特定業務との関係」欄のイからニまでに掲げる特定業務（労働者災害補償保険法施行規則第46条の19第３項各号に掲げる業務をいう。）のいずれかに該当する場合には、その該当する特定業務の記号を○で囲むこと。

なお、イからニまでのいずれにも該当しない場合には、ホを○で囲むこと。

4　「業務歴」欄には、特別加入者として行う業務又は作業が「特定業務との関係」欄のイからニまでに掲げる特定業務のいずれかに該当する場合であって、当該特別加入予定者が過去において当該該当する特定業務に従事したことがあるときに、当該該当する特定業務に最初に従事した年月及び従事した期間の合計を記載すること。

なお、特別加入者として行う業務又は作業が「特定業務との関係」欄のイからニまでに掲げる特定業務のいずれにも該当しない場合は、「業務歴」欄には斜線を引くこと。

5　該当欄に記載することができない場合には、別紙を付して記載すること。

様式第34号の11

労働者災害補償保険

特別加入申請書

（海外派遣者）

①事業主（又は団体）	フリガナ	
	氏名又は名称	
②申請に係る事業	イ 労働保険番号	府県 / 所掌 / 管轄 / 基幹番号 / 枝番号
	フリガナ	
	ロ 名称	
	フリガナ	
	ハ 事業場の所在地	
	ニ 事業の種類	
③	特別加入予定者数 ＿＿＿＿＿＿＿＿人 （特別加入予定者の氏名、事業の名称及び所在地、事業の種類、業務又は作業の内容及び希望する給付基礎日額は別紙のとおり。）	
④	特別加入を希望する日（申請日の翌日から14日以内） 平成　　年　　月　　日	

上記のとおり特別加入の申請をします。

（郵便番号　　－　　）

平成　　年　　月　　日

住所　　電話番号　　局　　番

事業主の（又は団体）

氏名　　㊞

（法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名）

労働局長 殿

〔注意〕 1. 特別加入予定者の氏名、事業の名称及び所在地、事業の種類、業務又は作業の内容及び希望する給付基礎日額を別紙に記載すること。
2. 法第33条第6号の規定により特別加入を申請する団体は、団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類を添付すること。
3. ②のイには、すでに保険関係が成立している派遣元の労働保険番号を記載すること。
4. 「事業主（又は団体）の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

※労働基準監督署等記入欄													
第3種特別加入に係る労働保険番号（A～B）	所掌 A	管轄(1)	基幹番号	枝番号 B	各種区分（C～F・K）	管轄(2) C	保険関係等 D(イ)(ロ)(ハ)	業種 E	産業 F	特掲事業 K
郵便番号	P									
この届により作成するデータ	a 基本データ b 項目変更データ				備考					

様式第34号の11（別紙）

整理番号	特別加入予定者の氏名	派遣先		希望する給付基礎日額
		事業所の名称及び所在地	業務の内容	
				円

〔注意〕 1．「業務の内容」欄には、従事する業務又は作業の内容、身分（地位、役職名）、派遣予定期間等について記載すること。

2．特別加入予定者が派遣先の事業場において使用される労働者以外の者（例えば労働者性のない役員等）である場合には、「業務の内容」欄に当該派遣先の事業の種類、当該事業に係る労働者数及び労働者の所定労働時間も併せて記載すること。

様式第34号の12

労働者災害補償保険

特別加入に関する変更届

（海外派遣者）

特別加入者に関する事項の変更	変更事項 ＼ 変更を生じた者の氏名					
	氏名					
	派遣先の事業の名称又は事業場の所在地	変更前				
		変更年月日				
		変更後				
	派遣先の事業において従事する業務の内容	変更前				
		変更年月日				
		変更後				

特別加入者の異動	異動年月日	新たに特別加入者になった者				特別加入者でなくなった者の氏名
		氏名	派遣先の事業の名称及び所在地	派遣先の事業において従事する業務の内容	希望する給付基礎日額	

変更決定を希望する日（変更届提出日の翌日から14日以内）　平成　年　月　日

上記のとおり変更を生じたので届けます。

平成　年　月　日

労働局長 殿

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

事業の名称

（郵便番号　－　）

主たる事務所の所在地　　局　　電話番号　　番

代表者の氏名　　㊞

〔注意〕1. 氏名に変更を生じた場合には、「変更を生じた者の氏名」欄に変更前の氏名を、「氏名」欄に変更後の氏名を記載すること。
2. 「業務の内容」欄には、担当している業務又は作業の具体的な内容及び身分（地位、役職名）、派遣予定期間等を記載すること。
3. 既に派遣先の事業場において使用されている労働者が労働者以外の者（例えば労働者性のない役員等）になった場合には、「特別加入者に関する事項の変更」欄の「業務の内容」欄（変更後）に、当該派遣先の事業の種類及び当該事業に係る労働者数を記載すること。
4. 新たに特別加入者となった者が、派遣先の事業場において使用される労働者以外の者（例えば労働者性のない役員等）である場合には、「特別加入者の異動」欄の「業務の内容」欄に当該派遣先の事業の種類及び当該事業に係る労働者数を記載すること。
5. 記載すべき事項のない欄には斜線を引くこと。
6. 該当欄に記載することができない場合には、別紙を付して記載すること。
7. 「代表者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

特様式第１号

労働者災害補償保険

特別加入承認通知書
特別加入脱退
特別加入者の給付基礎日額決定

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

承認番号

平成　　年　　月　　日付けで申請のあった

中小事業主等
一人親方等　の特別　加入／加入脱退　については、
海外派遣者

平成　　年　　月　　日より別紙のとおり承認します。

ただし、下記の者については、特別加入を認めません。

特別加入を認めない者の氏名	特別加入を認めない理由

特別加入者に係る業務の内容及び給付基礎日額については、

平成　　年　　月　　日より別添内訳書のとおり決定します。

平成　　年　　月　　日

労働局長㊞

殿

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に労働大臣に対して審査請求をすることができます。

特様式第２号

労働者災害補償保険

給付基礎日額変更申請書

（特　別　加　入）

平成　　年　　月　　日

労働局長殿

労働保険番号				
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

郵便番号　　－

住　所　　電話　　局番

保険加入者の

氏　名　　㊞

（法人その他の団体のときはその名称及び代表者の氏名）

下記のとおり給付基礎日額の変更を申請します。

（　枚の内 1 枚目）

整理番号	変更を希望する特別加入者の氏名	現在の給付基礎日額	今回希望する給付基礎日額

〔注意〕

1．整理番号は中小事業主等の場合には当該事業の枝番号を、一人親方等の特別加入団体にあっては特別加入申請書における整理番号を記載すること。

2．変更を希望する特別加入者の氏名欄に記載することができないものは、別紙を付して記載すること。

3．この申請書は４部提出すること。

4．「保険加入者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

特様式第２号（続紙）

保険番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　（　枚の内　枚目）

整理番号	変更を希望する特別加入者の氏名	現在の給付基礎日額	今回希望する給付基礎日額

〔注意〕

1．整理番号は中小事業主等の場合には当該事業の枝番号を、一人親方等の特別加入団体にあっては特別加入申請書における整理番号を記載すること。

2．変更を希望する特別加入者の氏名欄に記載することができないものは、別紙を付して記載すること。

3．この申請書は４部提出すること。

特様式第3号

労働者災害補償保険

特別 加入 / 加入脱退 不承認通知書

平成　　年　　月　　日付けで申請のあった 中小事業主等 / 一人親方等 / 海外派遣者 の

特別 加入 / 加入脱退 については、下記の理由により承認しません。

承認しない理由	

平成　　年　　月　　日

労働局長 印

殿

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に労働大臣に対して審査請求することができます。

特様式第４号

労働者災害補償保険

中小事業主等
一人親方等
海外派遣者 の特別加入承認取消通知書

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	承認番号	
事業場の名称又は団体の名称							
事業場の所在地又は団体の所在地							
保険加入者の氏名又は団体の代表者氏名							

年　月　日付けで承認した上記にかかる

中小事業主等
一人親方等
海外派遣者 の特別加入について、労災保険法 第34条第３項
第35条第４項
第36条第２項 の規定により

平成　年　月　日付けをもって取消したので通知します。

承認取消理由	

平成　年　月　日

労働局長 ㊞

殿

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に労働大臣に対して審査請求をすることができます。

特様式第５号

労働者災害補償保険

海外派遣に関する報告書

整理番号	

派遣者氏名		性別	男・女
生年月日	年　月　日（　歳）		
住所			
派遣元の事業場名			
派遣先	事業の名称及び所在地		
	事業の種類及び規模	人	
派遣予定期間	年　月　日から　年　月　日まで		
派遣先における身分			
具体的な業務又は作業の内容			
派遣先における住所			
給付基礎日額	円		

上記のとおり海外派遣させるので報告します。

年　月　日

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

事業の　名称

主たる事務所の所在地　郵便番号　電話番号　局番

代表者の氏名　㊞

労働局長殿

〔注意〕
1. この報告書は、海外派遣の内容が具体的に確定したときに提出すること。
2. 「整理番号」欄には、様式第34号の11（別紙）の整理番号を記載すること。
3. 「派遣先における身分」欄には、地位、役職名等を記載すること。
4. 労働保険番号は第３種特別加入保険料に係る保険番号を記載すること。
5. 「代表者の氏名」欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

特様式第6号

労働者災害補償保険

海外派遣者の特別加入に係る事業の保険関係消滅届

①労働保険番号	派遣元事業に係る労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	第3種特別加入に係る労働保険番号及び特別加入承認年月日	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
		年　月　日				
②派遣元事業の名称・所在地	名称					
	所在地					
③保険関係の消滅年月日及び消滅事由	消滅年月日	年　月　日				
	消滅の事由					

上記のとおり届けます。

年　月　日

名　称

（郵便番号　－　）
局
電話番号　番

事業の（又は団体）　主たる事務所の所在地

代表者の氏名　㊞

労働局長 殿

〔注意〕1. この届は、保険関係消滅の日から10日以内に2部提出すること。
2. 「事業（又は団体）の代表者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

特様式第７号

労働者災害補償保険

特別加入不承認通知書

平成　　年　　月　　日付けで届出のあった「特別加入予定者」のうち、下記の者についての特別加入は認めません。

特別加入を認めない者の氏名	特別加入を認めない理由

平成　　年　　月　　日

労働局長 印

殿

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

特診様式第１号

労働者災害補償保険

じん肺健康診断証明書

（特　別　加　入　用）

１．受診者氏名等

ふりがな		生　年　月・日	年　齢	性　別
氏　名		明 大 昭　年　月　日		男・女
住　所		TEL.　（　）		

２．粉じん作業業務歴

事　業　場　名	作　業　の　内　容	期　間	年　数
		年　月から 現在まで	年　月
		年　月から 年　月まで	年　月
		年　月から 年　月まで	年　月
		年　月から 年　月まで	年　月
		年　月から 年　月まで	年　月

（注）　一人親方又は家内労働者として粉じん作業に従事した期間については、「事業場名」欄に「一人親方」又は「家内労働者」と記入すること。

〔検査方法〕

①　５のエックス線写真による検査の結果、じん肺所見(－)の者については、６．７．８の検査は必要ありません。

②　６の胸部に関する臨床検査の結果、肺結核合併(＋)(疑)の者については、７及び８の検査のうち結核精密検査を、また、肺結核以外の合併症(＋)(疑)の者については、７及び８の検査のうち肺結核以外の合併症に関する検査を行ってください。

なお、合併症り患(－)の者については、８の検査は必要ありません。

３．過去のじん肺所見（過去にじん肺所見有の場合記入）

決定年月日	じん肺管理区分

４．既　往　歴

肺　結　核	歳	心　臓　疾　患	
胸　膜　炎	歳		歳
気　管　支　炎	歳	その他の胸部疾患	
気管支拡張症	歳	＿＿＿＿	歳
気　管　支　喘　息	歳	＿＿＿＿	歳
肺　気　腫	歳	＿＿＿＿	歳

５．エックス線写真による検査（エックス線写真を添付すること。ただし、じん肺所見(－)の者を除く。）

1．撮影年月日　　年　月　日

2．写真番号

3．撮影条件　　KV

mAs

増感紙

4．エックス線写真の像

イ．小陰影の区分（0/－　0/0　0/1　1/0　1/1　1/2　2/1　2/2　3/2　3/3　3/+）

像	区　分	タイプ
粒　状　影	／	p　q　r
不整形陰影	／	

ロ．大陰影の区分（A　B　C）

ハ．付加記載事項（pl　plc　co　bu　ca　cv　em　es　px　tb）

年　月　日　医療機関の名称及び所在地

医師氏名　　㊞

（記名押印又は署名）

６．胸部に関する臨床検査

検査年月日　　年　月　日

自覚症状	呼吸困難	Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ　Ⅳ　Ⅴ	他覚所見	チアノーゼ	＋　－
	せ　き	＋　－		ばち状指	＋　－
	た　ん	＋　－		副雑音	＋　－（部位　）
	心悸亢進	＋　－			
	その他			その他	

7．肺機能検査

① 身長 [　　] m　　② 年齢 満 [　　] 歳

③ 肺活量予測値 [　　] ℓ

検査年月日	年　月　日
肺活量	ℓ
努力肺活量	ℓ
1秒量	ℓ
1秒率	□□.□ %
%肺活量	□□□.□ %
V25／身長(m)	□.□□ ℓ／sec／m
採血の部位	
採血から分析終了までの時間	分
酸素分圧	TORR
炭酸ガス分圧	TORR
肺胞気動脈血酸素分圧較差	□□.□□ TORR

判定　F（－　＋　＋＋）

年　月　日

医療機関の名称及び所在地

医師氏名　　㊞

（記名押印又は署名）

8．合併症に関する検査

検査年月日			年　月　日		
自覚症状					
結核精密検査	結核菌		塗抹	＋	－
			培養	＋	－
	エックス線特殊撮影		撮影法（　　）		
			所見		
	赤血球沈降速度		1時間値		mm
			2時間値		mm
	ツベルクリン反応		mm×		mm
肺結核以外の合併症に関する検査	結核菌	たん	塗抹	＋ －	喀出液 塗抹 ＋ －
			培養	＋ －	培養 ＋ －
	たん	量	mℓ		
		性状			
	エックス線特殊撮影		撮影法（　　）		
			所見		
その他の所見					

9．医師所見

療養の必要	有　・　無

当受診者については、この診断証明書に記載したとおりであることを証明します。

診断年月日　　平成　　年　　月　　日

医療機関の

所在地

電話　　局　　番

名称

診断担当者氏名　　㊞

（記名押印又は署名）

特診様式第２号

労働者災害補償保険
振動障害健康診断証明書
（特別加入用）

１．受診者氏名等

ふりがな		生年月日	年齢	性別
氏名		明大昭 年 月 日		男・女
住所		TEL. （ ）		

２．振動工具を使用した業務歴

事業場名	職種	従事期間	従事年数	振動業務従事年数	振動工具	振動工具の使用状況
		年 月～現在	年 月	年 月		1日平均 時間 1ヵ月平均 日
		年 月～年 月	年 月	年 月		1日平均 時間 1ヵ月平均 日
		年 月～年 月	年 月	年 月		1日平均 時間 1ヵ月平均 日
		年 月～年 月	年 月	年 月		1日平均 時間 1ヵ月平均 日
		年 月～年 月	年 月	年 月		1日平均 時間 1ヵ月平均 日
		年 月～年 月	年 月	年 月		1日平均 時間 1ヵ月平均 日

（注）一人親方等として振動工具を使用する業務に従事している期間については、「事業場名」欄には「一人親方」と記入すること。

３．これまでにかかった主な病気（ないときは×をつけて下さい。）

	高血圧	糖尿病	心臓病	関節炎	腰痛	結核	神経痛	脚気	リウマチ	耳の病気	梅毒	凍症
かかったときの年令（歳）												
受診の有無												

４．これまでに受けた負傷とその部位及び治った後に残った症状の有無

部位	頭部	手	足	胸腹部
受けたことの有無	有・無	有・無	有・無	有・無
受けたときの年令（歳）	歳	歳	歳	歳
残った症状	有・無	有・無	有・無	有・無

５．自覚症状

項目及び部位			発現	程度
末梢循環障害	手指の冷え	左	無・有	±・＋・＋＋・＋＋＋
		右	無・有	±・＋・＋＋・＋＋＋
	手指のしびれ	左	無・有	±・＋・＋＋・＋＋＋
		右	無・有	±・＋・＋＋・＋＋＋
末梢神経障害	知覚鈍麻	左	無・有	±・＋・＋＋・＋＋＋
		右	無・有	±・＋・＋＋・＋＋＋
	手指・前腕のしびれ	左	無・有	±・＋・＋＋・＋＋＋
		右	無・有	±・＋・＋＋・＋＋＋
	手指・前腕の痛み	左	無・有	±・＋・＋＋・＋＋＋
		右	無・有	±・＋・＋＋・＋＋＋
その他の自覚症状				

程度の評価は、次の区分により記入すること。

（±） わずかにある
（＋） ある
（＋＋） かなりある
（＋＋＋） ひどくある

６．レイノー現象

レイノー現象の有無	無・自訴があるが未確認・確認
確認した場合はその方法	
発現部位	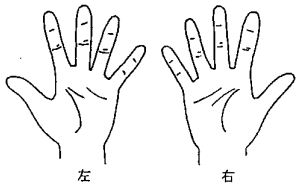 左 右 （発現部位を▨のようにぬって下さい。何節までかもはっきりさせて下さい。）

7．末梢（循環・神経）障害機能検査

(1) 常温下検査

区分		左手				右手				総合評価
		示指	中指	環指	小指	示指	中指	環指	小指	
循環機能検査	手指皮膚温（℃）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	L（　）
	爪圧迫（秒）	（　）	（　）	（　）		（　）	（　）	（　）		L（　）
神経機能検査	痛覚（g）	（　）	（　）	（　）		（　）	（　）	（　）		L（　）
	振動覚（125 Hz）	（　）	（　）	（　）		（　）	（　）	（　）		L（　）
	振動覚（　Hz）	（　）	（　）	（　）		（　）	（　）	（　）		L（　）

室温	℃	気温	℃
痛覚計の型式		検査者名	
検査年月日	平成　年　月　日	検査前の喫煙の有無	有・無

（注1）検査数値は測定値を記入すること。
（注2）（　）内は評価で、－、±、＋、＋＋、＋＋＋と記入すること。
（注3）総合評価は次の区分により記入すること。
L_0＝（－、±）　L_1＝（＋）
L_2＝（＋＋）　L_3＝（＋＋＋）

(2) 冷水負荷検査

区分		検指	負荷前	負荷開始後					終了後		回復率		総合評価
		左・右		6分	7分	8分	9分	10分（又は直後）	5分	10分	5分率	10分率	
循環機能検査	手指皮膚温（℃）	示・中・環		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）%	（　）%	L（　）
	爪圧迫（秒）	示・中・環						（　）	（　）	（　）			L（　）
神経機能検査	痛覚（g）	示・中・環						（　）	（　）	（　）			L（　）
	振動覚（125Hz）	示・中・環						（　）	（　）	（　）			L（　）
	振動覚（　Hz）	示・中・環						（　）	（　）	（　）			L（　）

室温	℃	気温	℃
負荷温度	5℃　10分間	痛覚計の型式	
検査年月日	平成　年　月　日	検査者名	

（注1）検査数値は測定値を記入すること。
（注2）（　）内は、評価で　－、±、＋、＋＋、＋＋＋と記入すること。
（注3）総合評価は、次の区分により記入すること。
L_0＝（－、±）　L_1＝（＋）
L_2＝（＋＋）　L_3＝（＋＋＋）

8．運動器（骨・関節系）障害の自覚症状・身体所見等

(1) 指、関節の症状

区分		指		手関節		肘関節	
		左	右	左	右	左	右
変形		−・＋（　）	−・＋（　）	−・＋	−・＋	−・＋	−・＋
腫脹		−・±・＋・＋・＋（　）	−・±・＋・＋・＋（　）	−・±・＋・＋・＋	−・±・＋・＋・＋	−・±・＋・＋・＋	−・±・＋・＋・＋
圧痛		−・±・＋・＋・＋（　）	−・±・＋・＋・＋（　）	−・±・＋・＋・＋	−・±・＋・＋・＋	−・±・＋・＋・＋	−・±・＋・＋・＋
運動痛		−・±・＋・＋・＋（　）	−・±・＋・＋・＋（　）	−・±・＋・＋・＋	−・±・＋・＋・＋	−・±・＋・＋・＋	−・±・＋・＋・＋
運動痛の状況							
関節の可動域	背屈（又は伸展）	（　）・	（　）・	・	・	・	・
	掌屈（又は屈曲）	（　）・	（　）・	・	・	・	・
	前腕 回内					・	・
	前腕 回外					・	・
	備考						

（注１）「指」については異常のある指名を（　）に記入すること。
（注２）障害の程度は、次の区分により記入すること。
（−）ない　（±）わずかにある
（＋）ある　（＋＋）かなりある
（＋＋＋）ひどくある
（注３）「運動痛の状況」は、例えば、最大伸展、最大屈曲時の痛み、運動域全体にわたる痛み、安静時にも痛むのように記入すること
（注４）「関節の可動域」については、測定値を記入すること。
（注５）既往症による異常については、「備考」に外傷等のように記入すること。

(2) 尺骨神経麻痺症状

区分	変形（鷲手）	紙ハサミ力低下	尺骨神経溝			
			圧痛	肥厚	脱臼	放散痛
左	−・±・＋・＋・＋	−・±・＋・＋・＋	−・±・＋・＋・＋	−・±・＋・＋・＋	−・±・＋	−・±・＋・＋・＋
右	−・±・＋・＋・＋	−・±・＋・＋・＋	−・±・＋・＋・＋	−・±・＋・＋・＋	−・±・＋	−・±・＋・＋・＋

(3) 既往歴・障害

(4) その他の所見

9．運動機能検査

(1) 瞬発握力（２回法）　〔利き手　左・右〕

握力	1回目	2回目	1、2回目の大きい方
左手（kg）			
右手（kg）			

(2) つまみ力

	示指（kg）	中指（kg）
左手		
右手		

(3) タッピング数（30秒）

	示指	中指
左手（回）		
右手（回）		

(4) 骨、関節、筋肉、腱等の検査

10. その他の検査

(1) 聴　　力

		125Hz	250Hz	500Hz	1000Hz	2000Hz	4000Hz	8000Hz
気導	右							
	左							
骨導	右							
	左							

(2) エックス線

手関節		肘関節	
左	右	左	右

(3) 血　　圧

～　　mmHg

(4) その他の検査
(指先容積脈波等)

11. 症状・検査結果等に関する医師所見

(1) 検査結果

末梢循環障害	著明に認められる。　認められる。　認められない。
末梢神経障害	著明に認められる。　認められる。　認められない。
運動機能障害	著明に認められる。　認められる。　認められない。
その他の異常	

(2) 類似疾患との鑑別所見

(3) 医師総合所見

(総合所見及びその他参考となる事項)

健康管理区分の所見	管理C　・　管理C以外

当受診者については、この診断証明書に記載したとおりであることを証明します。

診断年月日　　平成　　年　　月　　日

所在地

医療機関の　　TEL.

名　　称

診断担当者氏名　　㊞

(記名押印又は署名)

特診様式第３号

労働者災害補償保険

鉛中毒健康診断証明書

（特別加入用）

１．受診者氏名等

ふりがな		生年月日	年齢	性別
氏名		明 大 昭　年　月　日		男・女
住所		TEL.　（　）		

２．鉛又は鉛化合物使用の業務歴

事業場名	作業の内容	従事期間	従事年数	鉛使用状況
（現在）		年　月から 現在まで	年　ヵ月	１日平均　時間 １ヵ月平均　日
		年　月から 年　月まで	年　ヵ月	１日平均　時間 １ヵ月平均　日
		年　月から 年　月まで	年　ヵ月	１日平均　時間 １ヵ月平均　日
		年　月から 年　月まで	年　ヵ月	１日平均　時間 １ヵ月平均　日
		年　月から 年　月まで	年　ヵ月	１日平均　時間 １ヵ月平均　日
		年　月から 年　月まで	年　ヵ月	１日平均　時間 １ヵ月平均　日

（注）家内労働者として鉛又は鉛化合物使用の業務に従事している期間については「事業場名」欄には、「家内労働者」と記入すること。

３．自覚症状又は他覚症状

食欲不振		関節痛	
便秘		筋肉痛	
腹部の不快感		蒼白	
腹部の疝痛		易労感	
その他の消化器障害		倦怠感	
四肢の伸筋麻痺		嗜眠障害	
四肢の知覚異常		焦燥感	
その他の末梢神経障害		その他の自覚症状又は他覚症状	

４．血液

血色素量（g／dl）	
赤血球数（万／mm³）	
鉛量（μg／dl）	

５．尿

デルタアミノレブリン酸（mg／l）	

６．医師所見

	療養の必要
	有・無

（注）医師が特に必要と認めたため実施した検査については、医師所見欄に当該検査項目及び数値を記入すること。

当受診者については、この証明書に記載したとおりであることを証明します。

診断年月日　　平成　年　月　日

医療機関の　所在地

TEL.

名称

診断担当者氏名　　㊞

（記名押印又は署名）

特診様式第４号

労働者災害補償保険

有機溶剤中毒健康診断証明書

（特　別　加　入　用）

１．受診者氏名等

ふりがな		生年月日	年齢	性別
氏名		明大昭　年　月　日		男・女
住所		TEL.　（　）		

２．有機溶剤使用業務歴

事業場名等	作業の内容	従事期間	従事年数	取扱った有機溶剤の名称	１日当りの作業条件
（現在）		年　月から 現在まで	年　ヵ月		ppm 時間
		年　月から 年　月まで	年　ヵ月		ppm 時間
		年　月から 年　月まで	年　ヵ月		ppm 時間
		年　月から 年　月まで	年　ヵ月		ppm 時間
		年　月から 年　月まで	年　ヵ月		ppm 時間
		年　月から 年　月まで	年　ヵ月		ppm 時間

（注）　一人親方又は家内労働者として有機溶剤使用の業務に従事した期間については、「事業場名」欄に「一人親方」又は「家内労働者」と記入すること。

３．自覚症状

頭重・頭痛	
めまい	
焦燥感	
不眠	
もの忘れ	
不安感	
しびれ感	
倦怠感	
心悸こう進	
食欲不振	
悪心	
嘔吐	
胃痛	
腹痛	
その他（　）	

４．皮膚又は粘膜の症状

急性又は慢性皮膚炎	
爪炎、爪囲炎	
結膜炎、角膜炎	
鼻炎等上気道の炎症	
その他（　）	

５．精神障害

健忘	
幻覚	
意欲減退	
痴呆	
その他（　）	

６．神経・筋・感覚器症状

四肢の知覚障害、運動障害又は筋萎縮	
視力減退、視野・色視野の狭窄	
中枢神経障害	
その他（　）	

７．血液・尿検査

血	貧血	血色素量（g／dl）	
		赤血球数（万／mm³）	
	肝機能	ＧＯＴ（IU／l）	
		ＧＰＴ（IU／l）	
		γ-GTP（IU／l）	
		肝機能障害の有無	有・無
尿	腎機能	蛋白	
		腎機能障害の有無	有・無

	有機溶剤の名称	検査内容	
尿中代謝物	キシレン	1. 尿中のメチル馬尿酸	g／l
	N·N-ジメチルホルムアミド	1. 尿中のN-メチルホルムアミド	mg／l
	スチレン	1. 尿中のマンデル酸	g／l
	テトラクロルエチレン	1. 尿中のトリクロル酢酸	mg／l
		2. 尿中の総三塩化物	mg／l
	1·1·1-トリクロルエタン	1. 尿中のトリクロル酢酸	mg／l
		2. 尿中の総三塩化物	mg／l
	トリクロルエチレン	1. 尿中のトリクロル酢酸	mg／l
		2. 尿中の総三塩化物	mg／l
	トルエン	1. 尿中の馬尿酸	g／l
	ノルマルヘキサン	1. 尿中の2·5-ヘキサンジオン	mg／l

８．医師所見

	療養の必要 有・無

（注）医師が特に必要と認めたため実施した検査については、医師所見欄に当該検査項目及び数値を記入すること。

当受診者については、この証明書に記載したとおりであることを証明します。

診断年月日

平成　年　月　日

医療機関の　所在地

TEL.

名称

診断担当者氏名　㊞

（記名押印又は署名）

特診様式第５号

平成　　年　　月　　日

殿

労働基準監督署長　㊞

労働者災害補償保険

特別加入健康診断指示書

労災保険の特別加入に際し必要がありますので、下記により健康診断を行うよう通知します。

記

整理番号	健康診断を受ける必要のある者の氏名	診断実施機関		健康診断実施期間
		名　称		平成　年　月　日
		所在地	TEL	～ 平成　年　月　日
		名　称		平成　年　月　日
		所在地	TEL	～ 平成　年　月　日
		名　称		平成　年　月　日
		所在地	TEL	～ 平成　年　月　日
		名　称		平成　年　月　日
		所在地	TEL	～ 平成　年　月　日

〔受診に当たっての留意点〕

イ．健康診断は、指定された診断実施機関で指定された期間内に受診すること。

ロ．当該健康診断は無料で受けられるので、受診の際は必ず別添「特別加入時健康診断実施依頼書」及び所定の健康診断証明書用紙を診断実施機関に提出すること。
　なお、健康診断証明書の１及び２欄については前もって記入しておくこと。

ハ．受診日については、診断実施機関の都合もあるのであらかじめ連絡をとって決めること。

ニ．健診実施後は「健康診断証明書」を診断実施機関から受け取り、個々の特別加入予定者の健康診断証明書をとりまとめ、特別加入申請書又は変更届に添付して労働基準監督署長に提出すること。
　なお、新規に特別加入団体の承認を受ける場合で、既に特別加入申請書が労働基準監督署に提出済の場合は、健康診断証明書をそのまま提出すること。

特診様式第６号

労働者災害補償保険
特別加入時健康診断実施依頼書

病院院長殿

下記の者について、健康の状態を証明する書類が必要ですので、所定の健康診断証明書による検査及び診断を依頼します。

平成　　年　　月　　日

労働局　　労働基準監督署長㊞

住所

TEL

①受診者の氏名		住所	
②作業従事歴	作業の内容	従事期間	取扱い工具（又は材料）名又は作業態様
③実施する健康診断の種類	イ．じん肺健康診断　ロ．振動障害健康診断　ハ．鉛中毒健康診断　ニ．有機溶剤中毒健康診断		
④使用する健康診断証明書の種類	イ．じん肺健康診断証明書　ハ．鉛中毒健康診断証明書 ロ．振動障害健康診断証明書　ニ．有機溶剤中毒健康診断証明書		
⑤健康診断の実施期日	平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までの間		
⑥所属する事業場又は特別加入団体	労働保険番号　府県｜所掌｜管轄｜基幹番号｜枝番号 名称 住所　TEL 代表者の氏名　㊞		

〔注意事項〕

イ．健康診断は、⑤の期間内に実施して下さい。

ロ．健康診断の証明は、④の健康診断証明書を用いて行って下さい。

ハ．検査費用等については、「特別加入健康診断費用請求書」により労働基準監督署長を経由して所轄労働局長に請求して下さい。

ニ．「代表者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができます。

特診様式第７号

労働者災害補償保険

特別加入時健康診断申出書

労働基準監督署長殿

下記の者について健康診断証明書の提出が必要ですので、「特別加入健康診断指示書」の交付をお願いします。

平成　　年　　月　　日

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

事業主又は
特別加入団体の　住所

（名称）

氏名　　㊞

特別加入団体の場合には、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名

特別加入予定者のうち健康診断が必要な者	特別加入予定年月日	特別加入予定者の作業の内容及び作業に用いる工具（又は材料、薬品等）の名称	左記の業務に特別加入前に従事した期間	実施すべき健康診断の種類（該当する項を○で囲むこと）
			年　月から 年　月まで 年　月間	イ．じん肺健康診断 ロ．振動障害健康診断 ハ．鉛中毒健康診断 ニ．有機溶剤中毒健康診断
			年　月から 年　月まで 年　月間	イ．じん肺健康診断 ロ．振動障害健康診断 ハ．鉛中毒健康診断 ニ．有機溶剤中毒健康診断
			年　月から 年　月まで 年　月間	イ．じん肺健康診断 ロ．振動障害健康診断 ハ．鉛中毒健康診断 ニ．有機溶剤中毒健康診断
			年　月から 年　月まで 年　月間	イ．じん肺健康診断 ロ．振動障害健康診断 ハ．鉛中毒健康診断 ニ．有機溶剤中毒健康診断

労働保険事務組合の証明

労働保険事務の処理の委託を｛受けている／受ける予定である｝ことを証明します。

平成　　年　　月　　日

認可記号番号　　第　　号

名称

労働保険事務組合の　主たる事務所の所在地　　局番

電話

代表者の氏名　　㊞

支出決定書

局　長	部　長	課　長	補　佐	係　長	係

決　定　年　月　日 平成　年　月　日	支　出　金　額	千	円

特診様式第８号（１）

労働者災害補償保険

特別加入健康診断費用請求書

請　求　金　額	千	円
内訳書添付件数	枚	

＿＿＿＿＿＿ほか＿＿＿＿名に対する健診費用の内訳は別添内訳書のとおり。

上記の金額を請求します。

平成　　年　　月　　日

請求人の
住　所（所在地）　□□□-□□□□
名　称（病院等の名称）
責任者氏名　　㊞（記名押印又は署名）
電話（　　）局　　番

支出官　　労働局長殿

（　　労働基準監督署長経由）

上記検査費用は、右記銀行の口座へ振り込んで下さい。	銀行名	銀行　　支店	普通 当座
	口座名		
	口座番号	第　　号	

特診様式第８号(2)

内　訳　書（特別加入用）

受診者	氏名		住所	
	所属する事業場又は特別加入団体の	労働保険番号	府県 / 所掌 / 管轄 / 基幹番号 / 枝番号	
		名　　称		
		住　　所		
			TEL　（　）	

項　目	検査の内訳	点数	金額	備考
検査料		点	円	
画像診断料				
その他				
診断書料				
合計				

検査年月日　平成　　年　　月　　日

海特様式第１号

第３種特別加入保険料申告内訳
（海外派遣者）

平成１３年度確定
平成１４年度概算

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
		1			3

給付基礎日額	保険料算定基礎額	平成13年度確定保険料		平成14年度概算保険料	
		特別加入者数	保険料算定基礎額計	特別加入者数	保険料算定基礎額計
20,000円	7,300,000円				
18,000円	6,570,000円				
16,000円	5,840,000円				
14,000円	5,110,000円				
12,000円	4,380,000円				
10,000円	3,650,000円				
9,000円	3,285,000円				
8,000円	2,920,000円				
7,000円	2,555,000円				
6,000円	2,190,000円				
5,000円	1,825,000円				
4,000円	1,460,000円				
3,500円	1,277,500円				
小計	特例計算以外の者	人	円	人	円
	特例計算の者	人	円	人	円
合計		人	円	人	円
保険料算定基礎額総計		①	千円	②	千円
第３種特別加入保険料率		③	１，０００分の６	④	１，０００分の６
保険料額		①×③		②×④	

上記のとおり報告します。

平成　　年　　月　　日

（郵便番号　　－　　）
電話（　　）－（　　）
番

労働局労働保険特別会計歳入徴収官　殿

事業主
住所
記名押印又は署名
氏名　　㊞
（法人のときはその名称及び代表者の氏名）

（注）平成14年度概算保険料の記載にあたっては、申告時において特別加入の承認を受けている者のみを記載し、これから承認を受ける見込の者は記載しないこと。
　平成13年度確定保険料、平成14年度概算保険料の上段には特例計算以外の者、下段には特例計算の者を記載すること。

労働保険の事務組合
（郵便番号　　－　　）
電話（　　）－（　　）
番
所在地
名称
記名押印又は署名
代表者氏名　　㊞
（労働保険事務組合に委託している場合のみ記載）

海特様式第２号

第３種特別加入保険料申告内訳名簿
（海外派遣者）

枚のうち　　枚目

平成１３年度
平成１４年度

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
		1			3

① 平成13年度 整理番号	② 特別加入者 （派遣者）氏名	③ 派遣者 区分	④ 派遣先国名	⑤ 平成１３年度 給付基礎日額	⑥ 給付基礎日額 区分	⑦ 平成１４年度 給付基礎日額	⑧ 平成14年度 整理番号
		協　労 代			継　変 退		
		協　労 代			継　変 退		
		協　労 代			継　変 退		
		協　労 代			継　変 退		
		協　労 代			継　変 退		
		協　労 代			継　変 退		
		協　労 代			継　変 退		
		協　労 代			継　変 退		
		協　労 代			継　変 退		
		協　労 代			継　変 退		

上記のとおり報告します。

（郵便番号　　－　　）
電話（　　）－（　　）
番

平成　　年　　月　　日

労働局労働保険特別会計歳入徴収官　殿

事業主　住　所

記名押印又は署名

氏　名　　㊞

（法人のときはその名称及び代表者の氏名）

労働保険の事務組合

（郵便番号　　－　　）
電話（　　）－（　　）
番

所在地

名　称

記名押印又は署名

代表者氏名　　㊞

（労働保険事務組合に委託している場合のみ記載）

（注）１．名簿には、平成13年度中に特別加入者であった者及び申告時において特別加入の承認を受けている者のみを記載し、これから承認を受ける見込みの者は記載しないこと。
２．派遣者区分欄は、JICA等の技術協力の実施の事業を行う団体から派遣されている者の場合は㊐、日本国内の事業から「労働者」として派遣されている者の場合は㊊、日本国内の事業から「中小事業の代表者等」として派遣されている者の場合は㊍と表示すること。
３．給付基礎日額区分欄は、給付基礎日額が平成13年度と平成14年度が同額の場合は㊐、変更を希望する場合は㊋、脱退者は㊎と表示すること。
４．平成14年度整理番号は脱退者を除き、１番より整理番号を振り出すこと。